（旧） 土木工事特記仕様書（Ｈ１９年度版）	新土木工事特記仕様書改訂（案）（Ｈ２１年度版）	区分	改定理由
第 1 編 共 通 編	**第 1 編 共 通 編**		
第 1 章 総 則	**第 1 章 総 則**		
第１節 総 則	**第１節 総 則**		
特仕1-1-1 適 用	**特仕1-1-1 適 用**		
１．国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事の施工は、下記に示す図書のほか、この土木工事**特記仕様書**（以下「特仕」という。）によるものとする。	１．国土交通省中部地方整備局の施行する土木工事の施工は、下記に示す図書のほか、この土木工事**特記仕様書**（以下「特仕」という。）によるものとする。	＊削除 ＊変更	・共仕等の改定
中部地方建設局 土木工事請負契約関係規程集（以下「規程集」という。）（平成10年７月） 国土交通省 土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成19年９月） 中部地方整備局 土木工事施工管理基準（案）（以下「施工管理基準等」という。）（平成19年９月） 中部地方整備局 土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。）（平成18年４月）	国土交通省 土木工事共通仕様書（以下「共仕」という。）（平成21年９月） 中部地方整備局 土木工事施工管理基準（案）（以下「施工管理基準等」という。）（平成21年９月） 中部地方整備局 土木工事数量算出要領（以下「数量算出要領」という。）（平成19年11月）		
２．「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事**追加特記仕様書**（以下「追特仕」という。）によるものとする。	２．「共仕」「特仕」に規定のない事項については別に定める土木工事**追加特記仕様書**（以下「追特仕」という。）によるものとする。		
３．「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。	３．「共仕」「特仕」「追特仕」の記載内容の優先については、「追特仕」、「特仕」、「共仕」の順によるものとする。		
４．該当しない工種については、適用しないものとする。	４．該当しない工種については、適用しないものとする。		
５．「共仕」記載の「**特記仕様書**」は、「**追加特記仕様書**」と読み替えるものとする。	５．「共仕」記載の「**特記仕様書**」は、「**追加特記仕様書**」と読み替えるものとする。		
特仕1-1-2 用語の定義	**特仕1-1-2 用語の定義**		
１．**設計図書**とは、「共仕」第１編第１章1-1-2 用語の定義６．のほかに「追特仕」をいう。	１．**設計図書**とは、「共仕」第１編第１章1-1-2 用語の定義６．のほかに「追特仕」をいう。		
２．**仕様書**とは、「共仕」第１編第１章1-1-2 用語の定義７．のほかに「追特仕」をいう。	２．**仕様書**とは、「共仕」第１編第１章1-1-2 用語の定義７．のほかに「追特仕」をいう。		
３．「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。	３．「追特仕」とは、「共仕」、「特仕」を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。		
４．受理とは、**契約図書**に基づき、請負者、監督職員が相互に**提出**された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	４．受理とは、**契約図書**に基づき、請負者、監督職員が相互に**提出**された書面を受け取り、内容を把握することをいう。		
５．設計図書の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、請負者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。	５．設計図書の他に交付する「見積参考資料」とは、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第１条でいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、請負者の責任において定めるものとする。なお、「見積参考資料」の有効期限は、本工事の入札（見積）日までとする。		
特仕1-1-3 設計図書の照査等	**特仕1-1-3 設計図書の照査等**		
１．「**設計図書**の照査ガイドライン」の対象工種を含む場合は、対象工事とする。	１．「**設計図書**の照査ガイドライン」の対象工種を含む場合は、照査要領（案）に基づき照査を実施するものとする。	＊変更	
２．請負者は、設計図書において「工事監理連絡会」の開催の試行工事であることを明示された場合は、工事着手前に当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を設置し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確認、その実施者、負担者を明確とするものである。 請負業者は、「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等（構造物等）を確認する必要がある場合は、書面により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が請負者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。	２．請負者は、設計図書において「工事監理連絡会」の開催工事であることを明示された場合は、当該工事の施工業者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事監理連絡会」を必要な時期に開催し、当該工事に関し必要な設計変更の内容の確認、その実施者、負担者を明確にするものとする。 請負者は、「設計図書の照査ガイドライン」により設計照査等を実施し、現場不一致及び設計意図等（構造物等）を確認する必要がある場合は、書面により発注者に「工事監理連絡会」の開催を要請するものとする。また、発注者が請負者に設計意図を伝達する必要があると判断した場合は、発注者の発議により開催する場合がある。	＊変更 ＊変更	

特仕1-1-4　施工計画書

1．請負代金額が２千万円以下の工事・単価契約工事については、**設計図書**に示す場合を除き、「共仕」第１編1-1-4施工計画書の１項の（３）～（８）・(10）の事項は省略することができるものとする。

2．請負者は、「共仕」に基づく施工計画書の**提出**に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。

3．総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書で請負者が提案した内容を全て施工計画書に記載しなければならない。ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案については、施工計画書に記載してはならない。

特仕1-1-5　工事カルテ作成、登録

1．請負者は、完成時に作成する工事実績情報としての「工事カルテ」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。

特仕1-1-10　施工体制台帳

1．請負者は、監理技術者を置く工事にあっては、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に**提出**するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

2．請負者は、監理技術者を置く工事にあっては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

＜名札の例＞

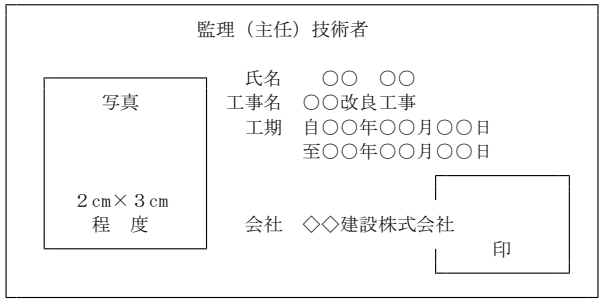

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注２）所属会社の社印とする。

3．施工体系図に記述する工事内容は、**契約図書**の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

特仕1-1-12　調査・試験に対する協力

1．請負者は、**設計図書**において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに提出するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

特仕1-1-4　施工計画書

1．請負代金額が２千万円以下の工事・単価契約工事については、**設計図書**に示す場合を除き、「共仕」第１編1-1-4施工計画書の１項の（３）～（８）・(10）の事項は省略することができるものとする。

2．請負者は、「共仕」に基づく施工計画書の**提出**に際して、その内容のヒアリングを総括監督員から求められたときは応じなければならない。

3．総合評価落札方式を適用して入札手続きを行った工事を受注した請負者は、技術提案書で請負者が提案した内容を全て施工計画書に記載しなければならない。ただし、技術提案書の提案のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案については、施工計画書に記載してはならない。

特仕1-1-5　工事カルテ作成、登録

1．「共仕」第1編1-1-5の「工事カルテ」は「登録のための確認のお願い」に、「工事カルテ受領書」は、「登録内容確認書」にそれぞれを読み替えるものとする。　＊修正　・コリンズの新システム化

2．請負者は、完成時に作成する工事実績情報としての「登録のための確認のお願い」は最終契約変更の内容を登録しなければならない。　＊修正　・コリンズの新システム化

特仕1-1-10　施工体制台帳

1．請負者は、監理技術者を置く工事にあっては、所定の様式により施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に**提出**するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

2．請負者は、監理技術者を置く工事にあっては、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

＜名札の例＞

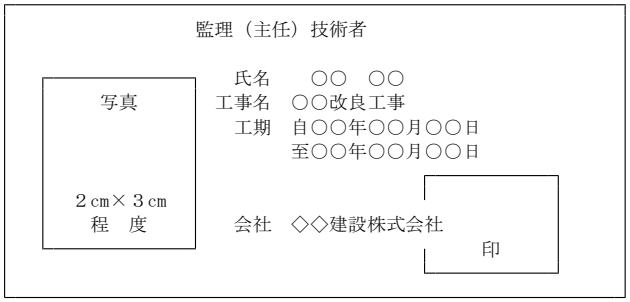

注１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注２）所属会社の社印とする。

3．施工体系図に記述する工事内容は、**契約図書**の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

特仕1-1-12　調査・試験に対する協力

1．請負者は、**設計図書**において諸経費動向調査の対象工事であることを明示された場合は、別途調査要領等に基づき調査票の作成を行い、調査票は工事完了後速やかに提出するものとする。また、調査票の聴き取り調査を実施する場合はこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

２．請負者は、設計図書において施工合理化調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。また、打合せは下記により行わなければならない。 ・調査着手前 ・調査完了後 ・その他監督職員が必要と認めたとき	２．請負者は、設計図書において施工形態動向調査の対象工事であることを明示された場合は、調査にあたって調査職員と打合せの上実施するものとする。	＊修正	・土木工事標準歩掛改定のための調査として、従前は「施工合理化調査」を行っていたが、昨年度から「施工形態動向調査」を基本とすることになったため。
特仕1-1-18　建設副産物	**特仕1-1-18　建設副産物**		
１．請負者は、**設計図書**において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行う。 なお、これにより難い場合には、監督職員と**協議**しなければならない。	１．請負者は、**設計図書**において建設発生土情報交換システムの対象工事であることを明示された場合は、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行う。 なお、これにより難い場合には、監督職員と**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
２．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 （１）請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、**設計図書**に積算条件を示しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。 但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は**設計図書**について監督職員と**協議**しなければならない。 （２）請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に**報告**しなければならない。 ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 なお、書面は「建設 リサイクルガイドライン（平成14年５月）」に定めた様式１「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式２「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。 （３）単価契約等の場合は（１）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。 請負者は本作業において１件の指示書の作業内容が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」第９条第１項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。	２．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置 （１）請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化については、**設計図書**に積算条件を示しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。 但し、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。 （２）請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に**報告**しなければならない。 ・再資源化等が完了した年月日 ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用 なお、書面は「建設 リサイクルガイドライン（平成14年５月）」に定めた様式１「再生資源利用計画書（実施書）」及び様式２「再生資源利用促進計画書（実施書）」を兼ねるものとする。 （３）単価契約等の場合は（１）の「なお、本工事における」以前を下記に読替えるものとする。 請負者は本作業において１件の指示書の作業内容が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という」第９条第１項に該当する場合は、本法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。	＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・表現の統一
３．建設副産物情報交換システムの登録 請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督職員と**協議**しなければならない。 ４．建設副産物情報交換システムの活用 1)請負者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に提示するものとする。 2)請負者は、建設リサイクル法第１１条の対象工事については、施工計画書提出時において、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、建設リサイクル法第１１条様式（様式イ・ロ）を作成・印刷し、監督職員に提示する。	３．建設副産物情報交換システムの登録 請負金額が100万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督職員と**協議**するものとする。 ４．建設副産物情報交換システムの活用 1)請負者は、施工計画書提出時、及び工事完成時に、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成・印刷し、発注者に提示するものとする。 2)請負者は、建設リサイクル法第１１条の対象工事については、施工計画書提出時において、発注者への報告書式として、建設副産物情報交換システムのCREDAS機能を使用して、建設リサイクル法第１１条様式（様式イ・ロ）を作成・印刷し、監督職員に提示する。	＊修正	・表現の統一

特仕1-1-23　施 工 管 理

１．**設計図書**に(　)書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする

２．数量総括表の（　）書数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。

特仕1-1-26　工事中の安全確保

１．「共仕」第１編1-1-26 工事中の安全確保の第１項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長　平成６年11月１日、最終改正国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長　平成17年３月31日）によるものとする。

２．情報ＢＯＸ等の埋設管路の事故防止

（１）総則

本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報ＢＯＸ・ＩＲＮ（以下「情報ＢＯＸ」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。

なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は下記のとおりとする。

①　情報ＢＯＸが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事。（路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。）

②　橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。（橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む）

（２）事故防止に関する施工手順

1)　請負者は、図１－１に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、**施工計画書**に記載し、監督職員に**提出**しなければならない。この者を変更した場合も同様とする。

2)　発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。

3)　請負者は、上記　2）の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と**協議**するものとする。

なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。

4)　請負者は、上記　3）の結果に基づき、監督職員及び入溝者（代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の**立会**のもと埋設物件の試掘位置を、（３）１）項に基づき決定するとともに、情報BOXの［試掘に係る確認書］（以下「確認書」という）を取りまとめ、様式－１により、監督職員に**報告**しなければならない。

5)　埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で**立会**させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、（３）２）項により安全施工の徹底について教育しなければならない。

また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。

また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の**立会**を求めることができる。

なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で**報告**するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－２により、監督職員に**報告**しなければならない。

6)　埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－３により、監督職員へ**報告**しなければならない。

特仕1-1-23　施 工 管 理

１．**設計図書**に(　)書の寸法を明示した項目には、規格値を適用しないものとする。

２．数量総括表の（　）書数量は、「数量算出要領」に基づき算出されたもので参考数値とする。

特仕1-1-26　工事中の安全確保

１．「共仕」第１編1-1-26 工事中の安全確保の第１項でいう建設機械施工安全技術指針は、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長　平成６年11月１日、最終改正国土交通省大臣官房技術調査課長・総合政策局建設施工企画課長　平成17年３月31日）によるものとする。

２．地下埋設物の近接作業における事故防止については、「地下埋設物の事故防止マニュアル」（平成20年６月13日付け国部整技管第４６号、国部整河工第８号、国部整道工第39号）によるものとする。

３．情報ＢＯＸ等の埋設管路の事故防止

（１）総則

本項目は、中部地方整備局が管理する国道に埋設及び添架されている情報ＢＯＸ・ＩＲＮ（以下「情報ＢＯＸ」という）施設の周辺で行われる工事による事故を未然に防止し、これら施設の安全確保及び各種管理台帳の精度の一層の充実を図るために、統一的な手順・方法・確認等を取りまとめたものである。

なお、本工事の対象工事（以下「工事」という）は下記のとおりとする。

①　情報ＢＯＸが埋設されている区間において、掘削及び付属物の建込みを伴う工事。（路面切削工・舗装打替工・管路推進工・舗装切断等を含む。）

②　橋梁等に添架されている情報BOXの移設及び撤去を伴う工事。（橋梁補修工・トンネル補修工・橋梁補強工・塗装工等含む）

（２）事故防止に関する施工手順

1)　請負者は、図１－１に示す情報BOXの「事故防止のための手順」に従い、必要な措置を講ずるものとし、工事着手に先立ち当該措置の技術上の管理を担当する埋設物責任者（主任技術者又は監理技術者とする）を選任の上、**施工計画書**に記載し、監督職員に**提出**するものとする。この者を変更した場合も同様とする。

2)　発注者は埋設物責任者に、工事着手前の準備にあたり、工事完成図・道路台帳・情報BOX台帳等必要な資料を貸与するものとする。

3)　請負者は、上記　2）の各種台帳等での位置把握を行った後、ケーブル探索器を使用し、情報BOXの位置確認及び現場位置出し（各点のマーキング等）を行うとともに、埋設物責任者はその結果を書面に取りまとめ、監督職員と**協議**するものとする。

なお、ケーブル探索器については、必要に応じ発注者から貸与するものとする。

4)　請負者は、上記　3）の結果に基づき、監督職員及び入溝者（代表者が決定している場合は代表者でも可とする。）の**立会**のもと埋設物件の試掘位置を、（３）１）項に基づき決定するとともに、情報BOXの［試掘に係る確認書］（以下「確認書」という）を取りまとめ、様式－１により、監督職員に**報告**しなければならない。

5)　埋設物責任者は試掘前に試掘施工担当作業員を現地で**立会**させ埋設物件及び試掘位置の再確認を行うとともに、（３）２）項により安全施工の徹底について教育しなければならない。

また、試掘の結果埋設位置が不明の場合は再度、埋設位置の再確認を行い試掘を行わなければならない。

また、試掘に当たっては必要に応じ、監督職員等の**立会**を求めることができる。

なお、作業日毎の試掘結果を監督職員に電話等で**報告**するとともに、試掘完了後は情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－２により、監督職員に**報告**しなければならない。

6)　埋設物責任者は工事施工完了後、情報BOXの埋設位置の変更があった場合は、埋設標等の設置を行うとともに各管理台帳図書の修正及び現場写真を添え、情報BOXの確認書を取りまとめ、様式－３により、監督職員へ**報告**しなければならない。

＊修正	・誤植
＊新規	・通知に伴う新規追加
＊修正	・表現の統一

7） 監督職員は、上記　6）の**報告**を受けた場合はその内容について**確認**をするものとする。 8） 工事の検査職員は、情報ＢＯＸの確認書（様式－１～３）に基づき、管理台帳図書の修正がある場合は検査するものとする。 9） 請負者は、情報ＢＯＸの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。 （３）試掘位置の決定及び試掘方法 1） 請負者は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。 なお、下記によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ① 直線部 道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図１－２①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されてない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。 ② 平面屈曲部 ａ．路面内障害物箇所 マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図－２②ａに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。 ｂ．施工位置特定箇所 ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図１－２②ｂに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。 また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。 なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記ａ，ｂによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 ③ 縦断屈曲部 横断構造物等の箇所で、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図１－２③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。 また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。 2） 請負者は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。 ① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50Cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。 ② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。 なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。 （４）情報ＢＯＸの確認書の提出 1） 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報ＢＯＸの確認書（様式－１～３）にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に**報告**しなければならない。 2） 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式－３にて監督職員に**報告**しなければならない。 （５）試掘の形状 1） 試掘の形状は、下記を標準とする。	7） 監督職員は、上記　6）の**報告**を受けた場合はその内容について**確認**をするものとする。 8） 工事の検査職員は、情報ＢＯＸの確認書（様式－１～３）に基づき、管理台帳図書の修正がある場合は検査するものとする。 9） 請負者は、情報ＢＯＸの配管が露出管の場合で、工事により移設・撤去等の必要が生じた場合も、上記事故防止に関する施工手順に従い施工しなければならない。 （３）試掘位置の決定及び試掘方法 1） 請負者は、試掘位置の決定を下記のとおり行わなければならない。 なお、下記によりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ① 直線部 道路の直線部において、通信ケーブル等が入線されている場合は図１－２①に示す様に約50m以下の間隔で、入線されてない場合は約100m以下の間隔で試掘位置を決定するものとする。 ② 平面屈曲部 ａ．路面内障害物箇所 マンホール等の設置により情報BOXの配管を曲げて布設等している場合は、図－２②ａに示す様に変化点について試掘位置を決定するものとする。 ｂ．施工位置特定箇所 ガードレール等、施工箇所が特定できるものについては、図１－２②ｂに示す様に施工箇所での試掘位置を決定するものとする。 また、ガードレールと平行して情報BOXの管路が見込まれる場合は、直線部に準じて試掘位置を決定するものとする。 なお、埋設物責任者は、情報BOX施設と工事施工箇所の離隔が十分確保されることが明らかな場合で上記ａ，ｂによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。** ③ 縦断屈曲部 横断構造物等の箇所で、情報BOXの配管が上越と特定できる箇所については図１－２③に示す様に横断構造物の天端の起・終点について試掘位置を決定するものとする。 また、橋梁添加部手前や露出立ち上がり部付近において、縦断の屈曲が想定される箇所についても必要に応じ試掘位置を決定。 2） 請負者は、試掘方法及び露出管通信ケーブルの確認方法を、下記のとおり行わなければならない。 ① 試掘にあたっては、情報BOXの損傷を避けるため、重機、動力機械の使用は確実に影響しない範囲のみとする。また、情報BOXの位置が不確実と思われる箇所及び情報BOXに50Cm程度に近接したと想定又は判断される箇所からは、人力による施工機具または手堀にて慎重に作業を行わなければならない。 ② 露出管において、施工上やむを得ず管路切断等を行う必要が生じた場合は、露出管の通信ケーブルの入線管路が既存資料等により特定できた場合でも、必ずケーブル探索器等により通信ケーブルの入線管路を再確認した上で施工しなければならない。 なお、切断する場合は、管の肉厚等が薄いことから切断方法は、鉄鋸などによる手びき作業を原則とする。 （４）情報ＢＯＸの確認書の提出 1） 埋設物責任者は、工事の事前・施工中・施工後において情報ＢＯＸの確認書（様式－１～３）にて、工事の施工に関する所要の事項を記入し、監督職員に**報告**しなければならない。 2） 埋設物責任者は施工後において、各管理台帳図書の修正が無い場合でも様式－３にて監督職員に**報告**しなければならない。 （５）試掘の形状 1） 試掘の形状は、下記を標準とする。	＊修正	・表現の統一

① 直線部及び平面屈曲部

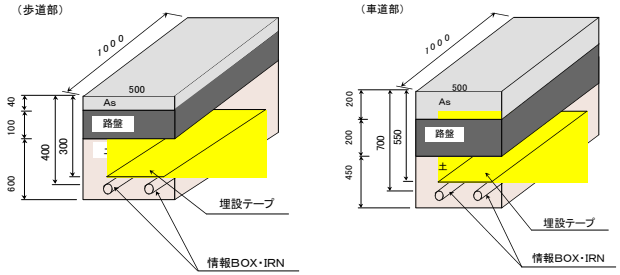

② 縦断屈曲部

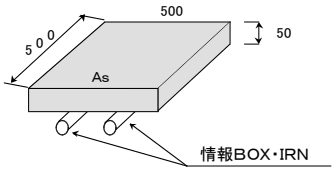

① 直線部及び平面屈曲部

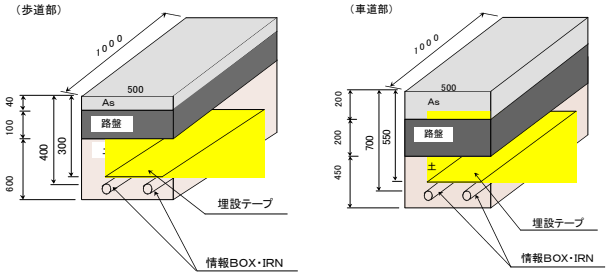

② 縦断屈曲部

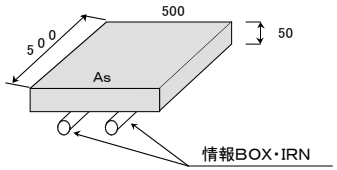

情報ＢＯＸ・ＩＲＮの［ 事故防止のための手順 ］

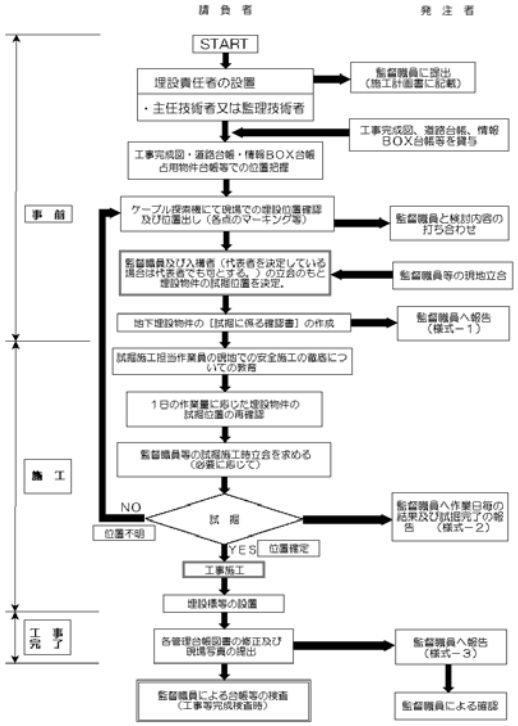

図１－１

情報ＢＯＸ・ＩＲＮの［ 事故防止のための手順 ］

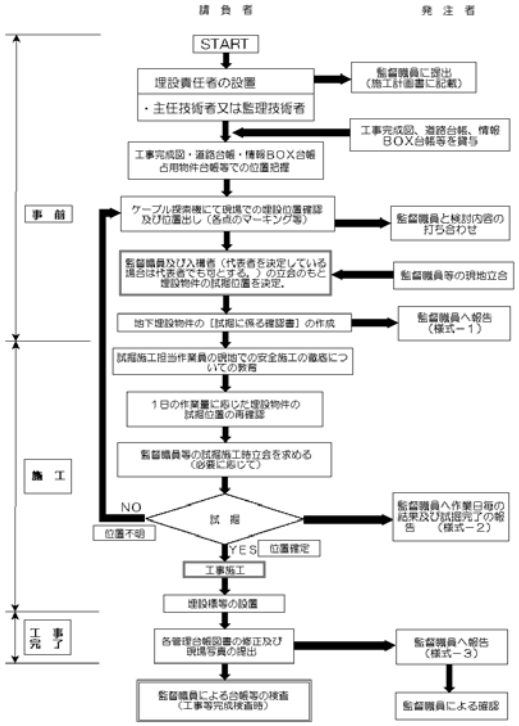

図１－１

＊:

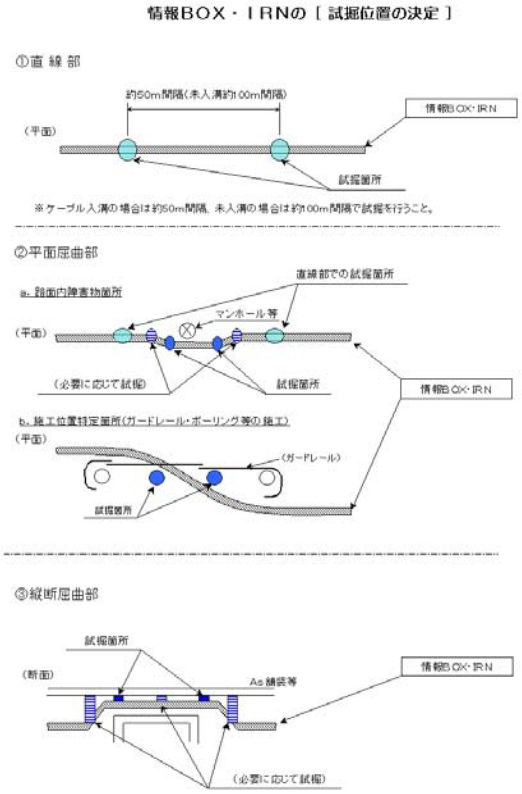

図１－２

３．請負者は、「共仕」第１編1-1-26工事中の安全確保の４項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。

４．工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

なお、**設計図書**において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。

（１）イメージアップは、次表の内容の内、原則として計５項目以上を実施するものとし、組み合わせは、**設計図書**によるものとする。なお、地域状況等により組合せを変更する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

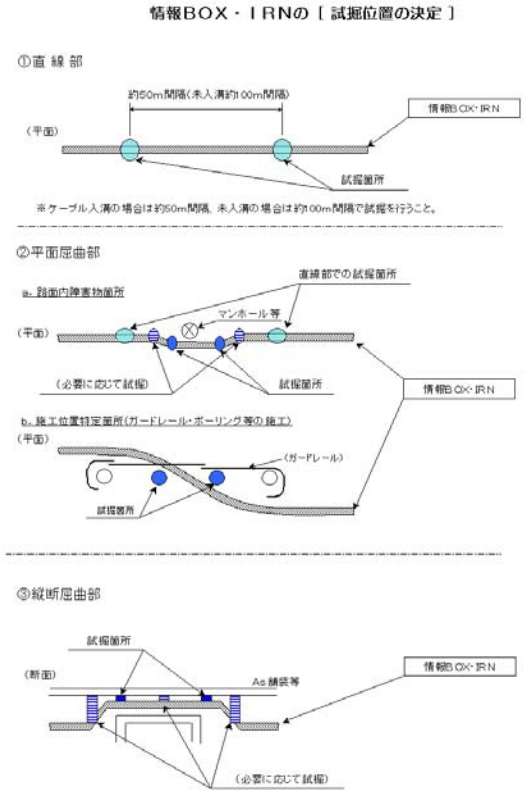

図１－２

４．請負者は、「共仕」第１編1-1-26工事中の安全確保の４項のほか、風に対しても注意を払わなければならない。

５．工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図り、現場で働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

なお、**設計図書**において、イメージアップ対象工事と明示された場合は、下記により実施しなければならない。

（１）イメージアップは、次表の内容の内、原則として各計上費目毎に１項目以上で計５項目以上（工事説明板を含む）を実施するものとする。ただし、地域とのコミュニケーション４．デザイン工事看板は、（７）の工事説明板として必ず実施すること。

なお、イメージアップの具体的内容は、すでに一般化している美装化などとしないこと。

＊変更

・基準書の改定による。

	内　　容
仮設備関係	○施工のために必要な仮設備のイメージアップ 1用水・電力等の供給設備 2仮囲い 3仮歩道ﾏｯﾄ 4模様ﾌｪﾝｽ ○イメージアップのために設置する施設 5完成予想図 6工法説明図 7工事工程表 8ﾌﾗﾜｰﾎﾟｯﾄ 9見学路及び椅子の設置 10ﾗｲﾄｱｯﾌﾟ・緑化の実施 11ﾃﾞｻﾞｲﾝ工事看板 12ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ 13地域行事協力費 14その他
安全施設関係	○施工のために必要な仮設備の美装化 15ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ 16転落防止柵 17工事標識 18照明等の安全施設のｲﾒｰｼﾞｱｯﾌﾟ 19電光式標識 20その他
営繕施設関係	○施工のために必要な仮設備のイメージアップ 21現場事務所(食堂･休憩所を含む) 22労務者宿舎 23倉庫及び材料保管場所 24監督員詰所 25ﾄｲﾚの水洗化 26ﾃﾞｻﾞｲﾝﾎﾞｯｸｽ 27その他 ○イメージアップのために設置する施設 28ｼｬﾜｰの設置 29現場休憩所 30ｳｫｰﾀｰｸｰﾗｰ 31意見箱の設置 32見学室 33観葉植物 34健康関連施設 35備品等 36その他

（２）イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」第１編1-1-4 施工計画書第１項（13）現場作業環境の整備に記載し提出するものとする。
（３）工事完成時にイメージアップの実施写真を提出するものとする。
（４）工期設定に際しては、イメージアップの準備に要する期間を考慮するものとする。
（５）下記項目に係るイメージアップは、請負者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。
・作業服
・室内装飾品等
（６）柵等の図柄、規格等
バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。
参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」
（７）（１）に示す以外に、工事説明板（仮設備関係）は必ず実施するものとし、その表示内容は次のとおりとする。

工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問 合 せ 先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。

	内　　容
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇、 3.ライトアップ施設、4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実、6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化、2.労働者宿舎の快適化、 3.デザインボックス（交通誘導員待機室）、 4.現場休憩所の快適化、 5.健康関連設備および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）2.盗難防止対策（警報機等）、 3.避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表、 4.デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、 5.見学会等の開催（イベント等の実施含む）、 6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、 7.パンフレット・工法説明ビデオ、 8.地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、 9.社会貢献

（２）イメージアップの具体的な実施内容・実施期間は、「共仕」第１編1-1-4 施工計画書第１項（13）現場作業環境の整備に記載し提出するものとする。
（３）工事完成時にイメージアップの実施写真を提出するものとする。
（４）工期設定に際しては、イメージアップの準備に要する期間を考慮するものとする。
（５）下記項目に係るイメージアップは、請負者が自主的に判断し、自らの負担で実施することを原則とする。
・作業服
・室内装飾品等
（６）柵等の図柄、規格等
バリケード等を一般交通の用に供する場所に設置する場合は、バリケード等の設置目的を損なわないこと。
参考図書：「建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）」
（７）（１）の工事説明板の表示内容は次のとおりとする。

工事の必要性	どうして当該工事を行う必要があるのか、できるだけ分かりやすく示すこと。（注：工法など工事内容の説明のみではいけない。）
工事の期間等	この工事がいつまで続くのか、今どの部分の工事を行っているのかが分かるように、工事進捗図等により表示すること。
事業者及び施工者	担当課、出張所等、現場代理人等を記入すること。担当者等の似顔絵とコメントを入れるなど、親近感がわくように工夫すること。
問 合 せ 先	平日、休日、昼間、夜間それぞれ違う場合は、別々に表示すること。

＊変更　・記載内容の明確化

その他	広報したい情報（財源、関連工事等）

（８）工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。
（９）　工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。
５．請負者は、**設計図書**で安全提案モデル工事であることを明示した場合は、下記により実施しなければならない。
（１）請負者は、作業員を主体とした安全検討会を組織するとともに、その運営方法については自主的に決定させるものとし、運営計画書を作成し、監督職員に**提出**する**施工計画書**に添付しなければならない。
（２）請負者は、安全検討会の提言は原則として受け入れるものとする。ただし、契約書・仕様書に定められた範囲以外の提言については監督職員に**報告**し、甲乙**協議**によって実施するものとする。
（３）請負者は、作業員に対して自主的に実施するよう、指導しなければならない。
（４）請負者は、安全検討会の提言および実施した状況の資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に**提出**しなければならない。
６．請負者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあっては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
　また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあっても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。
（１）上記保全処置については、共仕第１編1-1-4 **施工計画書**の１項の(10)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。
（２）上記事実が発生した場合は、共仕第１編1-1-41（臨機の措置）の規定によらなければならない。
（３）請負者は、上記の地震に限らず震度４以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に報告するものとする。
　また、震度３以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に報告するものとする。
７．請負者は、足場を設置する場合、安全ネット及びシートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。
　なお、足場に手すりを設ける場合は、作業床と上桟の間隔が75cmを越える場合は、その間に単管パイプ等により中桟を設け、その間隔は50cm以下としなければならない。
　また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、完成検査時に**提出**しなければならない。
８．請負者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。
９．請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、**施工計画書**に具体的時間を記載しなければならない。
　また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。
　なお、上記の休憩時間については、実施記録を作成し、監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに検査時に**提出**しなければならない。
10．請負者は「共仕」第１編1-1-26工事中の安全確保の６項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。
　1)　安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。
11．請負者は「共仕」第１編1-1-26工事中の安全確保の８項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成しなければならない。

（１）工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画

その他	広報したい情報（財源、関連工事等）

（８）工事説明板の設置場所は、見学者・地域住民及び施設（道路・河川・公園等）利用者の目につくところとする。ただし、安全上支障のない場所とする。
（９）　工事説明板の設置期間は、対象工事期間中とする。
６．請負者は、**設計図書**で安全提案モデル工事であることを明示した場合は、下記により実施しなければならない。
（１）請負者は、作業員を主体とした安全検討会を組織するとともに、その運営方法については自主的に決定させるものとし、運営計画書を作成し、監督職員に**提出**する**施工計画書**に添付しなければならない。
（２）請負者は、安全検討会の提言は原則として受け入れるものとする。ただし、契約書・仕様書に定められた範囲以外の提言については監督職員に**報告**し、甲乙**協議**によって実施するものとする。
（３）請負者は、作業員に対して自主的に実施するよう、指導しなければならない。
（４）請負者は、安全検討会の提言および実施した状況の資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに監督職員に**提出**するものとする。　＊修正　・記載内容の明確化
７．請負者は、東海地震に係る地震防災対策強化地域における工事にあっては、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。
　また、東海地震に係る地震防災強化地域以外における工事にあっても、東海地震注意情報が気象庁から出された場合には、一般交通等第三者に対する安全及び工事現場内の安全を確保するための保全処置を講じなければならない。
（１）上記保全処置については、「共仕」第１編1-1-4 **施工計画書**の１項の(10)緊急時の体制及び対応に記載しなければならない。　＊修正　・誤植
（２）上記事実が発生した場合は、「共仕」第１編1-1-41（臨機の措置）の**規定**によるものとする。　＊修正　・表現の統一
（３）請負者は、上記の地震に限らず震度４以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督職員に報告するものとする。
　また、震度３以上の地震が発生した場合は、現場内を点検し工事に影響を与える現場内の変化や破損が見られる場合は、状況を監督職員に報告するものとする。
８．請負者は、足場を設置する場合、安全ネット及びシートを設け、作業床からの転落防止と落下物による事故防止に努めなければならない。　＊修正　・表現の統一
　また、安全ネット・手すりについて、工事写真により実施状況を記録し、完成検査時に**提出**するものとする。　＊
９．請負者は、工事施工中における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。
10．請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、**施工計画書**に具体的時間を記載しなければならない。　＊修正　・記載内容の明確化　＊修正　・表現の統一
　また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。
　なお、上記の休憩時間については、実施記録を作成し、監督職員の要請があった場合はすみやかに検査時までに監督職員に**提出**するものとする。
11．請負者は「共仕」第１編1-1-26工事中の安全確保の６項に基づき、安全巡視者を定め次に上げる任務を遂行しなければならない。
　1)　安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。
12．請負者は「共仕」第１編1-1-26工事中の安全確保の８項に基づいて下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成しなければならない。

（１）工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画

（２）全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1）　月１回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2）　資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3）　現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4）　ＫＹ及び新規入場者教育の方法 5）　場内整理整頓の実施 12. 請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。 　また、請負者は、工事現場作業に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。	（２）全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1）　月１回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2）　資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3）　現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4）　ＫＹ及び新規入場者教育の方法 5）　場内整理整頓の実施 13. 請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。 　また、請負者は、工事現場作業に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。		
特仕1-1-28　後 片 付 け 　請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。	**特仕1-1-28　後 片 付 け** 　請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。		
特仕1-1-30　環 境 対 策 1．請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合において、「共仕」第１編1-1-30環境対策の6項でいう建設機械は、表１－１に示すとおりとする。 **表１－１　排出ガス対策型建設機械** 機種：一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ラフテレーンクレーン 備考：ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。	**特仕1-1-30　環 境 対 策**	＊修正	・共仕への移行
2．請負者は、トンネル坑内作業にあたり表１－２に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年４月１日付け国総施第225号）」又は「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 　なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することで、トンネル工事用排出ガ	1．請負者は、トンネル坑内作業にあたり「共仕」1-1-30環境対策６項の表１－２に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年10月８日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年４月１日付け国総施第225号）」又は「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年３月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 　なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装	＊修正	・記載内容の明確化

ス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。			
表１－２　トンネル工事用排出ガス対策型建設機械			
機　　種 / 備　　考			
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車および小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。		
３．トンネル坑内作業請負者は、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用する場合、請負者は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に**提出**しなければならない。	置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。	＊修正	・共仕への移行
４．請負者は、当該工事の施工において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年３月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成９年建設省告示第1536号）（以下「新基準」と呼ぶ。）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。 ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**の上、必要書類を**提出**しなければならない。 なお、請負者は**協議**を行う前に次の①及び②について**確認**しなければならない。	２．請負者は、「共仕」1-1-30環境対策の７項の**協議**を行う前に次の①及び②について**確認**するものとする。	＊修正 ＊修正	・記載内容の明確化 ・表現の統一
①　調達した建設機械が新基準に適合しているか、該当建設機械のメーカーに**確認**しなければならない。	①　調達した建設機械が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成９年建設省告示第1536号）」（以下　「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該当建設機械のメーカーに**確認**するものとする。	＊修正	・表現の統一
②　調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ**確認**しなければならない。 低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に**提出**しなければならない。	②　調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適合するか、該当建設機械のメーカーへ**確認**するものとする。 低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に**提出**するものとする。	＊修正	・表現の統一
５．セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。	３．セメント及びセメント系固化材による地盤改良及び安定処理等の土砂とセメント及びセメント細化材を攪拌混合を行う土質を使用する場合は、下記によるものとする。		
（１）「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。	（１）「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。		
（２）配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境庁告示第46号、平成３年８月23日）を越える場合は基準内に納まるよう**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	（２）配合設計段階の試験結果が土壌環境基準（環境庁告示第46号、平成３年８月23日）を越える場合は基準内に納まるよう**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
６．請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第７条に規定され、第６条の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して策定された、「環境物品等の調達の推進を図るための方針　国土交通省」により事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進しなければならない。各資材等の適用については、「特定調達品目　調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」を参照する。また、「特定調達品目　調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」により資材等を変更をする場合は、監督職員と**協議**しなければならない。	４．請負者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第７条に規定され、第６条の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して策定された、「環境物品等の調達の推進を図るための方針　国土交通省」により事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等の調達を推進しなければならない。各資材等の適用については、「特定調達品目　調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」を参照する。また、「特定調達品目　調達ガイドライン（案）（中部地方整備局）」により資材等を変更をする場合は、監督職員と**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
７．請負者は、本工事（移動を伴う工事または維持的な工事を除く）で設置する道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年２月）の保安施設標準様式図に示す標示板及び河川工事の工事看板には、間伐材を使用することとし、	５．請負者は、本工事（移動を伴う工事または維持的な工事を除く）で設置する道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年２月）の保安施設標準様式図に示す標示板及び河川工事の工事看板には、間伐材を使用することとし、		

この場合以下のとおりとするとともに、参考図を下記に示す。
① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められているものについては、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。
② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていないものについては、出来るだけ見やすい工夫を図る。
ただし、供給状況によりこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、掲示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。
前記の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。

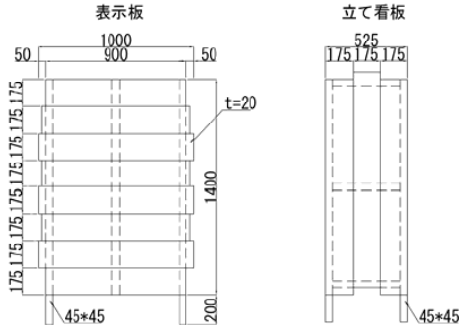

表示板は、シート文字又は印刷とする。
立て看板は、印刷とする。

8．**設計図書**に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。
（1）請負者は、**設計図書**に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。
また、得られた調査結果については速やかに監督職員に**提出**しなければならない。
（2）請負者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は**設計図書**について監督職員と**協議**しなければならない。
9．請負者は、「石綿障害予防規則（平成１７年７月１日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物、又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について別途監督職員と協議するものとする。

特仕1-1-32　交通安全管理
1．請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。
（1）交通規制及び標識
① 請負者は、**設計図書**に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
② 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。
③ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より１ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。
なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に**提出**するとともに、関係機関から**指示**された事項を行わなければならない。

この場合以下のとおりとするとともに、参考図を下記に示す。
① 工事看板等の下地に所定の色彩が定められているものについては、木目上に直接文字を書かずに下地を施してから規定された文字等を書く。
② 工事看板等の下地に所定の色彩が決められていないものについては、出来るだけ見やすい工夫を図る。
ただし、供給状況によりこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
また、工事現場のイメージアップのための工事説明板、掲示板及びバリケード等についても積極的に使用していくものとする。
前記の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。

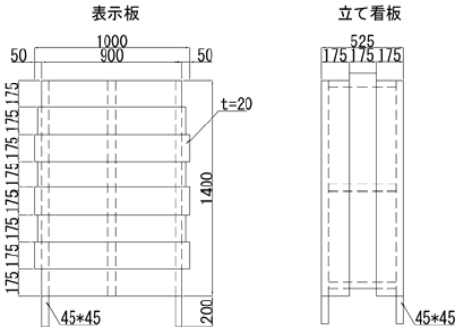

表示板は、シート文字又は印刷とする。
立て看板は、印刷とする。

6．**設計図書**に家屋調査の必要性が示された場合は下記によるものとする。
（1）請負者は、**設計図書**に示された家屋等を「工損調査標準仕様書」に基づき、調査を実施しなければならない。
また、得られた調査結果については速やかに監督職員に**提出**するものとする。
（2）請負者は、現場状況等により家屋調査等が必要と判断される場合は**設計図書**について監督職員と**協議**するものとする。
7．請負者は、「石綿障害予防規則（平成１７年７月１日施行）」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物、又は工作物解体等の作業方法、費用又は工期等について別途監督職員と協議するものとする。

	＊修正	・表現の統一
	＊修正	・表現の統一

特仕1-1-32　交通安全管理
1．請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。
（1）交通規制及び標識
① 請負者は、**設計図書**に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。
② 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯・バリケード等の保守点検を実施しなければならない。
③ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より１ヶ月以上前に監督職員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。
なお、実施にあたっては規制の計画を監督職員に**提出**するとともに、関係機関から**指示**された事項を行わなければならない。

④　請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表１－３のとおりとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。「共仕」第１編1-1-4の(11)交通管理に記載しなければならない。	④　請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表１－１のとおりとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。「共仕」第１編1-1-4の(11)交通管理に記載しなければならない。	＊修正	・表現の統一

表１－３　標識車等の仕様

項　　目	数量・規格	配　　置　　等
クッションドラム	２個	標識車の前方５ｍ程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年２月）の⑪に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	２ｔトラック	
体感マット	幅　200㎜ 厚　６㎜	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

表１－１　標識車等の仕様

項　　目	数量・規格	配　　置　　等
クッションドラム	２個	標識車の前方５ｍ程度に設置
標識		道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年２月）の⑪に準ずる（標識のベース車両に搭載） ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	２ｔトラック	
体感マット	幅　200㎜ 厚　６㎜	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督職員と協議するものとする。　＊修正　・現場実態を踏襲

（２）交通誘導員

①　請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。	①　請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。	
②　請負者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。	②　請負者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督職員の**承諾**を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導員を配置しなければならない。	
③　請負者は、交通誘導員のうち１人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる１級又は２級検定合格者）としなければならない。	③　請負者は、交通誘導員のうち１人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる１級又は２級検定合格者）としなければならない。	
④　請負者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督職員に**提出**しなければならない。	④　請負者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督職員に**提出**するものとする。	＊修正　・表現の統一
⑤　請負者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験３年以上の者とすることができる。その場合は、経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。 但し、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。	⑤　請負者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督職員の**承諾**を得て交通の誘導・整理の実務経験３年以上の者とすることができる。その場合は、経歴書を監督職員に**提出**するものとする。 但し、有資格者の配置が義務付けられた路線は除く。	＊修正　・表現の統一
２．請負者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあっては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。	２．請負者は、道路工事保安施設設置基準（案）により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあっては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。	
３．請負者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。	３．請負者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。	
４．請負者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図１－３を参考に標識を作成しなければならない。	４．請負者は、道路事業において「道路工事保安施設設置基準（案）」の標識番号⑦を設置する場合は、図１－３を参考に標識を作成しなければならない。	

御通行中の皆様へ

ただいま○○○○工事を行っておりますのでご協力お願いいたします。

なおこの工事にお気付きの点がありましたら下記へご連絡ください。

国土交通省○○○○事務所○○出張所
ＴＥＬ○○○－○○○○
○○○○株式会社
ＴＥＬ○○○－○○○○

図１－３　標識⑦

５．請負者は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

６．共仕1-1-32交通安全管理12項における道路法47条の２に基づく通行許可の確認において、請負者は下記の資料を監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

車両制限令第３条における一般的制限値を越える車両について

①　**施工計画書**に一般制限値を越える車両を記載

②　出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の**承諾**を得て省略できるものとする。

③　通行許可証の写し

④　車両通行記録計（タコグラフ）の写し＊夜間走行条件の場合のみ

なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年３月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

特仕1-1-35　官公庁等への手続等

請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・**協議**及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に**報告**し、これにあたらなければならない。

特仕1-1-36　施工時期及び施工時間の変更

請負者は、**設計図書**に明示された場合を除き、年末年始の休日等における期間は20日間程度、夏期観光及び帰省ラッシュ期間においては10日程度、４月下旬から５月上旬における連続する祝祭日及び休日の期間においては10日程度、交通規制を行う道路上での工事を施工してはならない。

特仕1-1-40　保険の付保及び事故の補償

１．請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

御通行中の皆様へ

ただいま○○○○工事を行っておりますのでご協力お願いいたします。

なおこの工事にお気付きの点がありましたら下記へご連絡ください。

国土交通省○○○○事務所○○出張所
ＴＥＬ○○○－○○○○
○○○○株式会社
ＴＥＬ○○○－○○○○

図１－３　標識⑦

５．請負者は、現場拡幅等の工事で仮区画線の施工にあたっては、現地の地形的条件・交通量・供用期間・公安委員会の意見等を検討のうえ**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

６．共仕1-1-32交通安全管理12項における道路法47条の２に基づく通行許可の確認において、請負者は下記の資料を監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、検査時までに監督職員に**提出**するものとする。

車両制限令第３条における一般的制限値を越える車両について

①　**施工計画書**に一般制限値を越える車両を記載

②　出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は監督職員の**承諾**を得て省略できるものとする。

③　通行許可証の写し

④　車両通行記録計（タコグラフ）の写し（夜間走行条件の場合のみ）

なお、大型建設機械の分解輸送については「大型建設機械の分解輸送マニュアル」（平成10年３月（社）日本建設機械化協会）を参考とし、組立解体ヤードが別途必要となる場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

特仕1-1-35　官公庁等への手続等

請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・**協議**及び他機関との立会等の必要がある場合には、監督職員に**報告**し、これにあたらなければならない。

特仕1-1-36　施工時期及び施工時間の変更

請負者は、**設計図書**に明示された場合を除き、年末年始の休日等における期間は20日間程度、夏期観光及び帰省ラッシュ期間においては10日程度、４月下旬から５月上旬における連続する祝祭日及び休日の期間においては10日程度、交通規制を行う道路上での工事を施工してはならない。

特仕1-1-40　保険の付保及び事故の補償

１．請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

＊修正	・表現の統一
＊修正	・記載内容の明確化
＊修正	・表現の統一

特仕1-1-42　主任技術者及び監理技術者

1．請負者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が一般土木工事である場合には、表１－４に示す請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任するものとし、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを通知書に添付して監督職員に**提出**しなければならない。

表１－４　主任技術者又は監理技術者の資格

	主任技術者又は監理技術者	
10,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ　技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ハ　建設業法第15条２号ハの規定により建設大臣が同条２号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。	
4,500万円以上 10.000万円以上	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ　上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ　上欄ロ、ハに掲げる者

2．請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との**協議**により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

1）病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

2）工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

3）工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。

4）上記３）において途中交代を認める際の現場対応

①　交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

特仕1-1-43　主任技術者及び監理技術者

1．請負者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者を定める場合で、当該工事が一般土木工事である場合には、表１－２に示す請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任するものとし、経歴書に該当項目を記載し、合格証明書等の写しを通知書に添付して監督職員に**提出**するものとする。

表１－２　主任技術者又は監理技術者の資格

	主任技術者又は監理技術者	
10,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ　技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ハ　建設業法第15条２号ハの規定により建設大臣が同条２号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。	
4,500万円以上 10.000万円以上	主任技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ　上欄ロ、ハに掲げる者	監理技術者は、次のイ又はロに掲げる者 イ　建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ　上欄ロ、ハに掲げる者

2．請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との**協議**により、主任技術者及び監理技術者（以下技術者等という）を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

1）病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

2）工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

3）工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。

4）上記３）において途中交代を認める際の現場対応

①　交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

＊修正

・表現の統一

② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を７日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。

③ 工事期間内においては、１年間に２回程度を超えない範囲で認めるものとする

3．請負者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第１項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に**提出**しなければならない。

4．請負者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する専任の主任技術者又は監理技術者を「共仕」第１編1-1-4 施工計画書に記載しなければならない。

5．請負者は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から７日以内に**提出**しなければならない。

6．請負者は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に**提出**した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を**配置**しなければならない。

なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

特仕1-1-43　低入札価格調査制度の調査対象工事

１．予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係わる監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。

（１）請負者は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から指示するものとする。

（２）請負者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。この場合においては、請負者は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし中部地方整備局等のホームページにより公表する。

資　　料　　名	内　　訳
低価格理由とその詳細	該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳書

２．設計図書において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日１回以上の常時確認を実施する。

② 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を７日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。

③ 工事期間内においては、１年間に２回程度を超えない範囲で認めるものとする

3．請負者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第１項の規定による監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、経歴書に当該資格を記載し、資格者証の写しを通知書に添付して監督職員に**提出**するものとする。

4．請負者は、当該工事が工場製作後、現場据付作業を伴う工事の場合は、工場製作時および現場据付時のそれぞれに従事する専任の主任技術者又は監理技術者を「共仕」第１編1-1-4 施工計画書に記載しなければならない。

5．請負者は、現場代理人等通知書を工事請負契約締結日から７日以内に**提出**しなければならない。

6．請負者は、一般競争入札、公募型及び工事希望型指名競争入札で契約した工事については、契約前に**提出**した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を**配置**するものとする。

なお、配置技術者が病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。

特仕1-1-44　低入札価格調査制度の調査対象工事

１．予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係わる監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。

（１）請負者は、下請者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から指示するものとする。

（２）請負者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては、共通費実態調査票）等について、費用の内訳のヒアリング調査に応じるものとする。この場合においては、請負者は下請者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係わる資料は、下記のとおりとし中部地方整備局等のホームページにより公表する。

資　　料　　名	内　　訳
低価格理由とその詳細	該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労働者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳書

２．設計図書において、低入札工事における監督の強化（常時確認の実施）を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、以下の工種について監督を強化するため原則毎日１回以上の常時確認を実施する。

＊修正　・表現の統一

＊修正　・表現の統一

① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時
② 鋼橋上部工　・・・ 架設時、現場溶接時
③ ＰＣ上部工　・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時
④ 基礎工　・・・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時
⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・ 転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時
⑥ Ａｓ舗装　・・・・ 転圧時、合材温度測定時、密度測定時
⑦ 地盤改良工・・・・ グラウト時、改良深度計測
⑧ アンカー工（グランドアンカー）・・削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時
⑨ トンネル ・・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時
⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時

3．設計図書において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担とする。

特仕1-1-44　河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件

1．請負者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。
また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。
2．請負者は、工事の施工により河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。
3．請負者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占用者の立会を得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。
4．請負者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。
なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

特仕1-1-45　踏　荒　し

1．請負者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。
2．請負者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

特仕1-1-46　か し 担 保

1．かしの修補又は損害賠償の請求期間は、公共工事請負契約書第４４条第２項に示すほか、次のとおりとする。
植栽等　１年以内
植栽等とは、樹木・地被類とする。
但し、移植及び根回し工事は適用除外とする。

特仕1-1-47　電 子 納 品

1．追加特記仕様書に明記なき場合は、電子納品の対象とする。
2．成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領（案）やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体(CD-R)を２部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが監督職員と協議するものとする。
3．電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】など（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。

① 重要構造物（コンクリート構造物）・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時
② 鋼橋上部工　・・・ 架設時、現場溶接時
③ ＰＣ上部工　・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、緊張時
④ 基礎工　・・・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、根入深度計測時
⑤ 土工（小規模土工は除く）・・・ 転圧時、現場密度測定時、プルフローリング時
⑥ Ａｓ舗装　・・・・ 転圧時、合材温度測定時、密度測定時
⑦ 地盤改良工・・・・ グラウト時、改良深度計測
⑧ アンカー工（グランドアンカー）・・削孔時、アンカー体挿入時、グラウト注入時
⑨ トンネル ・・・・ 鉄筋組立時、コンクリート打設時、ロックボルト打設時
⑩ 骨材製造・採取時、底面処理、コンクリート打設時

3．設計図書において、低入札契約におけるモニターカメラの設置を行う対象工事と明示され、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合は、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行うものとする。
なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担とする。

特仕1-1-45　河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件

1．請負者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。
また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占用者とその処置について打合せを行い、監督職員に**報告**しなければならない。
2．請負者は、工事の施工により河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督職員に**報告**するとともに、関係機関に連絡し復旧処置を講じなければならない。
3．請負者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督職員に**報告**し、その処置は予想される占用者の立会を得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。
4．請負者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。
なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

特仕1-1-46　踏　荒　し

1．請負者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。
2．請負者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒し又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

特仕1-1-47　か し 担 保

1．かしの修補又は損害賠償の請求期間は、公共工事請負契約書第４４条第２項に示すほか、次のとおりとする。
植栽等　１年以内
植栽等とは、樹木・地被類とする。
但し、移植及び根回し工事は適用除外とする。

特仕1-1-48　電 子 納 品

1．追加特記仕様書に明記なき場合は、電子納品の対象とする。
2．成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「工事完成図書の電子納品要領（案）やCAD製図基準（案）など関連する要領・基準（以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子媒体(CD-R)を２部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが監督職員と協議するものとする。
3．電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】など（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。

４．発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と協議するものとする。 ５．「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 ６．成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出協議するものとする。 ７．「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所 掲載箇所： http://www.cals-ed.jp/ ８．事前協議チェックシートは、「事前協議チェックシート（工事用）（例）【中部地整用】を利用すること。 掲載箇所： http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm	４．発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料のCAD等電子化については監督職員と協議するものとする。 ５．「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 ６．成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。 ７．「要領」及び「ガイドライン」の掲載箇所 掲載箇所： http://www.cals-ed.go.jp/ ８．事前協議チェックシートは、「事前協議チェックシート（工事用）（例）【中部地整用】を利用すること。 掲載箇所： http://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/cals/index.htm	＊修正	・掲載ＵＲＬの変更に伴う変更
特仕1-1-48　Ｖ　　Ｅ １．請負者は、**設計図書**においてＶＥ提案対象工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。 （１）定義 「ＶＥ提案」とは、契約書第19条の２の規定に基づき、**設計図書**に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る**設計図書**の変更について、請負者が発注者に行う提案をいう。 （２）ＶＥ提案の範囲 １）ＶＥ提案を求める範囲は、**設計図書**に定められている内容のうち、以下の提案は原則として含めないものとする。 ①　施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。 ②　契約書第１８条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。 ③　提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。 （３）ＶＥ提案書の**提出** １）請負者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（様式－１～４）に記載し、甲に**提出**しなければならない。 ①　**設計図書**に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由 ②　ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ③　ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。 ④　発注者が別途発注する関連工事との関係。 ⑤　工業所有権等を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項。 ⑥　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項。 ２）発注者は、**提出**されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を乙に求めることができる。 ３）請負者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に**提出**できるものとする。 ４）ＶＥ提案の提出費用は、請負者の負担とする。 （４）ＶＥ提案の審査・採否等 **提出**されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ**設計図書**に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。 （５）提案の採否の通知 ＶＥ提案の採否については、原則として、ＶＥ提案の受領後14日以内に書面により**通知**するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して**通知**するものとする。	**特仕1-1-49　Ｖ　　Ｅ** １．請負者は、**設計図書**においてＶＥ提案対象工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。 （１）定義 「ＶＥ提案」とは、契約書第19条の２の規定に基づき、**設計図書**に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る**設計図書**の変更について、請負者が発注者に行う提案をいう。 （２）ＶＥ提案の範囲 １）ＶＥ提案を求める範囲は、**設計図書**に定められている内容のうち、以下の提案は原則として含めないものとする。 ①　施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。 ②　契約書第１８条に基づき、条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。 ③　提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。 （３）ＶＥ提案書の**提出** １）請負者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（様式－１～４）に記載し、甲に**提出**するものとする。 ①　**設計図書**に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由 ②　ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ③　ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。 ④　発注者が別途発注する関連工事との関係。 ⑤　工業所有権等を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項。 ⑥　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項。 ２）発注者は、**提出**されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の**提出**を乙に求めることができる。 ３）請負者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に**提出**できるものとする。 ４）ＶＥ提案の提出費用は、請負者の負担とする。 （４）ＶＥ提案の審査・採否等 **提出**されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ**設計図書**に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い当該提案の採否を決定するものとする。 （５）提案の採否の通知 ＶＥ提案の採否については、原則として、ＶＥ提案の受領後14日以内に書面により**通知**するものとする。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して**通知**するものとする。		

（６）ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等 １）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は**設計図書**の変更を行うものとする。 ２）前項の規定により**設計図書**の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。 ３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。 ４）ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、ＶＥ管理費については、原則として、変更しないものとする。 （７）提案の評定 ＶＥ提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後ＶＥ審査委員会において評価を行うものとする。 （８）提案内容の活用と保護 評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。 （９）責任の所在 発注者がＶＥ提案等を採用し、**設計図書**の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。	（６）ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等 １）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は**設計図書**の変更を行うものとする。 ２）前項の規定により**設計図書**の変更が行われた場合において、必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとする。 ３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。 ４）ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、ＶＥ管理費については、原則として、変更しないものとする。 （７）提案の評定 ＶＥ提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、契約後ＶＥ審査委員会において評価を行うものとする。 （８）提案内容の活用と保護 評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図れるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものである。 （９）責任の所在 発注者がＶＥ提案等を採用し、**設計図書**の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った請負者の責任が否定されるものではない。		
特仕1-1-49 新技術の活用等（施工者希望型） １．請負者は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（平成18年7月5日国官技第87号、国営整第6号及び国総施第60号）に基づき、NETISに登録された新技術を請負者からの発議により提案する場合（「施工者希望型」）は、監督職員と協議し「活用申請書」を**提出**しなければならない。 ２．請負者は、前項による新技術の試行又は活用にあたり「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については別途監督職員が指示する調査表により提出するものとする ３．請負者は、１項より新技術の試行を行う場合は「試行調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が指示する調査表により提出するものとする。 ４．請負者は、「活用効果調査」の内容について発注者自ら又は、発注者が指示する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。 ５．請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。	**特仕1-1-50 新技術の活用等（施工者希望型）（案）** １．請負者は、工事の施工にあたり「新技術情報提供システム（NETIS）」に登録された新技術を活用する場合は、「公共工事等における新技術活用システム実施要領」（平成18年7月6日国官技第87号、国営整第6号及び国総施第60号）によるものとする。 ２．請負者は、工事契約後新たにNETISに登録された新技術を活用する場合、工事打合せ簿にて「活用申請書（様式－Ⅰ－13）」を監督職員に**提出**するものとする。 ３．請負者は、工事の施工にあたり新技術を活用する場合、「活用効果調査」を行うものとし、調査結果については、別途監督職員が指示する「活用効果調査表（様式Ⅳ－8－3）」に必要事項を記入のうえ**提出**するものとする。なお、提出にあたっては、監督職員より指示された媒体によるものとする。 ４．請負者は、「活用効果調査」の内容について発注者自ら又は、発注者が指示する第三者が説明を求めた場合には、これに協力しなければならない。 ５．請負者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、発注者の許可なく公表してはならない。	＊修正 ＊修正	・記載内容の明確化 ・表現の統一
	特仕1-1-51　設計変更等 設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（国土交通省中部地方整備局）及び「工事一時中止に係わるガイドライン（案）」（国土交通省）によることとする。	＊新規	・通知に伴う新規追加
第　２　章　土　　工 **第３節　河川土工・海岸土工・砂防土工** **特仕2-3-1　一 般 事 項** １．購入土は、下記によるものとする。 （１）衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。 （２）山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。	**第　２　章　土　　工** **第３節　河川土工・海岸土工・砂防土工** **特仕2-3-1　一 般 事 項** １．購入土は、下記によるものとする。 （１）衣土は、粘性土と砂質土が適当に混入し、粘土塊・岩砕又は砂利等が少なく芝の育成に適した土で、仕様については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。 （２）山土は、大きな粘土塊・岩砕等の混入が少ない土で、仕様については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。		
特仕2-3-2　掘　削　工			

特仕2-3-2　掘　削　工

掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称Ｃ欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

（１）流用土……自工区で流用する建設発生土をいう。
なお、流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬するものを仮置土という。

（２）発生土……自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの、残土受け入れ地へ処分するものをいう。

特仕2-3-3　盛　土　工

１．盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。

（１）流用土……自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
①　利用土……自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
②　仮置土……流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。

（２）発生土……他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。

（３）採取土……他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。

（４）購入土……「特仕」第１編第２章土工特仕2-3-1 一般事項の第１項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入したものをいう。

２．盛土工の施工については、次の各号の**規定**によらなければならない。

（１）請負者は、施工中の盛土表面については、３％以上10％以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。
なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。

（２）請負者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあっては、それぞれの出来形等を**確認**しなければならない。

（３）請負者は、盛土作業においては、木根・腐蝕物等の取除き及びこね返しを受けた部分の取り除き処理を行わなければならない。

（４）請負者は、盛土に使用できない不良土は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し処理をしなければならない。

（５）請負者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。ただし、密度管理が不適当な場合には**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行い、表２－１の締固め管理を行わなければならない。

表２－１　締固め管理

転圧機種	規　　格	一層の仕上げ厚さ（m）	回　数（回）
ブルドーザー	21ｔ	0.3	４以上
〃	15ｔ	0.3	５以上
振動ローラー	2.5ｔ～2.8ｔ	0.3	５以上
タ　ン　パ	60kg～100kg	0.2	３以上

注）一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

特仕2-3-2　掘　削　工

掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削積込作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称Ｃ欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

（１）流用土……自工区で流用する建設発生土をいう。
なお、流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬するものを仮置土という。

（２）発生土……自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するもの、残土受け入れ地へ処分するものをいう。

特仕2-3-3　盛　土　工

１．盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。

（１）流用土……自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
①　利用土……自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
②　仮置土……流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。

（２）発生土……他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。

（３）採取土……他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。

（４）購入土……「特仕」第１編第２章土工特仕2-3-1 一般事項の第１項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入したものをいう。

２．盛土工の施工については、次の各号の**規定**によるものとする。　＊修正　・表現の統一

（１）請負者は、施工中の盛土表面については、３％以上10％以下の横断勾配を得るよう施工しなければならない。
なお、施工を中止する場合及び降雨が予想される場合には、表面を平滑に転圧仕上げをし、雨水の浸透が少なくなるよう施工するものとする。

（２）請負者は、盛土工で流用土・発生土・採取土及び購入土等が重複する工事にあっては、それぞれの出来形等を**確認**するものとする。　＊修正　・表現の統一

（３）請負者は、盛土作業においては、木根・腐蝕物等の取除き及びこね返しを受けた部分の取り除き処理を行わなければならない。

（４）請負者は、盛土に使用できない不良土は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**し処理をしなければならない。

（５）請負者は、盛土の締固め管理を密度管理としなければならない。ただし、密度管理が不適当な場合には**設計図書**に関して監督職員と**協議**を行い、表２－１の締固め管理を行わなければならない。

表２－１　締固め管理

転圧機種	規　　格	一層の仕上げ厚さ（m）	回　数（回）
ブルドーザー	21ｔ	0.3	４以上
〃	15ｔ	0.3	５以上
振動ローラー	2.5ｔ～2.8ｔ	0.3	５以上
タ　ン　パ	60kg～100kg	0.2	３以上

注）一層の仕上がり厚さは、目標値とする。

3．請負者は、軟弱地盤の盛土工の施工にあたり、次の各項目等の沈下量**確認**方法について**施工計画書**に記載しなければならない。 （1）運搬車両による**確認** （2）土取場における跡坪測量による**確認** （3）沈下板等による**確認** （4）その他必要な記録 4．請負者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合又は他工事との工程等の調整により、仮置が必要となる場合には、その処理方法等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	3．請負者は、軟弱地盤の盛土工の施工にあたり、次の各項目等の沈下量**確認**方法について**施工計画書**に記載しなければならない。 （1）運搬車両による**確認** （2）土取場における跡坪測量による**確認** （3）沈下板等による**確認** （4）その他必要な記録 4．請負者は、掘削（切土）・盛土の工程等の都合又は他工事との工程等の調整により、仮置が必要となる場合には、その処理方法等について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕2-3-7　残土処理工 残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含むものとする。	**特仕2-3-7　残土処理工** 残土処理工には、残土処理受入地での運搬、整形作業もしくは、処分費を含み、掘削工で生じた残土受入地へ搬出する発生土を含むものとする。		
特仕2-3-8　建設発生土受入地 請負者は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、**設計図書**に明記されていない建設発生土受入地の処分費は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。	**特仕2-3-8　建設発生土受入地** 請負者は、建設発生土処理量について建設発生土受入地ごとに区分し、「数量算出要領」に基づき検測するものとする。なお、**設計図書**に明記されていない建設発生土受入地の処分費は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕2-3-9　盛土の品質管理 請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「ＴＳ・ＧＰＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」（請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に通知を求めものとする。）により実施してもよい。	**特仕2-3-9　盛土の品質管理** 請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「ＴＳ・ＧＰＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」（請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に通知を求めものとする。）により実施してもよい。		
	特仕2-3-10　河川土工の出来形管理 請負者は、河川土工（掘削工、盛土工）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。 なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。	＊新規	・通知に伴う新規追加
第４節　道 路 土 工	**第４節　道 路 土 工**		
特仕2-4-1　一 般 事 項 1．「共仕」第１編2-3-1 一般事項の２項の表２－１「土及び岩の分類表」の名称Ｃ欄の岩塊・玉石は表２－２のとおり細分類する。 2．購入土については、**設計図書**によるものとする。 3．請負者は路床部分に不良土（設計ＣＢＲが３未満又はコーン指数４以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 4．請負者は、伐開除根に係る処理費用について**設計図書**に明示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。 5．請負者は、路床内にはいる物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 6．請負者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付勾配は８％以下としなければならない。	**特仕2-4-1　一 般 事 項** 1．「共仕」第１編2-3-1 一般事項の２項の表２－１「土及び岩の分類表」の名称Ｃ欄の岩塊・玉石は表２－２のとおり細分類する。 2．購入土については、**設計図書**によるものとする。 3．請負者は路床部分に不良土（設計ＣＢＲが３未満又はコーン指数４以下）がある場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 4．請負者は、伐開除根に係る処理費用について**設計図書**に明示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。 5．請負者は、路床内にはいる物で盛土の沈下に影響を及ぼすものは、その処理方について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 6．請負者は、盛土及び切土の作業で、現道の交通を通しながら施工する場合には、現道との取付勾配は８％以下としなければならない。	＊修正 ＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・表現の統一 ・表現の統一

表２－２　土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名称 A	名称 B	名称 C		説明
岩又は石	石塊玉石	岩塊玉石	玉石混り土	玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破砕された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。
			玉石混り固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21ｔブルドーザに装着したリッパーで切崩し可能なものをいう。
			転石混り土	土の内に0.5m³/個以上の転石が混在するもので、転石量が５～50%あるものをいい下記のように分類する。
			Ⅰ	転石量５～20%程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
			Ⅱ	転石量20～35%程度有するものをいう。
			Ⅲ	転石量35～50%程度有するものをいう。

特仕2-4-2　掘　削　工

掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称Ｃ欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

（１）仮置土……自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものをいい、運搬作業を含むものをいう。
（２）発生土……自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。
（３）流用土……自工区で流用する建設発生土であり､運搬作業を含むものをいう。

特仕2-4-3　路体盛土工

１．盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。
（１）流用土……自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
　①　利用土……自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
　②　仮置土……流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。

表２－２　土及び岩の分類（岩塊・玉石）の細分類表

名称 A	名称 B	名称 C		説明
岩又は石	石塊玉石	岩塊玉石	玉石混り土	玉石が多量に混入したもの及び岩塊・破砕された岩・ごろごろした河床を含み、掘削しにくくバケット等に空隙ができ易いものをいう。
			玉石混り固結土	土砂・玉石混り土等で、固結の程度が強いものをいい、切土及び掘削に際し21ｔブルドーザに装着したリッパーで切崩し可能なものをいう。
			転石混り土	土の内に0.5m³/個以上の転石が混在するもので、転石量が５～50%あるものをいい下記のように分類する。
			Ⅰ	転石量５～20%程度有するもの又は転石に近い大粒径の玉石が多量に混入するものをいう。
			Ⅱ	転石量20～35%程度有するものをいう。
			Ⅲ	転石量35～50%程度有するものをいう。

特仕2-4-2　掘　削　工

掘削工とは、切取部の土・軟岩・硬岩等の掘削・積込み作業をいう。なお、「土及び岩の分類」の名称Ｃ欄毎の数量及び次の区分の数量は**設計図書**によるものとする。

（１）仮置土……自工区で流用する建設発生土のうち、一時的に仮置きする必要のあるものをいい、運搬作業を含むものをいう。
（２）発生土……自工区で流用できない建設発生土で、他工区へ搬出するものをいう。
（３）流用土……自工区で流用する建設発生土であり､運搬作業を含むものをいう。

特仕2-4-3　路体盛土工

１．盛土とは、流用土・採取土・購入土・発生土を利用して、敷均し・締固めする作業をいい、それぞれの定義は下記のとおりとする。
（１）流用土……自工区で生じた掘削土・作業土工残土をいう。
　①　利用土……自工区で生じた掘削土のうち、自工区で直接利用するものをいう。
　②　仮置土……流用土のうち、一時的に仮の場所へ運搬されたものをいい、仮置きされた場所から積み込み・運搬する作業も含むものをいう。

（２）発生土……他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
（３）採取土……他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
（４）購入土……「特仕」第１編第２章土工特仕2-3-1 一般事項の第１項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。
２．請負者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、**設計図書**で示す場合を除き、歩道盛土を路体盛土と同程度に締固めなければならない。

特仕2-4-4　路床盛土工
１．盛土とは、「特仕」第１編特仕2-4-3 路体盛土工の定義による。
２．請負者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、「特仕」第１編第２章土工特仕2-4-3 路体盛土の第２項により施工しなければならない。

特仕2-4-6　残土処理工
作業残土処理工については、残土受入地までの運搬及び敷均し、または処分費を含むものとする。

特仕2-4-7　建設発生土受入地
請負者は、建設発生土受入地については、「特仕」第１編特仕2-3-8 建設発生土受入地の規定により施工しなければならない。

特仕2-4-8　盛土の品質管理
請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「ＴＳ・ＧＰＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」により実施してもよい。

特仕2-4-9　道路土工の出来形管理
請負者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。
なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

第　３　章　無筋・鉄筋コンクリート

第３節　レディーミクストコンクリート

特仕3-3-1　一 般 事 項
１．一般土木工事に使用するコンクリートは、「共仕」第１編3-3-1 レディーミクストコンクリートとする。
２．コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。
１）テストハンマーによる強度推定調査
(1) 請負者は、高さが５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが３m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。
ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
(2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は30m程度に１箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを１構造物の単位とする。
(3) 各単位につき３カ所の調査を実施しなければならない。

（２）発生土……他工区で発生し、自工区へ搬入されるものをいう。
（３）採取土……他の場所から掘削・運搬するもの及び他工区で仮置きされたもの積み込み・運搬する作業を含むものをいう。
（４）購入土……「特仕」第１編第２章土工特仕2-3-1 一般事項の第１項により、現場までの運搬費等を含んだ価格で購入した土砂をいう。
２．請負者は、既設車道に併設して歩道を設ける場合には、**設計図書**で示す場合を除き、歩道盛土を路体盛土と同程度に締固めなければならない。

特仕2-4-4　路床盛土工
１．盛土とは、「特仕」第１編特仕2-4-3 路体盛土工の定義による。
２．請負者は、歩道・路肩部分等の締固めについては、「特仕」第１編第２章土工特仕2-4-3 路体盛土工の第２項により施工しなければならない。

特仕2-4-6　残土処理工
作業残土処理工については、残土受入地までの運搬及び敷均し、または処分費を含むものとする。

特仕2-4-7　建設発生土受入地
請負者は、建設発生土受入地については、「特仕」第１編特仕2-3-8 建設発生土受入地の規定により施工しなければならない。

特仕2-4-8　盛土の品質管理
請負者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「ＴＳ・ＧＰＳを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」により実施してもよい。

特仕2-4-9　道路土工の出来形管理
請負者は、道路土工（掘削工、路体盛土、路床盛土）の出来形管理について、現行の巻尺・レベル等を用いた方法に代えて、「施工管理データを搭載したトータルステーションによる出来形管理要領（案）」により実施してもよい。
なお、切土法面の法肩部のラウンディング箇所等、本要領（案）による出来形管理の実施が困難な箇所では、現行の巻尺・レベル等によるものとする。

第　３　章　無筋・鉄筋コンクリート

第３節　レディーミクストコンクリート

特仕3-3-1　一 般 事 項
１．一般土木工事に使用するコンクリートは、「共仕」第１編3-3-1 レディーミクストコンクリートとする。
２．コンクリート構造物の品質確保の調査は、下記の規定によるものとする。
１）テストハンマーによる強度推定調査
(1) 請負者は、高さが５m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが３m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にテストハンマーによる強度推定調査を実施しなければならない。
ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。
(2) テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間で行う。ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は30m程度に１箇所で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを１構造物の単位とする。
(3) 各単位につき３カ所の調査を実施しなければならない。

＊修正　・誤植

(4) 請負者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の８５％以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を５カ所実施しなければならない。 (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、（JSCE-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。 (6) 請負者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に段階**確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。 また、監督職員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、段階**確認**を受けなければならない。 (7) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を書面により監督職員に**提出**しなければならない。 (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢２８日～９１日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。 ・ 材齢１０日で試験を行う場合は、推定強度を１．５５倍して評価する。 ・ 材齢２０日で試験を行う場合は、推定強度を１．１２倍して評価する。 ・ 材齢１０日～２８日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。 ・ 材齢１０日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。 ・ 材齢９２日以降の試験では、材齢２８日～９１日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。 ２）圧縮強度試験による**確認** (1) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計基準強度の８５％を下回った場合は、監督職員と**協議**するものとする。なお、その結果監督職員が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。 (2) 請負者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 (3) 請負者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法（ＪＩＳ　Ａ　１１０７）」により実施しなければならない。 (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所で測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。 ・ 測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正値 ＋３ ・ 測定位置が濡れている場合→反発度の補正値 ＋５ (5) 強度推定は以下の式（材料学会式）による。 Ｆ（Ｎ／㎜²）＝ ０．０９８ ×（－１８４ ＋ １３．０ × Ｒ） ここで、 Ｆ ： 推定強度 Ｒ ： 打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度 (6) 請負者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に段階**確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。 また、監督職員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、段階**確認**を受けなければならない。 (7) 請負者は、圧縮強度試験を実施した結果を書面により監督職員に**提出**しなければならない。 ３）ひび割れ発生状況の調査 (1) 請負者は、高さが５ｍ以上の鉄筋コンクリート擁壁内空断面積が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３ｍ以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。 ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。	(4) 請負者は、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の８５％以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を５カ所実施しなければならない。 (5) 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとし、水平方向に打撃する事を原則とする。ただし、構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、（JSCE-G504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求めるものとする。 (6) 請負者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は、事前に段階**確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出**するものとする。 また、監督職員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、段階**確認**を受けなければならない。 (7) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を書面により監督職員に**提出**するものとする。 (8) テストハンマーによる強度推定調査は、材齢２８日～９１日の間に試験を行うことを原則とするが、工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断するものとする。 ・ 材齢１０日で試験を行う場合は、推定強度を１．５５倍して評価する。 ・ 材齢２０日で試験を行う場合は、推定強度を１．１２倍して評価する。 ・ 材齢１０日～２８日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。 ・ 材齢１０日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。 ・ 材齢９２日以降の試験では、材齢２８日～９１日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。 ２）圧縮強度試験による**確認** (1) 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計基準強度の８５％を下回った場合は、監督職員と**協議**するものとする。なお、その結果監督職員が必要と認めた場合、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。 (2) 請負者は、コアを採取する場合は採取位置、供試体の抜き取り寸法等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 (3) 請負者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法（ＪＩＳ　Ａ　１１０７）」により実施しなければならない。 (4) テストハンマーによる強度推定調査は、気乾状態の箇所で測定することを原則とするが、やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良いものとする。 ・ 測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正値 ＋３ ・ 測定位置が濡れている場合→反発度の補正値 ＋５ (5) 強度推定は以下の式（材料学会式）による。 Ｆ（Ｎ／㎜²）＝ ０．０９８ ×（－１８４ ＋ １３．０ × Ｒ） ここで、 Ｆ ： 推定強度 Ｒ ： 打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度 (6) 請負者は、圧縮強度試験を実施する場合は事前に段階**確認**に係わる**報告**を所定の様式により監督職員に**提出**するものとする。 また、監督職員から段階**確認**の実施について**通知**があった場合には、請負者は、段階**確認**を受けなければならない。 (7) 請負者は、圧縮強度試験を実施した結果を書面により監督職員に**提出**するものとする。 ３）ひび割れ発生状況の調査 (1) 請負者は、高さが５ｍ以上の鉄筋コンクリート擁壁内空断面積が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが３ｍ以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。 ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。	＊修正	・表現の統一

(2) 調査方法は、０．２㎜以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても**提出**しなければならない。
　また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。
(3) 請負者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を書面により監督職員に**提出**しなければならない。
(4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

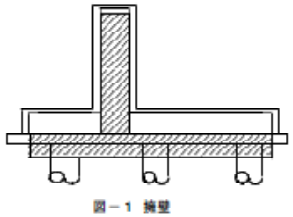

図－１ 擁壁

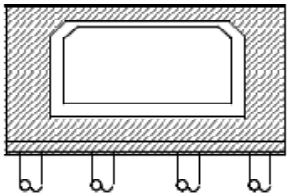

図－２ カルバート

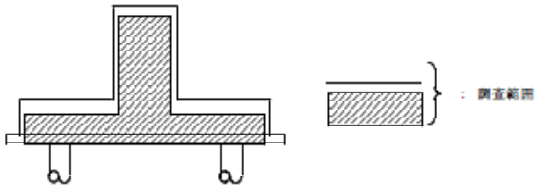

図－３ 橋梁下部

図－４ 橋梁上部

４）微破壊・非破壊試験を用いた強度測定
(1) 請負者は、設計図書において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の試行対象工事として明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として実施するものとする。
(2) 試行は、別途「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領（案）」に従い行うものとする。試験結果の判定は、別途「微破壊・非破壊試験

(2) 調査方法は、０．２㎜以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても**提出**するものとする。
　また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングしなければならない。
(3) 請負者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を書面により監督職員に**提出**するものとする。
(4) ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とし、フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

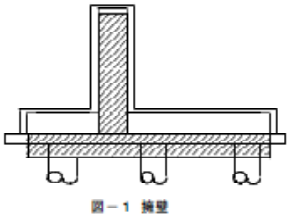

図－１ 擁壁

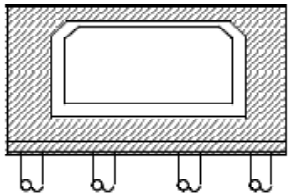

図－２ カルバート

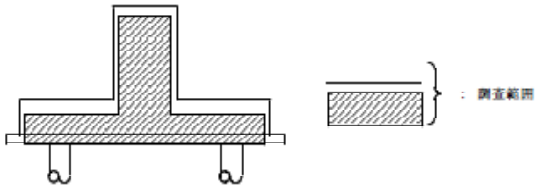

図－３ 橋梁下部

図－４ 橋梁上部

４）微破壊・非破壊試験を用いた強度測定
(1) 請負者は、設計図書において微破壊・非破壊試験を用いたコンクリートの強度測定の対象工事として明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として実施するものとする。　＊修正　・本運用への移行
(2) 測定は、別途「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」（平成21年３月31日付け国官技第344号）に従い行うものとする。　＊修正　・本運用への移行

による測定結果の判定手順」によるものとする。 (3) 請負者は、微破壊・非破壊試験を用いたｺﾝｸﾘｰﾄの強度測定を行う場合には、１工事につき１回以上の頻度で監督職員の立会を受けなければならない。 (4) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に**提出**しなければならない。 (5) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。	(3) 請負者は、微破壊・非破壊試験を用いたｺﾝｸﾘｰﾄの強度測定を行う場合には、１工事につき１回以上の頻度で監督職員の立会を受けなければならない。 (4) 本試験に関する資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに監督職員に**提出**するものとする。 (5) これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。	＊修正 ＊修正	・記載内容の明確化 ・表現の統一
３．請負者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項、及び設置位置等は、下記によるものとする。 (1) 表示対象施設は、重要コンクリート構造物のうち、次のコンクリート構造（場所打ち）とする。 ① 鉄筋コンクリート擁壁（Ｈ＝５ｍ以上） ② ボックスカルバート（中空断面積　Ａ＝２５㎡以上） ③ 橋梁（上・下部）　④ トンネル ⑤ 砂防堰堤　⑥ 樋門・樋管・水門 ⑦ 洞門　⑧ ダム及び堰 ⑨ 杭基礎（躯体がある場合は併せて表示する） (2) 工事関係者の働きがいの高揚並びにコンクリートの耐久性向上の観点から、銘板に表示する項目及び内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ① 構造物名称、工事名 ② 完成年度 ③ 発注機関名 ④ 設計会社（コンサルタント等）名 ⑤ 施工会社（元請・下請）名 ⑥ 延長・幅・高さ・内空断面等の構造物形状・規模に関する事項 ⑦ 適用基準・基準類の名称と年度 ⑧ 主たるコンクリートの配合に関する事項（設計強度、現場配合時の水セメント比、セメントの種類、最大骨材粒径など） ⑨ 生コン製造プラント名 (3) 銘板の材質・寸法は以下のとおりとする。 材　質：ＪＩＳ　Ｈ２２０２　（鋳物用黄銅合金地金） 寸　法：縦500～1000㎜、横500～1000㎜、板厚8㎜、字厚5㎜の計13㎜とする。 なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 (4) 設置枚数は、原則１現場１箇所とするが、構造物によってコンクリート配合が異なる等により、構造物毎に設置することが望ましい場合は複数設置する。 設置場所は、「大衆が容易に見られる場所」を標準とする。なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 (5) 共通仕様書で義務付けているコンクリート構造物についての銘板工（樋門、砂防ダム、橋梁、トンネル等）は記載内容を本規定により実施するものとする。	３．請負者が、銘板を作成・設置する場合の材質、寸法、記載事項、及び設置位置等は、下記によるものとする。 (1) 表示対象施設は、重要コンクリート構造物のうち、次のコンクリート構造（場所打ち）とする。 ① 鉄筋コンクリート擁壁（Ｈ＝５ｍ以上） ② ボックスカルバート（中空断面積　Ａ＝２５㎡以上） ③ 橋梁（上・下部）　④ トンネル ⑤ 砂防堰堤　⑥ 樋門・樋管・水門 ⑦ 洞門　⑧ ダム及び堰 ⑨ 杭基礎（躯体がある場合は併せて表示する） (2) 工事関係者の働きがいの高揚並びにコンクリートの耐久性向上の観点から、銘板に表示する項目及び内容は、以下のとおりとする。なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ① 構造物名称、工事名 ② 完成年度 ③ 発注機関名 ④ 設計会社（コンサルタント等）名 ⑤ 施工会社（元請・下請）名 ⑥ 延長・幅・高さ・内空断面等の構造物形状・規模に関する事項 ⑦ 適用基準・基準類の名称と年度 ⑧ 主たるコンクリートの配合に関する事項（設計強度、現場配合時の水セメント比、セメントの種類、最大骨材粒径など） ⑨ 生コン製造プラント名 (3) 銘板の材質・寸法は以下のとおりとする。 材　質：ＪＩＳ　Ｈ２２０２　（鋳物用黄銅合金地金） 寸　法：縦500～1000㎜、横500～1000㎜、板厚8㎜、字厚5㎜の計13㎜とする。 なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 (4) 設置枚数は、原則１現場１箇所とするが、構造物によってコンクリート配合が異なる等により、構造物毎に設置することが望ましい場合は複数設置する。 設置場所は、「大衆が容易に見られる場所」を標準とする。なお、詳細については**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 (5) 共通仕様書で義務付けているコンクリート構造物についての銘板工（樋門、砂防ダム、橋梁、トンネル等）は記載内容を本規定により実施するものとする。		

＜参考＞　銘板記入例　（砂防工）

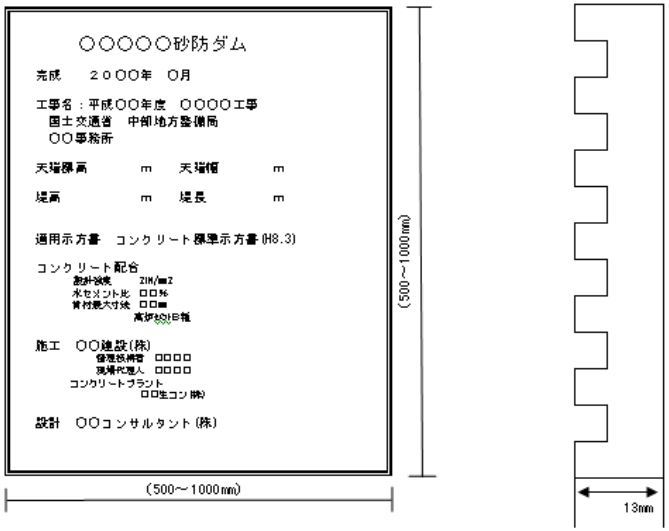

＜参考＞　銘板記入例　（砂防工）

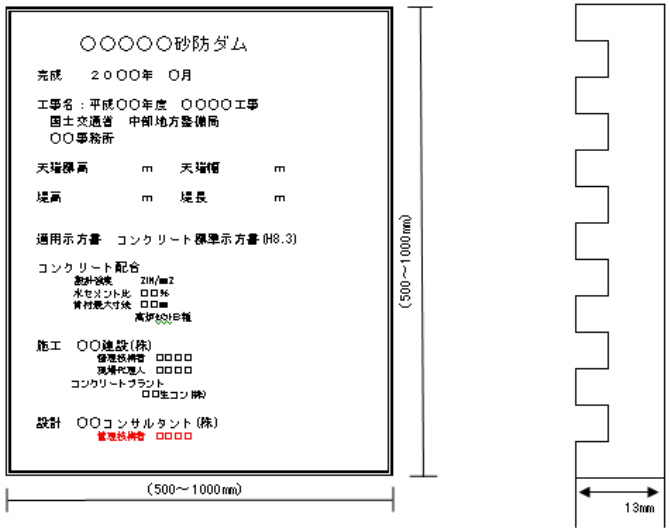

＜参考＞　銘板記入例　（樋管工）

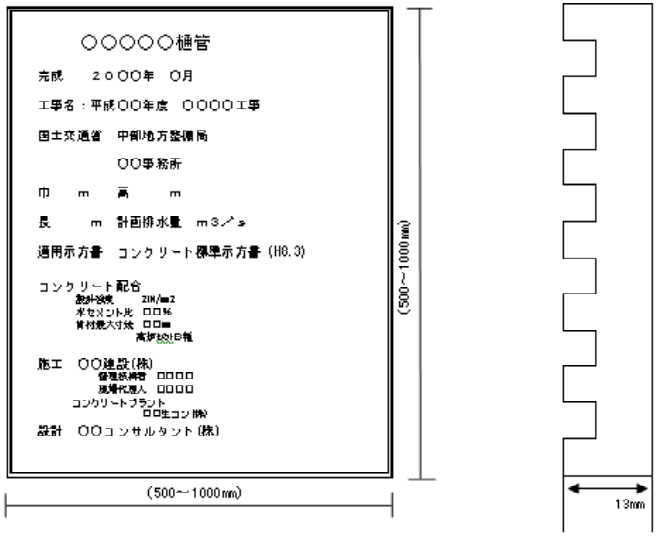

＜参考＞　銘板記入例　（橋梁下部工）

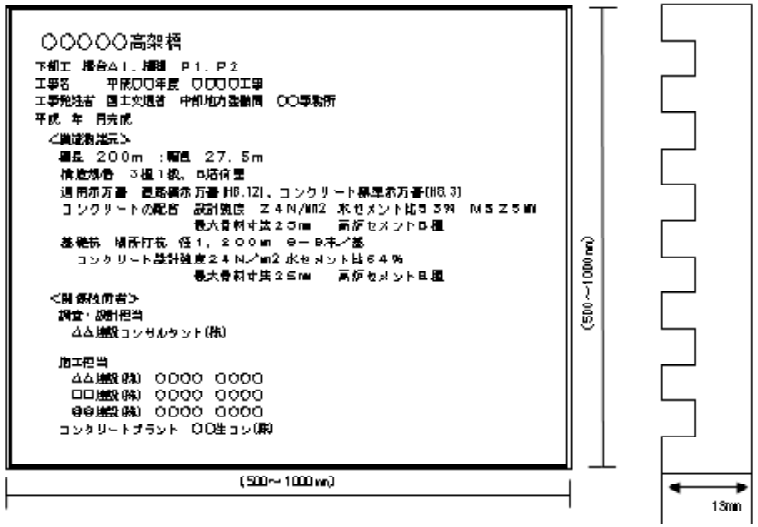

特仕3-3-2　工場の選定

１．レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308）は、請

＜参考＞　銘板記入例　（樋管工）

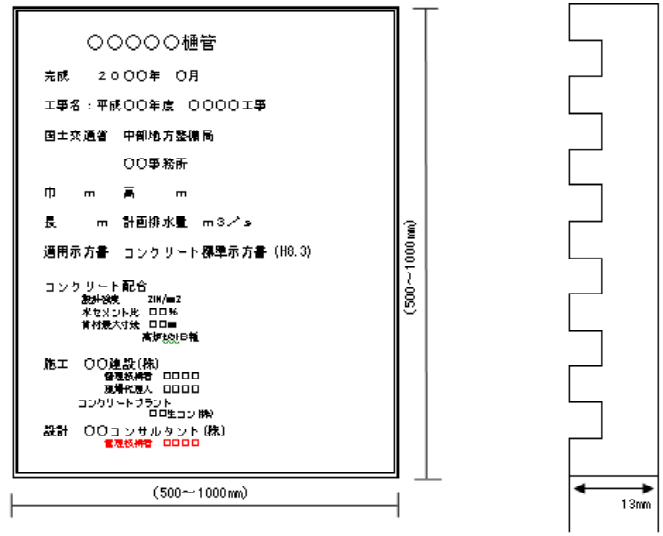

＜参考＞　銘板記入例　（橋梁下部工）

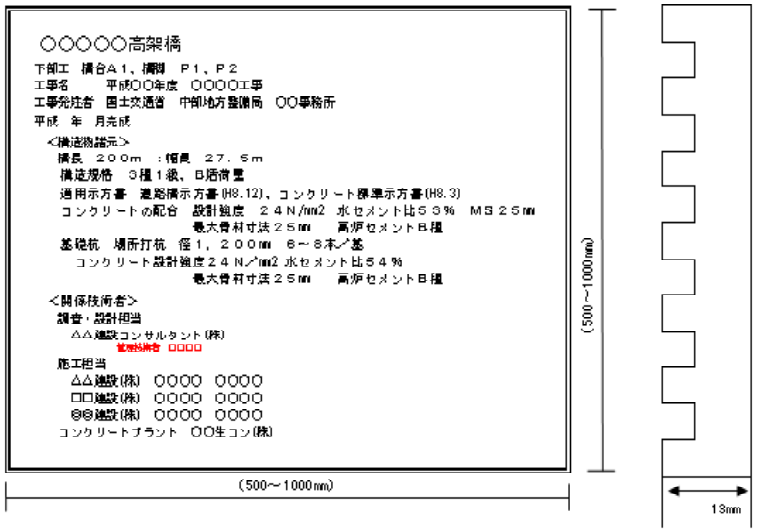

特仕3-3-2　工場の選定

１．レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査（JIS A 5308）は、請

＊変更　・記載内容の明確化

負者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に検査のための試験を代行させる場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。

2．ＪＩＳ認定工場又は、ＪＩＳ認証工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50m^3/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。

3．請負者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令７日及び材令28日についても行うものとし、材令７日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が**確認**されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。

4．普通ポルトランドセメント使用の材令７日強度より材令28日強度の判定にあたっては、ＪＩＳ認定工場又は、ＪＩＳ認証工場の推定式を参考とするものとする。

なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$\sigma 28 = -0.020(\sigma 7)^2 + 1.96\sigma 7$ ……$\sigma 7 < 15\mathrm{N/mm^2}$

$\sigma 28 = 0.96\sigma 7 + 10.4$……$\sigma 7 \geqq 15\mathrm{N/mm^2}$

5．高炉セメント使用の材令７日強度より材令28日強度の判定にあたっては、JIS認定工場の推定式を参考とするものとする。

なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$\sigma 28 = 1.14\sigma 7 + 11.8$……$\sigma 7 \geqq 5\mathrm{N/mm^2}$

6．請負者は、砂防ダム工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

7．一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、**設計図書**に示す場合を除き表３－１とする。

表３－１　配 合 表

No	種　別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	単位セメント量 kg	空気量 %	ＪＩＳ規格の有無	摘　要
1	ＰＣ横桁・ＰＣ桁間コンクリート・ＰＣホーロースラブの間詰	普通	30	8	25	N	－	4.5	○	
2	ＰＣスラブ桁の間詰	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
3	ＰＣポステン主桁	〃	40	8	25	H	－	4.5	○	
4	合成床版	〃	30	8	25	N	－	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版（鉄筋コンクリート）側溝蓋	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
6	（鉄筋コンクリート）地覆・壁高欄	〃	24	8	25	ＢＢ	－	4.5	○	
7	場所打杭　水中：ベノト杭　リバース杭	〃	30	15	25	〃	350 以上	4.5	○	
8	場所打杭　大気中：深礎工	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
9	トンネル覆工用（機械打設）	〃	18	15	40	〃	－	4.5	○	（単位セメント量 270以上）
10	トンネル施工用（インバート打設）	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	（単位セメント量 240以上）側壁導坑の一次覆工含む
11	（鉄筋コンクリート）水門・排水機場（上屋を除く）・堰	〃	21	8	25	〃	－	4.5	○	
12	（鉄筋コンクリート）橋台・橋脚・函渠類・鉄筋コンクリート擁壁・樋門・樋管	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	

負者が自らもしくは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。現場付近に公的機関等の試験場が無い場合又は公的機関等で試験を行う日が休日となる場合等、やむを得ず生産者等に試験を代行させる場合は、監督職員の**承諾**を得るものとし、請負者はその試験に臨場しなければならない。

2．ＪＩＳ認定工場又は、ＪＩＳ認証工場にて生産する日当り打設量が小規模（配合別50m^3/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に基づくものとする。

3．請負者は、レディーミクストコンクリート圧縮強度試験については、材令７日及び材令28日についても行うものとし、材令７日強度から材令28日強度の判定にあたって強度上疑義がある場合には、品質が**確認**されるまで一時当該レディーミクストコンクリートの使用を中止しなければならない。

4．普通ポルトランドセメント使用の材令７日強度より材令28日強度の判定にあたっては、ＪＩＳ認定工場又は、ＪＩＳ認証工場の推定式を参考とするものとする。

なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$\sigma 28 = -0.020(\sigma 7)^2 + 1.96\sigma 7$ ……$\sigma 7 < 15\mathrm{N/mm^2}$

$\sigma 28 = 0.96\sigma 7 + 10.4$……$\sigma 7 \geqq 15\mathrm{N/mm^2}$

5．高炉セメント使用の材令７日強度より材令28日強度の判定にあたっては、JIS認定工場の推定式を参考とするものとする。

なお、これによりがたい場合は、次式を参考にするものとする。

$\sigma 28 = 1.14\sigma 7 + 11.8$……$\sigma 7 \geqq 5\mathrm{N/mm^2}$

6．請負者は、砂防ダム工事において、現場練りコンクリートを使用する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

7．一般土木工事に使用するコンクリートの配合は、**設計図書**に示す場合を除き表３－１とする。

表３－１　配 合 表

種　別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	単位セメント量 kg	空気量 %	ＪＩＳ規格の有無	摘　要
ＰＣ横桁・ＰＣ桁間コンクリート・ＰＣホーロースラブの間詰	普通	30	8	25	N	－	4.5	○	
ＰＣスラブ桁の間詰	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
ＰＣポステン主桁	〃	40	8	25	H	－	4.5	○	
合成床版	〃	30	8	25	N	－	4.5	○	
非合成床版、RC床版（鉄筋コンクリート）側溝蓋	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
（鉄筋コンクリート）地覆・壁高欄	〃	24	8	25	ＢＢ	－	4.5	○	
場所打杭　水中：ベノト杭　リバース杭	〃	30	15	25	〃	350 以上	4.5	○	
場所打杭　大気中：深礎工	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	
トンネル覆工用（機械打設）	〃	18	15	40	〃	－	4.5	○	（単位セメント量 270以上）
トンネル施工用（インバート打設）	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	（単位セメント量 240以上）側壁導坑の一次覆工含む
（鉄筋コンクリート）水門・排水機場（上屋を除く）・堰	〃	21	8	25	〃	－	4.5	○	
（鉄筋コンクリート）橋台・橋脚・函渠類・鉄筋コンクリート擁壁・樋門・樋管	〃	24	8	25	〃	－	4.5	○	

13	砂防護岸に使用する石積（張）胴裏込	〃	21	8	25	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
14	河川護岸及び砂防護岸に使用する石積（張）胴裏込	〃	18	8	25	〃	－	4.5	○	
15	厚16cm未満の側溝・集水桝・石積（張）胴裏込・管渠	〃	18	8	25	〃	－	4.5	○	
16	重力擁壁・モタレ擁壁	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
17	石積・ストンガード・標識及び照明灯基礎・厚16cm以上の側溝等	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
18	重力式橋台	〃	21	8	40	〃	－	4.5	○	
19	重力式擁壁	〃	21	8	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
20	均しコンクリート	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
21	セメントコンクリート舗装	舗装	（曲げ強度）4.5	2.5	40	N	－	4.5	○	（単位セメント量 280～350）
22	（河川）護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張（平場）・堰（無筋）	普通	18	5	40	BB	－	4.5	○	
23	（河川）護岸コンクリート張（法面）	普通	18	3	40	〃	－	4.5	－	
24	（河川）護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張（平場）・堰（無筋）	〃	21	5	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
25	（河川）護岸コンクリート張（法面）	〃	21	3	40	〃	－	4.5	－	気象作用の激しい所
26	（河川・海岸）護岸均しコンクリート	〃	－	3	25	〃	170 以上	－	－	
27	（海岸）波返し・表法張・基礎	〃	24	8	40	〃	－	4.5	○	
28	（海岸）無筋コンクリート擁壁	〃	24	8	40	〃	－	4.5	○	
29	（海岸）根固ブロック１０ｔ以上	〃	24	5	80	〃	－	(4.0)	－	
30	（砂防）主副ダム・側壁（砂防）１０ｔ以上の根固ブロック	〃	18	5	80	〃	－	4.0	－	現場配合の場合は**設計図書**に示す
31	（砂防）主副ダム・側壁（砂防）10ｔ以上の根固ブロック	〃	21	5	80	〃	－	4.0	－	気象作用の激しい所 現場配合の場合は**設計図書**に示す
32	（砂防）堤冠（膠石コンクリート）	〃	－	－	80	〃	600 以上	－	－	水セメント比は（34）程度とする
33	（砂防）堤冠（富配合コンクリート）	〃	－	5	80	〃	300 以上	4.0	－	水セメント比は（40）程度とする 現場配合の場合は**設計図書**に示す
34	（砂防）流路工・護岸・（砂防）１０ｔ未満根固ブロック（砂防）主副ダム、側壁	〃	18	5	40	〃	－	4.5	○	現場配合の場合は**設計図書**に示す
35	（砂防）流路工・護岸・（砂防）10ｔ未満根固ブロック（砂防）主副ダム、側壁	〃	21	5	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所 現場配合の場合は**設計図書**に示す

注：1）粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が不可能な場合のみ20mm及び40mmとすることができる。
2）設計図書に塩害対象を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。
3）セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。
4）追加特記仕様書**設計図書**において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。

（1）請負者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材（JIS A 5011）を使用する場合には、高炉スラグ砕石コンクリート設計施工指針案（土木学会）によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類はＢとしなければならない。

（2）請負者は、表３－１の配合表において、高炉セメントにより難い場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

８．コンクリート２次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、**設計図書**に明示した場合を除きセメントと砂の重量比１：３程度とする。

９．レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリート

	砂防護岸に使用する石積（張）胴裏込	〃	21	8	25	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
	河川護岸及び砂防護岸に使用する石積（張）胴裏込	〃	18	8	25	〃	－	4.5	○	
	厚16cm未満の側溝・集水桝・石積（張）胴裏込・管渠	〃	18	8	25	〃	－	4.5	○	
	重力擁壁・モタレ擁壁	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
	石積・ストンガード・標識及び照明灯基礎・厚16cm以上の側溝等	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
	重力式橋台	〃	21	8	40	〃	－	4.5	○	
	重力式擁壁	〃	21	8	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
	均しコンクリート	〃	18	8	40	〃	－	4.5	○	
	セメントコンクリート舗装	舗装	（曲げ強度）4.5	2.5	40	N	－	4.5	○	単位セメント量 280～350
	（河川）護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張（平場）・堰（無筋）	普通	18	5	40	BB	－	4.5	○	
	（河川）護岸コンクリート張（法面）	普通	18	3	40	〃	－	4.5	－	
	（河川）護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張（平場）・堰（無筋）	〃	21	5	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所
	（河川）護岸コンクリート張（法面）	〃	21	3	40	〃	－	4.5	－	気象作用の激しい所
	（河川・海岸）護岸均しコンクリート	〃	－	3	25	〃	170 以上	－	－	
	（海岸）波返し・表法張・基礎	〃	24	8	40	〃	－	4.5	○	
	（海岸）無筋コンクリート擁壁	〃	24	8	40	〃	－	4.5	○	
	（海岸）根固ブロック１０ｔ以上	〃	24	5	80	〃	－	(4.0)	－	
	（砂防）主副ダム・側壁（砂防）１０ｔ以上の根固ブロック	〃	18	5	80	〃	－	4.0	－	現場配合の場合は**設計図書**に示す
	（砂防）主副ダム・側壁（砂防）10ｔ以上の根固ブロック	〃	21	5	80	〃	－	4.0	－	気象作用の激しい所 現場配合の場合は**設計図書**に示す
	（砂防）堤冠（膠石コンクリート）	〃	－	－	80	〃	600 以上	－	－	水セメント比は（34）程度とする
	（砂防）堤冠（富配合コンクリート）	〃	－	5	80	〃	300 以上	4.0	－	水セメント比は（40）程度とする 現場配合の場合は**設計図書**に示す
	（砂防）流路工・護岸・（砂防）１０ｔ未満根固ブロック（砂防）主副ダム、側壁	〃	18	5	40	〃	－	4.5	○	現場配合の場合は**設計図書**に示す
	（砂防）流路工・護岸・（砂防）10ｔ未満根固ブロック（砂防）主副ダム、側壁	〃	21	5	40	〃	－	4.5	○	気象作用の激しい所 現場配合の場合は**設計図書**に示す

注：1）粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が困難な場合は監督職員と**協議**するものとする。
2）設計図書に塩害対象を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下を標準とする。
3）均しコンクリートの水セメント比は60%程度とする。
4）セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。
5）追加特記仕様書**設計図書**において、別途コンクリート強度が定められているものについては、その設計基準によるものとする。

（1）請負者は、コンクリート用高炉スラグ粗骨材（JIS A 5011）を使用する場合には、高炉スラグ砕石コンクリート設計施工指針案（土木学会）によるものとし、高炉スラグ粗骨材の分類はＢとしなければならない。

（2）表３－１の配合表は、標準的な配合を定めたものである。請負者は、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

８．コンクリート２次製品の目地・据付等に使用するモルタル配合は、**設計図書**に明示した場合を除きセメントと砂の重量比１：３程度とする。

９．レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査におけるコンクリート

＊修正　・現場実態を踏襲

＊修正　・現場実態を踏襲

の供試体の**確認**方法は、下記の方法のどちらかにより実施しなければならない。 （１）Ａ法 ①　コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。 ②　供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、２ヶ所の番号、記号等が１枚の写真でよくわかるように撮影すること。ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。 ③　写真については、ネガにて保存するものとし、工事アルバムには適宜掲載するものとする。 （２）Ｂ法 ①　供試体型枠の内側にグリース塗布後、所定の事項を記入した供試体**確認**版（ＱＣ版）の表を上にして型枠側部におき、コンクリートを打設すること。 ②　強度試験前に供試体に転写した部分を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか**確認**すること。 10．本工事において、１日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が100㎥以上施工するコンクリートに工において、「レディーミクストコンクリート」の品質確保について（平成15年10月２日、国官技第185号)」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月２日、国コ企第３号)」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案)」（以下、測定要領という）（これらについて、請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに**提出**しなければならない。 測定機器は、測定要領の「２．測定機器」によるものとするが、現場条件により甲から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。 単位水量の測定は、測定要領の「６．測定頻度」及び「７．管理基準値・測定結果と対応」により実施することとし、管理回数分の費用を見込むものとするが、再試験分については費用を見込まない。 なお、打設ロット割等で管理回数に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。	の供試体の**確認**方法は、下記の方法のどちらかにより実施しなければならない。 （１）Ａ法 ①　コンクリートを供試体枠に投入したときの写真撮影時に、型枠外面に供試体を特定できる番号・記号等を記載し撮影すること。 ②　供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、２ヶ所の番号、記号等が１枚の写真でよくわかるように撮影すること。ただし、写真は型枠脱型前に行うこと。 ③　写真については、ネガにて保存するものとし、工事アルバムには適宜掲載するものとする。 （２）Ｂ法 ①　供試体型枠の内側にグリース塗布後、所定の事項を記入した供試体**確認**版（ＱＣ版）の表を上にして型枠側部におき、コンクリートを打設すること。 ②　強度試験前に供試体に転写した部分を写真に撮り資料採取時のものと同一のものか**確認**すること。 10．本工事において、１日当たりレディーミクストコンクリート種別ごとの使用量が100㎥以上施工するコンクリートに工において、「レディーミクストコンクリート」の品質確保について（平成15年10月２日、国官技第185号)」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について（平成15年10月２日、国コ企第３号)」及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案)」（以下、測定要領という）（これらについて、請負者が所持しない場合は、工事契約後に請負者から監督職員に通知を求めるものとする。）に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、検査時までに**提出**するものとする。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに**提出**するものとする。 測定機器は、測定要領の「２．測定機器」によるものとするが、現場条件により甲から測定機器を指示する場合がある。また、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。 単位水量の測定は、測定要領の「６．測定頻度」及び「７．管理基準値・測定結果と対応」により実施することとし、管理回数分の費用を見込むものとするが、再試験分については費用を見込まない。 なお、打設ロット割等で管理回数に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。	＊修正	・表現の統一
第６節　運搬・打設 **特仕3-6-4　打　　設** 請負者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。 **特仕3-6-7　打　継　目** １．伸縮継目の目地の材質、厚については、「特仕」第２編特仕2-10-2 目地板の規定によるものとする。 ２．無筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。 （１）請負者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を５ｍ程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。 高さが１ｍ未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定によるものとする。 （２）膨張目地は、図３－１に示す構造とする。	**第６節　運搬・打設** **特仕3-6-4　打　　設** 請負者は、擁壁背面が岩盤の場合には、擁壁背面を岩盤に密着させなければならない。やむを得ない理由で余掘が著しい場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て擁壁背面型枠を使用し背面空隙は、裏込砂利等で充填するものとする。 **特仕3-6-7　打　継　目** １．伸縮継目の目地の材質、厚については、「特仕」第２編特仕2-10-2 目地板の規定によるものとする。 ２．無筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。 （１）請負者は膨張目地を10m程度の間隔に、収縮目地を５ｍ程度の間隔に鉛直に設置しなければならない。 高さが１ｍ未満となる場合はコンクリート簡易構造物の規定によるものとする。 （２）膨張目地は、図３－１に示す構造とする。		

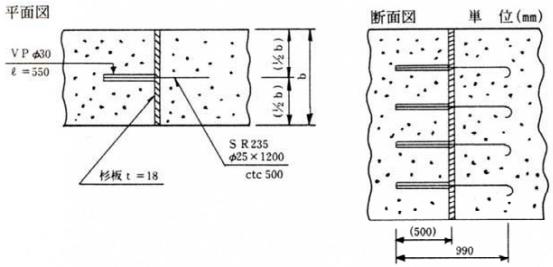

図３－１

（３）収縮目地の構造は、巾12cm程度の目地板を表・裏に入れるものとする。なお、スリップバーとして鉄筋（φ16mm×1.2m）を、50cm間隔に水平に設置するものとする。

（４）収縮目地は、図３－２に示す構造とする。

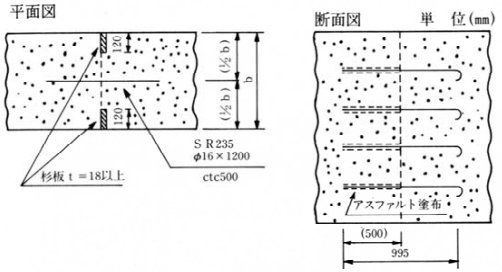

図３－２

（５）水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ10cm程度の位置に異形鉄筋（SD295A 16mm×1.0m）を50cm間隔に配筋するものとする。

（６）水平打継目は、図３－３に示す構造とする。

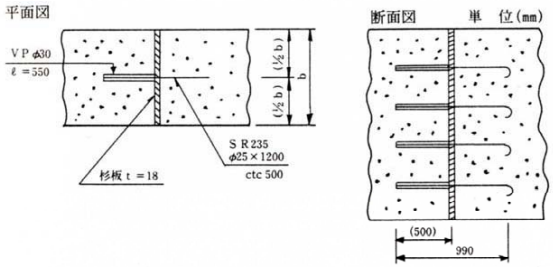

図３－１

（３）収縮目地の構造は、巾12cm程度の目地板を表・裏に入れるものとする。なお、スリップバーとして鉄筋（φ16mm×1.2m）を、50cm間隔に水平に設置するものとする。

（４）収縮目地は、図３－２に示す構造とする。

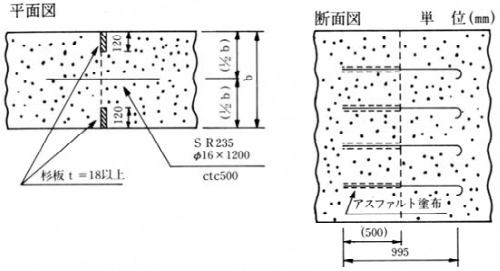

図３－２

（５）水平打継目の構造は、鍵形として表・裏をそれぞれ10cm程度の位置に異形鉄筋（SD295A 16mm×1.0m）を50cm間隔に配筋するものとする。

（６）水平打継目は、図３－３に示す構造とする。

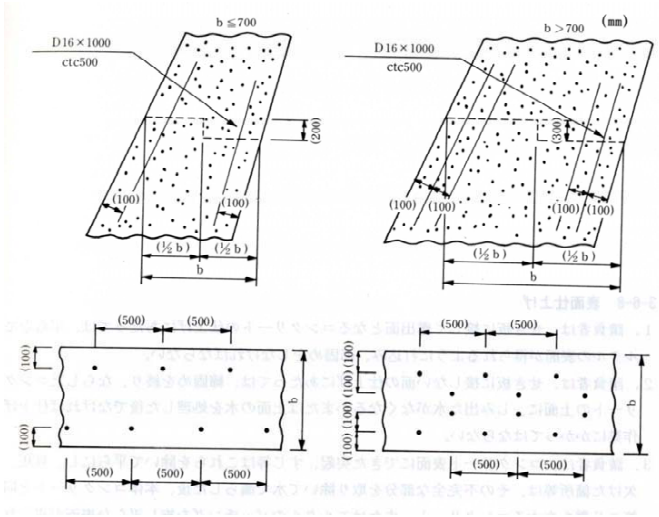

図３－３

３．鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

（１）請負者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。

（２）膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ１㎝以上の瀝青系目地材又はこれと同等以上の材料を用いるものとする。

（３）収縮目地の構造は、深さ３㎝程度のＶ型の溝を垂直に表側に入れるものとする。

４．排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

（１）請負者は、排水孔については硬質塩化ビニル管（VPφ100㎜）を用い、10㎡に１ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。

（２）請負者は、水抜きパイプ設置箇所には、吸出防止材又は透水材を設置しなければならない。また、その形状は、**設計図書**によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。

５．コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

（１）請負者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10㎜以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。

（２）請負者は既設構造物を嵩上げ・継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。

（３）嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。

（４）請負者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

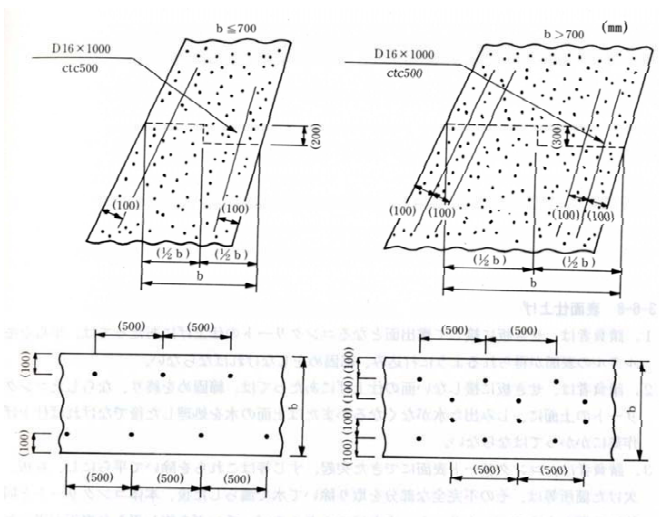

図３－３

３．鉄筋コンクリート擁壁の目地構造については、次の各号によらなければならない。

（１）請負者は膨張目地を20m程度の間隔に、収縮目地を10m程度の間隔に垂直に設置しなければならない。

（２）膨張目地の構造は「フラット型」として、目地材は厚さ１㎝以上の瀝青系目地材又はこれと同等以上の材料を用いるものとする。

（３）収縮目地の構造は、深さ３㎝程度のＶ型の溝を垂直に表側に入れるものとする。

４．排水孔の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

（１）請負者は、排水孔については硬質塩化ビニル管（VPφ100㎜）を用い、10㎡に１ヶ所以上の割合で設けるものとし、擁壁前面の埋戻し高を考慮して、裏込よりの排水を有効に処理できるように配置しなければならない。

（２）請負者は、水抜きパイプ設置箇所には、吸出防止材又は透水材を設置しなければならない。また、その形状は、**設計図書**によるものとし、施工にあたっては、細部にわたり十分注意をはらい行うものとする。

５．コンクリート簡易構造物の施工にあたっては、次の各号によらなければならない。

（１）請負者は伸縮目地の施工に際しては、厚さ10㎜以上の杉板又はそれと同等品以上の材料を用い、10m程度の間隔に入れなければならない。

（２）請負者は既設構造物を嵩上げ・継足しする場合には、既設目地・クラック等に合わせて伸縮目地を入れなければならない。

（３）嵩上げ・継足しに接着剤を使用する場合は、エポキシ系樹脂接着剤とし使用量は0.6kg/㎡とする。

（４）請負者は、側溝・集水桝天端等で路面排水が必要と考えられる箇所（暫定供用も含む）に排水口を設けなければならない。その設置位置・形状・寸法については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

第７節　鉄　筋　工

特仕3-7-1 一般事項

新設のコンクリート構造物のうち、設計図書において、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の試行対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として、以下により実施するものとする。 （１）試行は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」に従い行うものとする。試験結果の判定は、「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。 （２）本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に**提出**しなければならない。 （３）これに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。	新設のコンクリート構造物のうち、設計図書において、コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の対象工事と明示された橋梁上部工事及び下部工事等を対象として、以下により実施するものとする。 （１）測定は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（平成21年３月31日付け国官技第 345号）」に従い行うものとする。 （２）本試験に関する資料を整備、保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時までに監督職員に**提出**するものとする。 （３）これに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。	＊修正 ＊修正 ＊修正 ＊修正	・本運用への移行 ・本運用への移行 ・記載内容の明確化 ・表現の統一
特仕3-7-4　組　立　て スペーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に段階確認を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督職員の**承諾**を得て適宜配置することとする。	**特仕3-7-4　組　立　て** スペーサーの個数については、鉄筋の鉄筋組立て完了時に段階確認を受けなければならない。なお、橋梁の壁高欄については、監督職員の**承諾**を得て適宜配置することとする。		
特仕3-7-5　継　　手 簡易構造物の鉄筋の継手長は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度（σck）が18N/㎟の場合40φ（φ：鉄筋の公称直径）、21N/㎟の場合35φ以上とする。	**特仕3-7-5　継　　手** 簡易構造物の鉄筋の継手長は、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に記載のない場合は、コンクリートの設計基準強度（σck）が18N/㎟の場合40φ（φ：鉄筋の公称直径）、21N/㎟の場合35φ以上とする。		
第16節　超速硬コンクリート	**第16節　超速硬コンクリート**		
特仕3-16-1　一 般 事 項 １．請負者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。 ２．超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。 （１）試験回数（圧縮強度試験） コンクリート打設日毎に（交通開放前）圧縮強度試験を行うこととする。 （２）品質規格 ３時間圧縮強度24N/㎟以上　（Q₃H　スランプ　Max　24 — 12 — 25）	**特仕3-16-1　一 般 事 項** １．請負者は、硬化後荷重を載荷する時の強度及びその確認方法について、施工計画書に記載しなければならない。なお、施工にあたっては、調査試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、検査時までに監督職員に**提出**するものとする。 ２．超速硬コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。 （１）試験回数（圧縮強度試験） コンクリート打設日毎に（交通開放前）圧縮強度試験を行うこととする。 （２）品質規格 ３時間圧縮強度24N/㎟以上　（Q₃H　スランプ　Max　24 — 12 — 25）	＊修正	・表現の統一

（旧） 土木工事特記仕様書（Ｈ１９年度版）	新土木工事特記仕様書改訂 （案）（Ｈ２１年度版）	区分	改定理由

第 ２ 編 材 料 編

第 １ 章 一 般 事 項

第１節 適 用

本工事において、海外で生産された下記表に示す資材を使用する場合は（財）土木研究センター又は（財）建材試験センターが発行する品質審査証明書を、監督職員に**提出**するものとする。

Ⅰ セメント

品 目	対応JIS規格（参考）
ポルトランドセメント	JIS R 5210
高炉セメント	JIS R 5211
シリカセメント	JIS R 5212
フライアッシュセメント	JIS R 5213

Ⅱ 鋼材

品 目	対応JIS規格（参考）
(1)構造用圧延鋼材	
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
(2)軽量形鋼	
一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
(3)鋼管	
一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
(4)鉄線	
鉄線	JIS G 3532
(5)ワイヤロープ	
ワイヤロープ	JIS G 3525
(6)プレストレストコンクリート用鋼材	
PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536
PH鋼線	JIS G 3109
ピアノ線材	JIS G 3502
硬鋼線材	JIS G 3506
(7)鉄鋼	
鉄線	JIS G 3532
溶接金網	JIS G 3551
ひし形金網	JIS G 3552
(8)鋼製ぐい及び鋼矢板	
鋼管ぐい	JIS G 5525
H型鋼ぐい	JIS G 5526
熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528
鋼管矢板	JIS G 5530
(9)鋼製支保工	
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
六角ボルト	JIS G 1180
六角ナット	JIS G 1181
摩擦合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット	JIS G 1186

第 ２ 編 材 料 編

第 １ 章 一 般 事 項

第１節 適 用

本工事において、海外で生産された下記表に示す資材を使用する場合は（財）土木研究センター又は（財）建材試験センターが発行する品質審査証明書を、監督職員に**提出**するものとする。

Ⅰ セメント

品 目	対応JIS規格（参考）
ポルトランドセメント	JIS R 5210
高炉セメント	JIS R 5211
シリカセメント	JIS R 5212
フライアッシュセメント	JIS R 5213

Ⅱ 鋼材

品 目	対応JIS規格（参考）
(1)構造用圧延鋼材	
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
溶接構造用対候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
(2)軽量形鋼	
一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
(3)鋼管	
一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
(4)鉄線	
鉄線	JIS G 3532
(5)ワイヤロープ	
ワイヤロープ	JIS G 3525
(6)プレストレストコンクリート用鋼材	
PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536
PH鋼線	JIS G 3109
ピアノ線材	JIS G 3502
硬鋼線材	JIS G 3506
(7)鉄鋼	
鉄線	JIS G 3532
溶接金網	JIS G 3551
ひし形金網	JIS G 3552
(8)鋼製ぐい及び鋼矢板	
鋼管ぐい	JIS G 5525
H型鋼ぐい	JIS G 5526
熱間圧延鋼矢板	JIS G 5528
鋼管矢板	JIS G 5530
(9)鋼製支保工	
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
六角ボルト	JIS G 1180
六角ナット	JIS G 1181
摩擦合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金セット	JIS G 1186

Ⅲ　瀝青材料

品　　目	対応JIS規格（参考）
舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
石油アスファルト乳剤	JIS　K　2208

Ⅳ　割ぐり石及び骨材

割ぐり石	JIS　A　5006
道路用砕石	JIS　A　5001
アスファルト舗装用骨材	JIS　A　5001
フィラー（舗装用石炭粉）	JIS　A　5008
コンクリート用砕石及び枠砂	JIS　A　5005
コンクリート用スラグ骨材	JIS　A　5011
道路用鉄鋼スラグ	JIS　A　5015

第２節　工事材料の品質及び検査（確認を含む）

１．請負者は、ポストテンションの、ＰＣ鋼線・ＰＣ鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々１回（１片）行わなければならない。
２．ＰＣ鋼材の試験はJIS Ｚ 2241（金属材料引張試験方法）に準じて行い、試験結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合には直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

第　２　章　土木工事材料

第２節　石

特仕2-2-3　雑　割　石

雑割石の控長は35cm級とする。

特仕2-2-7　その他の砂利、砕石、砂

クラッシャラン（Ｃ－40）及び再生クラッシャラン（RC－40）の品質規格は、「共仕」第３編2-6-2 アスファルト舗装の材料第７項の**規定**によらなければならない。

第３節　骨　　材

特仕2-3-2　セメントコンクリート用骨材

１．砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法80㎜の粗骨材の粒度は、表２－１の規格に適合するものとする。
なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は、JIS A1102によるものとする。

表２－１　粗骨材粒度の標準

粗骨材の最大寸法 ／ 粗骨材の大きさ(㎜)	網ふるいを通る量の重量百分率										
(㎜)	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－

Ⅲ　瀝青材料

品　　目	対応JIS規格（参考）
舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
石油アスファルト乳剤	JIS　K　2208

Ⅳ　割ぐり石及び骨材

割ぐり石	JIS　A　5006
道路用砕石	JIS　A　5001
アスファルト舗装用骨材	JIS　A　5001
フィラー（舗装用石炭粉）	JIS　A　5008
コンクリート用砕石及び枠砂	JIS　A　5005
コンクリート用スラグ骨材	JIS　A　5011
道路用鉄鋼スラグ	JIS　A　5015

第２節　工事材料の品質及び検査（確認を含む）

１．請負者は、ポストテンションの、ＰＣ鋼線・ＰＣ鋼棒については、機械試験（引張試験）を各々１回（１片）行わなければならない。
２．ＰＣ鋼材の試験はJIS Ｚ 2241（金属材料引張試験方法）に準じて行い、試験結果を整備・保管し、監督職員の請求があった場合には直ちに**提示**するとともに、検査時までに**提出**するものとする。

＊修正　・表現の統一

第　２　章　土木工事材料

第２節　石

特仕2-2-3　雑　割　石

雑割石の控長は35cm級とする。

特仕2-2-7　その他の砂利、砕石、砂

クラッシャラン（Ｃ－40）及び再生クラッシャラン（RC－40）の品質規格は、「共仕」第３編2-6-2 アスファルト舗装の材料第７項の**規定**によるものとする。

＊修正　・表現の統一

第３節　骨　　材

特仕2-3-2　セメントコンクリート用骨材

１．砂防工事に用いるコンクリートのうち、最大寸法80㎜の粗骨材の粒度は、表２－１の規格に適合するものとする。
なお、粗骨材は、大・小粒が適度に混合しているもので、その粒度は次表の範囲を標準とする。また、ふるい分け試験は、JIS A1102によるものとする。

表２－１　粗骨材粒度の標準

粗骨材の最大寸法 ／ 粗骨材の大きさ(㎜)	網ふるいを通る量の重量百分率										
(㎜)	150	100	80	50	40	25	20	15	10	5	2.5
5～80	－	100	95～100	－	40～75	－	20～40	－	5～15	0～5	－

第５節　鋼　　材

特仕2-5-2　構造用圧延鋼材

土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101－ＳＳ330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。

特仕2-5-11　鉄　　網

ラス張に使用する金網はヒシ形（２㎜（14#）×50㎜めっき仕様）で、その規格及び品質はJIS G 3552（ヒシ形金網）の規格に準ずるものとする。

特仕2-5-20　鋼材規格

エキスパンション用異形スタッド（NSD400）の品質規格は表２－２のとおりとする

表２－２　異形スタッド（NSD400）の品質規格

機械的性質				化学成分			
引張強さ kgf/㎟ (N/㎟)	降伏点 kgf/㎟ (N/㎟)	伸び%	試験片	C	M^n	F	S
41～56 (400~550) (235以上)	24以上	20以上	JIS Z2201４号標点距離Ｌ＝４Ｄ	0.2以下	0.3～0.9	0.040以下	0.040以下

第７節　セメントコンクリート製品

特仕2-7-1　一 般 事 項

１．請負者は、コンクリート構造物及びコンクリート工場製品については、アルカリ骨材反応抑制対策を実施しなければならない。ただし、長期の耐久性を期待しない仮設構造物については除く。

２．請負者は、構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の３つの対策の中のいずれか１つについて**確認**をとらなければならない。なお、土木構造物については、（１）、（２）を優先する。

（１）コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート１㎥に含まれるアルカリ総量Na_2O換算で3.0kg以下にする。

（２）抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント［Ｂ種又はＣ種］あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント［Ｂ種又はＣ種］、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の**確認**されたものを使用する。

（３）安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）注）の結果で無害と**確認**された骨材を使用する。

３．請負者は、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（２．（３）の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について監督職員と**協議**しなければならない。

注）試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レ

第５節　鋼　　材

特仕2-5-2　構造用圧延鋼材

土留に使用する波型鋼板は、JIS G 3101－ＳＳ330（黒皮品）の規格に適合したライナープレートとする。

特仕2-5-11　鉄　　網

ラス張に使用する金網はヒシ形（２㎜（14#）×50㎜めっき仕様）で、その規格及び品質はJIS G 3552（ヒシ形金網）の規格に準ずるものとする。

特仕2-5-20　鋼材規格

エキスパンション用異形スタッド（NSD400）の品質規格は表２－２のとおりとする

表２－２　異形スタッド（NSD400）の品質規格

機械的性質				化学成分			
引張強さ kgf/㎟ (N/㎟)	降伏点 kgf/㎟ (N/㎟)	伸び%	試験片	C	M^n	F	S
41～56 (400~550) (235以上)	24以上	20以上	JIS Z2201４号標点距離Ｌ＝４Ｄ	0.2以下	0.3～0.9	0.040以下	0.040以下

第７節　セメントコンクリート製品

特仕2-7-1　一 般 事 項

１．請負者は、コンクリート構造物及びコンクリート工場製品については、アルカリ骨材反応抑制対策を実施しなければならない。ただし、長期の耐久性を期待しない仮設構造物については除く。

２．請負者は、構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の３つの対策の中のいずれか１つについて**確認**をとらなければならない。なお、土木構造物については、（１）、（２）を優先する。

（１）コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート１㎥に含まれるアルカリ総量Na_2O換算で3.0kg以下にする。

（２）抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント［Ｂ種又はＣ種］あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント［Ｂ種又はＣ種］、もしくは混合材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の**確認**されたものを使用する。

（３）安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）注）の結果で無害と**確認**された骨材を使用する。

３．請負者は、海水または潮風の影響を受ける地域において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の安全性に重大な影響を及ぼすと考えられる場合（２．（３）の対策をとったものは除く）には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について監督職員と**協議**するものとする。

注）試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レ

＊修正　・表現の統一

ディーミクストコンクリート）の付属書７「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書８「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

特仕2-7-2　セメントコンクリート製品

１．遠心力鉄筋コンクリート管は、JIS A 5372の外圧管１種及び２種とする。
　請負者は、**設計図書**に明示された場合を除き、Ｂ型管（ソケット管）を使用しなければならない。
２．ＲＣ杭の杭先端部は、普通型（閉塞型）とする。
３．コンクリートブロックの規格は、**設計図書**に明示された場合を除き、JIS A 5371附属書４表1.2によるものとする。
４．側溝蓋は工場製作とし、材料及び製造方法等は、JIS A 5372の基準に準ずるものとする。
５．「プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会」で制定の製品についてはＪＩＳ製品と同等とする。
　製造工場は、プレキャストコンクリート製品のＪＩＳ認定工場又は、ＪＩＳ認証工場とする。

第８節　瀝 青 材 料

特仕2-8-1　一般瀝青材料

１．付着性改善改質アスファルトは、表２－３の規格に適合するものとする。

表２－３

項　　目		規 格 値
針入度（２５℃）	1/10mm	40以上
軟　　化　　点	℃	68以上
伸　　度(15℃)		30以上
フラースぜい化点	℃	-12以下
引　　火　　点	℃	260以上
薄膜加熱質量変化率	%	0.6以上
薄膜加熱針入度残留率	%	65以上
タ　フ　ネ　ス	kgf･cm	160以上
テ　ナ　シ　テ　ィ	kgf･cm	80以上
密　　度（１５℃）	g/cm	1.0以上
６０℃　　粘　度	poise	15,000以上
粗骨材の剥離面積率	%	5以下

第９節　芝及びそだ

特仕2-9-1　芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

１．芝は**設計図書**に明示した場合を除き半土付野芝とする。
２．筋芝工に使用する芝は半土付野芝とし、巾は14cm程度とする。

特仕2-9-3　種　　子

１．種子帯は帯状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着又は封入したものとし、規格は下記のとおりとする。

ディーミクストコンクリート）の付属書７「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書８「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

特仕2-7-2　セメントコンクリート製品

１．遠心力鉄筋コンクリート管は、JIS A 5372の外圧管１種及び２種とする。
　請負者は、**設計図書**に明示された場合を除き、Ｂ型管（ソケット管）を使用しなければならない。
２．ＲＣ杭の杭先端部は、普通型（閉塞型）とする。
３．コンクリートブロックの規格は、**設計図書**に明示された場合を除き、JIS A 5371附属書４表1.2によるものとする。
４．側溝蓋は工場製作とし、材料及び製造方法等は、JIS A 5372の基準に準ずるものとする。
５．「プレキャストコンクリート製品の大型化・長尺化部会」で制定の製品についてはＪＩＳ製品と同等とする。
　製造工場は、プレキャストコンクリート製品のＪＩＳ認定工場又は、ＪＩＳ認証工場とする。

＊削除

第９節　芝及びそだ

特仕2-9-1　芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）

１．芝は**設計図書**に明示した場合を除き半土付野芝とする。
２．筋芝工に使用する芝は半土付野芝とし、巾は14cm程度とする。

特仕2-9-3　種　　子

１．種子帯は帯状基材に種子・肥料及び土壌改良材等を接着又は封入したものとし、規格は下記のとおりとする。

巾……７㎝
種子配合……短冠性の牧草等

２．種子袋は長さ50㎝・巾10㎝・厚さ１㎝のものとし、種子及び肥料等は**設計図書**に示す場合を除き表２－４とする。

表２－４　種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（１枚当り）

品名		使用量(g)	摘要
種子名	トールフェスク	0.6	
	ウィピングラブグラス	0.06	
	レッドトップ	0.015	
	ヨモギ	0.01	
	ヤマハギ	0.15	
	メドハギ	0.1	
	カワラナデシコ	0.04	
	セキチク	0.04	
	ヤグルマソウ	0.15	
	コスモス	0.09	
化学肥料		27	N，P，K等成分量30%以上

品名	使用量(g)	摘要
土壌肥料改良材	0.5（袋）	バーミキュライト等
保水剤		

なお、化成肥料の肥効期間は３ヶ月程度を目標とする。

第10節　目地材料

特仕2-10-1　注入目地材

伸縮目地の目地材は瀝青系目地材（ｔ=10㎜）及び樹脂系目地材（ｔ=10㎜）とする。

特仕2-10-2　目地板

１．目地材は、厚さ1.8㎝以上の杉板又はこれと同等品以上の材料を用いるものとする。
２．護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板は、樹脂発泡体の厚10㎜のもので表２－５によるものとする。

表２－５　目地板の規格値

復元率	90%以上	KDKS0607-1968による
圧縮荷重	0.15N/㎟以上	〃　50%圧縮時
硬度	40度以上	SRIS0101-1968スプリングかたさ試験（加圧面接触時）
見かけ密度	0.06ｇ/㎤以上	

巾……７㎝
種子配合……短冠性の牧草等
２．種子袋は長さ50㎝・巾10㎝・厚さ１㎝のものとし、種子及び肥料等は**設計図書**に示す場合を除き表２－４とする。
表２－４　種子袋わら伏工の種子及び肥料使用量（１枚当り）
なお、化成肥料の肥効期間は３ヶ月程度を目標とする。
第10節　目地材料
特仕2-10-1　注入目地材
伸縮目地の目地材は瀝青系目地材（ｔ=10㎜）及び樹脂系目地材（ｔ=10㎜）とする。
特仕2-10-2　目地板
１．目地材は、厚さ1.8㎝以上の杉板又はこれと同等品以上の材料を用いるものとする。
２．護岸等流水の影響のある箇所に使用する目地板は、樹脂発泡体の厚10㎜のもので表２－５によるものとする。
表２－５　目地板の規格値

＊修正　・誤植

３．河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地板は、天然ゴム・スチレンゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表２－６によるものとする。

表２－６ 目地板の規格

復 元 率	90%以上	ＫＤＫＳ0607－1968による
引 張 強 度	2.0N/mm^{2}以上	(20℃±10℃) JIS K 6301加硫ゴム試験法に準拠する。縦横とも満足すること。
みかけ密度	0.3ｇ/cm^{2}以上	
硬 度	50度以上	(20℃±10℃) JIS K 6301 JIS硬度計 10sec以内

第11節 塗 料

特仕2-11-1 一 般 事 項

鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。

１)「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月 (社) 日本道路協会) によるＣ－５系を基本とする。

２) 一般環境に架設する場合は、２０年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。

なお、使用材料等については、監督職員の承諾を受けるものとする。

３) I系の塗り替えについては、監督職員と協議するものとする。

第12節 道路標識及び区画線

特仕2-12-2 区 画 線

１．区画線の品質規格及び材料使用量は表２－15、表２－16のとおりとする。

表２－15 常温式ペイント及び加熱式ペイント（１km当り）

名 称	規 格	単 位	数 量		備 考
			常温式	加熱式	
ペイント	JIS K 5665 1種	ℓ	50	－	ロスを含んだ数量である。
〃	〃 2種	〃	－	70	
ビーズ	JIS R 3301－1号	kg	39	59	

注：数量は「15cm幅の使用量」

表２－16 溶融式ペイント（１km当り）

名 称	規 格	単 位	数 量				備 考
			15cm	20cm	30cm	45cm	
ペイント	JIS K 5665 3種－１号	kg	475	633	942	1417	t＝1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JIS R 3301－1号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

３．河川構造物（樋管・樋門等）に使用する目地板は、天然ゴム・スチレンゴム（一般合成ゴム）で、再生ゴム・ファクテスその他不純物を含まない成型板でなければならない。その規格は表２－６によるものとする。

表２－６ 目地板の規格

復 元 率	90%以上	ＫＤＫＳ0607－1968による
引 張 強 度	2.0N/mm^{2}以上	(20℃±10℃) JIS K 6301加硫ゴム試験法に準拠する。縦横とも満足すること。
見かけ密度	0.3ｇ/cm^{3}以上	
硬 度	50度以上	(20℃±10℃) JIS K 6301 JIS硬度計 10sec以内

第11節 塗 料

特仕2-11-1 一 般 事 項

鋼橋塗装の仕様及び使用量等については、以下によるものとする。

１)「鋼道路橋塗装・防食便覧」(平成17年12月 (社) 日本道路協会) によるＣ－５系を基本とする。

２) 一般環境に架設する場合は、２０年以内に掛け替え等が予定されている橋梁などは、I系塗装及び上記便覧のA-5系塗装を適用してもよい。

なお、使用材料等については、監督職員の承諾を受けるものとする。

３) I系の塗り替えについては、監督職員と協議するものとする。

第12節 道路標識及び区画線

特仕2-12-2 区 画 線

１．区画線の品質規格及び材料使用量は表２－15、表２－16のとおりとする。

表２－15 常温式ペイント及び加熱式ペイント（１km当り）

名称	規 格	単 位	数 量		備 考
			常温式	加熱式	
ペイント	JIS K 5665 1種	ℓ	50	－	ロスを含んだ数量である。
〃	〃 2種	〃	－	70	
ビーズ	JIS R 3301－1号	kg	39	59	

注：数量は「15cm幅の使用量」

表２－16 溶融式ペイント（１km当り）

名 称	規 格	単 位	数 量				備 考
			15cm	20cm	30cm	45cm	
ペイント	JIS K 5665 3種－１号	kg	475	633	942	1417	t＝1.5mm ロスを含まない
ビーズ	JIS R 3301－1号	〃	20	26	40	60	
プライマ		〃	25	33	50	75	

＊修正 ・誤植

２．区画線設置の巾及び色彩は表２－17のとおりとする。

表２－17　区画線の巾及び色彩

種　　別	巾（cm）	色　彩	摘　要
車道中央線	15	黄・白	
車道外側線	15，20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15，20，30，45	黄・白	

第13節　そ　の　他

特仕2-13-1　エポキシ系樹脂接着剤

１．橋梁修繕工に使用するシール材・注入材の規格は、表２－18のとおりとする。

表２－18　シール材・注入材の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単　位	規　格　値	
				シール材	注入材
比　　重	JIS K 7112	20℃７日間 (15×15×40)		1.7±0.2	1.2±0.2
粘　　度	JIS K 6833	20℃ （B型回転粘土計 500 g）	mPa･S		5,000以下
可使時間	温度上昇法	20℃ (200 g)	分	60以上	30以上
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃７日間 (15×15×43)	N/mm^2	49以上	49以上
圧縮弾性率	JIS K 7208	〃	N/mm^2	$(0.1\sim0.8)\times10^4$	$(0.1\sim0.8)\times10^4$
曲げ強さ	JIS K 7203	20℃７日間 (8×15×160)	N/mm^2	34以上	39以上
引張強さ	JIS K 7113	20℃７日間 (5×20×175)	N/mm^2	20以上	20以上
引張せん断強さ	JIS K 6850	〃	N/mm^2	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃７日間 (15×15×90)	KJ/m^2	1.5以上	3.0以上
硬　　さ	JIS K 7215	20℃７日間 (3×12×12)	HDD	80以上	80以上

注）　注入材の強度については、冬期は採取した供試体を20℃７日間の養生したのち、試験をするものとする。

２．エポキシ系樹脂は、表２－19に適合するものとする。

２．区画線設置の巾及び色彩は表２－17のとおりとする。

表２－17　区画線の巾及び色彩

種　　別	巾（cm）	色　彩	摘　要
車道中央線	15	黄・白	
車道外側線	15，20	白	
車道境界線	15	黄・白	
記号及び文字、その他	15，20，30，45	黄・白	

第13節　そ　の　他

特仕2-13-1　エポキシ系樹脂接着剤

１．橋梁修繕工に使用するシール材・注入材の規格は、表２－18のとおりとする。

表２－18　シール材・注入材の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単　位	規　格　値	
				シール材	注入材
比　　重	JIS K 7112	20℃７日間 (15×15×40)		1.7±0.2	1.2±0.2
粘　　度	JIS K 6833	20℃ （B型回転粘土計 500 g）	mPa･S		5,000以下
可使時間	温度上昇法	20℃ (200 g)	分	60以上	30以上
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃７日間 (15×15×43)	N/mm^2	49以上	49以上
圧縮弾性率	JIS K 7208	〃	N/mm^2	$(0.1\sim0.8)\times10^4$	$(0.1\sim0.8)\times10^4$
曲げ強さ	JIS K 7203	20℃７日間 (8×15×160)	N/mm^2	34以上	39以上
引張強さ	JIS K 7113	20℃７日間 (5×20×175)	N/mm^2	20以上	20以上
引張せん断強さ	JIS K 6850	〃	N/mm^2	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃７日間 (15×15×90)	KJ/m^2	1.5以上	3.0以上
硬　　さ	JIS K 7215	20℃７日間 (3×12×12)	HDD	80以上	80以上

注）　注入材の強度については、冬期は採取した供試体を20℃７日間の養生したのち、試験をするものとする。

２．エポキシ系樹脂は、表２－19に適合するものとする。

表２－19　エポキシ系樹脂の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値	
				モルタル用	コンクリート用
比重	JIS K 7112	20℃７日間		1.2±0.05	1.2±0.05
粘度	JIS K 6833	20℃	mPa･S	1,700±1,000	1,700±1,000
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃７日間	N/mm^2	34以上	29以上
曲げ強さ	JIS K 7203	20℃７日間	N/mm^2	15以上	15以上
引張強さ	JIS K 7113	20℃７日間	N/mm^2	15以上	13以上
圧縮弾性率	JIS K 7208	20℃７日間	N/mm^2	$(0.5\sim2.0)\times10^3$	$(0.5\sim2.0)\times10^3$
引張せん断強さ	JIS K 6850	20℃７日間	N/mm^2	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃７日間	KJ/m^2	1.5以上	1.5以上
硬さ	JIS K 7215	20℃７日間	HDD	75以上	70以上

３．エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表２－20のとおりとする。

表２－20　質　量　配　合　比

	樹　脂	硅　砂	砂　利	単位質量	摘　要
樹脂モルタル	1	4	－	$2,100\pm100kg/m^3$	
〃	1	5	－	$2,150\pm100kg/m^3$	
樹脂コンクリート	1	3	5	$2,250\pm100kg/m^3$	

４．硅砂は表２－21の規格を満足する４号・７号を使用する。
（１）種　　類：乾燥硅砂
（２）粒　　度

表２－21　硅砂の規格

	４号硅砂			７号硅砂		
フルイの呼び寸法(㎜)	1.19 以上	1.19 ～0.59	0.59 以下	0.42 以上	0.42～ 0.105	1.05 以下
残留重量百分率(%)	10 以下	80 以上	10 以下	10 以下	75 以上	15 以下

（３）水分含有率：0.5%以下
請負者は、完全乾燥して防水梱包したものを現場に搬入しなければならない。なお、一度開封した硅砂を使用してはならない。

５．砂　　利
樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥（表乾状態）させたものとし、粒度分布は表２－22を満足しなければならない。

表２－19　エポキシ系樹脂の規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値	
				モルタル用	コンクリート用
比重	JIS K 7112	20℃７日間		1.2±0.05	1.2±0.05
粘度	JIS K 6833	20℃	mPa･S	1,700±1,000	1,700±1,000
圧縮降伏強さ	JIS K 7208	20℃７日間	N/mm^2	34以上	29以上
曲げ強さ	JIS K 7203	20℃７日間	N/mm^2	15以上	15以上
引張強さ	JIS K 7113	20℃７日間	N/mm^2	15以上	13以上
圧縮弾性率	JIS K 7208	20℃７日間	N/mm^2	$(0.5\sim2.0)\times10^3$	$(0.5\sim2.0)\times10^3$
引張せん断強さ	JIS K 6850	20℃７日間	N/mm^2	10以上	10以上
衝撃強さ	JIS K 7111	20℃７日間	KJ/m^2	1.5以上	1.5以上
硬さ	JIS K 7215	20℃７日間	HDD	75以上	70以上

３．エポキシ系樹脂モルタル及びエポキシ系樹脂コンクリートの質量配合比は、表２－20のとおりとする。

表２－20　質　量　配　合　比

	樹　脂	硅　砂	砂　利	単位質量	摘　要
樹脂モルタル	1	4	－	$2,100\pm100kg/m^3$	
〃	1	5	－	$2,150\pm100kg/m^3$	
樹脂コンクリート	1	3	5	$2,250\pm100kg/m^3$	

４．硅砂は表２－21の規格を満足する４号・７号を使用する。
（１）種　　類：乾燥硅砂
（２）粒　　度

表２－21　硅砂の規格

	４号硅砂			７号硅砂		
フルイの呼び寸法(㎜)	1.19 以上	1.19 ～0.59	0.59 以下	0.42 以上	0.42～ 0.105	1.05 以下
残留重量百分率(%)	10 以下	80 以上	10 以下	10 以下	75 以上	15 以下

（３）水分含有率：0.5%以下
請負者は、完全乾燥して防水梱包したものを現場に搬入しなければならない。なお、一度開封した硅砂を使用してはならない。

５．砂　　利
樹脂コンクリートに使用する砂利は、水洗いを行い乾燥（表乾状態）させたものとし、粒度分布は表２－22を満足しなければならない。

表２－22 粒　度　分　布

	25㎜	20㎜	15㎜	10㎜	5㎜
通過重量百分率　(%)	100	100～95	100～85	50～20	5～0

６．繊　　維

（１）繊維については、カーボンガラスロービングと同等品以上とする。

（２）繊維の品質規格については、表２－23とする。

表２－23　繊 維 の 品 質 規 格

繊　維　名	試　験　規　格　等	巾 (m)	質　量 g/m	厚 (㎜)	引張強度
カーボン ガラスロービング	TERC-140 JIS R 7601及び JIS R 3412 ER1150 1/2	140	64	0.5	26N/㎟

７．充填材及びバックアップ材の物性は表２－24、表２－25のとおりとする。

表２－24　弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性

項　　目	条　件	標準値	試　験　方　法	定期検査	通常検査
比　　重	20℃	1.1±0.2	JIS K 6350に準じる。	○	○
硬　度(ASKER-C)	20℃	2～13	SRIS 0101-1968に準じる。	○	
破断時の伸び (%)	-20℃	400以上	JIS A 5758に準じる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	500以上		○	
	水中浸漬	500以上		○	
	200時間ｳｪｻﾞｰ	500以上		○	
最大引張応力 (N/㎟)	-20℃	0.3 以上	JIS A 5758に準ずる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	0.08以上		○	
	水中浸漬	0.08以上		○	
	200時間ｳｪｻﾞｰ	0.08以上		○	
50％圧縮強さ (N/㎟)	20℃	0.02～0.13	JIS K 6767に準じる。	○	○
復元性試験(%)	50%圧縮	90以上	JIS K 6301に準じる。	○	
引張圧縮繰り返し試験	7000回	異常なし	JIS K 6758に準ずる。	○	

注)　全項目について１年に１回定期検査を行うものとし、試験報告書にはその写しを添付しなければならない。

表２－22 粒　度　分　布

	25㎜	20㎜	15㎜	10㎜	5㎜
通過重量百分率　(%)	100	100～95	100～85	50～20	5～0

６．繊　　維

（１）繊維については、カーボンガラスロービングと同等品以上とする。

（２）繊維の品質規格については、表２－23とする。

表２－23　繊 維 の 品 質 規 格

繊　維　名	試　験　規　格　等	巾 (m)	質　量 g/m	厚 (㎜)	引張強度
カーボン ガラスロービング	TERC-140 JIS R 7601及び JIS R 3412 ER1150 1/2	140	64	0.5	26N/㎟

７．充填材及びバックアップ材の物性は表２－24、表２－25のとおりとする。

表２－24　弾性シール材の品質の標準規格及び試験項目物性

項　　目	条　件	標準値	試　験　方　法	定期検査	通常検査
比　　重	20℃	1.1±0.2	JIS K 6350に準じる。	○	○
硬　度(ASKER-C)	20℃	2～13	SRIS 0101-1968に準じる。	○	
破断時の伸び (%)	-20℃	400以上	JIS A 5758に準じる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	500以上		○	
	水中浸漬	500以上		○	
	200時間ｳｪｻﾞｰ	500以上		○	
最大引張応力 (N/㎟)	-20℃	0.3 以上	JIS A 5758に準ずる。	○	○ (20℃のみ)
	20℃	0.08以上		○	
	水中浸漬	0.08以上		○	
	200時間ｳｪｻﾞｰ	0.08以上		○	
50％圧縮強さ (N/㎟)	20℃	0.02～0.13	JIS K 6767に準じる。	○	○
復元性試験(%)	50%圧縮	90以上	JIS K 6301に準じる。	○	
引張圧縮繰り返し試験	7000回	異常なし	JIS K 6758に準ずる。	○	

注)　全項目について１年に１回定期検査を行うものとし、試験報告書にはその写しを添付しなければならない。

表２－25　バックアップ材の品質の標準規格

（高弾性ウレタンフォーム）

項　　目	単　位	規　　格	試験方法
密度	kg/㎥	85.0±6.8	JIS K6400
硬さ	N	441.3±53.9	JIS K6400
引張強さ	Kpa	118以上	JIS K6400
伸び	%	50以上	JIS K6400
反発弾性	%	60以上	JIS K6400
圧縮残留歪	%	3.0以下	JIS K6400
繰り返し圧縮残留歪	%	1.5以下	JIS K6400

（ポリエチレンフォーム）

項　　目	標　準　値		試験方法
	車道部（硬質ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材）	地覆部（硬質ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材）	
みかけ密度（g/cm^3）	0.025～0.040	0.025～0.036	JIS K 6767
引 裂 強 さ（N/mm^2）	0.34～0.57	0.10～0.26	
伸　　び　（%）	300～400	175～400	
引 裂 強 さ（N/cm）	14.70～25.48	7.35～17.15	

注）　バックアップ材の材質は原則として高弾性ウレタンフォームまたはポリエチレンフォームとするが、これらを使用しない構造の場合はこの限りでない。

特仕2-13-2　合成樹脂製品

１．ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準ずるものとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。

規格は表２－26によるものとする。

表２－26　ゴム製止水板の規格

硬　　度	65± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	25N/mm^{2}以上	JIS K 6251（23℃＋ 2℃）縦横ともに満足すること。
破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min
ひきさき強度	12N/mm^2	JIS K 6252 引張速度500±25mm/min
比　　重	1.13±0.03	JIS K 6350

ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表２－27によるものとする。

表２－25　バックアップ材の品質の標準規格

（高弾性ウレタンフォーム）

項　　目	単　位	規　　格	試験方法
密度	kg/㎥	85.0±6.8	JIS K6400
硬さ	N	441.3±53.9	JIS K6400
引張強さ	Kpa	118以上	JIS K6400
伸び	%	50以上	JIS K6400
反発弾性	%	60以上	JIS K6400
圧縮残留歪	%	3.0以下	JIS K6400
繰り返し圧縮残留歪	%	1.5以下	JIS K6400

（ポリエチレンフォーム）

項　　目	標　準　値		試験方法
	車道部（硬質ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材）	地覆部（硬質ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材）	
みかけ密度（g/cm^3）	0.025～0.040	0.025～0.036	JIS K 6767
引 裂 強 さ（N/mm^2）	0.34～0.57	0.10～0.26	
伸　　び　（%）	300～400	175～400	
引 裂 強 さ（N/cm）	14.70～25.48	7.35～17.15	

注）　バックアップ材の材質は原則として高弾性ウレタンフォームまたはポリエチレンフォームとするが、これらを使用しない構造の場合はこの限りでない。

特仕2-13-2　合成樹脂製品

１．ゴム製止水板の形状・寸法はJIS K 6773ポリ塩化ビニル止水板に準ずるものとし、良質な硬質ゴムで、主原料は天然ゴム又はブタジエンゴムとスチレンゴムの重合体もしくは混合物でなければならない。製品には主原料を質量で70%以上含み、ファクテス又は再生ゴムを含んではならない。

規格は表２－26によるものとする。

表２－26　ゴム製止水板の規格

硬　　度	65± 5度	JIS K 6253
引 張 り 強 さ	25N/mm^{2}以上	JIS K 6251（23℃＋ 2℃）縦横ともに満足すること。
破断時の伸び	500%以上	引張速度500±25mm/min
ひきさき強度	12N/mm^2	JIS K 6252 引張速度500±25mm/min
比　　重	1.13±0.03	JIS K 6350

ひ管本体の継手に設ける場合の止水板の規格は表２－27によるものとする。

表２－27　止水板の規格

硬　　度	65± 5度	JIS K 6253
引張り強さ	15N/mm^{2}以上	JIS K 6251
伸　　び	350%以上	JIS K 6251

２．砂防ダムで使用する止水板は、センターバルブ・コルゲート型で塩化ビニール製品巾30cm厚さ７mm以上とする。
３．鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン（クロロプレンゴム）の性状は表２－28によるものとする。

表２－28　止水ゴムパッキンの規格

硬　　度	60± 5度	JIS K 6253
引張り強さ	12000KN/m^{2}以上	JIS K 6251
伸　　び	400%以上	JIS K 6251
老化試験		JIS K 6257 100℃×70h
引張り強さ変化率	－20%以上	
伸び変化率	－30%以上	
圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262の10　100℃×70h

表２－27　止水板の規格

硬　　度	65± 5度	JIS K 6253
引張り強さ	15N/mm^{2}以上	JIS K 6251
伸　　び	350%以上	JIS K 6251

２．砂防ダムで使用する止水板は、センターバルブ・コルゲート型で塩化ビニール製品巾30cm厚さ７mm以上とする。
３．鋼製伸縮継手で使用する止水ゴムパッキン（クロロプレンゴム）の性状は表２－28によるものとする。

表２－28　止水ゴムパッキンの規格

硬　　度	60± 5度	JIS K 6253
引張り強さ	12000KN/m^{2}以上	JIS K 6251
伸　　び	400%以上	JIS K 6251
老化試験		JIS K 6257 100℃×70h
引張り強さ変化率	－20%以上	
伸び変化率	－30%以上	
圧縮永久ひずみ率	45%以下	JIS K 6262の10　100℃×70h

（旧） 土木工事特記仕様書（Ｈ１９年度版）	新土木工事特記仕様書改訂 （案）（Ｈ２１年度版）	区分	改定理由
第 ３ 編 土木工事共通編 **第 １ 章 総 則** **第１節 総 則** **特仕1-1-4 現場技術員** 請負者は、現場監督技術業務及び現場検査技術業務を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。 **特仕1-1-8 品 質 証 明** 請負者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を「共仕」第１編第１章 1-1-4 施工計画書の第１項(15) その他に記載しなければならない。 **特仕1-1-15 提 出 書 類** １．請負者は、契約書に定めるもののほか、「共仕」第３編1-1-15 工事提出書類の**提出**すべき書類は下記のものとし標準帳票様式等により監督職員へ**提出**しなければならない。 （１）施工計画書 （２）材料確認願 （３）段階確認書 （４）確認・立会願 （５）工事打合簿（**指示・協議・承諾・提出・報告**・届出簿） （６）工事履行報告書 （７）品質管理図表 （８）出来形管理図表 （９）施工体制台帳及び施工体系図 （10）各種台帳 植栽台帳・照明台帳・防護柵台帳・標識台帳・橋梁台帳・舗装台帳・品質記録保存資料 ２．工事書類の簡素化の試行については、「工事書類簡素化一覧表（案）」に基づき実施するものとする。 また、請負者は、設計図書において「工事打ち合わせ簿等の電子化」の対象工事であることを明示された場合は、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、段階確認簿、確認・立会願い、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、所定の様式に基づき電子メールにて提出するものとする。 なお、これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。 ３．請負者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。 対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成１８年４月１９日）に準拠しなければならない。 また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に提示を依頼するものとする。 **特仕1-1-16 創意工夫** 請負者は、「共仕」第３編1-1-16 創意工夫に関する事項について、事前に施工計画書に記述するとともに、実施状況の説明資料として工事完了時までに別途様式により**提出**しなければならない。	**第 ３ 編 土木工事共通編** **第 １ 章 総 則** **第１節 総 則** **特仕1-1-4 現場技術員** 請負者は、現場監督技術業務及び現場検査技術業務を管理する管理技術者、準管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。 **特仕1-1-8 品 質 証 明** 請負者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を「共仕」第１編第１章 1-1-4 施工計画書の第１項(15) その他に記載しなければならない。 **特仕1-1-15 提 出 書 類** １．請負者は、契約書に定めるもののほか、「共仕」第３編1-1-15 工事提出書類の**提出**すべき書類は下記のものとし標準帳票様式等により監督職員に**提出**するものとする。 （１）施工計画書 （２）材料確認願 （３）段階確認書 （４）確認・立会願 （５）工事打合簿（**指示・協議・承諾・提出・報告**・届出簿） （６）工事履行報告書 （７）品質管理図表 （８）出来形管理図表 （９）施工体制台帳及び施工体系図 （10）各種台帳 植栽台帳・照明台帳・防護柵台帳・標識台帳・橋梁台帳・舗装台帳・品質記録保存資料 ２．工事書類の簡素化の試行については、「工事書類簡素化一覧表（案）」に基づき実施するものとする。 また、請負者は、設計図書において「工事打ち合わせ簿等の電子化」の対象工事であることを明示された場合は、工事打合簿（指示、協議、承諾は除く）、材料確認簿、段階確認簿、確認・立会願い、夜間・休日作業届けの書類を提出する場合は、所定の様式に基づき電子メールにて提出するものとする。 なお、これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。 ３．請負者は、工事（業務）の施行（履行）のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。 対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令及び国土交通省情報セキュリティポリシー（平成１８年４月１９日）に準拠しなければならない。 また、国土交通省情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督職員に提示を依頼するものとする。 **特仕1-1-16 創意工夫** 請負者は、「共仕」第３編1-1-16 創意工夫に関する事項について、事前に施工計画書に記述するとともに、実施状況の説明資料として工事完了時までに別途様式により**提出**するものとする。	＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・表現の統一

特仕1-1-17　施工体制審査員制度

１．工事請負代金額が500万円以上の工事については施工体制審査員制度の対象工事とし、以下によるものとする。

（１）本工事の施工体制審査業務を担当する施工体制審査員の氏名は**設計図書**によるものとする。

（２）施工体制審査員が監督職員に代わり現場等で施工体制の審査を実施する場合には、その業務に協力しなければならない。

また、書類（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、施工体制審査員は契約書第９条に規定する監督職員ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。

（３）監督職員から請負者に対する**指示**又は、**通知**等を施工体制審査員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

（４）監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う**報告**又は、**通知**は施工体制審査員を通じて行うことができるものとする。

特仕1-1-18　品質確認技術者

１．総則

（１）土木工事品質確認技術者

請負者は、「共仕」第３編1-1-8 品質証明、「特仕」第３編**特仕**1-1-8 品質証明**の**品質証明員と土木工事品質確認技術者のいづれかを選択できる（低入札価格調査制度の調査対象工事は除く。）。土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。

1)　中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなくてはならない。

2)　土木工事品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとする。

なお、品質確認内容等を所定の様式に記入し、検査（完成、完済、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）時に監督織員に**提出**するものとする。ただし、監督職員は、品質確認等が客観的にみて行われていないと思われる時は、品質確認技術者に対して、資料の**提出**を求めることができる。

①　表１－５「品質段階確認一覧表」に示す品質確認内容。

特仕1-1-17　施工体制審査員制度

１．工事請負代金額が500万円以上の工事については施工体制審査員制度の対象工事とし、以下によるものとする。

（１）本工事の施工体制審査業務を担当する施工体制審査員の氏名は**設計図書**によるものとする。

（２）施工体制審査員が監督職員に代わり現場等で施工体制の審査を実施する場合には、その業務に協力しなければならない。

また、書類（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

ただし、施工体制審査員は契約書第９条に規定する監督職員ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。

（３）監督職員から請負者に対する**指示**又は、**通知**等を施工体制審査員を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。

（４）監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う**報告**又は、**通知**は施工体制審査員を通じて行うことができるものとする。

特仕1-1-18　品質確認技術者

１．総則

（１）土木工事品質確認技術者　　＊修正　・誤植

請負者は、「共仕」第３編1-1-8 品質証明、「特仕」第３編**特仕**1-1-8 品質証明**の**品質証明員と土木工事品質確認技術者のいずれかを選択できる（低入札価格調査制度の調査対象工事は除く。）。土木工事品質確認技術者を選択した場合は、次の各号によるものとする。

1)　中部地方整備局長が認定した土木工事品質確認技術者を配置しなくてはならない。

2)　土木工事品質確認技術者は、下記に示す品質確認等を行うものとする。　　＊修正　・記載内容の明確化

なお、品質確認内容等を所定の様式に記入し、検査（完成、完済、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）時までに監督織員に**提出**するものとする。ただし、監督職員は、品質確認等が客観的にみて行われていないと思われる時は、品質確認技術者に対して、資料の**提出**を求めることができる。

①　表１－５「品質段階確認一覧表」に示す品質確認内容。

表１－５　品質段階確認一覧表

一般：一般土木
重点：重点土木

種別	細別	確認時期	確認項目	土木工事施工管理基準（国土交通省）による品質確保対策 A	土木工事品質確保対策参考例による品質確保対策 B		土木工事品質確保対策参考例による監督員臨場の品質確保対策 C
					簡易な工事	左記以外の工事	
普通土盛土		施工前	使用材料、基礎、形状、施工機械等	1回／1工事	1回／1工事	－	1回／1工事
河川土工（堤防土工）、海岸土工（堤防土工）、砂防土工（堤防土工）、道路土工（堤防土工）		土（盤）質の変化した時	土（盤）質、変化位置	1回／土（盤）質の変化毎	1回／土質毎	A－C－B	1回／1工事
場所打ち擁壁土工（プレキャスト擁壁土工（下部等除く））		プレキャスト部材設置時	プレキャスト部材状況	1回／1工事	1回／1工事	－	1回／1工事
急傾斜地対策土工	鋼製枠組工	施工前	使用材料、基礎地盤、形状、施工機械、施工状況	一般：1回／100m 重点：1回／50m	一般：1回／工事 重点：A－C－B		一般：1回／工事 重点：1回／工事
	鋼板	施工前	使用材料、形状、基礎地盤等	一般：1回／100m 重点：1回／50m	一般：1回／工事 重点：A－C－B		一般：1回／工事 重点：1回／工事
	サンドマット	施工前	使用材料、形状、施工状況	一般：1回／100m 重点：1回／50m	一般：1回／工事 重点：A－C－B		一般：1回／工事 重点：1回／工事
ブロック工	小口止コンクリートブロック工	施工中	使用材料、形状、施工状況	一般：1回／100本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		施工後又は施工中	施工状態、間隔	一般：1回／100本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
吹付工	モルタル吹付工	施工中	使用材料、形状、施工状況	一般：1回／100m 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		施工後又は施工中	基礎地盤、施工状態、間隔	一般：1回／100m 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
吹付工	金網・繊維補強モルタル吹付工、繊維補強コンクリート吹付工	施工中	使用材料、施工	一般：1回／100m 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		施工後又は施工中	基礎地盤、位置・間隔、抗張	一般：1回／100m 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
	高圧注入	施工中	使用材料、施工、注入量	一般：1回／10本 重点：1回／10本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
法枠工（現況＆PC）	鋼製枠	材込時	使用材料、形状、設置間隔の確認	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		材込後下時	基礎地、固定		一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
	鋼製基礎	材込時	使用材料、形状、設置間隔の確認	判断基準と 一般：1回／7.5本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		材込後下時	基礎地、固定		一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事

表１－５　品質段階確認一覧表

一般：一般土木
重点：重点土木

種別	細別	確認時期	確認項目	土木工事施工管理基準（国土交通省）による品質確保対策 A	土木工事品質確保対策参考例による品質確保対策 B		土木工事品質確保対策参考例による監督員臨場の品質確保対策 C
					簡易な工事	左記以外の工事	
普通土盛土		施工前	使用材料、基礎、形状、施工機械等	1回／1工事	1回／1工事	－	1回／1工事
河川土工（堤防土工）、海岸土工（堤防土工）、砂防土工（堤防土工）、道路土工（堤防土工）		土（盤）質の変化した時	土（盤）質、変化位置	1回／土（盤）質の変化毎	1回／土質毎	A－C－B	1回／1工事
場所打ち擁壁土工（プレキャスト擁壁土工（下部等除く））		プレキャスト部材設置時	プレキャスト部材状況	1回／1工事	1回／1工事	－	1回／1工事
急傾斜地対策土工	鋼製枠組工	施工前	使用材料、基礎地盤、形状、施工機械、施工状況	一般：1回／100m 重点：1回／50m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
	鋼板	施工前	使用材料、形状、基礎地盤等	一般：1回／100m 重点：1回／50m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
	サンドマット	施工前	使用材料、形状、施工状況	一般：1回／100m 重点：1回／50m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
ブロック工	小口止コンクリートブロック工	施工中	使用材料、形状、施工状況	一般：1回／100本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		施工後又は施工中	施工状態、間隔	一般：1回／100本 重点：1回／100本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
吹付工	モルタル吹付工	施工中	使用材料、形状、施工状況	一般：1回／100m 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		施工後又は施工中	基礎地盤、施工状態、間隔	一般：1回／100m 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
吹付工	金網・繊維補強モルタル吹付工、繊維補強コンクリート吹付工	施工中	使用材料、施工	一般：1回／100m 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		施工後又は施工中	基礎地盤、位置・間隔、抗張	一般：1回／100m 重点：1回／100m	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
	高圧注入	施工中	使用材料、施工、注入量	一般：1回／10本 重点：1回／10本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
法枠工（現況＆PC）	鋼製枠	材込時	使用材料、形状、設置間隔の確認	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		材込後下時	基礎地、固定		一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
	鋼製基礎	材込時	使用材料、形状、設置間隔の確認	判断基準と 一般：1回／7.5本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事
		材込後下時	基礎地、固定		一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事

／２

種別	細別	確認時期	確認項目	土木工事施工管理基準（国土交通省）による品質確保対策 A	土木工事品質確保対策参考例による品質確保対策 B		土木工事品質確保対策参考例による監督員臨場の品質確保対策 C
					簡易な工事	左記以外の工事	
結束工	鉄筋コンクリート用棒鋼（異形棒鋼）、鉄筋コンクリート用棒鋼（丸鋼）	材込時	使用材料、形状、設置間隔の確認、抗の加熱方	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と一般：1回／工事 重点：1回／工事
		材込後下時（材込時）	基礎地、鉄心量	判断基準と	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事
		種鉄筋下時（中間時）	種鉄筋径、抗の加熱上部	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	
		種工先下時（中間時）	基礎地、鉄心量		一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	
		抗材込後下時	抗材の加状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
事前打抗工	打込抗、オーガー抗、アース打抗、出口抗	種鉄下時	種鉄径径、加熱地盤	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事
		掘削施工先下時	使用材料、設計径等との対応	一般：10本毎回／1箇所毎 重点：10本毎回／1箇所毎	一般：15本毎回／1箇所毎 重点：10本毎回／1箇所毎	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		種工先下時	基礎地、鉄心量、抗径	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事
		抗材込後下時	抗材の加状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
排水工		土（盤）質、変化位置	土（盤）質、変化位置	1回／土（盤）質の変化毎	1回／工事	－	1回／土（盤）質毎
		種鉄下時	基礎、加熱地盤	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	1回／工事
		掘削施工先下時	使用材料、設計径等との対応	1回／1本	1回／1本	－	1回／工事
		種工先下時	基礎地、鉄心量、抗	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
オイルマット基礎工、ベーサルマット基礎工		掘削埋土付井先下時	使用材料、種工位置	1回／1現場毎	1回／1工事	A－C－B	1回／工事
		末端処置等（オイルマット）	加種		1回／1現場毎	－	
		種鉄下時（ベーサルマット）					
		土（盤）質の変化した時	土（盤）質、変化位置	1回／土（盤）質の変化毎	1回／土（盤）質の変化毎	－	1回／土（盤）質毎
		掘削施工先下時	使用材料、設計径等との対応	1回／1本	1回／1本	A－C－B	1回／工事
鉄筋挿入基礎工		材込時	使用材料、形状、設置間隔の確認、抗の加熱方	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事
		材込後下時	基礎地、鉄心量				
		抗材込後下時	抗材の加状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
場所打基礎工（重要構造物）		種鉄下時	使用材料、形、基礎盤状況、加加地盤	1回／1現場毎	1回／1現場毎	A－C－B	一般：1回／工事

種別	細別	確認時期	確認項目	土木工事施工管理基準（国土交通省）による品質確保対策 A	土木工事品質確保対策参考例による品質確保対策 B		土木工事品質確保対策参考例による監督員臨場の品質確保対策 C
					簡易な工事	左記以外の工事	
結束工	鉄筋コンクリート用棒鋼（異形棒鋼）、鉄筋コンクリート用棒鋼（丸鋼）	材込時	使用材料、形状、設置間隔の確認、抗の加熱方	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と一般：1回／工事 重点：1回／工事
		材込後下時（材込時）	基礎地、鉄心量	判断基準と	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事
		種鉄筋下時（中間時）	種鉄筋径、抗の加熱上部	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	
		種工先下時（中間時）	基礎地、鉄心量		一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	
		抗材込後下時	抗材の加状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
事前打抗工	打込抗、オーガー抗、アース打抗、出口抗	種鉄下時	種鉄径径、加熱地盤	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事
		掘削施工先下時	使用材料、設計径等との対応	一般：10本毎回／1箇所毎 重点：10本毎回／1箇所毎	一般：15本毎回／1箇所毎 重点：10本毎回／1箇所毎	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		種工先下時	基礎地、鉄心量、抗径	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事
		抗材込後下時	抗材の加状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
排水工		土（盤）質、変化位置	土（盤）質、変化位置	1回／土（盤）質の変化毎	1回／工事	－	1回／土（盤）質毎
		種鉄下時	基礎、加熱地盤	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	1回／工事
		掘削施工先下時	使用材料、設計径等との対応	1回／1本	1回／1本	－	1回／工事
		種工先下時	基礎地、鉄心量、抗	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
オイルマット基礎工、ベーサルマット基礎工		掘削埋土付井先下時	使用材料、種工位置	1回／1現場毎	1回／1工事	A－C－B	1回／工事
		末端処置等（オイルマット）	加種		1回／1現場毎	－	
		種鉄下時（ベーサルマット）					
		土（盤）質の変化した時	土（盤）質、変化位置	1回／土（盤）質の変化毎	1回／土（盤）質の変化毎	－	1回／土（盤）質毎
		掘削施工先下時	使用材料、設計径等との対応	1回／1本	1回／1本	A－C－B	1回／工事
鉄筋挿入基礎工		材込時	使用材料、形状、設置間隔の確認、抗の加熱方	判断基準と 一般：1回／10本 重点：1回／5本	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	判断基準と 一般：1回／工事 重点：1回／工事
		材込後下時	基礎地、鉄心量				
		抗材込後下時	抗材の加状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本	一般：1回／工事 重点：1回／工事	A－C－B	一般：1回／工事 重点：1回／工事
場所打基礎工（重要構造物）		種鉄下時	使用材料、形、基礎盤状況、加加地盤	1回／1現場毎	1回／1現場毎	A－C－B	一般：1回／工事

種別	細別	建設機械	建設作業	土木工事施工管理基準(国)による 現場確認頻度 A
掘削・盛土工		吸水型重錘落下機	吸水型重錘転圧	1断面／1吸水
法面ダム		吸水型重錘落下機	吸水型重錘転圧	1断面／1吸水
締固工	地盤工（第土質工Ⅰ参照）	第土質	路床盛土の転圧（不可視部分の自走等）	1断面／1工事
	基礎工、舗装工	吸水型重錘落下機	路床盛土の転圧（不可視部分の自走等）	1断面／1工事
直接間接基礎工 （第Ⅰ工、第Ⅱ工、第Ⅲ工、第Ⅳ工、第Ⅴ工、第Ⅵ工、第Ⅶ工、第Ⅷ工、第Ⅸ工、第Ⅹ工、第Ⅺ工、第Ⅻ工、第ⅩⅢ工、第ⅩⅣ工、第ⅩⅤ工、第ⅩⅥ工、第ⅩⅦ工、第ⅩⅧ工、第ⅩⅨ工、第ⅩⅩ工、第ⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅢ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅣ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅤ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅥ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅦ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅧ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅨ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅠ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅡ工、第ⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩⅩ

② 土木工事共通仕様書第２編材料編第１章一般事項第２節表１－１「指定材料の品質確認一覧」に示す内容の写真等による品質確認。 ③ 表１－５に記載のない工種については、別途品質確認等について、監督職員と**協議**し対象となった内容。 （表１－５「品質段階確認一覧表」について、請負者が所持しない場合は工事契約後に監督職員に通知を求めるものとする。）		
3) 土木工事品質確認技術者は、当該工事に従事していない社内の者でかつその他工事に常駐・専任していない者を１名配置する。また、土木工事品質確認技術者を定めた場合、書面により氏名、資格（土木工事品質確認技術者認定証の写しを添付）経験（過去５カ年程度）及び経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。なお、土木工事品質確認技術者を変更した場合も同様とする。ただし、１年２回程度とする。	＊修正	・表現の統一
4) 請負者は、品質確認の実施にあたり、品質確認の時期及び内容等を「共仕」第１編第１章1-1-4 施工計画書の第１項（１５）その他に記載しなければならない。	＊修正	・記載内容の明確化
5) 土木工事品質確認技術者を選択した場合は、品質確認等に要する費用について、別途監督職員と**協議**するものとする。		
（２）監督職員による検査（確認）及び立会等		
1) 土木工事品質確認技術者を選択した場合は、「共仕」第３編第１章1-1-6 ６．（１）を次のとおりとする。 請負者は、表１－５「品質段階確認一覧表」の確認時期において、臨場等により段階確認を受けなければならない。		
２．材料		
（１）工事材料の検査（確認を含む）		
1) 土木工事品質確認技術者を選択した場合は、「共仕」第２編材料編第１章一般事項第２節６．を次のとおりとする。 請負者は、表２－１の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を確認ごとにその結果を所定の様式にとりまとめるものとし、検査時に監督職員に**提出**するものとする。	＊修正	・記載内容の明確化
特仕1-1-19 建設現場のオープン化 設計図書において、建設現場へのオープン化の試行対象工事と明示された場合は、以下の要領に基づき実施するものとする。 １．公共工事の品質確保について現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施行の確保を図ることを目的とする。併せて、公共工事の執行に関する説明責任の向上の観点から、必要に応じ施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開することにより、事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。 ２．モニターカメラの設置位置については、監督職員の指示によるものとする。 ３．モニターカメラの操作は、原則として監督職員が行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は、工事の作業実施時間内とする。なお、モニターカメラは、目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合を除くものとする。		
第　２　章　一　般　施　工		
第２節　適用すべき諸基準		
「共仕」に示す諸基準に下記基準類を追加する。 建設省　車両用防護柵標準仕様について　（平成11年２月） 日本道路協会　車両用防護柵標準仕様・同解説　（平成11年３月）	＊修正	・厚生労働省令の改正

	生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成２１年)」へ読み替えるものとする。		
第３節　共通的工種	第３節　共通的工種		
特仕2-3-3　作業土工（床掘り・埋戻し） １．**設計図書**に実線で示した床掘線は、指定したものである。請負者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 ２．**設計図書**に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。 ３．請負者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**して施工しなければならない。 ４．構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床掘り前の地盤線とする。	特仕2-3-3　作業土工（床掘り・埋戻し） １．**設計図書**に実線で示した床掘線は、指定したものである。請負者は、指定した勾配で床掘が困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ２．**設計図書**に点線・一点鎖線で明示した床掘線又は床掘線の明示のないものは、「数量算出要領」に基づくものであり、床掘勾配を拘束するものではない。 ３．請負者は、道路、鉄道、家屋等の近接箇所及び土質湧水等の状況により土留工等が必要と判断される場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**して施工するものとする。 ４．構造物の埋戻しは図面に示す埋戻し線とするが、埋戻し線の記載のない場合は、床掘り前の地盤線とする。	＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・表現の統一
特仕2-3-5　法　枠　工 １．請負者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。 ２．請負者は、型枠の組立てにあっては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。 ３．請負者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計、施工指針（案）5.1プレキャスト枠工の施工(3)中詰め」に準じなければならない。 また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。 ４．請負者は、水抜き管の組立てにあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し目詰りを起こさないように施工しなければならない。 ５．請負者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度σck＝15N/㎟を満足するように配合試験によって決定しなければならない。 ６．請負者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。 ７．請負者は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。 ８．請負者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。		＊移動	＊目次の再編による
特仕2-3-6　吹　付　工 １．コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表２－１とする。 表２－１　吹付モルタルの配合比 （表） 注）吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第２編2-3-2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。			＊移動	・目次の再編による

	W/C	C：S：G	C ： S
コンクリート吹付	45～55%	1：4：1	
モルタル吹付	45～55%		1 ： 4

２．吹付工法は湿式とする。 ３．請負者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。 ４．請負者は、吹付作業に先立ち20㎡に１ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。 ５．請負者は、ラス張アンカー鉄筋（φ16㎜×400㎜）については、100㎡当り30本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋（φ９㎜×200㎜）は、100㎡当り150本の割で設置しなければならない。 ６．請負者は、吹付けのり面天端付近にラウンデング（Ｒ＝１ｍ程度）を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。 ７．請負者は、３㎡に１ヶ所の割合で水抜きパイプ（VPφ50㎜）を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。 ８．請負者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条２項～７項の規定に準拠しなければならない。			
特仕2-3-7　植　生　工 １．市松芝張工は芝を１枚おきに市松模様に施工するものをいう。 ２．請負者は、種子帯の施工にあたっては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30㎝間隔に埋込まなければならない。		＊移動	・目次の再編による
特仕2-3-8　縁　石　工 １．「共仕」第３編2-3-8 縁石工の１項の敷モルタルは１：３（セメント：砂）の重量配合とする。 ２．アスカーブの施工については、「特仕」第３編特仕2-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。 ３．アスカーブの施工にあたり、気温が５℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-5 アスファルト舗装工の６項の規定によるものとする。	**特仕2-3-5　縁　石　工** １．「共仕」第３編2-3-5 縁石工の１項の敷モルタルは１：３（セメント：砂）の重量配合とする。 ２．アスカーブの施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。 ３．アスカーブの施工にあたり、気温が５℃以下のとき、または雨天時の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の６項の規定によるものとする。		
特仕2-3-11　路側防護柵工 １．請負者は材料手配前に十分な現地調査を行い、支柱埋込み不可能な場合は監督職員と**協議**すること。 ２．設計図書と現場の状況が一致しない場合は、監督職員と「協議」する旨を施工計画書に記載するとともに、作業員への周知をはかる為、下請けに「報告」する旨を作業手順書に記載させること。 ３．請負者は、設計図書においてビデオカメラによる出来形管理の試行対象工事と明示された場合、防護柵の所要の埋込み長が確保されていることが確認できる状況「建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影し、監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、検査時に提出するものとする。 　併せて、設計図書に示した出来高、品質を満足していることを証明した施工確認書（案）（別紙１）を監督職員に提出するものとする。	**特仕2-3-8　路側防護柵工** １．請負者は材料手配前に十分な現地調査を行い、支柱埋込み不可能な場合は監督職員と**協議**するものとする。 ２．設計図書と現場の状況が一致しない場合は、監督職員と「協議」する旨を施工計画書に記載するとともに、作業員への周知をはかる為、下請けに「報告」する旨を作業手順書に記載させること。 ３．請負者は、設計図書においてビデオカメラによる出来形管理の試行対象工事と明示された場合、防護柵の所要の埋込み長が確保されていることが確認できる状況「建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影し、監督職員の要請があった場合はすみやかに提示するとともに、検査時までに監督職員に提出するものとする。 　併せて、設計図書に示した出来高、品質を満足していることを証明した施工確認書（案）（別紙１）を監督職員に提出するものとする。	＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・記載内容の明確化

特仕2-3-12　区 画 線 工

1．仮区画線については、供用期間が１ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、１ヶ月以上は溶融式（ガラスビーズ有）とする。
2．修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。
3．請負者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。

特仕2-3-18　簡易鋼製品の塗装

1．簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。
　　下塗り…鉛系錆止　　170（140）ｇ/㎡以上（JIS K 5623　1回塗）
　　上塗り…フタル酸樹脂２種　　（120）ｇ/㎡以上（JIS K 5516　1回塗）
　なお、（　）数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。
2．簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。
　鋼板・形鋼等…… JIS H 8641-2種　HDZ40（付着量400ｇ/㎡以上）
　ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種　HDZ35（　〃　350ｇ/㎡以上）

特仕2-3-9　区 画 線 工

1．仮区画線については、供用期間が１ヶ月未満は加熱式ペイント（ガラスビーズ有）、１ヶ月以上は溶融式（ガラスビーズ有）とする。
2．修繕工事等において路面切削又は基層・中間層の舗設等に設置する仮区画線については、常温ペイント式とする。
3．請負者は、車線変更等を行うために、既設区画線を消去する場合には削り取らなければならない。

特仕2-3-13　ポストテンション桁製作工　＊統合　・条文の統合

1．ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2．実測値に異状があった場合は、監督職員に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。
3．請負者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編19・８（ＰＣ鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、 監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時までに監督職員に**提出**するものとする。　＊修正　・表現の統一
4．グラウトの配合は表５－１とするが、請負者はコンクリート標準仕様書施工編（土木学会）第25章及び基準編（土木学会）９．ＰＣグラウト試験方法に示す品質と、強度の**確認**のため試験練りを実施し、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**するものとする。　＊修正　・表現の統一
ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

表５－１　グラウトの配合

名　　称	普通ポルトランドセメント	水	ﾉﾝﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ型混和剤（ﾎﾟｿﾞﾘｽGF1700同等品以上）
グラウト材料１㎥当り	1,305kg	587ℓ	13kg

特仕2-3-17　根固めブロック工　＊統合　・条文の統合

1．請負者は、ブロックの製作にあたっては**設計図書**に示す場所で行わなければならない。なお、製作場所を変更する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。　＊修正　・表現の統一
2．請負者は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
3．請負者は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後３週間経過後とする。

特仕2-3-23　現場継手工　＊統合　・条文の統合

請負者は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はＡ種に適合するものとする。

特仕2-3-24　伸縮装置工

１．バックアップ材については、ミルシートの**提出**のみとする。
２．請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。

＊統合　・目次の再編による

特仕2-3-26　多自然型護岸工

１．かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻き付けた形状で、先端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。
　また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。
２．かごマットの連結の方法はコイル式とし表１－４のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の１/２以上（１本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内面に向けるものとする。
３．かごマットの厚さが30cmを使用する場合には、かごマットの編目から中詰め用ぐり石が抜けでないようにしなければならない。
４．鉄線の品質の証明は、生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を**提出**するものとする。

＊統合　・条文の統合

表１－４　連結コイル線

	線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	支点の間隔 / コイル形 / コイル長
	5㎜以上	50㎜以下	80㎜以下	50cm以上	
	5㎜以上	50㎜以下	80㎜以下	高さ方向30cm その他50cm以上	

特仕2-3-31　現場塗装工

１．請負者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により**防止**するものとする。
２．下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
３．中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。
４．運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。
　なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。

＊統合　・条文の統合
＊修正　・表現の統一

特仕2-3-32　簡易鋼製品の塗装

１．簡易鋼製品の塗装は、下記の仕様及び使用量とする。
　下塗り…鉛系錆止　170（140）g/㎡以上（JIS K 5623　1回塗）
　上塗り…フタル酸樹脂２種　（120）g/㎡以上（JIS K 5516　1回塗）
　なお、（　）数値はハケ塗りの場合の標準使用量である。
２．簡易鋼製品の溶融亜鉛めっきは、下記のとおりとする。
　鋼板・形鋼等…… JIS H 8641-2種　HDZ40（付着量400g/㎡以上）
　ボルト・ナット等… JIS H 8641-2種　HDZ35（　〃　350g/㎡以上）

第４節　基　礎　工

特仕2-4-1　一 般 事 項

１．請負者は、橋梁下部の基礎工の施工にあたって、主任技術者又は監理技術者が管理技術者（道路橋示方書Ⅳ下部工第13章施工に関する一般事項13.4管理技術者）と兼務する場合は、施工計画書にその旨を記載しなければならない。
２．請負者は、**設計図書**に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシャラン（RC－40）を使用しなければならない。

特仕2-4-2　土台基礎工

１．請負者は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。

特仕2-4-3　基礎工（護岸）

請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

特仕2-4-4　既 製 杭 工

１．請負者は、**設計図書**に中掘工法［グラウト注入による打止め］と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会Ｈ４．10」の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
　なお、施工にあたっては、オーガ先端が**設計図書**に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C＝60～70%）を噴出（低圧の場合：１N/mm^{2}以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm^{2}以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。
２．セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に**提出**しなければならない。
３．既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。
４．請負者は、中掘工法による杭支持層の**確認**は掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。
　また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
５．鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。
６．溶接施工管理技術者は、管理技術者が兼務できるものとする。
７．「共仕」第３編2-4-4 既製杭工の21項の（８）については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確認**しなければならない。
　なお、請負者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。
　補修方法は、表２－２に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40㎜以上とし、補修にあたっては、必要により予熱等を行なうものとする。

第４節　基　礎　工

特仕2-4-1　一 般 事 項

１．請負者は、橋梁下部の基礎工の施工にあたって、主任技術者又は監理技術者が管理技術者（道路橋示方書Ⅳ下部工第13章施工に関する一般事項13.4管理技術者）と兼務する場合は、施工計画書にその旨を記載しなければならない。
２．請負者は、**設計図書**に示された場合を除き、構造物の基礎工の材料は再生クラッシャラン（RC－40）を使用しなければならない。

特仕2-4-2　土台基礎工

１．請負者は、間伐材を使用する場合、有害なひび割れ、腐り、曲がりのない木材を使用しなければならない。

特仕2-4-3　基礎工（護岸）

請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。

特仕2-4-4　既 製 杭 工

１．請負者は、**設計図書**に中掘工法［グラウト注入による打止め］と指定された場合の先端処理工は、「杭基礎施工便覧（社）日本道路協会H19．１」の表3.3.1に示されたセメントミルク噴出攪拌方式によらなければならない。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 　なお、施工にあたっては、オーガ先端が**設計図書**に示された深さに達した時点で、直ちにセメントミルク（W/C＝60～70%）を噴出（低圧の場合：１N/mm^{2}以上の圧、高圧の場合：15～20N/mm^{2}以上の圧）し、これを先端部周辺砂質土と攪拌しながら処理を行わなければならない。	＊修正 ＊変更	・表現の統一
２．セメントミルクの注入量及び注入方法については施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時までに監督職員に**提出**するものとする。	＊修正	・表現の統一
３．既製コンクリート杭の継手は継手金具を用いたアーク溶接法とする。		
４．請負者は、中掘工法による杭支持層の**確認**は掘削速度を一定に保ってスパイラルオーガの駆動電流値の変化を電流計より記録して、事前の地盤調査結果と掘削深度の関係を把握しなければならない。 　また、合わせてスパイラルオーガ引上げ時にオーガ先端部に付着している土砂を直接目視により把握するものとするが、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**	＊修正	・表現の統一
５．鋼管杭の現場継手は、半自動溶接法による全周全厚突き合せ溶接とする。		
６．溶接施工管理技術者は、管理技術者が兼務できるものとする。		
７．「共仕」第３編2-4-4 既製杭工の21項の（８）については、現場溶接完了後肉眼によって溶接部のわれ、ピット、サイズ不足、アンダーカット、オーバーラップ、溶け落ち等有害な欠陥を、すべての溶接部について**確認**するものとする。 　なお、請負者は、補修が必要と判断されるものは、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。 　補修方法は、表２－２に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。なお、補修溶接のビードの長さは40㎜以上とし、補修にあたっては、必要により予熱等を行なうものとする。	＊修正	・表現の統一

表２－２　欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補 修 方 法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
3	鋼材端面の層状われ	板厚の１/４程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
4	アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

特仕2-4-5　場所打杭工

１．請負者は、２本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し施工計画書に記載しなければならない。

２．請負者は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生（「共仕」第１編3-6-9 養生第２項）が終了した後に行わなければならない。

３．請負者は、**設計図書**においてビデオカメラ等による施工管理の試行工事であることを明示された場合は、下記により実施しなければならない。

（１）請負者は、ビデオカメラ等により、全ての杭について、床堀開始時から施工完了時（杭頭部杭径等測定時）の間、施工状況等についてビデオカメラ等による撮影を行うものとする。その際、作業を実施していない時間帯（夜間、休日を含む）においても撮影するものとする。

（２）６時間程度毎に映像を静止画像にて印刷し、撮影日時毎に整理の上、設計図書に示した出来形、品質を満足していることを証明した施工確認書（案）（別紙２）を添えて、監督職員に提出するものとする。

表２－２　欠陥の補修方法

	欠陥の種類	補 修 方 法
1	鋼材の表面きずで、あばた、かき傷など範囲が明瞭なもの	表面はグラインダー仕上げする。局部的に深いきずがある場合は、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
2	鋼材の表面きずで、へげ、われなど範囲が不明瞭なもの	アークエアガウジング等により不良部分を除去したのち溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
3	鋼材端面の層状われ	板厚の１/４程度の深さにガウジングし、溶接で肉盛りし、グラインダー仕上げする。
4	アートストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りののちグラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のものはグラインダー仕上げのみでよい
5	仮付け溶接の欠陥	欠陥部をアークエアガウジング等で除去し、必要であれば再度仮付け溶接を行う。
6	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
7	溶接ビード表面のピット	アークエアガウジング等でその部分を除去し、再溶接する。
8	オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
9	溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
10	アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、またはビード溶接後、グラインダー仕上げする。
11	スタッド溶接の欠陥	ハンマー打撃検査で溶接部の破損したものは完全に除去し、母材面を整えたのち再溶接とする。アンダーカット、余盛不足に対する被覆棒での補修溶接は行わないものとする。

特仕2-4-5　場所打杭工

１．請負者は、２本目以降の杭施工については、既施工の杭本体に衝撃等有害な影響を加えないように施工順序・施工方法等を検討し施工計画書に記載しなければならない。

２．請負者は、場所打杭施工後の床掘については、場所打杭コンクリートの養生（「共仕」第１編3-6-9 養生第２項）が終了した後に行わなければならない。

＊廃止

特仕2-4-6　深　礎　工

1．請負者は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。
2．請負者は、ライナープレートを埋殺施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。
3．グラウトモルタル１m3当りの示方配合は表２－３を標準とする。

表２－３　グラウトモルタルの配合比

セメント kg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec（目標参考）
200以上 高　炉　B	1:4～6	0.8	(25±5)

4．請負者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、契約変更の対象とする。

第５節　石・ブロック積（張）工

特仕2-5-1　一 般 事 項

1．請負者は、裏込材に**設計図書**に明示された材料を使用しなければならない。
2．請負者は、水抜き孔の施工にあったては、硬質塩化ビニル管（VPφ50㎜）を用い、３㎡に１ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。
3．請負者は、伸縮目地の施工にあたっては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

特仕2-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3　コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、**設計図書**に示された場合を除き、図２－１によるものとする。

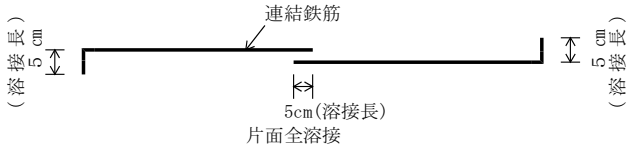

図２－１ コンクリートブロックの鉄筋継手

第６節　一般舗装工

特仕2-6-1　一 般 事 項

1．路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2．請負者は、マウントアップ歩道の摺付を５％以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は８％以下とする。

特仕2-4-6　深　礎　工

1．請負者は、ライナープレートの組立ができる最小限の掘削にとどめなければならない。
2．請負者は、ライナープレートを埋殺施工した場合、地山との空隙を埋めるため、深礎杭のコンクリート打設後グラウトを行わなければならない。
3．グラウトモルタル１m3当りの示方配合は表２－３を標準とする。

表２－３　グラウトモルタルの配合比

セメント kg	C：S	起泡剤 kg	フロー値 sec（目標参考）
200以上 高　炉　B	1:4～6	0.8	(25±5)

4．請負者は、グラウト量の検収は、セメントの充袋数及び空袋数又は流量計で行うものとし、検収数量については、監督職員と協議するものとする。

＊修正　・表現の統一

第５節　石・ブロック積（張）工

特仕2-5-1　一 般 事 項

1．請負者は、裏込材に**設計図書**に明示された材料を使用しなければならない。
2．請負者は、水抜き孔の施工にあったては、硬質塩化ビニル管（VPφ50㎜）を用い、３㎡に１ヶ所以上の割合で設けるものとし、積（張）工前面の埋戻し高を考慮して設置しなければならない。
3．請負者は、伸縮目地の施工にあたっては、**設計図書**に明示された場合を除き10m毎に設けなければならない。

特仕2-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-5-3　コンクリートブロック工

コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、**設計図書**に示された場合を除き、図２－１によるものとする。

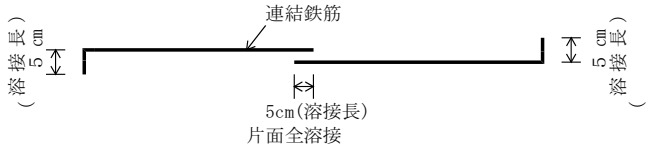

図２－１ コンクリートブロックの鉄筋継手

第６節　一般舗装工

特仕2-6-1　一 般 事 項

1．路肩舗装は本線と同時施工する。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2．請負者は、マウントアップ歩道の摺付を５％以下の摺付勾配とし、なめらかに仕上げなければならない。なお、沿道の状況によりやむを得ない場合は８％以下とする。

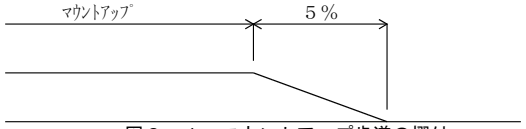

図２－１　マウントアップ歩道の摺付

特仕2-6-2　アスファルト舗装の材料

１．請負者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に**報告**しなければならない。

２．請負者は、「共仕」第３編2-6-2 アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に**提出**することによって、配合設計、 基準試験、試験練り等に変えるとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

３．セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40㎜以下とし標準粒度範囲は表２－４とする。

表２－４　骨材の標準粒度範囲

ふるい目 ＼ 工法		セメント安定処理	石灰安定処理
通過質量(%)	５３　㎜	100	
	３７．５㎜	95～100	
	１９．０㎜	50～100	
	２．３６㎜	20～60	
	７５　μｍ	0～15	2～20

４．セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表２－５に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んでいてはならない。

表２－５　骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石灰安定処理
425μmふるい通過分の塑性指数(PI)	土の液性限界・塑性限界（JIS A 1205）※	９以下	6～18
修正ＣＢＲ(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

５．「共仕」第３編2-6-2 アスファルト舗装の材料の５項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が100m³以下をいう。

６．「共仕」第３編2-6-2 アスファルト舗装の材料第６項における小規模工事とは、合材量が100ｔ以下をいう。

７．加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40㎜以下とし、標準粒度範囲は表２－６とする。

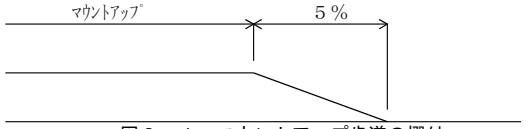

図２－１　マウントアップ歩道の摺付

特仕2-6-3　アスファルト舗装の材料

１．請負者は、粒状路盤材について、規格品の搬入可能量を監督職員に**報告**しなければならない。

２．請負者は、「共仕」第３編2-6-3 アスファルト舗装の材料におけるアスファルト混合物の事前審査制度の認定を受けたアスファルト混合物は認定書の写しを事前に**提出**することによって、配合設計、 基準試験、試験練り等に変えるとともに、品質管理基準による品質管理の記録及び関係書類について、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

３．セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材の最大粒径は、40㎜以下とし標準粒度範囲は表２－４とする。

表２－４　骨材の標準粒度範囲

ふるい目 ＼ 工法		セメント安定処理	石灰安定処理
通過質量(%)	５３　㎜	100	
	３７．５㎜	95～100	
	１９．０㎜	50～100	
	２．３６㎜	20～60	
	７５　μｍ	0～15	2～20

４．セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材は、表２－５に示す品質規格に合格したもので多量の軟石、シルト、粘土塊や有機物、その他セメントの水和に有害な物質を含んでいてはならない。

表２－５　骨材の品質規格

	試験方法	セメント安定処理	石灰安定処理
425μmふるい通過分の塑性指数(PI)	土の液性限界・塑性限界（JIS A 1205）※	９以下	6～18
修正ＣＢＲ(%)	舗装試験法便覧 2-3-1 (1988)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)	20以上(上層路盤) 10以上(下層路盤)

※舗装試験法便覧によることもできる。

５．「共仕」第３編2-6-3 アスファルト舗装の材料の５項における小規模工事とは、路盤材及び骨材の使用量が100m³以下をいう。

６．「共仕」第３編2-6-3 アスファルト舗装の材料第６項における小規模工事とは、合材量が100ｔ以下をいう。

７．加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径は40㎜以下とし、標準粒度範囲は表２－６とする。

＊修正	・引用条項番号の修正
＊修正	・引用条項番号の修正
＊修正	・引用条項番号の修正

表２－６　骨材の標準粒度範囲

ふるい目＼工法		加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理
通過質量百分率（%）	53　mm	100
	37.5 mm	95～100
	19　mm	50～100
	2.36mm	20～60
	75　μm	0～10

８．安定処理に使用する骨材は、表２－７に示す品質規格に合格したもので著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んでいてはならない。

表２－７　骨材の品質規格

	試　験　方　法	規　　格
425μmふるい通過分の塑性指数（PI）	土の液性限界・塑性限界（JIS A 1205）※	９以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

９．加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は3.5～4.5%とする。

10．示方アスファルト量と「共仕」第３編2-6-5 アスファルト舗装工の５項の(５)による最終的な配合（現場配合）から決定した基準アスファルト量が表２－８の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい（若しくは小さい）ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表２－８　混合物の種類とアスファルト量

混合物の種類	瀝青安定処理	①混粗合粒物度アスファルト20	②混密合粒物度アスファルト		③細アスファルト混合物	④密アスファルトギャップ混合物	⑤混密合粒物度アスファルト		⑥細アスファルトギャップ混合物	⑦混細合粒物度アスファルト	⑧密アスファルトギャップ混合物	⑨混開合粒物度アスファルト
			20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
最大寸法（mm）	40	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
ｱｽﾌｧﾙﾄ量（%）	3.5～4.5	4.5～5.5	5.0～6.0	5.2～6.2	6.0～8.0	4.5～6.5	5.0～7.0	5.5～6.5	6.0～8.0	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5

特仕2-6-3　コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第３編特仕2-6-2 アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕2-6-5　アスファルト舗装工

１．請負者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じ

表２－６　骨材の標準粒度範囲

ふるい目＼工法		加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理
通過質量百分率（%）	53　mm	100
	37.5 mm	95～100
	19　mm	50～100
	2.36mm	20～60
	75　μm	0～10

８．安定処理に使用する骨材は、表２－７に示す品質規格に合格したもので著しく吸水性の大きい骨材、多量の軟石、シルト、粘土塊や有害な物質を含んでいてはならない。

表２－７　骨材の品質規格

	試　験　方　法	規　　格
425μmふるい通過分の塑性指数（PI）	土の液性限界・塑性限界（JIS A 1205）※	９以下

※舗装試験法便覧によることもできる。

９．加熱アスファルト安定処理路盤材の基準アスファルト量は3.5～4.5%とする。

10．示方アスファルト量と「共仕」第３編2-6-5 アスファルト舗装工の５項の(５)による最終的な配合（現場配合）から決定した基準アスファルト量が表２－８の範囲を超える場合は、アスファルト量について変更するものとする。この場合、使用する骨材の比重が特に大きい（若しくは小さい）ためにアスファルト混合率が見掛け上変わった場合の取扱いは、容積に換算して計算するものとする。ただし、仕上りの密度が変わったための契約変更は行わないものとする。

表２－８　混合物の種類とアスファルト量

混合物の種類	瀝青安定処理	①混粗合粒物度アスファルト20	②混密合粒物度アスファルト		③細アスファルト混合物	④密アスファルトギャップ混合物	⑤混密合粒物度アスファルト		⑥細アスファルトギャップ混合物	⑦混細合粒物度アスファルト	⑧密アスファルトギャップ混合物	⑨混開合粒物度アスファルト
			20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
最大寸法（mm）	40	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13
ｱｽﾌｧﾙﾄ量（%）	3.5～4.5	4.5～5.5	5.0～6.0	5.2～6.2	6.0～8.0	4.5～6.5	5.0～7.0	5.5～6.5	6.0～8.0	7.5～9.5	5.5～7.5	3.5～5.5

特仕2-6-4　コンクリート舗装の材料

コンクリート舗装工で路盤等に使用する材料等は、「特仕」第３編特仕2-6-3 アスファルト舗装の材料の規格に適合しなければならない。

特仕2-6-7　アスファルト舗装工

１．請負者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じ

ないようにしなければならない。 2．請負者は、路盤の仕上り厚が２層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。 3．請負者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。 4．上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。 5．請負者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。 6．請負者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。 請負者は、やむを得ず５℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを**確認**し施工しなければならない。 （1）使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。 （2）プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。 （3）混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。 （4）フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。 （5）作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。 （6）混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。 7．５℃以下で施工する場合は、本条第６項の**規定**によらなければならない。 8．プライムコートの使用量は1.2ℓ/㎡とし、タックコートの使用量は0.4ℓ/㎡とする。	ないようにしなければならない。 2．請負者は、路盤の仕上り厚が２層以上になる場合には、各層の仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。 3．請負者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを10cm以下となるようまき出さなければならない。 4．上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。 5．請負者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。 6．請負者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。 請負者は、やむを得ず５℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを**確認**し施工しなければならない。 （1）使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。 （2）プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は185℃を超えてはならない。 （3）混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。 （4）フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。 （5）作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。 （6）混合物の転圧延長は10m以上にならないようにする。 7．５℃以下で施工する場合は、本条第６項の**規定**によるものとする。 8．プライムコートの使用量は1.2ℓ/㎡とし、タックコートの使用量は0.4ℓ/㎡とする。	＊修正	・表現の統一
特仕2-6-6　コンクリート舗装工 1．上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。	**特仕2-6-12　コンクリート舗装工** 1．上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**に明示された場合を除き、プラント混合方式によらなければならない。		
特仕2-6-7　薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。	**特仕2-6-13　薄層カラー舗装工** 薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。		
特仕2-6-8　ブロック舗装工 1．ブロック舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-**5** アスファルト舗装工の規定によるものとする。 2．インターロッキングブロックの規格は表２－９のとおりとし、請負者は、これを証明する試験成績表を監督職員に**提出**しなければならない。	**特仕2-6-14　ブロック舗装工** 1．ブロック舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-**7** アスファルト舗装工の規定によるものとする。 2．インターロッキングブロックの規格は表２－９のとおりとし、請負者は、これを証明する試験成績表を監督職員に**提出するものとする。**	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・表現の統一

表２－９ インターロッキングブロックの規格

	種　類	記　号	曲げ強度	透水計数
強度	普通インターロッキングブロック	N－１	4.9N/㎟ 以上	
		N－２		
	透水性インターロッキングブロック	P－１	2.9N/㎟ 以上	1×10^{-2} cm/sec
		P－２		
	植生用インターロッキングブロック	G－１	3.9N/㎟ 以上	
		G－２		
厚さ	普通、植生用インターロッキングブロック		±３㎜	
	透水性インターロッキングブロック		＋５、－１㎜	
寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック		±３㎜	

注1)　１：一層型インターロッキングブロキングブロック
　　２：二層型インターロッキングブロック
注2)　インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/㎟以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/㎟以上でなければならない。

３．請負者は、ブロックの色彩・パターンについて、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

表２－９ インターロッキングブロックの規格

	種　類	記　号	曲げ強度	透水計数
強度	普通インターロッキングブロック	N－１	4.9N/㎟ 以上	
		N－２		
	透水性インターロッキングブロック	P－１	2.9N/㎟ 以上	1×10^{-2} cm/sec
		P－２		
	植生用インターロッキングブロック	G－１	3.9N/㎟ 以上	
		G－２		
厚さ	普通、植生用インターロッキングブロック		±３㎜	
	透水性インターロッキングブロック		＋５、－１㎜	
寸法	普通、透水性、植生用インターロッキングブロック		±３㎜	

注1)　１：一層型インターロッキングブロキングブロック
　　２：二層型インターロッキングブロック
注2)　インターロッキングブロックの形状その他により曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロックおよび化粧インターロッキングブロックにおいては、32N/㎟以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、17N/㎟以上でなければならない。

３．請負者は、ブロックの色彩・パターンについて、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

特仕2-6-15　路面切削工　　＊統合　・条文の統合
＊修正　・表現の統一

１．請負者は、施工前に本条２項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
なお、平均厚さに±５㎜以上の変更が生じた場合は**設計図書**に関して監督職員に協議するものとする。
２．現地測量による方法
（１）横断方向の測定箇所は２車線道路で９点、４車線道路で片側９点（全体18点）とする。
（２）平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。
（３）切削深さの管理は、２車線道路で５点法、４車線道路で９点法により行わなければならない。

特仕2-6-16　舗装打換え工　　＊統合　・条文の統合

１．請負者は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカッタで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。
２．請負者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。

	３．請負者は、一層の仕上り厚さが７㎝以下になるよう舗設しなければならない。 ４．請負者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。		
	特仕2-6-18　アスファルト舗装補修工 １．請負者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け･段差･穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。 ２．請負者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。 ３．請負者は、アスファルト舗装の亀裂箇所で、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。	＊統合	・条文の統合
	特仕2-6-19　コンクリート舗装補修工 １．コンクリート版における注入孔は、４㎡に１ヶ所、孔径は50㎜程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。請負者はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ２．請負者は、計測装置・計画方法を施工計画書に記載しなければならない。 ３．請負者は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。 ４．請負者は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版１枚につき１点とする。注入後の測定値が 0.4㎜以上の場合は、再注入を行わなければならない。 なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。 また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告**するものとする。	＊統合 ＊修正 ＊修正	・条文の統合 ・表現の統一 ・表現の統一
第７節　地盤改良工	**第７節　地盤改良工**		
特仕2-7-3　置　換　工 請負者は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	**特仕2-7-3　置　換　工** 請負者は、構造物の基礎面等で、置換えが必要と判断される場合には、不良土の厚さ・巾・連続性等の資料をもとに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕2-7-9　固　結　工 １．請負者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画を監督職員に**提出**しなければならない。 ２．請負者は、薬液注入の採用に際しては、暫定指針（建設省通達）による調査を行わなければならない。 ３．請負者は、地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合は、薬液注入の流出を防止するためゲルタイムの調整等の措置を講じなければならない。 ４．請負者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。	**特仕2-7-9　固　結　工** １．請負者は、薬液注入工の着手前に薬液注入工の施工計画を監督職員に**提出するもの**とする。 ２．請負者は、薬液注入の採用に際しては、暫定指針（建設省通達）による調査を行わなければならない。 ３．請負者は、地下埋設物に近接して薬液注入を行う場合は、薬液注入の流出を防止するためゲルタイムの調整等の措置を講じなければならない。 ４．請負者は、地下水及び公共用水の水質の汚濁の恐れがある場合は、水質の状況を監視しなければならない。		
第８節　工場製品輸送工	**第８節　工場製品輸送工**		
特仕2-8-1　一 般 事 項 請負者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについては、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。	**特仕2-8-1　一 般 事 項** 請負者は、輸送に関する関係官公署への特殊車両申請等の手続きについては、輸送を行う前に許可を受けておかなければならない。		

第10節　仮　設　工	第10節　仮　設　工	
特仕2-10-5　土留・仮締切工 土の締め固めについては、「特仕」第１編特仕2-3-3 盛土工の４項の規定によらなければならない。	特仕2-10-5　土留・仮締切工 土の締め固めについては、「特仕」第１編特仕2-3-3 盛土工の４項の規定によらなければならない。	
特仕2-10-16　トンネル仮設備工 １．請負者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、共仕2-10-16 トンネル仮設備工のほか、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない ２．請負者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。 ３．請負者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。 ４．請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 ５．請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。	特仕2-10-16　トンネル仮設備工 １．請負者は、トンネル用濁水処理設備の設置については、「共仕」**第３編**2-10-16 トンネル仮設備工のほか、停電等の非常時にも対応した設備としなければならない。 ２．請負者は、トンネル工事における粉じん対策の充実を図るため、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（厚生労働省）及び「トンネル工事の粉じん発生作業に関する衛生管理マニュアル」（国土交通省）に基づき粉じん対策を実施しなければならない。 ３．請負者は、トンネル坑内作業環境を改善するため、「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械」の指定を受けた建設機械を使用しなければならない。また、内燃機関付の機械を使用する場合は、有害ガス・ばい煙による汚染対策用装置を装備したものを使用しなければならない。 ４．請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、粉じん対策設備が必要となった場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ５．請負者は、掘削工（削岩、ずり出し）および支保工（吹付コンクリート、ロックボルト、金網、鋼製支保工）の作業にあたり、電動ファン付粉じん用呼吸保護具等の有効な呼吸用保護具を使用しなければならない。	＊修正 ＊修正	・記述方法の統一 ・表現の統一
特仕2-10-23　手すり先行型足場 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省　平成15年４月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 ただし、これにより難い場合は監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。	特仕2-10-23 足場工 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省　平成21年４月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。 ただし、これにより難い場合は監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。	＊修正	・労働安全衛生規則の一部改正
	第12節　工場製作工（共通）	
	特仕2-12-2　材　　料 １．請負者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に**提出**するものとする。 ２．請負者は、機械試験について、試験する箇所を監督職員に**確認**を受けるものとする。 また、機械試験について、ＪＩＳの試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に**提出**するものとする。 ３．請負者は、支承、排水桝、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督職員に**提出**するものとする。 ４．塗料については、「特仕」第２編特仕2-11-1一般事項の規定によらなければならない。	＊統合 ＊修正 ＊修正 ＊修正	・条文の統合 ・表現の統一 ・表現の統一 ・表現の統一
	特仕2-12-3　桁 製 作 工 １．仮組立て検査 請負者は、設計図書に示された方法により仮組立て検査を実施しなければならない。 １）直接仮組立て検査を実施する場合 請負者は、仮組立て方法、計測方法等について施工計画書に記載し、監督職員に提出するものとする。 なお、直接仮組立てに替えて直接仮組立と同等の精度の検査が行えるシミュレーション仮組立て検査で実施する場合は、監督職員と協議するものとする。 ２）仮組立て検査を簡略化（省略）する場合 請負者は、仮組立て検査を簡略化（省略）する場合の方法について、施工計画書に記載し監督職員に提出するものとする。	＊統合 ＊修正	・条文の統合 ・記載内容の明確化

	なお、仮組立て検査を実施しない場合は、土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値第３編２章第１２節３－２桁製作工及び第３編第２章第１３１条橋梁仮設工により管理するものとする。 ３）段階確認 （１）直接仮組立て検査を実施する場合は、仮組立て完了時に土木工事施工管理基準（案）に基づき部材精度及び仮組立て精度の段階確認を受けなければならない。また、シミュレーション仮組立て検査を行う場合は、部材精度の段階確認を受けるものとするが、仮組立て精度の確認については資料の提出による確認に替えることができるものとする。 （２）仮組立て検査を実施しない場合は、部材精度の確認を受けるものとする。 （３）上記（１）、（２）の段階確認は、既済部分検査及び中間技術検査と兼ねることができるものとする。		
	第13節　鋼橋架設工		
	特仕2-13-3　架設工（クレーン架設） １．請負者は架設を自走クレーン等のベント方式で施工する場合には、桁下に全巾のベントを組立て本締めをすることとし、ベントを半分程度組立て仮締め又は本締め後横引する工法は、採用してはならない。これにより難い場合に、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ２．請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。	＊統合	・条文の統合
	特仕2-13-4　架設工（ケーブルクレーン架設） 請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。	＊統合	・条文の統合
	特仕2-13-5　架設工（ケーブルエレクション架設） 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」**第３編特仕2-13-4** 架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。	＊統合	・条文の統合
	特仕2-13-6　架設工（架設桁架設） 請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。	＊統合	・条文の統合
	特仕2-13-7　架設工（送出し架設） 桁架設の施工については、「特仕」**第３編特仕2-13-6** 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。	＊統合	・条文の統合
	特仕2-13-8　架設工（トラベラークレーン架設） 請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。	＊統合	・条文の統合
	第14節　法　面　工（共通）	＊統合	・条文の統合
	特仕2-14-2　植　生　工 １．市松芝張工は芝を１枚おきに市松模様に施工するものをいう。 ２．請負者は、種子帯の施工にあたっては、土羽の仕上げと同時に、のり長方向30㎝間隔に埋込まなければならない。	＊移動	・目次の再編による

特仕2-14-3　吹　付　工

１．コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工の吹付モルタルの配合は表２－１とする。

表２－１　吹付モルタルの配合比

	W/C	C：S：G	C ： S
コンクリート吹付	45～55%	1：4：1	
モルタル吹付	45～55%		1 ： 4

注）吹付コンクリートに使用する細・粗骨材、吹付モルタルに使用する細骨材は、「共仕」第２編2-3-2セメントコンクリート用骨材の規定によるものとする。

２．吹付工法は湿式とする。
３．請負者は、既設モルタル吹付の更新を行う工事では、活膜は残すが剥離したモルタル及び浮石等は除去しなければならない。
４．請負者は、吹付作業に先立ち20㎡に１ヶ所程度釘又は鉄筋等をのり面に固定して設計厚が確保できるよう施工しなければならない。
５．請負者は、ラス張アンカー鉄筋（φ16㎜×400㎜）については、100㎡当り30本の割で設置しなければならない。また、補強アンカー鉄筋（φ９㎜×200㎜）は、100㎡当り150本の割で設置しなければならない。
６．請負者は、吹付けのり面天端付近にラウンデング（Ｒ＝１ｍ程度）を行い、雨水の浸透を防止するため吹付モルタルで巻き込まなければならない。
７．請負者は、３㎡に１ヶ所の割合で水抜きパイプ（VPφ50㎜）を取付けなければならない。ただし、湧水箇所には重点的に取付けなければならない。
８．請負者は、コンクリート吹付工の施工にあたっては、本条２項～７項の規定に準拠しなければならない。

特仕2-14-4　法　枠　工

１．請負者は、凹凸の著しいのり面では、あらかじめコンクリート又はモルタル吹付工などで凹凸を少なくしたのち、型枠を組立てなければならない。
２．請負者は、型枠の組立てにあっては、縦方向の型枠を基本に組立てすべり止め鉄筋で固定しなければならない。
３．請負者は、中詰めの施工にあたっては「のり枠工の設計、施工指針（案）5.1プレキャスト枠工の施工(３)中詰め」に準じなければならない。
また、耐水性ダンボール製・板製・プラスチック製等の型枠を使用した場合は、これらの型枠を完全に除去した上で中詰工を施工しなければならない。
４．請負者は、水抜き管の組立てにあたっては、吹付施工時に移動しないように設置し、目詰りを起こさないように施工しなければならない。
５．請負者は、吹付けに使用するモルタル又はコンクリートの配合ならびに水セメント比については、吹付けを行ったのり面で設計基準強度σck＝15N/㎟を満足するように配合試験によって決定しなければならない。
６．請負者は、枠の吹付けにあたっては、のり面下部から施工しなければならない。やむを得ずのり面上部から施工する場合には、はね返り等を排除しながら施工しなければならない。また吹付け施工は、極端な高温又は低温の時期や強風時を避けなければならない。
７．請負者は、縦枠の途中で吹付継手を設けないものとする。やむを得ず吹付継手を設けなければならない場合には、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものをすべて除去し、清掃、かつ湿らせてから施工しなければならない。
８．請負者は、吹付けの施工にあたっては、型枠断面より極端に大きくならないように施工しなければならない。

＊移動　・目次の再編による　]

＊移動　・目次の再編による

	特仕2-17-3　樹木・芝生管理工 1．請負者は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。 2．請負者は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。 3．請負者は、樹冠形上不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・胴吹き枝をまず除去し、樹木の上部から下部にむかって行わなければならない。 4．請負者は、枝を切る場合には、必ず新生枝の先端を残して切るようにしなければならない。 5．請負者は、枝のこぶをつとめて除去しなければならない。この場合、こぶ先の主枝を残すようにこぶのすり取りをしなければならない。 6．剪定作業は、表15－６の種類とする。	＊統合	・条文の統合
	表15－６　剪定作業の種類（高木） 区　分 / 目通り周（cm） 剪 定 A / 30未満 剪 定 B / 30～60未満 剪 定 C / 60～90未満 剪 定 D / 90～120未満		
	7．請負者は、夏期剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るように樹形保持と樹勢の均衡をはかるよう剪定し、過度の剪定とならないようにしなければならない。 8．請負者は、原則として冬期剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えるとともに、次の繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるようせん定しなければならない。 9．請負者は、刈り込みにあたっては、樹種特有の形（マメツゲ類は球状形・カイズカイブキは紡錘形・ツバキ・サザンカ・キャラボク・サツキ・ツツジ・ヂンチョウゲ・トベラ等は半球状形）になるように行わなければならない。 10．請負者は、刈り込みにあたっては、低木が連続して植え込んである場合には、全体的な修景を考慮して行わなければならない。 11．請負者は、人力による芝刈りにあたっては、で地上高１㎝程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。 12．請負者は、機械による芝刈りにあたっては、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式芝刈機で地上高１㎝程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。 13．請負者は、人力よる抜根にあたっては、植栽枡・歩道（ブロック舗装）・中央分離帯等の連続した箇所で、雑草を引き抜かなければならない。		
	14．請負者は、架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接触し、特に道路の通行及びその効用に支障がある街路樹の枝を剪定し、監督職員に**報告**するものとする。	＊修正	・表現の統一
	15．請負者は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、**設計図書**に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
	16．請負者は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、**設計図書**に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の**指示**によらなければならない。 17．請負者は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。 18．請負者は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補う		

ために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。
肥料の種類・使用量等は**設計図書**によるものとする。

19. 請負者は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。
20. 施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。
21. 肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、**設計図書**によるものとする。
22. 請負者は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。
23. 薬剤の種類・作業時間等については、**設計図書**によるものとする。
24. 街路樹等の応急維持
（1）街路樹等の応急維持班の構成は、表15－７とする。

表15－７　街路樹等の応急維持班の構成

構成 / 区分	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車種	摘要
応急維持　A	－	1	1	1	作業車	
応急維持　B	1	4	2	2	作業車 ライトバン	

（2）街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。
（3）街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

第18節　床　版　工

特仕2-18-2　床　版　工

1．請負者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について検討のうえ監督職員に**提出**するものとする。
2．請負者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。
また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように、足場等を設けて施工することとする。
3．請負者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。
なお、モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10 支承工の規定によらなければならない。
4．請負者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を**施工計画書**に記載しなければならない。

＊統合　・条文の統合

＊統合　・条文の統合
＊修正　・表現の統一

（旧） 土木工事特記仕様書（Ｈ１９年度版）	新土木工事特記仕様書改訂 （案）（Ｈ２１年度版）	区分	改定理由
第 ６ 編 河 川 編 **第 １ 章 築堤・護岸** **第１節 適 用** １．河川土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工、「特仕」第１編第２章第７節地盤改良工、仮設工は、「特仕」第１編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。 **第３節 護岸基礎工** **特仕1-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **特仕1-3-3 基 礎 工** 請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。 **第４節 矢板護岸工** **特仕1-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **第５節 法覆護岸工** **特仕1-5-1 一 般 事 項** １．請負者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 ２．コンクリートのり張の施工目地間隔は、**設計図書**に示す場合を除き２ｍ程度とする。伸縮目地は、**設計図書**に示す場合を除き10ｍ程度とする。 ３．吸出し防止シートの重ね代は10㎝以上とし、**設計図書**に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。 流れの方向 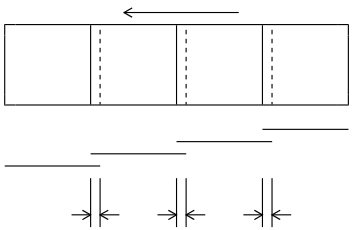 **図１－１ 吸出し防止シートの重ね代**	**第 ６ 編 河 川 編** **第 １ 章 築堤・護岸** **第１節 適 用** １．河川土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工、「特仕」第３編第２章第７節地盤改良工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置した工事を行う場合には、水位、潮位について、常に注意をし、災害防止に努めなければならない。 **第５節 護岸基礎工** **特仕1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **特仕1-5-3 基 礎 工** 請負者は、護岸基礎の基礎杭支持力については、監督職員が**指示**した場合を除き、測定しなくてもよいものとする。 **第６節 矢板護岸工** **特仕1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **第７節 法覆護岸工** **特仕1-7-1 一 般 事 項** １．請負者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 ２．コンクリートのり張の施工目地間隔は、**設計図書**に示す場合を除き２ｍ程度とする。伸縮目地は、**設計図書**に示す場合を除き10ｍ程度とする。 ３．吸出し防止シートの重ね代は10㎝以上とし、**設計図書**に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。 流れの方向 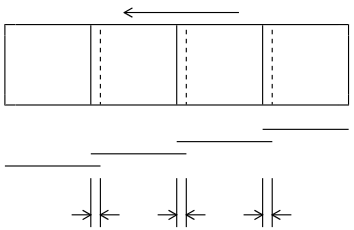 **図１－１ 吸出し防止シートの重ね代**	＊修正	・引用条項番号の修正

特仕1-5-2　材　　料

１．吸出し防止シートは、表１－１(1)、表１－１(2)の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有しているシートとする。

　なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表１－１(1)　吸出し防止シートの規格値

項　　目	規　　格	性　能　確　認
厚さ	10mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度（設計条件により選択）	0.5,1.0tf/m以上	
化学的安定性（強度保持率）	70%以上	
耐侯性（強度保持率）	70%以上	

注）引張り強度0.2tf/mは、「化学的安定性及び耐候性」の規格値の規定は行わない。

表１－１(2)　吸出し防止シートの品質及び規格

試験項目	内　容	単　位	規　格　値	試験方法
密　度		g/cm^2	0.10以上	JIS L 3204
圧縮率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		tf/m	0.2,0.5,1.0以上	JIS L 3204
伸び率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204

注）引張強さについては、**設計図書**によるものとする。

２．かごマットの構造仕様については、図面及び表１－２によるものとする。

表１－２　かごマットの構造仕様

かごの厚さ			30cm	50cm
網目	蓋　部		6.5cm	
	本体部		7.5cm	10.0cm
線径	網部	蓋　部	φ4.0mm	φ5.0mm
		本体部	φ3.2mm	φ4.0mm
	枠骨	蓋　部	φ5.0mm	φ6.0mm
		本体部	φ4.0mm	φ6.0mm
仕切間隔	水平部		2.0m以下	
	法面部		1.5m以下	
	タレ部		1.5m以下	
	側網間隔		2.0m以下	
仕切の取付け角度			法面に直角	法面に直角但し、法勾配が１：２未満の急勾配の場合は鉛直

特仕1-7-2　材　　料

１．吸出し防止シートは、表１－１(1)、表１－１(2)の規格値を満足した「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有しているシートとする。

　なお、上記評価書を有していない製品についても「公的機関による性能証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

表１－１(1)　吸出し防止シートの規格値

項　　目	規　　格	性　能　確　認
厚さ	10mm以上	評価書及び公的機関の性能証明書による。
開孔径	0.2mm以下	
引張り強度（設計条件により選択）	0.5,1.0tf/m以上	
化学的安定性（強度保持率）	70%以上	
耐侯性（強度保持率）	70%以上	

注）引張り強度0.2tf/mは、「化学的安定性及び耐候性」の規格値の規定は行わない。

表１－１(2)　吸出し防止シートの品質及び規格

試験項目	内　容	単　位	規　格　値	試験方法
密　度		g/cm^2	0.10以上	JIS L 3204
圧縮率		%	15以下	JIS L 3204
引張強さ		tf/m	0.2,0.5,1.0以上	JIS L 3204
伸び率		%	50以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	90以上	JIS L 3204
透水係数		cm/s	0.01以上	JIS L 3204

注）引張強さについては、**設計図書**によるものとする。

２．かごマットの構造仕様については、図面及び表１－２によるものとする。

表１－２　かごマットの構造仕様

かごの厚さ			30cm	50cm
網目	蓋　部		6.5cm	
	本体部		7.5cm	10.0cm
線径	網部	蓋　部	φ4.0mm	φ5.0mm
		本体部	φ3.2mm	φ4.0mm
	枠骨	蓋　部	φ5.0mm	φ6.0mm
		本体部	φ4.0mm	φ6.0mm
仕切間隔	水平部		2.0m以下	
	法面部		1.5m以下	
	タレ部		1.5m以下	
	側網間隔		2.0m以下	
仕切の取付け角度			法面に直角	法面に直角但し、法勾配が１：２未満の急勾配の場合は鉛直

３．かごマットの鉄線の品質規格等は表１－３（１）、表１－３（２）に適合するものとする。
　また、蓋鋼部においては、粗面鉄線を使用するものとする。

表１－３（１） 線材の品質及び規格

	試験項目	規格値				試験方法	試験頻度
		滑面鉄線	粗面鉄線		被覆鉄線（心線）		
	鉄線	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	2.6±0.09mm 3.2±0.10mm 4.0±0.12mm 5.0±0.12mm	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290N/mm²以上	290N/mm²以上	290N/mm²以上	390～880N/mm²	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	線径の1.5倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	ｱﾙﾐﾆｳﾑ　10%以上 亜鉛　90%以下	ｱﾙﾐﾆｳﾑ 10%以上 亜鉛　90%以下	ｱﾙﾐﾆｳﾑ 11%以上 亜鉛　87%以下 ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ 2%以上	ｱﾙﾐﾆｳﾑ 10%以上 亜鉛　90%以下	原子吸光分析法またはＩＣＰ発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	300g/m²以上	660g/m²以上	220g/m²以上	300g/m²以上	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回
	摩擦係数		湿潤・ゴム f＝0.7以上	湿潤・ゴム f＝0.7以上			5巻線に1回
	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	2.6±0.09mm 3.2±0.10mm 4.0±0.12mm 5.0±0.12mm	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm²以上	290N/mm²以上	290N/mm²以上	390～880N/mm²	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回
	メッキ成分	ｱﾙﾐﾆｳﾑ　10%以上 亜鉛　90%以下	ｱﾙﾐﾆｳﾑ 10%以上 亜鉛　90%以下	ｱﾙﾐﾆｳﾑ 11%以上 亜鉛　87%以下 ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ 2%以上	ｱﾙﾐﾆｳﾑ 10%以上 亜鉛　90%以下	原子吸光分析法またはＩＣＰ発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	300g/m²以上	660g/m²以上	220g/m²以上	300g/m²以上	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回

（１巻とは、メッキ工場における製造単位をいい約１ｔとする）

３．かごマットの鉄線の品質規格等は表１－３（１）、表１－３（２）に適合するものとする。
　また、蓋鋼部においては、粗面鉄線を使用するものとする。

表１－３（１） 線材の品質及び規格

（１巻とは、メッキ工場における製造単位をいい約１ｔとする）

表１－３（２） 合成樹脂被覆（ポリエチレン系樹脂被覆）の品質及び規格

項目／試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度
被 覆 工 場	線径（外径）	3.2±0.12㎜ 4.0±0.12㎜ 5.0±0.14㎜ 6.0±0.14㎜	JIS G 3543準	10巻線に１回
	最小被膜厚さ	3.2・0.20㎜ 4.0・0.27㎜ 5.0・0.34㎜ 6.0・0.34㎜	JIS G 3543準	10巻線に１回
	接 着 強 さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90℃の角度で引き剥がす	10巻線に１回
	巻 付 性	線径の1.5倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準	10巻線に１回
	耐 候 性	WS形 3,000時間	JIS G 3543準	設計時 初期
	耐 塩 水 性（塩水噴霧）	1,000時間以上（亀裂が入らない）	JIS Z 3271準	１年に１回
公 的 機 関	線 径	3.2±0.12㎜ 4.0±0.12㎜ 5.0±0.14㎜ 6.0±0.14㎜ 6.0±0.14㎜	JIS G 3543準	400巻線に1回
	最小被膜厚さ	3.2・0.20㎜ 4.0・0.27㎜ 5.0・0.34㎜ 6.0・0.34㎜	JIS G 3543準	400巻線に1回
	接 着 強 さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90℃の角度で引き剥がす	400巻線に1回
	巻 付 性	線径の1.5倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS Z 3547準	400巻線に1回
	被覆材の材質	ポリエチレン系樹脂	JIS G 0117準	200巻線に1回

（１巻線とは、被覆工事における製造単位をいい約500㎏とする）

注）被覆鉄線の製造法としては「押出成形法」とし、JIS G 3543の規定を準用する。

４．請負者は、かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に使用した線材のめっき工場名及びめっき線製造年月日を記載した表示標を付けなければならない。

表１－３（２） 合成樹脂被覆（ポリエチレン系樹脂被覆）の品質及び規格

項目／試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度
被 覆 工 場	線径（外径）	3.2±0.12㎜ 4.0±0.12㎜ 5.0±0.14㎜ 6.0±0.14㎜	JIS G 3543準	10巻線に１回
	最小被膜厚さ	3.2・0.20㎜ 4.0・0.27㎜ 5.0・0.34㎜ 6.0・0.34㎜	JIS G 3543準	10巻線に１回
	接 着 強 さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90℃の角度で引き剥がす	10巻線に１回
	巻 付 性	線径の1.5倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準	10巻線に１回
	耐 候 性	WS形 3,000時間	JIS G 3543準	設計時 初期
	耐 塩 水 性（塩水噴霧）	1,000時間以上（亀裂が入らない）	JIS Z 3271準	１年に１回
公 的 機 関	線 径	3.2±0.12㎜ 4.0±0.12㎜ 5.0±0.14㎜ 6.0±0.14㎜ 6.0±0.14㎜	JIS G 3543準	400巻線に1回
	最小被膜厚さ	3.2・0.20㎜ 4.0・0.27㎜ 5.0・0.34㎜ 6.0・0.34㎜	JIS G 3543準	400巻線に1回
	接 着 強 さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90℃の角度で引き剥がす	400巻線に1回
	巻 付 性	線径の1.5倍の円筒に６回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS Z 3547準	400巻線に1回
	被覆材の材質	ポリエチレン系樹脂	JIS G 0117準	200巻線に1回

（１巻線とは、被覆工事における製造単位をいい約500㎏とする）

注）被覆鉄線の製造法としては「押出成形法」とし、JIS G 3543の規定を準用する。

４．請負者は、かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に使用した線材のめっき工場名及びめっき線製造年月日を記載した表示標を付けなければならない。

５．請負者は、かごマットは、側網、仕切網をあらかじめ工場で底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
６．請負者は、かごマットの線材は、現地において、施工面積 2,000㎡毎に監督職員が**指示**する荷札表示された線材について、工場での品質試験結果を**提出**しなければならない。
　さらに、現地に納入される製品の荷札番号に近い線材の公的機関における成績証明書を**提出**しなければならない。
７．請負者は、枠線、骨線、コイル線について、工事単位毎に私的、公的機関における品質試験結果を**提出**しなければならない。
８．請負者は、生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行う場合があるため、監督職員に協力しなければならない。

特仕1-5-3　コンクリートブロック工
　コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第３編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

特仕1-5-7　石積（張）工
１．請負者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜けでないように行わなければならない。
２．請負者は、石積（張）工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

特仕1-5-8　法　枠　工
　法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5法枠工の規定によるものとする。

特仕1-5-9　多自然型護岸工
１．かごマットは、網線と枠線の結び合わせについては、直接に1.5回以上巻き付けた形状で、先端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部についても1.5回以上巻きとするが、リング状に加工して良いものとする。
　また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。
２．かごマットの連結の方法はコイル式とし表１－４のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長の１/２以上（１本/m）を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末は内面に向けるものとする。
３．かごマットの厚さが30cmを使用する場合には、かごマットの編目から中詰め用ぐり石が抜けでないようにしなければならない。
４．鉄線の品質の証明は、生産過程の管理試験成績表及び公的機関等による品質試験結果表を**提出**するものとする。

表１－４　連結コイル線

	線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
	5㎜以上	50㎜以下	80㎜以下	50cm以上	
	5㎜以上	50㎜以下	80㎜以下	高さ方向30cm その他50cm以上	

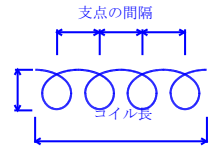

特仕1-5-10　吹　付　工
　吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-6吹付工の規定によるものとする。

５．請負者は、かごマットは、側網、仕切網をあらかじめ工場で底網に結束しなければならない。ただし、特殊部でこれにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
６．請負者は、かごマットの線材は、現地において、施工面積 2,000㎡毎に監督職員が**指示**する荷札表示された線材について、工場での品質試験結果を**提出**するものとする。　＊修正　・表現の統一
　さらに、現地に納入される製品の荷札番号に近い線材の公的機関における成績証明書を**提出するものとする。**　＊修正　・表現の統一
７．請負者は、枠線、骨線、コイル線について、工事単位毎に私的、公的機関における品質試験結果を**提出するものとする。**　＊修正　・表現の統一
８．請負者は、生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行う場合があるため、監督職員に協力しなければならない。

特仕1-7-3　コンクリートブロック工
　コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第３編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。

特仕1-7-7　石積（張）工
１．請負者は、石積（張）工の石の張り立てにあたり、河川の流水及び背面からの影響等により抜けでないように行わなければならない。
２．請負者は、石積（張）工の練積みまたは練張りにおける伸縮目地、水抜き孔の施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。なお、これによりがたい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。　＊修正　・表現の統一

特仕1-7-8　法　枠　工
　法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-**14-4**法枠工の規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正

特仕1-7-9　多自然型護岸工
　多自然型護岸工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-26**多自然型護岸工**の規定によるものとする。　＊統合　＊条文の統合

特仕1-7-10　吹　付　工
　吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-**14-3**吹付工の規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正

特仕1-5-11　植　生　工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7植生工の規定によるものとする。	**特仕1-7-11　植　生　工** 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-5-12　覆　土　工 覆土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-7-12　覆　土　工** 覆土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
第６節　擁壁護岸工	**第８節　擁壁護岸工**		
特仕1-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
第７節　根 固 め 工	**第９節　根 固 め 工**		
特仕1-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-9-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕1-7-3　根固めブロック工 １．請負者は、ブロックの製作にあたっては**設計図書**に示す場所で行わなければならない。なお、製作場所を変更する場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ２．請負者は、コンクリートの打設にあたって、打継目を設けなければならない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 ３．請負者は、根固めブロックの据付開始は、コンクリート打設後３週間経過後とする。	**特仕1-9-3　根固めブロック工** **根固めブロック工**の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-17根固めブロック工の規定によるものとする。	＊統合 ＊修正	・条文の統合 ・表現の統一
特仕1-7-4　間　詰　工 １．間詰コンクリートの施工については、「特仕」第１編第３章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	**特仕1-9-4　間　詰　工** １．間詰コンクリートの施工については、「特仕」第１編第３章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		
第８節　水　制　工	**第10節　水　制　工**		
特仕1-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕1-8-6　元　付　工 元付工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	**特仕1-10-6　元　付　工** 元付工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		
第９節　付帯道路工	**第11節　付帯道路工**		
特仕1-9-5　アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。	**特仕1-11-5　アスファルト舗装工** アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-9-6　コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。	**特仕1-11-6　コンクリート舗装工** コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-9-7　薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7薄層カラー舗装工の規定によるものとする。	**特仕1-11-7　薄層カラー舗装工** 薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-13薄層カラー舗装工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正

特仕1-9-11　縁　石　工

縁石工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-8縁石工の規定によるものとする。

特仕1-9-12　区 画 線 工

区画線工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-12区画線工の規定によるものとする。

第10節　付帯道路施設工

特仕1-10-2　境　界　工

１．請負者は、用地境界杭及び鋲について、工事施工に伴い移設が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、関係者の立会等により適切な控杭を設けなければならない。
２．請負者は、工事終了後に用地図及び関係者の立会等により、用地境界杭及び鋲を復元又は設置しなければならない。
３．請負者は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。
４．請負者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表１－５の通りとする。

表１－５　境界杭

種　　類	塗　　装	摘　　要
道　路　用	赤	頭部　10cm
河　川　用	黄	〃　３cm

５．請負者は、境界鋲をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。

第11節　光ケーブル配管工

特仕1-11-2　作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第　２　章　浚渫（川）

第１節　適　　用

１．仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第　３　章　樋門・樋管

第１節　適　　用

１．河川土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。
２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

特仕1-11-11　縁　石　工

縁石工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。

＊修正　・引用条項番号の修正

特仕1-11-12　区 画 線 工

区画線工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-9区画線工の規定によるものとする。

＊修正　・引用条項番号の修正

第12節　付帯道路施設工

特仕1-12-2　境　界　工

１．請負者は、用地境界杭及び鋲について、工事施工に伴い移設が生じた場合は工事開始に先立ち用地図をもとに、関係者の立会等により適切な控杭を設けなければならない。
２．請負者は、工事終了後に用地図及び関係者の立会等により、用地境界杭及び鋲を復元又は設置しなければならない。
３．請負者は、境界杭が約30cm地上に出るよう設置しなければならない。なお、市街部等で境界杭を地上に出すことが危険である場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**

＊修正　・表現の統一

４．請負者は、境界杭の杭頭部にペイントを塗布するものとし、ペイントは合成樹脂調合ペイントとする。なお、ペイント色は表１－５の通りとする。

表１－５　境界杭

種　　類	塗　　装	摘　　要
道　路　用	赤	頭部　10cm
河　川　用	黄	〃　３cm

５．請負者は、境界鋲をコンクリート構造物上に設置する場合は、コンクリート構造物に面取りすることなく、確実に境界位置に堅固に設置しなければならない。

第13節　光ケーブル配管工

特仕1-13-2　作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第　２　章　浚渫（川）

第１節　適　　用

１．仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第　３　章　樋門・樋管

第１節　適　　用

１．河川土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。
２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。

第３節　樋門・樋管本体工 **特仕3-3-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕3-3-3　既製杭工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 **特仕3-3-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 **第４節　護　床　工** **特仕3-4-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕3-4-3　根固めブロック工** 根固めブロック工の施工については、「特仕」第６編特仕1-7-3根固めブロック工の規定によるものとする。 **特仕3-4-4　間　詰　工** 間詰コンクリートの施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 **第５節　水　路　工** **特仕3-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **第６節　付属物設置工** **特仕3-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕3-6-4　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2境界工の規定によるものとする。 **特仕3-6-5　銘　板　工** １．表示板の材質は黒御影石とする。 ２．表示板の大きさは縦200㎜×横600～800㎜（字数による）、板厚30㎜、字深10㎜とする。 ３．銘板については、第１編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。 ４．銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。 （１）樋門 階段設置側の門柱外面とし、高さは図３－１のとおりとする。	**第５節　樋門・樋管本体工** **特仕3-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕3-5-3　既製杭工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 **特仕3-5-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 **第６節　護　床　工** **特仕3-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕3-6-3　根固めブロック工** 根固めブロック工の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-17**根固めブロック工の規定によるものとする。 **特仕3-6-4　間　詰　工** 間詰コンクリートの施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 **第７節　水　路　工** **特仕3-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **第８節　付属物設置工** **特仕3-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕3-8-4　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。 **特仕3-8-5　銘　板　工** １．表示板の材質は黒御影石とする。 ２．表示板の大きさは縦200㎜×横600～800㎜（字数による）、板厚30㎜、字深10㎜とする。 ３．銘板については、第１編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。 ４．銘板及び表示板の取付け場所は、次のとおりとする。 （１）樋門 階段設置側の門柱外面とし、高さは図３－１のとおりとする。	

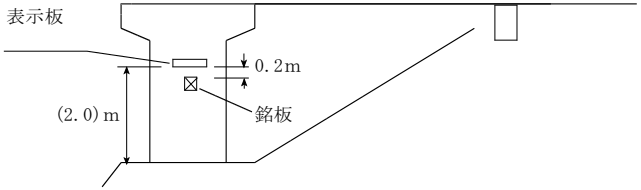

図３－１ 樋門の銘板及び表示板の取付け場所

（２）排水機場

排水機場上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図３－２のとおりとする。
吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。

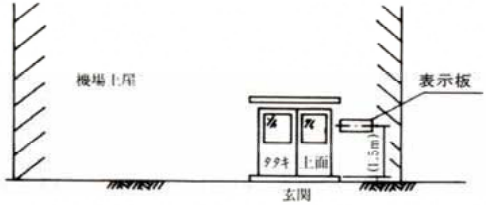

図３－２ 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所

５．表示板の記載事項は図３－３のとおりとする。

○ ○ ○ 排 水 ひ 門

（１）表示板

図３－３ 記載事項

第 ４ 章 水 門

第１節 適 用

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、「特仕」第１編第２章第３節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第４節 水門本体工

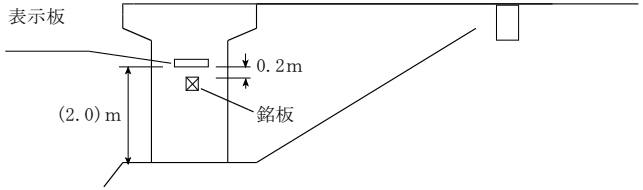

図３－１ 樋門の銘板及び表示板の取付け場所

（２）排水機場

排水機場上屋玄関の右又は左側の壁とし、高さは図３－２のとおりとする。
吐出樋管、調圧水槽等には設けてはならない。

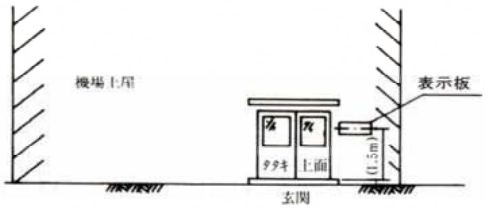

図３－２ 排水機場の銘板及び表示板の取付け場所

５．表示板の記載事項は図３－３のとおりとする。

○ ○ ○ 排 水 ひ 門

（１）表示板

図３－３ 記載事項

第 ４ 章 水 門

第１節 適 用

工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、「特仕」第１編第２章第３節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第６節 水門本体工

特仕4-4-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕4-6-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕4-4-4　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。	**特仕4-6-4　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。		
特仕4-4-5　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕4-6-5　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。		
第５節　護　床　工	**第７節　護　床　工**		
特仕4-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕4-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第６節　付属物設置工	**第８節　付属物設置工**		
特仕4-6-2　作業土工（床堀り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕4-8-2　作業土工（床堀り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕4-6-4　境　界　工 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2 境界工の規定によるものとする。	**特仕4-8-4　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第　５　章　　堰	**第　５　章　　堰**		
第１節　適　　用 １．工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、「特仕」第１編第２章第３節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。	**第１節　適　　用** １．工場製品輸送工、河川土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、「特仕」第１編第２章第３節河川土工、海岸土工、砂防土工及び「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。		
第４節　可動堰本体工	**第６節　可動堰本体工**		
特仕5-4-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕5-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕5-4-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	**特仕5-6-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。		
特仕5-4-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕5-6-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。		
第５節　固定堰本体工	**第７節　固定堰本体工**		

特仕5-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕5-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕5-5-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	**特仕5-7-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。		
特仕5-5-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕5-7-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。		
第６節　魚　道　工	**第８節　魚　道　工**		
特仕5-6-2 作業土工（床掘り、埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕5-8-2 作業土工（床掘り、埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
第18節　付属物設置工	**第20節　付属物設置工**		
特仕5-18-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕5-20-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕5-18-4　境　界　工 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2 境界工の規定によるものとする。	**特仕5-20-4　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕5-18-5　銘　板　工 銘板工の施工については、「特仕」第６編特仕3-6-5銘板工の規定によるものとする。	**特仕5-20-5　銘　板　工** 銘板工の施工については、「特仕」第１編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正 ・厚生労働省令の改正
第　６　章　排　水　機　場	**第　６　章　排　水　機　場**		
第１節　適　　用 １．河川土工、仮設工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。	**第１節　適　　用** １．河川土工、仮設工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。		
第３節　機場本体工	**第４節　機場本体工**		
特仕6-3-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕6-4-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕6-3-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	**特仕6-4-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。		

特仕6-3-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 **第４節　沈 砂 池 工** **特仕6-4-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕6-4-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 **特仕6-4-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 **第５節　吐出水槽工** **特仕6-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕6-5-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 **特仕6-5-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 **第　７　章　床止め・床固め** **第１節　適　　用** １．河川土工、仮設工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 **第３節　床 止 め 工** **特仕7-3-2　材　　料** 床止め工の材料については、「特仕」第６編特仕1-5-2材料の規定によるものとする。 **特仕7-3-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕7-3-4　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	**特仕6-4-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 **第５節　沈 砂 池 工** **特仕6-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕6-5-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 **特仕6-5-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 **第６節　吐出水槽工** **特仕6-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕6-6-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。 **特仕6-6-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。 **第　７　章　床止め・床固め** **第１節　適　　用** １．河川土工、仮設工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。 **第４節　床 止 め 工** **特仕7-4-2　材　　料** 床止め工の材料については、「特仕」第６編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。 **特仕7-4-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **特仕7-4-4　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正

特仕7-3-6　本　体　工 請負者は、本体工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によらなければならない。	**特仕7-4-6　本　体　工** 請負者は、本体工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によるものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕7-3-8　水　叩　工 請負者は、水叩工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によらなければならない。	**特仕7-4-8　水　叩　工** 請負者は、水叩工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によるものとする。	＊修正	・表現の統一
第４節　床 固 め 工	**第５節　床 固 め 工**		
特仕7-4-2　材　　料 床止め工の材料については、「特仕」第６編特仕1-5-2材料の規定によるものとする。	**特仕7-5-2　材　　料** 床止め工の材料については、「特仕」第６編特仕1-7-2材料の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕7-4-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕7-5-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕7-4-4　本　堤　工 請負者は、本堤工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によらなければならない。	**特仕7-5-4　本　堤　工** 請負者は、本堤工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によるものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕7-4-5　垂 直 壁 工 請負者は、垂直壁工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。	**特仕7-5-5　垂 直 壁 工** 請負者は、垂直壁工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によるものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕7-4-6　側　壁　工 請負者は、側壁工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によらなければならない。	**特仕7-5-6　側　壁　工** 請負者は、側壁工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によるものとする。	＊修正	・表現の統一
第５節　山留擁壁工	**第６節　山留擁壁工**		
特仕7-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕7-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕7-5-3　コンクリート擁壁工 請負者は、コンクリート擁壁工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によらなければならない。	**特仕7-6-3　コンクリート擁壁工** 請負者は、コンクリート擁壁工の施工について、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの**規定**によるものとする。	＊修正	・表現の統一
第　８　章　河 川 維 持	**第　８　章　河 川 維 持**		
第１節　適　　用	**第１節　適　　用**		
１．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。	１．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。		
第４節　除　草　工	**第４節　除　草　工**		
特仕8-4-2　堤防除草工 １．請負者は、**設計図書**に明示していない場合には、川表は堤防のり先から川裏は官民境界までとしなければならない。 ２．請負者が道路管理者と契約した区間については、監督職員に**報告**し、同時施工できるものとする。	**特仕8-4-2　堤防除草工** １．請負者は、**設計図書**に明示していない場合には、川表は堤防のり先から川裏は官民境界までとしなければならない。 ２．請負者が道路管理者と契約した区間については、監督職員に**報告**し、同時施工できるものとする。		

第７節　路面補修工	**第７節　路面補修工**		
特仕8-7-2　材　　料 管理用通路補修工で使用する材料については、「特仕」第３編特仕2-6-2アスファルト舗装の材料、特仕2-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。	**特仕8-7-2　材　　料** 管理用通路補修工で使用する材料については、「特仕」第３編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料、特仕2-6-4コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第９節　付属物設置工	**第９節　付属物設置工**		
特仕8-9-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕8-9-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕8-9-4　境界杭工 境界杭工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2 境界工の規定によるものとする。	**特仕8-9-4　境界杭工** 境界杭工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第10節　光ケーブル配管工	**第10節　光ケーブル配管工**		
特仕8-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕8-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第12節　植栽維持工	**第12節　植栽維持工**		
特仕8-12-3　樹木・芝生管理工 樹木・芝生管理工のうち、芝生類の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7植生工の規定によるものとする。	**特仕8-12-3　樹木・芝生管理工** 樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第３編特仕2-17-3樹木・芝生管理工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第　９　章　河　川　修　繕	**第　９　章　河　川　修　繕**		
第１節　適　　用	**第１節　適　　用**		
１．河川土工、仮設工は「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。	１．河川土工、仮設工は「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 ２．請負者は、護岸工事等河川内で仮締切りを設置する工事を行う場合には、水位、潮位について、常に監視しなければならない。		
第３節　腹　付　工	**第４節　腹　付　工**		
特仕9-3-2　覆　土　工 覆土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕9-4-2　覆　土　工** 覆土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕9-3-3　植　生　工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7植生工の規定によるものとする。	**特仕9-4-3　植　生　工** 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第４節　側　帯　工	**第５節　側　帯　工**		
特仕9-4-3　植　生　工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7植生工の規定によるものとする。	**特仕9-5-3　植　生　工** 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正

第５節　堤脚保護工 **特仕9-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **第６節　管理用通路工** **特仕9-6-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **特仕9-6-6　オーバーレイエ** １．舗設 請負者は、施工面を整備した後、「特仕」第３編第２章第６節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	**第６節　堤脚保護工** **特仕9-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **第７節　管理用通路工** **特仕9-7-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **特仕9-7-6　オーバーレイエ** １．舗設 請負者は、施工面を整備した後、「特仕」第３編第２章第６節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。		

（旧） 土木工事特記仕様書（Ｈ１９年度版）	新土木工事特記仕様書改訂（案）（Ｈ２１年度版）	区分	改定理由
第 ７ 編 河川海岸編	**第 ７ 編 河川海岸編**		
第 １ 章 堤防・護岸	**第 １ 章 堤防・護岸**		
第１節 適 用	**第１節 適 用**		
海岸土工は「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工は「特仕」第３編第２章第７節地盤改良工、仮設工は「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	海岸土工は「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工は「特仕」第３編第２章第７節地盤改良工、仮設工は「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。		
第３節 護岸基礎工	**第５節 護岸基礎工**		
特仕1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-5-3 作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕1-3-7 笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	**特仕1-5-7 笠コンクリート工** 笠コンクリートの施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		
第５節 擁 壁 工	**第７節 擁 壁 工**		
特仕1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
第６節 天端被覆工	**第８節 天端被覆工**		
特仕1-6-2 コンクリート被覆工 請負者は、コンクリート被覆を車道として供用する場合は、「特仕」第３編特仕2-6-6 コンクリート舗装工の**規定**によらなければならない。	**特仕1-8-2 コンクリート被覆工** 請負者は、コンクリート被覆を車道として供用する場合は、「特仕」第３編特仕2-6-12 コンクリート舗装工の**規定**によるものとする。	＊修正	・表現の統一
第７節 波 返 工	**第９節 波 返 工**		
特仕1-7-2 材 料 １．請負者は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位が５㎝以上の場合にはゴム製止水板としなければならない。	**特仕1-9-2 材 料** １．請負者は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位が５㎝以上の場合にはゴム製止水板としなければならない。		
第８節 裏法被覆工	**第10節 裏法被覆工**		
特仕1-8-5 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5 法枠工の規定によるものとする。	**特仕1-10-5 法 枠 工** 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正

第10節　排水構造物工 **特仕1-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **第11節　付属物設置工** **特仕1-11-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **特仕1-11-4　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2境界工の規定によるものとする。 **第12節　付帯道路工** **特仕1-12-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **特仕1-12-5　アスファルト舗装工** アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。 **特仕1-12-6　コンクリート舗装工** コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-6 コンクリート舗装工の規定によるものとする。 **特仕1-12-11　区 画 線 工** 区画線工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-12 区画線工の規定によるものとする。 **第13節　付帯道路施設工** **特仕1-13-2　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2 境界工の規定によるものとする。 **第　２　章　突堤・人工岬** **第１節　適　　用** 海岸土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	**第12節　排水構造物工** **特仕1-11-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編 特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。 **第13節　付属物設置工** **特仕1-13-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **特仕1-13-4　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。 **第14節　付帯道路工** **特仕1-14-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **特仕1-14-5　アスファルト舗装工** アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。 **特仕1-14-6　コンクリート舗装工** コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。 **特仕1-14-11　区 画 線 工** 区画線工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-9 区画線工の規定によるものとする。 **第15節　付帯道路施設工** **特仕1-15-2　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。 **第　２　章　突堤・人工岬** **第１節　適　　用** 海岸土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	

第３節　突堤基礎工 **特仕2-3-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **第４節　突堤本体工** **特仕2-4-6　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 **特仕2-4-7　詰　杭　工** コンクリート杭の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 **第　３　章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）** **第１節　適　　用** 仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 **第　４　章　浚渫（海）** **第１節　適　　用** 仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 **第　５　章　養　　浜** **第１節　適　　用** 海岸土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	**第４節　突堤基礎工** **特仕2-4-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **第５節　突堤本体工** **特仕2-5-6　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 **特仕2-5-7　詰　杭　工** コンクリート杭の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。 **第　３　章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）** **第１節　適　　用** 仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 **第　４　章　浚渫（海岸）** **第１節　適　　用** 仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 **第　５　章　養　　浜** **第１節　適　　用** 海岸土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	＊修正	・誤植

（旧） 土木工事特記仕様書（Ｈ１９年度版）	新土木工事特記仕様書改訂 （案）（Ｈ２１年度版）	区分	改定理由
第 ８ 編 砂 防 編	**第 ８ 編 砂 防 編**		
第 １ 章 砂 防 堰 堤	**第 １ 章 砂 防 堰 堤**		
第１節 適 用	**第１節 適 用**		
１．工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、砂防土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	１．工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、砂防土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。		
第４節 法 面 工	**第６節 法 面 工**		
特仕1-4-2 植 生 工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7 植生工の規定によるものとする。	**特仕1-6-2 植 生 工** 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-4-3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-6 吹付工の規定によるものとする。	**特仕1-6-3 法面吹付工** 法面吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-3 吹付工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-4-4 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5 法枠工の規定によるものとする。	**特仕1-6-4 法 枠 工** 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第６節 コンクリート堰堤工	**第８節 コンクリート堰堤工**		
特仕1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） １．作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 ２．請負者は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最少限度に施工しなければならない。 ３．請負者は、工事完了に伴い施工箇所の河床面は、**設計図書**において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。 ４．基礎地盤検査の検査対象ダムは、堤高15m以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打設前10日以内とし、発注者が選定する。 ５．請負者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めたときは、構造物の変更を伴う場合があるので、すみやかに監督職員に**報告**し、**指示**によらなければならない。 ６．請負者は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削（床掘）してはならない。	**特仕1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）** １．作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 ２．請負者は、工事現場内の床掘等にあたっては、河岸地山の挙動に注意し必要最少限度に施工しなければならない。 ３．請負者は、工事完了に伴い施工箇所の河床面は、**設計図書**において明示のない限り、凹状に整正仕上げを行わなければならない。 ４．基礎地盤検査の検査対象ダムは、堤高15m以上の砂防ダムとする。なお、検査の時期はコンクリート打設前10日以内とし、発注者が選定する。 ５．請負者は、床掘途中において、地質・岩盤線の変化を認めたときは、構造物の変更を伴う場合があるので、すみやかに監督職員に**報告**し、**指示**によらなければならない。 ６．請負者は、仮排水路その他のために下流の岩盤を掘削（床掘）してはならない。		
特仕1-6-3 埋 戻 し 工 請負者は、埋戻しをコンクリート以外とする場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	**特仕1-8-3 埋 戻 し 工** 請負者は、埋戻しをコンクリート以外とする場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。		
特仕1-6-4 コンクリート堰堤本体工 １．隣接ブロックの高低差は、上下流方向で４リフト、軸方向で８リフト以内とする。	**特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工** １．隣接ブロックの高低差は、上下流方向で４リフト、軸方向で８リフト以内とする。		
特仕1-6-5 コンクリート副堰堤工 コンクリート副堰堤工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	**特仕1-8-5 コンクリート副堰堤工** コンクリート副堰堤工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-6-6 コンクリート側壁工	**特仕1-8-6 コンクリート側壁工**		

1．コンクリートの施工については、「特仕」第８編特仕1-6-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。 2．排水孔の施工にあたっては、「特仕」第１編特仕3-6-7の４項によるものとする。 また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。 3．コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。	1．コンクリートの施工については、「特仕」第８編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。 2．排水孔の施工にあたっては、「特仕」第１編特仕3-6-7の４項によるものとする。 また、配置にあたっては側壁前面の水位を考慮するものとする。 3．コンクリート側壁工の施工目地は、10m毎に設置することを標準とする。		
特仕1-6-7　間　詰　工 間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高（最小厚さ）は上流側で１m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して２m程度までとする。 また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。 ただし、岩盤の掘削深が深い箇所の間詰の施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して２m程度までとする。	**特仕1-8-7　間　詰　工** 間詰コンクリートは本体と同時に打設するものとし、その施工高（最小厚さ）は上流側で１m、下流側で岩盤線までとする。なお、上流側については岩質・堤高を考慮して２m程度までとする。 また、水通し天端より上側については上下流とも岩盤線までとする。 ただし、岩盤の掘削深が深い箇所の間詰の施工高は、岩盤線までとはせず、地質・堤高を考慮して２m程度までとする。		
特仕1-6-9　残存型枠（砂防工） 1．一般事項 （1）残存型枠工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。 （2）残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。 ①　残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。 ②　残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。 2．材料 請負者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けなければならない。	**特仕1-8-9　残存型枠（砂防工）** 1．一般事項 （1）残存型枠工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。 （2）残存型枠工に用いる型枠は、下記のとおりとする。 ①　残存型枠とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。 ②　残存化粧型枠とは、残存型枠のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。 2．材料 請負者は、残存型枠工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に**提出**し、監督職員の**確認**を受けるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正 ・表現の統一

項　目	内　容	摘　要
質　量	残存型枠　６０Kg/枚以下	
	残存化粧型枠　１１０Kg/枚以下	
主　要 材　料	1)　モルタル及びコンクリート 「共仕」第４編1-4-3の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2)　型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)　補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品　質 証明書
強　度 特　性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1)　型枠は耐凍結融解性を有していること。 2)　型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。	

項　目	内　容	摘　要		
質　量	残存型枠　６０Kg/枚以下			
	残存化粧型枠　１１０Kg/枚以下			
主　要 材　料	1)　モルタル及びコンクリート 「共仕」第８編1-6-4の本体コンクリートの品質を損うものであってはならない。 2)　型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)　補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装又は同等以上の防錆処理を施すものとする。	品　質 証明書	＊修正	・誤植
強　度 特　性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果		
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。			
耐久性	1)　型枠は耐凍結融解性を有していること。 2)　型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。			

3．施工 （1）請負者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。 （2）請負者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。 （3）請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければ	3．施工 （1）請負者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。 （2）請負者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。 （3）請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければ		

ならない。 （４）請負者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。 又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。	ならない。 （４）請負者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。 又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。		
第７節　鋼製堰堤工	**第９節　鋼製堰堤工**		
特仕1-7-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」**第８編特仕1-6-2** 作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-9-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-3** 作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-7-4　埋 戻 し 工 埋戻し工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-3 埋戻し工の規定によるものとする。	**特仕1-9-4　埋 戻 し 工** 埋戻し工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-7-7　コンクリート側壁工 コンクリート側壁工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。	**特仕1-9-7　コンクリート側壁工** コンクリート側壁工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-7-8　間　詰　工 間詰工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	**特仕1-9-8　間　詰　工** 間詰工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-7 間詰工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第８節　護床工・根固め工	**第10節　護床工・根固め工**		
特仕1-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」**第８編特仕1-6-2** 作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-3**　作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-8-3　埋 戻 し 工 埋戻し工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-3 埋戻し工の規定によるものとする。	**特仕1-10-3　埋 戻 し 工** 埋戻し工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-3　埋戻し工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-8-4　根固めブロック工 根固めブロックの運搬及び据付けについては、設計強度の**確認**後施工しなければならない。	**特仕1-10-4　根固めブロック工** 根固めブロックの運搬及び据付けについては、設計強度の**確認**後施工しなければならない。		
特仕1-8-8　元　付　工 コンクリート元付工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	**特仕1-10-8　元　付　工** コンクリート元付工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		
第９節　砂防堰堤付属物設置工	**第11節　砂防堰堤付属物設置工**		
特仕1-9-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」**第８編特仕1-6-2** 作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-11-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-3** 作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-9-4　境　界　工 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2　境界工の規定によるものとする。	**特仕1-11-4　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2　境界工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正

特仕1-9-5　銘　板　工 １．銘板の材質・寸法等については、「特仕」第１編特仕3-3-1一般事項第３項の規定によるものとする。	**特仕1-11-5　銘　板　工** １．銘板の材質・寸法等については、「特仕」第１編特仕3-3-1一般事項第３項の規定によるものとする。		
第10節　付帯道路工	**第12節　付帯道路工**		
特仕1-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-12-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕1-10-5　アスファルト舗装工 アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。	**特仕1-12-5　アスファルト舗装工** アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-10-6　コンクリート舗装工 コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-6 コンクリート舗装工の規定によるものとする。	**特仕1-12-6　コンクリート舗装工** コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-10-10　縁　石　工 縁石工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-8 縁石工の規定によるものとする。	**特仕1-12-10　縁　石　工** 縁石工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5 縁石工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-10-11　区 画 線 工 区画線工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-12 区画線工の規定によるものとする。	**特仕1-12-11　区 画 線 工** 区画線工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-9 区画線工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第11節　付帯道路施設工	**第13節　付帯道路施設工**		
特仕1-11-2　境　界　工 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2 境界工の規定によるものとする。	**特仕1-13-2　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第　２　章　流　　路	**第　２　章　流　　路**		
第１節　適　　用 砂防土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	**第１節　適　　用** 砂防土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。		
第３節　流路護岸工	**第４節　流路護岸工**		
特仕2-3-2　作業土工（床堀り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-2 作業土工の規定によるものとする。	**特仕2-4-2　作業土工（床堀り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕2-3-3　埋 戻 し 工 埋戻し工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-3 埋戻し工の規定によるものとする。	**特仕2-4-3　埋 戻 し 工** 埋戻し工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正

特仕2-3-5　コンクリート擁壁工 コンクリート擁壁工の施工については、「特仕」第８編1-6-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。			
特仕2-3-9　植　生　工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7 植生工の規定によるものとする。			
特仕2-3-10　目　地　工 護岸工の縦目地は、１０m間隔を標準とし、構造は、フラット型とする。なお、目地の材質については、「特仕」第２編特仕2-10-2目地板の２項によるものとする。			
第４節　床 固 め 工			
特仕2-4-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」**第８編特仕1-6-2** 作業土工の規定によるものとする。			
特仕2-4-3　埋 戻 し 工 埋戻し工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-3 埋戻し工の規定によるものとする。			
特仕2-4-4　床固め本体工 床固め本体工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。			
特仕2-4-5　垂　直　壁　工 垂直壁工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。			
特仕2-4-6　側　壁　工 側壁工の施工については、「特仕」第８編特仕1-6-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。			
第５節　根固め・水制工			
特仕2-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」**第８編特仕1-6-2** 作業土工の規定によるものとする。			
第６節　流路付属物設置工			
特仕2-6-4　境　界　工 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2 境界工の規定によるものとする。			
特仕2-6-5　銘　板　工 １．銘板工の施工・材質については、「特仕」第１編特仕3-3-1一般事項第３項の規定によるものとする。 なお、銘板の大きさは、図２－１のとおり縦300㎜×横500㎜、板厚10㎜、字厚５㎜の計15㎜とする。			
特仕2-4-5　コンクリート擁壁工 コンクリート擁壁工の施工については、「特仕」第８編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正	
特仕2-4-9　植　生　工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正	
特仕2-4-10　目　地　工 護岸工の縦目地は、１０m間隔を標準とし、構造は、フラット型とする。なお、目地の材質については、「特仕」第２編特仕2-10-2目地板の２項によるものとする。			
第５節　床 固 め 工			
特仕2-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-3** 作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正	
特仕2-5-3　埋 戻 し 工 埋戻し工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-3 埋戻し工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正	
特仕2-5-4　床固め本体工 床固め本体工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正	
特仕2-5-5　垂　直　壁　工 垂直壁工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-4 コンクリート堰堤本体工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正	
特仕2-5-6　側　壁　工 側壁工の施工については、「特仕」第８編特仕1-8-6 コンクリート側壁工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正	
第６節　根固め・水制工			
特仕2-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-3** 作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正	
第７節　流路付属物設置工			
特仕2-7-4　境　界　工 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正	
特仕2-7-5　銘　板　工 １．銘板工の施工・材質については、「特仕」第１編特仕3-3-1一般事項第３項の規定によるものとする。 なお、銘板の大きさは、図２－１のとおり縦300㎜×横500㎜、板厚10㎜、字厚５㎜の計15㎜とする。			

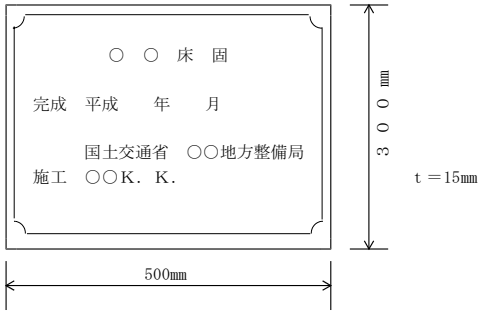

図２－１

第 ３ 章 斜 面 対 策

第１節 適 用

砂防土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第３節 法 面 工

特仕3-3-2 植 生 工
植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7植生工の規定によるものとする。

特仕3-3-3 吹 付 工
吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-6吹付工の規定によるものとする。

特仕3-3-4 法 枠 工
法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5法枠工の規定によるものとする。

第４節 擁 壁 工

特仕3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第３編2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-4-3 既 製 杭 工
既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-4-4 場所打擁壁工
現場打擁壁工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

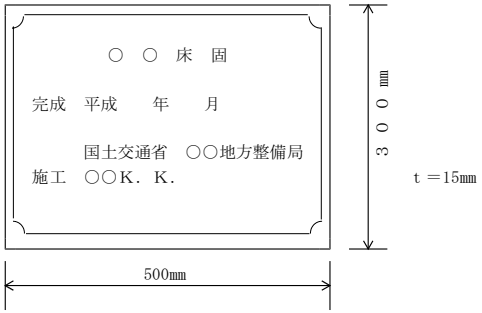

図２－１

第 ３ 章 斜 面 対 策

第１節 適 用

砂防土工は、「特仕」第１編第２章第３節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第４節 法 面 工

特仕3-4-2 植 生 工
植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2植生工の規定によるものとする。

特仕3-4-3 吹 付 工
吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。

特仕3-4-4 法 枠 工
法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。

第５節 擁 壁 工

特仕3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-5-3 既 製 杭 工
既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。

特仕3-5-4 場所打擁壁工
現場打擁壁工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

	＊修正	・引用条項番号の修正
	＊修正	・引用条項番号の修正
	＊修正	・引用条項番号の修正
	＊修正	・表現の統一

第５節　山腹水路工	**第６節　山腹水路工**		
特仕3-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕3-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-3-3作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一
第６節　地下水排除工	**第７節　地下水排除工**		
特仕3-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕3-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-3-3作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一
第７節　地下水遮断工	**第８節　地下水遮断工**		
特仕3-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕3-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-3-3作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕3-7-3　場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	**特仕3-8-3　場所打擁壁工** 現場打擁壁工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		
第８節　抑 止 杭 工	**第９節　抑 止 杭 工**		
特仕3-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。	**特仕3-9-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕3-8-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	**特仕3-9-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕**3-8-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。	特仕**3-9-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕**3-8-5　シャフト工（深礎工）** シャフト工（深礎工）の施工については、「特仕」第３編2-4-6深礎工の規定によるものとする。	特仕**3-9-5　シャフト工（深礎工）** シャフト工（深礎工）の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-4-6深礎工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕3-8-6　合 成 杭 工 合成杭工の施工については、「特仕」第３編2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	**特仕3-9-6　合 成 杭 工** 合成杭工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一

（旧） 土木工事特記仕様書（Ｈ１９年度版）	新土木工事特記仕様書改訂（案）（Ｈ２１年度版）	区分	改定理由
第 ９ 編 ダ ム 編 **第 １ 章 コンクリートダム** **第13節 試 掘 横 坑** **特仕1-13-1 一 般 事 項** １．請負者は、設計図書により坑口の位置を決定しなければならない。 ２．請負者は、工事の施工にあたり、監督職員が指示する以外の土地を使用する場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。 **特仕1-13-2 掘 削** １．請負者は、発破を行ったのちに掘削面のゆるんだ部分を取除くとともに、浮石等の残らないように施工しなければならない。 ２．請負者は、崩れやすい地盤、風化岩部分等に崩壊が発生しないように支保工を使用して掘削作業を進めなければならない。 ３．請負者は、湧水の多い場合には、湧水が坑外に流れ出るように適切な溝を設けなければならない。 ４．請負者は、掘削作業により発生するずりを設計図書に従い処理しなければならない。 **特仕1-13-3 木製支保工** １．支保工材料は皮はぎ生松丸太とし、著しい割れや節が少なく、なるべく真直なものでなければならない。 ２．請負者は、部材の継手（相欠ぎ・切込み等）の接触面をなじみよく施工し、かすがいその他を用い十分定着させなければならない。 ３．請負者は矢板の配列については、可能な限りすき間をあけ、地質観察に支障のないようにしなければならない。 **特仕1-13-4 そ の 他** １．請負者は、坑口上部の盛土の排水をよくし、できあがった構造物に不当な圧力がかからないようにしなければならない。 ２．請負者は、工事完成後に第３者が横坑内に立入りできないような措置を講じなければならない。 ３．請負者は掘削作業完了後岩盤露出部について、地質観察に支障のないように水洗いを行わなければならない。 **第 ２ 章 フィルダム** **第４節 試 掘 横 坑** **特仕2-4-1** 一 般 事 項 試掘横坑については、「特仕」第９編特仕1-13-1一般事項の規定によるものとする。 **特仕2-4-2 掘 削** 掘削の施工にあたっては、「特仕」第９編特仕1-13-2 掘削の規定によるものとする。 **特仕2-4-3 木製支保工** 木製支保工の施工にあたっては、「特仕」第９編特仕1-13-3 木製支保工の規定によるものとする。	**第 ９ 編 ダ ム 編** **第 １ 章 コンクリートダム** **第13節 試 掘 横 坑** **特仕1-13-1 一 般 事 項** １．請負者は、設計図書により坑口の位置を決定しなければならない。 ２．請負者は、工事の施工にあたり、監督職員が指示する以外の土地を使用する場合には、設計図書に関して監督職員と**協議**するものとする。 **特仕1-13-2 掘 削** １．請負者は、発破を行ったのちに掘削面のゆるんだ部分を取除くとともに、浮石等の残らないように施工しなければならない。 ２．請負者は、崩れやすい地盤、風化岩部分等に崩壊が発生しないように支保工を使用して掘削作業を進めなければならない。 ３．請負者は、湧水の多い場合には、湧水が坑外に流れ出るように適切な溝を設けなければならない。 ４．請負者は、掘削作業により発生するずりを設計図書に従い処理しなければならない。 **特仕1-13-3 木製支保工** １．支保工材料は皮はぎ生松丸太とし、著しい割れや節が少なく、なるべく真直なものでなければならない。 ２．請負者は、部材の継手（相欠ぎ・切込み等）の接触面をなじみよく施工し、かすがいその他を用い十分定着させなければならない。 ３．請負者は矢板の配列については、可能な限りすき間をあけ、地質観察に支障のないようにしなければならない。 **特仕1-13-4 そ の 他** １．請負者は、坑口上部の盛土の排水をよくし、できあがった構造物に不当な圧力がかからないようにしなければならない。 ２．請負者は、工事完成後に第３者が横坑内に立入りできないような措置を講じなければならない。 ３．請負者は掘削作業完了後岩盤露出部について、地質観察に支障のないように水洗いを行わなければならない。 **第 ２ 章 フィルダム** **第４節 試 掘 横 坑** **特仕2-4-1** 一 般 事 項 試掘横坑については、「特仕」第９編特仕1-13-1一般事項の規定によるものとする。 **特仕2-4-2 掘 削** 掘削の施工にあたっては、「特仕」第９編特仕1-13-2 掘削の規定によるものとする。 **特仕2-4-3 木製支保工** 木製支保工の施工にあたっては、「特仕」第９編特仕1-13-3 木製支保工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一

特仕2-4-4　そ　の　他

その他、試掘横坑については、「特仕」第９編特仕1-13-4 その他の規定によるものとする。

第　３　章　基礎グラウチング

特仕2-4-4　そ　の　他

その他、試掘横坑については、「特仕」第９編特仕1-13-4 その他の規定によるものとする。

第　３　章　基礎グラウチング

（旧） 土木工事特記仕様書（Ｈ１９年度版）	新土木工事特記仕様書改訂 （案）（Ｈ２１年度版）	区分	改定理由
第 10 編 道 路 編	**第 10 編 道 路 編**		
第 1 章 道 路 改 良	**第 1 章 道 路 改 良**		
第１節 適 用	**第１節 適 用**		
道路土工、地盤改良工、石・ブロック積（張）工、仮設工は、「特仕」第１編第２章第４節道路土工、「特仕」第３編第２章第７節 地盤改良工、「特仕」第３編第２章第５節石・ブロック積(張)工、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	道路土工、地盤改良工、石・ブロック積（張）工、仮設工は、「特仕」第１編第２章第４節道路土工、「特仕」第３編第２章第７節 地盤改良工、「特仕」第３編第２章第５節石・ブロック積(張)工、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。		
第３節 工場製作工	**第３節 工場製作工**		
特仕1-3-2 遮音壁支柱製作工 １．支柱（Ｈ型鋼）の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の２種（SS400）又はこれと同等品以上とする。 ２．支柱の外観･形状･寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延型鋼の形状･寸法･重量及びその許容差」に規定するＨ型鋼とする。 ３．支柱及び取付材の金具及びストッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の２種（HDZ55）以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の２種（HDZ35）以上の防錆処理を行わなければならない。 ４．鋼管杭の材料は、JIS A 5525（STK400）又はこれと同等品以上とする。	**特仕1-3-2 遮音壁支柱製作工** １．支柱（Ｈ型鋼）の材料は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」の２種（SS400）又はこれと同等品以上とする。 ２．支柱の外観･形状･寸法等は、JIS G 3192「熱間圧延型鋼の形状･寸法･重量及びその許容差」に規定するＨ型鋼とする。 ３．支柱及び取付材の金具及びストッパーについては、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の２種（HDZ55）以上、取付材のパネル固定金具については、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」の２種（HDZ35）以上の防錆処理を行わなければならない。 ４．鋼管杭の材料は、JIS A 5525（STK400）又はこれと同等品以上とする。		
第４節 法 面 工	**第５節 法 面 工**		
特仕1-4-2 植 生 工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7 植生工の規定によるものとする。	**特仕1-5-2 植 生 工** 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-4-3 法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-6 吹付工の規定によるものとする。	**特仕1-5-3 法面吹付工** 法面吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-3 吹付工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕1-4-4 法 枠 工 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5 法枠工の規定によるものとする。	**特仕1-5-4 法 枠 工** 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第５節 擁 壁 工	**第７節 擁 壁 工**		
特仕1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕1-5-3 既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。	**特仕1-7-3 既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。		
特仕1-5-4 場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕1-7-4 場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。		

特仕1-5-5　場所打擁壁工 現場打擁壁工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	**特仕1-7-5　場所打擁壁工** 現場打擁壁工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		
第６節　石・ブロック積（張）工	**第８節　石・ブロック積（張）工**		
特仕1-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕1-6-3　コンクリートブロック工 コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第３編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。	**特仕1-8-3　コンクリートブロック工** コンクリートブロックの連結鉄筋継手は、「特仕」第３編特仕2-5-3コンクリートブロック工の規定によるものとする。		
第７節　カルバート工	**第９節　カルバート工**		
特仕1-7-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-9-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕1-7-4　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。	**特仕1-9-4　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。		
特仕1-7-5　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕1-9-5　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。		
第８節　排水構造物工（小型水路工）	**第10節　排水構造物工（小型水路工）**		
特仕1-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕1-8-3　側　溝　工 請負者は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-8-3 側溝工の２項の**規定**によらなければならない。	**特仕1-10-3　側　溝　工** 請負者は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-10-3 側溝工の２項の**規定**によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・表現の統一
第９節　落石雪害防止工	**第11節　落石雪害防止工**		
特仕1-9-2　材　　料 １．請負者は、落石防止網工に用いる材料は表１－１に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。	**特仕1-11-2　材　　料** １．請負者は、落石防止網工に用いる材料は表１－１に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。		

表１－１　落石防止網の規格

名　称	規　　格	準　　拠		
金網	４φ×50×50 3.2φ×50×50	JIS G 3547･JIS G 3552の４～９の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 （Z-GS3もしくは,Z-GS4） 注）ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。	
ワイヤーロープ	３×７G/O　φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。 ただし、索線はJIS G 3506とする。	破壊力16ｔ以上	亜鉛めっき付着量230ｇ/㎡以上
	３×７G/O　φ16		破壊力14ｔ以上	亜鉛めっき付着量230ｇ/㎡以上
	３×７G/O　φ14		破壊力11ｔ以上	亜鉛めっき付着量190ｇ/㎡以上
	３×７G/O　φ12		破壊力８ｔ以上	亜鉛めっき付着量165ｇ/㎡以上
ワイヤークリップ	φ18用（鍛造） φ16用（鍛造） φ14用（鍛造） φ12用（鍛造）	JIS B 2809の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 （350ｇ/㎡以上）	
クロスクリップ	φ18用 φ16用 φ14用 φ12用	一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101 SS400	亜鉛めっき品（350ｇ/㎡以上）	
結合コイル	４　φ ×300 3.2φ	JIS G 3537（第１種Ａ）の規格に準ずる。	亜鉛めっき付着量は250ｇ/㎡以上、又は230ｇ/㎡以上とし、径は金網に合わせる。	

２．請負者は、ポケット式支柱工は表１－２及び表１－３に示す規格とする。

表１－１　落石防止網の規格

名　称	規　　格	準　　拠		
金網	４φ×50×50 3.2φ×50×50	JIS G 3547･JIS G 3552の４～９の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 （Z-GS3もしくは,Z-GS4） 注）ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。	
ワイヤーロープ	３×７G/O　φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。 ただし、索線はJIS G 3506とする。	破壊力16ｔ以上	亜鉛めっき付着量230ｇ/㎡以上
	３×７G/O　φ16		破壊力14ｔ以上	亜鉛めっき付着量230ｇ/㎡以上
	３×７G/O　φ14		破壊力11ｔ以上	亜鉛めっき付着量190ｇ/㎡以上
	３×７G/O　φ12		破壊力８ｔ以上	亜鉛めっき付着量165ｇ/㎡以上
ワイヤークリップ	φ18用（鍛造） φ16用（鍛造） φ14用（鍛造） φ12用（鍛造）	JIS B 2809の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 （350ｇ/㎡以上）	
クロスクリップ	φ18用 φ16用 φ14用 φ12用	一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101 SS400	亜鉛めっき品（350ｇ/㎡以上）	
結合コイル	４　φ ×300 3.2φ	JIS G 3537（第１種Ａ）の規格に準ずる。	亜鉛めっき付着量は250ｇ/㎡以上、又は230ｇ/㎡以上とし、径は金網に合わせる。	

２．請負者は、ポケット式支柱工は表１－２及び表１－３に示す規格とする。

表１－２　ポケット式支柱工の規格

支柱全長	支柱断面形状（H形用）	根入長	材　質
3.0m	H－150×150×7×10	１m	SS-400
3.5m	H－　〃	〃	〃
4.0m	H－　〃	〃	〃
4.5m	H－　〃	〃	〃
5.0m	H－　〃	〃	〃

表１－３　ポケット式支柱工（ヒンジ式）の規格

支柱全長	支柱断面形状（H形用）（標準）	材　質
2.0m	H－100×100×6×8	SS-400
2.5m	H－　〃	〃
3.0m	H－　〃	〃
3.5m	H－　〃	〃
4.0m	H－　〃	〃

３．ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641･２種HDZ55：付着量550ｇ/㎡以上）仕上げとする。
４．メインアンカー及びサブアンカーは、亜鉛めっき製品とする。
５．請負者は、落石防護柵工に用いる材料は表１－４に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表１－４　落石防護柵の規格

名　称		規　　格	準　　拠		
支柱	端末・斜材・中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の（STKR400）又はJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」（SS400）に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき（付着量JIS H 8641 2種 HDZ55以上）仕上げ	
	索端金具	25φ×500㎜	調整ボルトの材質はJIS G 3101（SS400）に適合するものとる。	溶融亜鉛めっき（350ｇ/㎡以上）仕上げ	
	その他の部品		JIS G 3101（SS400）と同等とする。		
ロープ		３×７G/O　φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16ｔ以上	亜鉛めっき品（350ｇ/㎡以上）
金網		3.2φ×50×50	JIS G 3505･JIS G 3552の４～９の規格に適合したもの	亜鉛めっき品（Z-GS4,Z-GH4）ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき（Z-GS7）仕上げとする。	
上下の張り線		４φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-３)に適合するもの		

表１－２　ポケット式支柱工の規格

支柱全長	支柱断面形状（H形用）	根入長	材　質
3.0m	H－150×150×7×10	１m	SS-400
3.5m	H－　〃	〃	〃
4.0m	H－　〃	〃	〃
4.5m	H－　〃	〃	〃
5.0m	H－　〃	〃	〃

表１－３　ポケット式支柱工（ヒンジ式）の規格

支柱全長	支柱断面形状（H形用）（標準）	材　質
2.0m	H－100×100×6×8	SS-400
2.5m	H－　〃	〃
3.0m	H－　〃	〃
3.5m	H－　〃	〃
4.0m	H－　〃	〃

３．ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641･２種HDZ55：付着量550ｇ/㎡以上）仕上げとする。
４．メインアンカー及びサブアンカーは、亜鉛めっき製品とする。
５．請負者は、落石防護柵工に用いる材料は表１－４に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表１－４　落石防護柵の規格

名　称		規　　格	準　　拠		
支柱	端末・斜材・中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の（STKR400）又はJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」（SS400）に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき（付着量JIS H 8641 2種 HDZ55以上）仕上げ	
	索端金具	25φ×500㎜	調整ボルトの材質はJIS G 3101（SS400）に適合するものとる。	溶融亜鉛めっき（350ｇ/㎡以上）仕上げ	
	その他の部品		JIS G 3101（SS400）と同等とする。		
ロープ		３×７G/O　φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16ｔ以上	亜鉛めっき品（350ｇ/㎡以上）
金網		3.2φ×50×50	JIS G 3505･JIS G 3552の４～９の規格に適合したもの	亜鉛めっき品（Z-GS4,Z-GH4）ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき（Z-GS7）仕上げとする。	
上下の張り線		４φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-３)に適合するもの		

６．落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については、「共仕」第10編4-5-3 現場塗装工に準じ「特仕」第２編特仕2-11-1 塗料の外面用Ａによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各１回とする。 なお、色調については色見本を**提出**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	６．落石防護柵工の端末支柱・中間支柱の塗装については、「共仕」第10編4-6-3 現場塗装工に準じ「特仕」第２編特仕2-11-1 塗料の外面用Ａによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各１回とする。 なお、色調については色見本を**提出**し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。		
特仕1-9-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕1-11-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕1-9-4　落石防止網工 １．請負者は、縦ロープ・横ロープと金網を接合コイルで接合しなければならない。ただし、最上段横ロープについては、金網を20cm折曲げて接合させる。また、金網の折曲げ箇所は亜鉛めっき鉄線（φ1.6㎜）で30cm間隔にて緊結しなければならない。 ２．請負者は、ポケット式支柱工の建込み角度について、上向45度を目標として建込まなければならない。 ３．請負者は、支柱間隔については**設計図書**によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 ４．請負者は、ポケット式の支柱の長さは、あらかじめ各施工箇所を調査し、ロックネット（ポケット式）張の計画及び各支柱の建込について、施工範囲を定め、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 ５．請負者は、メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	**特仕1-11-4　落石防止網工** １．請負者は、縦ロープ・横ロープと金網を接合コイルで接合しなければならない。ただし、最上段横ロープについては、金網を20cm折曲げて接合させる。また、金網の折曲げ箇所は亜鉛めっき鉄線（φ1.6㎜）で30cm間隔にて緊結しなければならない。 ２．請負者は、ポケット式支柱工の建込み角度について、上向45度を目標として建込まなければならない。 ３．請負者は、支柱間隔については**設計図書**によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 ４．請負者は、ポケット式の支柱の長さは、あらかじめ各施工箇所を調査し、ロックネット（ポケット式）張の計画及び各支柱の建込について、施工範囲を定め、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。** ５．請負者は、メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。	＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・表現の統一
特仕1-9-5　落石防護柵工 １．請負者は、落石防護用のロープと金網を亜鉛めっき鉄線（1.6φ）又は亜鉛めっき撚線（2.3φ１×７Ｇ/Ｏ）で、1.0m間隔以下に緊結しなければならない。 ２．請負者は、支柱間隔については**設計図書**によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	**特仕1-11-5　落石防護柵工** １．請負者は、落石防護用のロープと金網を亜鉛めっき鉄線（1.6φ）又は亜鉛めっき撚線（2.3φ１×７Ｇ/Ｏ）で、1.0m間隔以下に緊結しなければならない。 ２．請負者は、支柱間隔については**設計図書**によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**	＊修正	・表現の統一
特仕1-9-8　谷 止 め 工 １．谷止め工に使用する鋼材（Ｈ鋼、山形鋼）は、SS400同等品とする。 ２．谷止め工に使用する材料は、めっき仕上げとし、その仕様は「特仕」第10編特仕1-9-2 材料の１項によるものとする。 ３．請負者は、谷止め工の床掘りについて余掘りをできるだけ小さくなるよう施工しなければならない。 ４．谷止め工は、袖部分等で構造機能上支障ない場合のほかは、岩着とする。 ５．施工管理については、「施工管理基準等」砂防コンクリートダム本体工に準ずるものとする。	**特仕1-11-8　谷 止 め 工** １．谷止め工に使用する鋼材（Ｈ鋼、山形鋼）は、SS400同等品とする。 ２．谷止め工に使用する材料は、めっき仕上げとし、その仕様は「特仕」第10編特仕1-11-2 材料の１項によるものとする。 ３．請負者は、谷止め工の床掘りについて余掘りをできるだけ小さくなるよう施工しなければならない。 ４．谷止め工は、袖部分等で構造機能上支障ない場合のほかは、岩着とする。 ５．施工管理については、「施工管理基準等」砂防コンクリートダム本体工に準ずるものとする。		
10節　遮 音 壁 工	**12節　遮 音 壁 工**		
特仕1-10-2　材　　料 １．背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「亜鉛鉄板」に規定する亜鉛鉄板（SGH400又はSGC400 Z27）又はこれと同等品以上とする。 ２．吸音板内部の吸音材料は、JIS A 6303「ロックウール吸音材」に準ずるもので、かさ比重0,15　厚さ50㎜のもの、あるいはJIS A 6306「グラスウール吸音材」に規定するグラスウール吸音ボードで２号 32K（かさ比重0.032）厚さ50㎜のもの又はこれと同等品以上とする。 なお、耐久性の向上のため吸音材は、PVF（ポリフッ化ビニール樹脂フィルム）厚さ21μｍ又はこれと同等品以上の強度・耐候性のあるもので、かつ吸音性を劣化させ	**特仕1-12-2　材　　料** １．背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「亜鉛鉄板」に規定する亜鉛鉄板（SGH400又はSGC400 Z27）又はこれと同等品以上とする。 ２．吸音板内部の吸音材料は、JIS A 6301「ロックウール吸音材」に準ずるもので、かさ比重0,15　厚さ50㎜のもの、あるいはJIS A 6301「グラスウール吸音材」に規定するグラスウール吸音ボードで２号 32K（かさ比重0.032）厚さ50㎜のもの又はこれと同等品以上とする。 なお、耐久性の向上のため吸音材は、PVF（ポリフッ化ビニール樹脂フィルム）厚さ21μｍ又はこれと同等品以上の強度・耐候性のあるもので、かつ吸音性を劣化させ	＊変更	・JISの変更

ないフィルムで被膜しなければならない。
3．吸音板の寸法の精度は表１－５のとおりとし、支柱間に容易に収まり、また脱落しない精度を有するものとする。

表１－５　吸音板の寸法の精度

支柱間用	長　　さ	高　　さ	厚　　さ
４ｍ	±10㎜以内	±５㎜以内	±５㎜以内

4．吸音板の固定金具（バネ）については、JIS G 4801「バネ鋼」の（SUP6）又は、これと同等品以上のものを使用することとする。
5．吸音板の固定金具は、下記の性能を満足するものとする。
（1）支柱及び吸音板の寸法許容誤差を考慮した空隙に対して、固定金具として有効に働くこと
（2）空隙が12㎜のとき、バネ反力が150㎏以上であること
（3）最小高さの保証値は、8.5㎜以下とすること
（4）最小高さにおいて450㎏以上の荷重に耐え、かつ割れを生じないこと
6．遮音板の音響性能及び試験方法は下記によらなければならない。
（1）透過損失
400Hzに対して25dB以上
1000Hzに対して30dB以上
試験方法はJIS A 1416「実験室における音響透過損失測定方法」によらなければならない。
（2）吸音率
400Hzに対して70％以上
1000Hzに対して80％以上
試験方法はJIS A 1409「残響室吸音率の測定方法」によらなければならない

特仕1-10-3　作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-10-5　遮音壁本体工
1．吸音板の建込みの施工については、吸音板相互、吸音板と地際及び吸音板と支柱の接合部については、コンクリート、モルタル、アスファルト又は金属板等で密封しなければならない。
2．吸音板の建込みの状態については、その都度**確認**をしなければならない。
3．吸音板の固定金具（バネ）については、両端の２箇所（吸音板１枚当たり）に、使用しなければならない。

第　２　章　舗　　装

第１節　適　　用

道路土工、地盤改良工、仮設工は、「特仕」第１編第２章第４節道路土工、「特仕」第３編第２章第７節地盤改良工及び「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

ないフィルムで被膜しなければならない。
3．吸音板の寸法の精度は表１－５のとおりとし、支柱間に容易に収まり、また脱落しない精度を有するものとする。

表１－５　吸音板の寸法の精度

支柱間用	長　　さ	高　　さ	厚　　さ
４ｍ	±10㎜以内	±５㎜以内	±５㎜以内

4．吸音板の固定金具（バネ）については、JIS G 4801「バネ鋼」の（SUP6）又は、これと同等品以上のものを使用することとする。
5．吸音板の固定金具は、下記の性能を満足するものとする。
（1）支柱及び吸音板の寸法許容誤差を考慮した空隙に対して、固定金具として有効に働くこと
（2）空隙が12㎜のとき、バネ反力が150㎏以上であること
（3）最小高さの保証値は、8.5㎜以下とすること
（4）最小高さにおいて450㎏以上の荷重に耐え、かつ割れを生じないこと
6．遮音板の音響性能及び試験方法は下記によらなければならない。
（1）透過損失
400Hzに対して25dB以上
1000Hzに対して30dB以上
試験方法はJIS A 1416「実験室における音響透過損失測定方法」によらなければならない。
（2）吸音率
400Hzに対して70％以上
1000Hzに対して80％以上
試験方法はJIS A 1409「残響室吸音率の測定方法」によらなければならない

特仕1-12-3　作業土工（床掘り・埋戻し）
作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕1-12-5　遮音壁本体工
1．吸音板の建込みの施工については、吸音板相互、吸音板と地際及び吸音板と支柱の接合部については、コンクリート、モルタル、アスファルト又は金属板等で密封しなければならない。
2．吸音板の建込みの状態については、その都度**確認**をするものとする。　＊修正　・表現の統一
3．吸音板の固定金具（バネ）については、両端の２箇所（吸音板１枚当たり）に、使用しなければならない。

第　２　章　舗　　装

第１節　適　　用

道路土工、地盤改良工、仮設工は、「特仕」第１編第２章第４節道路土工、「特仕」第３編第２章第７節地盤改良工及び「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第３節　舗　装　工

特仕2-3-2　材　　料

１．舗装工で使用する材料については、「特仕」第３編特仕2-6-2アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。

２．付着性改善改質アスファルトをバインダーとして、表層又は基層に使用する混合物の配合は以下によらなければならない。

（１）マーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は「共仕」第３編 2-6-2アスファルト舗装の材料の表２－22、２－23による。

（２）アスファルト量は「特仕」第３編特仕 2-6-2アスファルト舗装の材料の表２－８による。

（３）付着性改善改質アスファルト混合物は、表２－１の規格を満足するものでなければならない。

表２－１　付着性改善改質アスファルト混合物の規格

項　　目		規格値
水浸マーシャル安定度試験、残留安定度	%	75以上
水浸ホイールトラッキング試験、剥離率	%	5以下

［注］　試験方法は「舗装試験法便覧」を参照する。

（４）アスファルト量が本項（２）号の範囲を超える場合は「特仕」第３編特仕 2-6-2 アスファルト舗装の材料の10項による。

特仕2-3-4　橋面防水工

１．橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第３編特仕 2-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

２．橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第10編特仕2-3-8 グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。

３．請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「特仕」第３編特仕2-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-3-5　アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

特仕2-3-6　半たわみ性舗装工

１．半たわみ性舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-5 アスファルト舗装工規定によるものとする。

２．改質アスファルト（セミブローンアスファルト（AC-100）同等品以上）をバインダーとして、表層工に使用する密粒度アスコン及び基層工等に使用する粗粒度アスコンの仕様は、表２－２、２－３によらなければならない。

第４節　舗　装　工

特仕2-4-2　材　　料

１．舗装工で使用する材料については、「特仕」第３編特仕2-6-3アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正

２．付着性改善改質アスファルトをバインダーとして、表層又は基層に使用する混合物の配合は以下によらなければならない。

（１）マーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は「共仕」第３編2-6-3アスファルト舗装の材料の表２－19、２－20による。　＊修正　・引用条項番号の修正　＊統合　・条文の統合

（２）アスファルト量は「特仕」第３編特仕 2-6-3アスファルト舗装の材料の表２－８による。　＊修正　・引用条項番号の修正

（３）付着性改善改質アスファルト混合物は、表２－１の規格を満足するものでなければならない。

表２－１　付着性改善改質アスファルト混合物の規格

項　　目		規格値
水浸マーシャル安定度試験、残留安定度	%	75以上
水浸ホイールトラッキング試験、剥離率	%	5以下

［注］　試験方法は「舗装試験法便覧」を参照する。

（４）アスファルト量が本項（２）号の範囲を超える場合は「特仕」第３編特仕 2-6-3 アスファルト舗装の材料の10項による。　＊修正　・引用条項番号の修正

特仕2-4-4　橋面防水工

１．橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第３編特仕 2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正

２．橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、「特仕」第10編特仕2-4-9 グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正

３．請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「特仕」第３編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正

特仕2-4-5　アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7　アスファルト舗装工の規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正

特仕2-4-6　半たわみ性舗装工

１．半たわみ性舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7　アスファルト舗装工規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正　＊削除　・誤植

表２－２　混合物の仕様（１）

混合物の種類		密粒度型アスコン	粗粒度型アスコン
バインダー		ＡＣ－100	ＡＣ－100
針入度		40以上	40以上
アスファルト量(%)		4.7～5.7	4.5～5.5
粒度		密粒度	粗粒度
最大粒径(mm)		20	20
通過重量百分率(%)	26.5mm	100	100
	19 mm	95～100	95～100
	13.2 mm	75～ 90	70～ 90
	4.75mm	45～ 65	35～ 55
	2.36mm	35～ 50	20～ 35
	600μm	18～ 30	11～ 23
	300μm	10～ 21	5～ 16
	150μm	6～ 16	4～ 12
	75μm	4～ 8	2～ 7
マーシャル突固め回数(回)		75	75

表２－３　混合物の仕様（２）

混合物の種類	密粒度型アスコン	粗粒度型アスコン
空げき率(%)	3～ 6	3～ 7
飽和度(%)	70～ 85	65～ 85
安定度(kgf)［KN］	750[7.35]	750[7.35]
フロー値(1/100cm)	20～ 40	

（参考：動的安定度（ＤＳ）の値は3,000～5,000回/mm目標とする。）

特仕2-3-7　排水性舗装工

１．排水性舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

２．請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「特仕」第３編特仕2-6-5 アスファルト舗装工の**規定**によらなければならない。

特仕2-3-9　グースアスファルト舗装工

タックコートで使用するゴム入りアスファルト乳剤はPK-Rとする。

特仕2-3-10　コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-**6** コンクリート舗装工の規定によるものとする。

特仕2-4-7　排水性舗装工

１．排水性舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

２．請負者は、排水性舗装工の施工にあたっては、「特仕」第３編特仕2-6-7 アスファルト舗装工の**規定**によるものとする。

＊修正　・表現の統一

特仕2-4-9　グースアスファルト舗装工

タックコートで使用するゴム入りアスファルト乳剤はPK-Rとする。

特仕2-4-10　コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-**12** コンクリート舗装工の規定によるものとする。

＊修正　・引用条項番号の修正

特仕2-3-11　薄層カラー舗装工 薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-7 薄層カラー舗装工の規定によるものとする。		**特仕2-4-11　薄層カラー舗装工** 薄層カラー舗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-13 薄層カラー舗装工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第４節　排水構造物工（路面排水工）		**第５節　排水構造物工（路面排水工）**		
特仕2-4-1　一 般 事 項 路面排水工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-4-3 側溝工、「特仕」第10編特仕2-4-5 街渠桝・マンホール工の**規定**によらなければならない。		**特仕2-5-1　一 般 事 項** 路面排水工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-5-3 側溝工、「特仕」第10編特仕2-5-5 街渠桝・マンホール工の**規定**によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・表現の統一
特仕2-4-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		**特仕2-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。		
特仕2-4-3　側　溝　工 「共仕」第10編2-4-3 側溝工の２項のモルタルは、セメントと砂の比が１：３の重量配合とする。		**特仕2-5-3　側　溝　工** 「共仕」第10編2-5-3 側溝工の２項のモルタルは、セメントと砂の比が１：３の重量配合とする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕2-4-5　集水桝（街渠桝）・マンホール工 「共仕」第10編2-4-5 街渠桝・マンホール工の２項で、セメントと砂の比が１：３の重量配合とする。		**特仕2-5-5　集水桝（街渠桝）・マンホール工** 「共仕」第10編2-5-5 街渠桝・マンホール工の２項で、セメントと砂の比が１：３の重量配合とする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第５節　縁　石　工		**第６節　縁　石　工**		
特仕2-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編2-3-3作業土工の規定によるものとする。		**特仕2-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-3-3作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕2-5-3　縁　石　工 縁石工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-8縁石工の規定によるものとする。		**特仕2-6-3　縁　石　工** 縁石工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5縁石工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第６節 踏 掛 版 工		**第７節 踏 掛 版 工**		
特仕2-6-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編2-3-3作業土工の規定によるものとする。		**特仕2-7-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-3-3作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕2-6-4　踏 掛 版 工 １．床掘り・埋戻しを行う場合は、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 ２．踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、「特仕」第３編特仕2-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。		**特仕2-7-4　踏 掛 版 工** １．床掘り・埋戻しを行う場合は、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 ２．踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、「特仕」第３編特仕2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第７節　防 護 柵 工		**第８節　防 護 柵 工**		
特仕2-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編2-3-3作業土工の規定によるものとする。		**特仕2-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-3-3作業土工の規定によるものとする。	＊修正	・表現の統一

第８節　標　識　工

特仕2-8-1　一 般 事 項

請負者は、標識工の施工にあたって、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定、特仕2-10-5 土留・仮締切工の**規定**によらなければならない。

１．標識の加工は**設計図書**によるものとする。
使用材料は表２－４に適合するものとし、耐久性に富み剥離・腐蝕等によって標識効果を妨げないものとする。

表２－４ 使用材料一覧表

名　　称		材　　料	規　　格
標識板	標　識　板	アルミニウム合金板 厚２㎜	JIS H 4000　A5052P-H34
	標識板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100　A6030S-T5 A6063S-T6
柱	鋼　管　柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパーポール）SS400に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444　JIS G 3101 鋼管注は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種 HDZ55以上）仕上げとし、「共仕」第１編3-3-9 小型標識工の15項の**規定**によらなければない。
その他材　料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は**設計図書**によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ

２．反射材等の仕様区分及び色彩は表２－５のとおりとする。

第９節　標　識　工

特仕2-9-1　一 般 事 項

請負者は、標識工の施工にあたって、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定、特仕2-10-5 土留・仮締切工の**規定**によるものとする。

１．標識の加工は**設計図書**によるものとする。
使用材料は表２－４に適合するものとし、耐久性に富み剥離・腐蝕等によって標識効果を妨げないものとする。

表２－４ 使用材料一覧表

名　　称		材　　料	規　　格
標識板	標　識　板	アルミニウム合金板 厚２㎜	JIS H 4000　A5052P-H34
	標識板リブ	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100　A6030S-T5 A6063S-T6
柱	鋼　管　柱	一般構造用炭素鋼鋼管 一般構造用圧延鋼材（テーパーポール）SS400に適した鋼材に加工したもの	JIS G 3444　JIS G 3101 鋼管注は、溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 2種 HDZ55以上）仕上げとし、「共仕」第１編3-3-9 小型標識工の15項の**規定**によるものとする。
その他材　料		取付金具、ボルト、キャップ等の種類規格は**設計図書**によるものとする。	鋼製の取付金具ボルト類等は亜鉛めっき（HDZ35以上）仕上げ

２．反射材等の仕様区分及び色彩は表２－５のとおりとする。

＊修正　・表現の統一

＊修正　・表現の統一

表２－５　反射材等の使用区分及び色彩

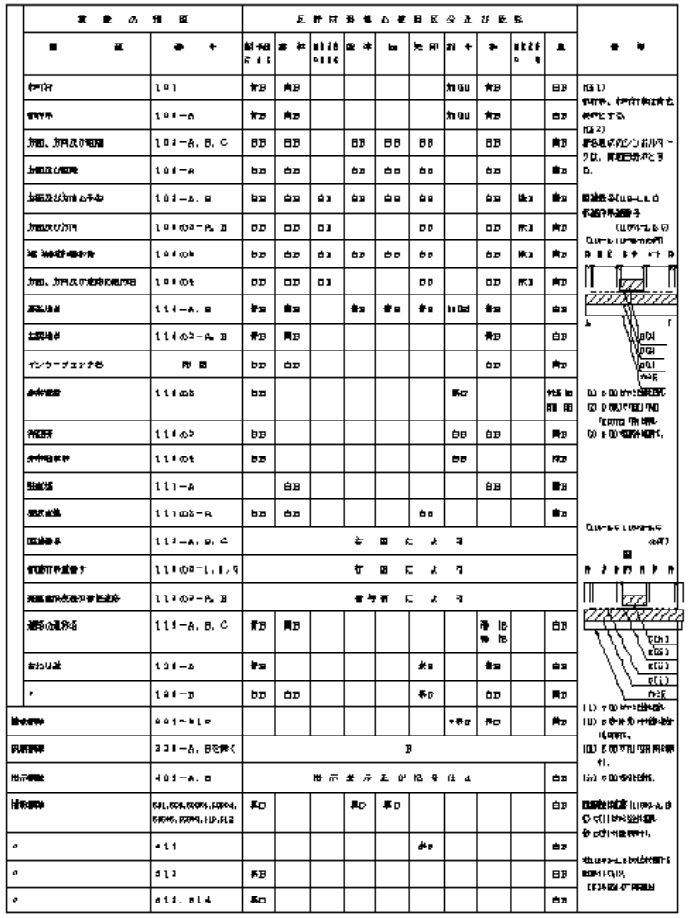

表２－５　反射材等の使用区分及び色彩

施設の種類		反射材料等の使用区分及び色彩											備考
種類	番号	緑中・緑板各片板右	表示	表示	板示	ka	矢印	記号	枠	表示	地		
市町村	１０１	青Ｂ	青Ｂ					加(Ｇ)	青Ｂ		白Ｂ		(注１) 都府県，市町村界は青色表示とする。 (注２) 警告地点のシンボルマークは，青地白表示とする。 国道番号(１１９－Ａ，Ｂ，Ｃ) 都道府県道番号 (１１９Ｍ２－Ａ，Ｂ，Ｃ) (１１９－Ａ，１１９Ｍ２－Ａの例)  (１) Ｂ(Ｇ)ＨＡＴＡ型標示板。 (２) Ｂ(緑)の「緑」は「ＭＵＴＥ」(無)相当。 (３) Ｂ(Ｇ)の数字は，  (１１９－Ｂ，Ｇ，１１９Ｍ２－Ｂ，Ｇの例)  (ｉ) Ｃ(Ｇ)は， (ⅱ) Ｅ(各ｂ)の寸法は， (ⅲ) Ｃ(Ｇ)は，  (１) Ｃ(Ｇ)の数字は， (２) Ｅ(青ＢＧ)の寸法は， (３) Ｅ(青ＢＧ)の数字は， (#３０００以下)相当品
都府県	１０２－Ａ	青Ｂ	青Ｂ					加(Ｇ)	青Ｂ		白Ｂ		
分岐，分離及び終端	１０５－Ａ，Ｂ，Ｃ	白Ｂ	白Ｂ		白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ		白Ｂ		青Ｂ		
分岐及び終端	１０５－Ａ	白Ｂ	白Ｂ		白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ		白Ｂ		青Ｂ		
分岐及び分離の予告	１０３－Ａ，Ｂ	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ		白Ｂ	緑Ｂ	青Ｂ		
分岐及び分離	１０３の２－Ａ，Ｂ	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ			白Ｂ		白Ｂ	緑Ｂ	青Ｂ		
分岐，分離及び終端の連続の予告	１０３の２	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ		白Ｂ	緑Ｂ	青Ｂ		
分岐，分離及び終端の連続	１０３の４	白Ｂ	白Ｂ	白Ｂ			白Ｂ		白Ｂ	緑Ｂ	青Ｂ		
警告地点	１１６－Ａ，Ｂ	青Ｂ	青Ｂ		青Ｂ	青Ｂ	青Ｂ	ＢＧ(Ｇ)	青Ｂ		白Ｂ		
主要地点	１１６の２－Ａ，Ｂ	青Ｂ	青Ｂ						青Ｂ		白Ｂ		
インターチェンジ名	別　図	白Ｂ	白Ｂ						白Ｂ		青Ｂ		
急曲線部	１１６の５	白Ｄ						黒Ｄ			特別色		
料金所	１１６の６	白Ｂ						白Ｂ	白Ｂ		青Ｂ		
料金徴収員	１１６の７	白Ｂ						白Ｂ			黒Ｂ		
駐車場	１１１－Ａ		白Ｂ						白Ｂ		青Ｂ		
駐車区画	１１１の３－Ａ	白Ｄ	白Ｄ				白Ｄ				青Ｄ		
道路標示	１１２－Ａ，Ｂ，Ｃ	各図による											
規制標示(速度)	１１３の２－Ｉ，Ｊ，Ｑ	各図による											
規制標示(進行方向別通行区分)	１１３の２－Ｐ，Ｒ	各与表による											
通行区分変移点	１１９－Ａ，Ｂ，Ｃ	青Ｂ	青Ｂ						帯Ｂ 地Ｂ		白Ｂ		
おおり波	１２０－Ａ	青Ｂ					赤Ｂ		青Ｂ		白Ｂ		
〃	１２０－Ｂ	白Ｂ	白Ｂ				赤Ｄ		白Ｄ		青Ｂ		
路中障害物	２０１～２１５							＊黒Ｄ	黒Ｄ		青Ｂ		(注１) その他ケースは別途協議。 (注２) 各表中の（　）内数値は，補助的に用いる。 (注３) Ｂ及びＤは，図柄部に用いる。 (注４) その他色は別途協議。
植栽障害	２２５－Ａ，Ｂを除く	Ｂ											
指示標識	４０１－Ａ，Ｂ	指示表示及び記号はＡ									白Ｂ		既設標識は，(１１９－Ａ，Ｂ)でＣ(Ｇ)ＨＡＴＡ型は，青Ｂで付け替え時中止。 他(１１９－Ａ，Ｂ以外)は，既設のままとする。 (＃３０００以下)相当品
補助標識	６０１，６０３，６０５，６０９，６１０，６１５，６１８，６１９，６２０，６２１，６２２	黒Ｄ			黒Ｄ	青Ｂ					白Ｂ		
〃	６１１						赤Ｂ				白Ｂ		
〃	６１２	黒Ｂ									白Ｂ		
〃	６１３，６１４	黒Ｄ									白Ｂ		
チェーン脱着帯	別　図	白Ｂ					青Ｂ	黒Ｄ			緑　特別		
所要表示板(トンネル出口)	〃	Ｂ											
進行区画区間		白Ｂ							白Ｂ		青Ｂ		
時間規制		内部照明可能											
バイパス表示	別　図	黒Ｄ									白Ｂ		
進行区間表示	〃	黒Ｄ									白Ｂ		
工事等通行及び出場所	〃	青Ｂ	青Ｂ				青Ｂ		青Ｂ		白Ｂ		
路肩部警戒区域(危険物積載車両用)	〃	黒Ｄ									青Ｂ		

Ａ：封入レンズ型反射シート（＃３０００タイプ同等品以上）
Ｂ：カプセルレンズ型反射シート（＃３０００タイプ同等品以上）
Ｃ：広角プリズムレンズ型反射シート（＃３０９０タイプ同等品以上）
Ｄ：カプセルレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷（＃３０００タイプ同等品以上）
Ｅ：広角プリズムレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷（＃３０９０タイプ同等品以上）

＊追加　・項目追加

３．請負者は、支柱の指定場所に国土交通省と標示板番号の表示ステッカー（図２－１）を貼らなければならない。この場合の文字は、封入レンズ型反射シートに黒字でプロセス印刷したものとする。

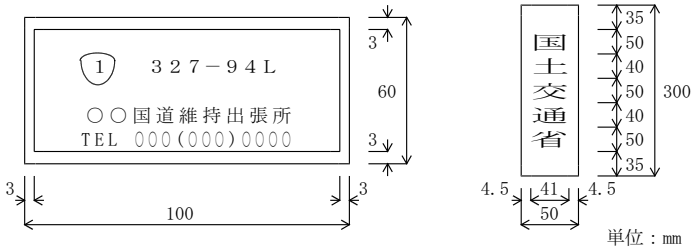

単位：mm

図２－１　表示ステッカー

特仕2-8-5　作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-8-6　標識基礎工

小型標識の基礎工の施工については、砕石、ぐり石を施工する場合は、「特仕」第３編特仕2-4-1 一般事項の規定によるものとする。

第９節　区 画 線 工

特仕2-9-2　区 画 線 工

区画線工の施工については、「特仕」第３編2-3-12区画線工の規定によるものとする。

第10節　道路植栽工

特仕2-10-2　材　料

１．道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材は、次のものと同等品以上を使用するものとする。

・バーク堆肥＋緩効性肥料（ＩＢ化成）

または、

・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）

なお、施工箇所の土壌及び植栽する樹木等の性質に留意し、経済性等を勘案の上、適切な土壌改良材を選定する。

２．標準施用量（参考）

【土壌1m3当たり】

土壌改良材	施　　用　　量
バーク堆肥	２５％（２５０Ｌ）＋ＩＢ化成２．５ｋｇ
下水汚泥を使用した 汚泥発酵肥料 （下水汚泥コンポスト顆粒）	５％（５０Ｌ）

※　「バーク堆肥」を選定する場合は、窒素飢餓現象を起こし生育不良の原因となることがあるので、「バーク堆肥」単独での使用は避け、窒素を補うような「緩効性肥料（IB化

３．請負者は、支柱の指定場所に国土交通省と標示板番号の表示ステッカー（図２－１）を貼らなければならない。この場合の文字は、封入レンズ型反射シートに黒字でプロセス印刷したものとする。

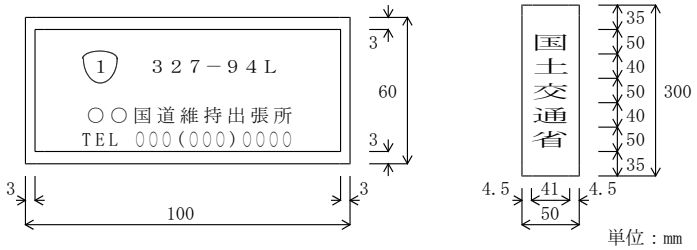

単位：mm

図２－１　表示ステッカー

特仕2-9-5　作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

特仕2-9-6　標識基礎工

小型標識の基礎工の施工については、砕石、ぐり石を施工する場合は、「特仕」第３編特仕2-4-1 一般事項の規定によるものとする。

第10節　区 画 線 工

特仕2-10-2　区 画 線 工

区画線工の施工については、「特仕」第３編**特仕**2-3-9区画線工の規定によるものとする。　＊修正　・表現の統一

＊修正　・引用条項番号の修正

第11節　道路植栽工

特仕2-11-2　材　料

１．道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材は、次のものと同等品以上を使用するものとする。

・バーク堆肥＋緩効性肥料（ＩＢ化成）

または、

・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト顆粒）

なお、施工箇所の土壌及び植栽する樹木等の性質に留意し、経済性等を勘案の上、適切な土壌改良材を選定する。

２．標準施用量（参考）

【土壌1m3当たり】

土壌改良材	施　　用　　量
バーク堆肥	２５％（２５０Ｌ）＋ＩＢ化成２．５ｋｇ
下水汚泥を使用した 汚泥発酵肥料 （下水汚泥コンポスト顆粒）	５％（５０Ｌ）

※　「バーク堆肥」を選定する場合は、窒素飢餓現象を起こし生育不良の原因となることがあるので、「バーク堆肥」単独での使用は避け、窒素を補うような「緩効性肥料（IB化

成）」を併用する。

3．道路植栽工で使用する支柱用丸太は、所定の寸法をもつ皮はぎ丸太で割れ・腐朽がなく、平滑な乾材であって、曲がりに対して両端の中心を結ぶ直線が丸太の外に出ないものでなければならない。

4．道路植栽工で使用する支柱用竹材は、青竹で割れもなく、病害虫がなく、もろくないものでなければならない。

5．請負者は、道路植栽工で使用する支柱用丸太を施工するにあたり、JIS K 1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を占有する家庭用品の規制に関する法律に適合したものとする。）を用いたJIS A 9002（木材の加圧式防腐処理方法）による加圧式防腐処理を行った木材を使用するものとする。なお、加圧式防腐処理により難しい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

6．道路植栽工で使用する支柱の選定は表２－１２とする。

表２－１２　支柱の選定

	丸　　太					竹　材
支柱形式	添え柱	二脚鳥居（添え柱付き）	二脚鳥居（添え柱なし）	三脚鳥居	十字鳥居	添え柱
目通り周（cm）	10未満	10～30未満	20～40未満	30～50未満	40以上	

※カイズカイブキについては二脚鳥居（添え柱付き）とする。

10．植栽銘板

(1)高 木 用

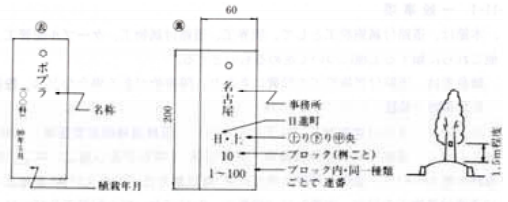

図２－２　植栽名板表示例

規格：プレート規格Ｌ200×W60×ｔ３（アクリル板・緑色）文字：掘込白文字
鉄線#18φ1.2㎜

設置方法：全数設置する。これにより難い場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

(2)中 低 木

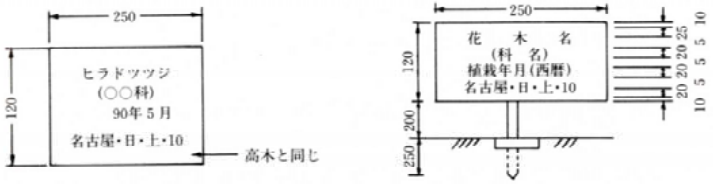

成）」を併用する。

3．道路植栽工で使用する支柱用丸太は、所定の寸法をもつ皮はぎ丸太で割れ・腐朽がなく、平滑な乾材であって、曲がりに対して両端の中心を結ぶ直線が丸太の外に出ないものでなければならない。

4．道路植栽工で使用する支柱用竹材は、青竹で割れもなく、病害虫がなく、もろくないものでなければならない。

5．請負者は、道路植栽工で使用する支柱用丸太を施工するにあたり、JIS K 1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を占有する家庭用品の規制に関する法律に適合したものとする。）を用いたJIS A 9002（木材の加圧式防腐処理方法）による加圧式防腐処理を行った木材を使用するものとする。なお、加圧式防腐処理により難しい場合は、監督職員と**協議**するものとする。　　。

6．道路植栽工で使用する支柱の選定は表２－１２とする。

表２－１２　支柱の選定

	丸　　太					竹　材
支柱形式	添え柱	二脚鳥居（添え柱付き）	二脚鳥居（添え柱なし）	三脚鳥居	十字鳥居	添え柱
目通り周（cm）	10未満	10～30未満	20～40未満	30～50未満	40以上	

※カイズカイブキについては二脚鳥居（添え柱付き）とする。

10．植栽銘板

(1)高 木 用

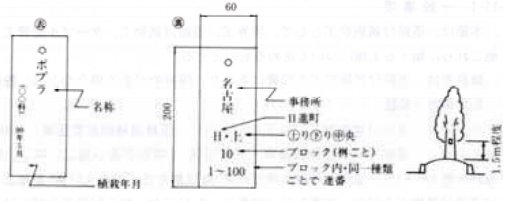

図２－２　植栽名板表示例

規　　格：プレート規格Ｌ200×W60×ｔ３（アクリル板・緑色）文字：掘込白文字
鉄線#18φ1.2㎜

設置方法：全数設置する。これにより難い場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

(2)中 低 木

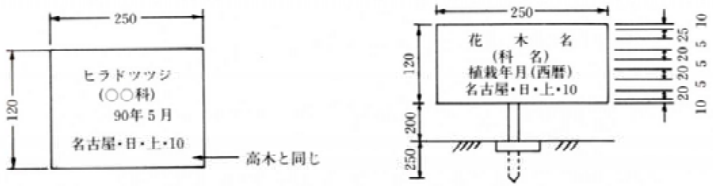

＊修正　・表現の統一

＊修正　・表現の統一

図２－３　中低木の表示例

規　　格：プレート規格Ｌ120×Ｗ250（アクリル板・白色）文字：掘込黒文字
設　　置：桝単位で木の種類ごとに設置する。

特仕2-10-3　道路植栽工

１．植樹は**設計図書**によるものとするが、請負者は配置等の細部について展開図に準ずる植付図を作成するものとし、材料手配前に植付図について監督職員の**確認**を得なければならない。
２．底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、施工範囲を定め**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
３．請負者は、埋戻しについては樹種により、「水ぎめ法」及び「土ぎめ法」により**設計図書**に示す量の埋戻土を、根廻りにすきまなく突き入れ埋戻しを行わなければならない。
　なお、高木・中木は現場状況を勘案のうえ深さ又は高さ15cm程度の水鉢を施工するものとする。

第11節　道路付属施設工

特仕2-11-1　一 般 事 項

　請負者は、道路付属施設工の施工にあたって、「特仕」第３編特仕2-3-12 区画線工、「特仕」**第10編特仕2-11-3** 境界工、「特仕」第10編第10節道路植栽工、「特仕」第10編特仕2-6-4 踏掛版工及び、「特仕」第10編特　仕2-11-5 ケーブル配管工の**規定**によらなければならない。

特仕2-11-3　境　界　工

　境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-10-2境界工の規定によるものとする。

特仕2-11-5　ケーブル配管工

１．ケーブル配管及びハンドホールの設置については、「特仕」第10編特仕2-4-3 側溝工、特仕2-4-5 集水桝（街渠桝）・マンホール工の規定によるものとする。
２．請負者は、道路情報伝送用配管路の配管の施工にあたっては、電気通信設備工事共通仕様書によるものとする。
　なお、埋設位置を標示するために使用する埋設標示シート（以下「シート」という）は下記によるものとする。
（１）材料
　シートは高密度ポリエチレンヤーンを製織したクロスに、印刷面を内側にした低密度ポリエチレンフィルムをラミネートしたものとし、耐薬品性にすぐれ腐食することもなく柔軟性に富むものとする。
（２）構造
　クロスは、1,000デニールのテープを縦方向10本/ｲﾝﾁ、横方向10本/ｲﾝﾁに織込んだものとする。
（３）形状・寸法等
①　形状

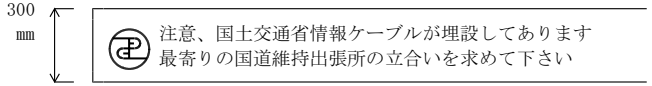

図２－４　埋設テープ

②　寸法
　幅　：　300mm

図２－３　中低木の表示例

規　　格：プレート規格Ｌ120×Ｗ250（アクリル板・白色）文字：掘込黒文字
設　　置：桝単位で木の種類ごとに設置する。

特仕2-11-3　道路植栽工

１．植樹は**設計図書**によるものとするが、請負者は配置等の細部について展開図に準ずる植付図を作成するものとし、材料手配前に植付図について監督職員の**確認**を得るものとする。　＊修正　・表現の統一
２．底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、施工範囲を定め**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**　＊修正　・表現の統一
３．請負者は、埋戻しについては樹種により、「水ぎめ法」及び「土ぎめ法」により**設計図書**に示す量の埋戻土を、根廻りにすきまなく突き入れ埋戻しを行わなければならない。
　なお、高木・中木は現場状況を勘案のうえ深さ又は高さ15cm程度の水鉢を施工するものとする。

第12節　道路付属施設工

特仕2-12-1　一 般 事 項

　請負者は、道路付属施設工の施工にあたって、「特仕」第３編特仕2-3-9 区画線工、「特仕」**第６編特仕1-12-2** 境界工、「特仕」第10編第10節道路植栽工、「特仕」第10編特仕2-7-4 踏掛版工及び、「特仕」第10編特　仕2-12-5 ケーブル配管工の**規定**によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正
　＊修正　・表現の統一

特仕2-12-3　境　界　工

　境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2境界工の規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正

特仕2-12-5　ケーブル配管工

１．ケーブル配管及びハンドホールの設置については、「特仕」第10編特仕2-5-3 側溝工、特仕2-5-5 集水桝（街渠桝）・マンホール工の規定によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正
２．請負者は、道路情報伝送用配管路の配管の施工にあたっては、電気通信設備工事共通仕様書によるものとする。
　なお、埋設位置を標示するために使用する埋設標示シート（以下「シート」という）は下記によるものとする。
（１）材料
　シートは高密度ポリエチレンヤーンを製織したクロスに、印刷面を内側にした低密度ポリエチレンフィルムをラミネートしたものとし、耐薬品性にすぐれ腐食することもなく柔軟性に富むものとする。
（２）構造
　クロスは、1,000デニールのテープを縦方向10本/ｲﾝﾁ、横方向10本/ｲﾝﾁに織込んだものとする。
（３）形状・寸法等
①　形状

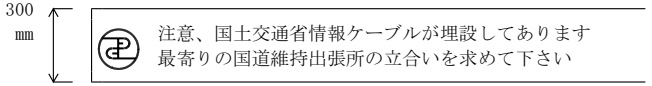

図２－４　埋設テープ

②　寸法
　幅　：　300mm

③　色・印刷
　シートの生地は赤色、文字は黒色とし、印刷文字は長期にわたり変色したり、はげたりしない物とする。

（4）埋設深

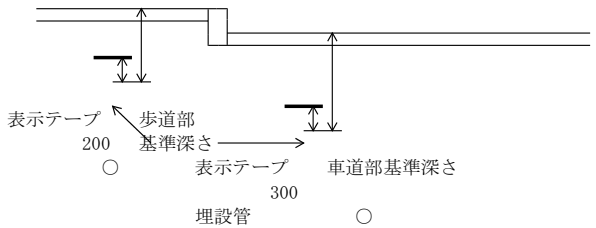

図２－５　埋設深

第　３　章　橋 梁 下 部

第１節　適　　用

工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、道路土工及び仮設工は、「特仕」第１編第２章第４節道路土工及び第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第３節　工場製作工

特仕3-3-3　鋼製橋脚製作工

１．鋼製橋脚隅角部

（１）隅角部の柱と梁のフランジの交線となる溶接部でのせん断遅れによる応力集中を緩和させるため、原則として、柱と梁の角部の腹板にフィレットを設けるものとする。

（２）**施工計画書**には、良好な溶接品質が確保できる施工が行われることが**確認**できるように必要な事項について記述するものとする。

（３）完全溶込み溶接継手では、当面、溶接止端部の仕上げを行うものとする。

（４）やむを得ない場合を除き、裏当金付溶接継手を用いないものとする。

（５）完全溶込み溶接継手の施工にあたっては、良好な溶接品質を確保するため裏はつりを徹底するものとする。

（６）完全溶込み溶接継手の溶接われについては、疑わしい増合には、磁粉探傷法による検査を徹底するものとする。

（７）完全溶込み溶接継手の内部きずについては、原則として全線にわたって超音波探傷試験による検査を実施するものとする。

（８）超音波探傷試験では、当面、検出レベルをＬ/2線として内部きずの実寸法を１㎜単位で評価しその最大値がｔ（板厚）/3以下の場合を合格とする。

（９）完全溶込み溶接継手について、製作途中に補修を行った場合には、その範囲や方法等の履歴を記録するものとする。

（10）仮組立検査を実施する場合においては、要求される溶接品質を満足していることを確認するため、抜取りにより、完全溶込み溶接継手の超音波探傷試験を実施するものとする。

第４節　橋　台　工

特仕3-4-2　作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

③　色・印刷
　シートの生地は赤色、文字は黒色とし、印刷文字は長期にわたり変色したり、はげたりしない物とする。

（4）埋設深

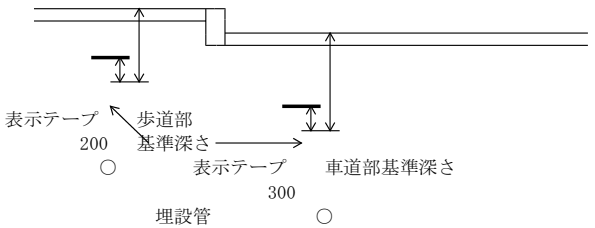

図２－５　埋設深

第　３　章　橋 梁 下 部

第１節　適　　用

工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、道路土工及び仮設工は、「特仕」第１編第２章第４節道路土工及び第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第３節　工場製作工

特仕3-3-3　鋼製橋脚製作工

１．鋼製橋脚隅角部

（１）隅角部の柱と梁のフランジの交線となる溶接部でのせん断遅れによる応力集中を緩和させるため、原則として、柱と梁の角部の腹板にフィレットを設けるものとする。

（２）**施工計画書**には、良好な溶接品質が確保できる施工が行われることが**確認**できるように必要な事項について記述するものとする。

（３）完全溶込み溶接継手では、当面、溶接止端部の仕上げを行うものとする。

（４）やむを得ない場合を除き、裏当金付溶接継手を用いないものとする。

（５）完全溶込み溶接継手の施工にあたっては、良好な溶接品質を確保するため裏はつりを徹底するものとする。

（６）完全溶込み溶接継手の溶接われについては、疑わしい増合には、磁粉探傷法による検査を徹底するものとする。

（７）完全溶込み溶接継手の内部きずについては、原則として全線にわたって超音波探傷試験による検査を実施するものとする。

（８）超音波探傷試験では、当面、検出レベルをＬ/2線として内部きずの実寸法を１㎜単位で評価しその最大値がｔ（板厚）/3以下の場合を合格とする。

（９）完全溶込み溶接継手について、製作途中に補修を行った場合には、その範囲や方法等の履歴を記録するものとする。

（10）仮組立検査を実施する場合においては、要求される溶接品質を満足していることを確認するため、抜取りにより、完全溶込み溶接継手の超音波探傷試験を実施するものとする。

第６節　橋　台　工

特仕3-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3作業土工の規定によるものとする。

特仕3-4-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	**特仕3-6-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。		
特仕3-4-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕3-6-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。		
特仕3-4-5　深　礎　工 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。	**特仕3-6-5　深　礎　工** 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。		
第５節　ＲＣ橋脚工	**第７節　ＲＣ橋脚工**		
特仕3-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕3-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕3-5-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。	**特仕3-7-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。		
特仕3-5-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕3-7-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。		
特仕3-5-5　深　礎　工 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。	**特仕3-7-5　深　礎　工** 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。		
第６節　鋼製橋脚工	**第８節　鋼製橋脚工**		
特仕3-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕3-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕3-6-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。	**特仕3-8-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。		
特仕3-6-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕3-8-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。		
特仕3-6-5　深　礎　工 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。	**特仕3-8-5　深　礎　工** 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。		
特仕3-6-10　橋脚架設工 請負者は、橋脚架設工の施工については、「特仕」第10編第４章第**4**節鋼橋架設工の**規定**によらなければならない。	**特仕3-8-10　橋脚架設工** 請負者は、橋脚架設工の施工については、「特仕」第10編第４章第**5**節鋼橋架設工の**規定**によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・表現の統一

特仕3-6-11　現場継手工 １．現場継手工の施工については、「特仕」第10編特仕4-4-11現場継手工の規定によるものとする。	**特仕3-8-11　現場継手工** １．現場継手工の施工については、「特仕」第10編特仕4-5-11現場継手工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕3-6-12　現場塗装工 現場塗装工の施工については、「特仕」第10編特仕4-5-3 現場塗装工の規定によるものとする。	**特仕3-8-12　現場塗装工** 現場塗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-21 現場塗装工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第７節　護岸基礎工	**第９節　護岸基礎工**		
特仕3-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕3-9-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第８節　矢板護岸工	**第10節　矢板護岸工**		
特仕3-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕3-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕3-8-3　笠コンクリート工 １．笠コンクリートの施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 ２．プレキャスト笠コンクリートの施工については、「特仕」第３編特仕2-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。	**特仕3-10-3　笠コンクリート工** １．笠コンクリートの施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。 ２．プレキャスト笠コンクリートの施工については、「特仕」第３編特仕2-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。		
第９節　法覆護岸工	**第11節　法覆護岸工**		
特仕3-9-1　一 般 事 項 １．請負者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。 ２．請負者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 ３．請負者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は**設計図書**のとおりに行わなければならない。 ４．コンクリートのり張の施工目地間隔は、**設計図書**に示す場合を除き２m程度とする。伸縮目地は、**設計図書**に示す場合を除き10m程度とするものとする。 ５．請負者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 ６．請負者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。 ７．吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、**設計図書**に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。	**特仕3-11-1　一 般 事 項** １．請負者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。 ２．請負者は、コンクリート張の表面を「コテ・ハケ」等により仕上げるものとし、モルタルによる仕上げを行ってはならない。 ３．請負者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は**設計図書**のとおりに行わなければならない。 ４．コンクリートのり張の施工目地間隔は、**設計図書**に示す場合を除き２m程度とする。伸縮目地は、**設計図書**に示す場合を除き10m程度とするものとする。 ５．請負者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。 ６．請負者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。 ７．吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、**設計図書**に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。		
特仕3-9-7　法　枠　工 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5法枠工の規定によるものとする。	**特仕3-11-7　法　枠　工** 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-4法枠工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕3-9-9　吹　付　工 吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-6吹付工の規定によるものとする。	**特仕3-11-9　吹　付　工** 吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-3吹付工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕3-9-10　植　生　工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7植生工の規定によるものとす	**特仕3-11-10　植　生　工** 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2植生工の規定によるものとす	＊修正	・引用条項番号の修正

る。	る。		
第10節　擁壁護岸工	**第12節　擁壁護岸工**		
特仕3-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕3-12-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕3-10-3　場所打擁壁工 場所打擁壁工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	**特仕3-12-3　場所打擁壁工** 場所打擁壁工の施工については、「特仕」第１編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。		
第　４　章　鋼　橋　上　部	**第　４　章　鋼　橋　上　部**		
第１節　適　　用	**第１節　適　　用**		
工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。		
第３節　工場製作工	**第３節　工場製作工**		
特仕4-3-2　材　　料 １．請負者は、鋼板について、あらかじめ板取表を監督職員に**提出**しなければならない。 ２．請負者は、機械試験について、試験する箇所を監督職員に**確認**を受けなければならない。 また、機械試験について、ＪＩＳの試験方法により引っ張り・曲げ及びシャルピー衝撃試験を行い、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。 ３．請負者は、支承、排水桝、高力ボルトについて、使用材料の機械試験成績表及び施工管理写真を監督職員に**提出**しなければならない。 ４．塗料については、「特仕」第２編特仕2-11-1一般事項の規定によらなければならない。	**特仕4-3-2　材　　料** 材料については、「特仕」第３編特仕２－12－２材料の規定によるものとする。	＊統合	・条文の統合
特仕4-3-3　桁 製 作 工 １．仮組立て検査 請負者は、あらかじめ仮組立て方法、計測方法について、直接仮組立てを行う場合又は、仮組立てを他の方法によって仮組立てと同等の精度の検査が行える場合のいずれかについて**施工計画書**に記載し、監督職員に**提出**しなければならない。 また、直接仮組立てを行う場合は、発注者の**立会**のもとに、仮組立て検査を行わなければならない。 なお、他の方法によって仮組立てと同等の精度が行える場合の出来形管理として、シュミレーション仮組立検査の場合は、施工管理基準の出来形管理基準及び規格値第３編第２章第３節14-1条桁製作工によるものとし、それ以外の場合は、施工管理基準の出来形管理基準及び規格値第３編第２章第３節14-2条桁製作工により管理しなければならない。	**特仕4-3-3　桁 製 作 工** 桁製作工の施工については、「特仕」第３編特仕2-12-3桁製作工の規定によるものとする。	＊統合	・条文の統合
特仕4-3-11　鋳　造　費 橋名板、橋歴板の材質については、JIS H 2202（黄銅合金）によらなければならない。	**特仕4-3-11　銘　板　工** 橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第１編特仕3-3-1 一般事項の規定によるものとする。	＊修正 ＊統合	・誤植 ・条文の統合

特仕4-3-12　アンカーフレーム製作工

アンカーフレーム製作工の施工については、「特仕」第10編3-3-4 アンカーレーム製作工の規定によるものとする。

特仕4-3-13　工場塗装工

1．下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
2．一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが**設計図書**に示された場合は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるＣ－５系を基本とするものとする。
3．本工事に適用する彩色は設計図書によるものとする。

第４節　鋼橋架設工

特仕4-4-4　架設工（クレーン架設）

1．請負者は架設を自走クレーン等のベント方式で施工する場合には、桁下に全巾のベントを組立て本締めをすることとし、ベントを半分程度組立て仮締め又は本締め後横引する工法は、採用してはならない。これにより難い場合に、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。
2．請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕4-4-5　架設工（ケーブルクレーン架設）

請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕4-4-6　架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第10編特仕4-**4**-5架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

特仕4-4-7　架設工（架設桁架設）

請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕4-4-8　架設工（送出し架設）

桁架設の施工については、「特仕」第10編特仕4-**4**-7 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

特仕4-4-9　架設工（トラベラークレーン架設）

請負者は、現道上における架設については、**設計図書**によるものとする。

特仕4-4-10　支　承　工

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表４－８のとおりとする。

表４－８　無収縮モルタルの配合　（１m³当り）

名　称	規　　格	単位	数　量
無収縮材	セメント系　プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注)上表にはロスを含む

特仕4-3-12　アンカーフレーム製作工

アンカーフレーム製作工の施工については、「共仕」第10編3-3-4 アンカーフレーム製作工の規定によるものとする。

特仕4-3-13　工場塗装工

1．下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
2．一般外面を薄膜型重防食塗装とすることが**設計図書**に示された場合は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるＣ－５系を基本とするものとする。
3．本工事に適用する彩色は設計図書によるものとする。

第５節　鋼橋架設工

特仕4-5-4　架設工（クレーン架設）

架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-3架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。

特仕4-5-5　架設工（ケーブルクレーン架設）

架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。

特仕4-5-6　架設工（ケーブルエレクション架設）

架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定によるものとする。

特仕4-5-7　架設工（架設桁架設）

架設工（架設桁架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-6架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

特仕4-5-8　架設工（送出し架設）

架設工（送出し架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-7架設工（送出し架設）の規定によるものとする。

特仕4-5-9　架設工（トラベラークレーン架設）

架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、「特仕」第3編特仕2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定によるものとする。

特仕4-5-10　支　承　工

支承に使用する無収縮モルタルの配合は表４－８のとおりとする。

表４－８　無収縮モルタルの配合　（１m³当り）

名　称	規　　格	単位	数　量
無収縮材	セメント系　プレミックスタイプ	kg	1,875
水		ℓ	(338)

(注)上表にはロスを含む

＊修正	・誤植「特仕」→「共仕」
＊統合	・条文の統合
＊統合	・条文の統合
＊統合 ＊修正	・条文の統合 ・誤植
＊統合	・条文の統合
＊統合 ＊修正	・条文の統合 ・誤植
＊統合	・条文の統合

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表４－９に示す。

表４－９　無収縮モルタルの品質規格（参考値）

項　　目	規　　格　　値	試　　験　　方　　法
コンシステンシー（流下時間）	セメント系：８±２秒	J$_{14}$ロート試験
ブ リ ー ジ ン グ	混りまぜ２時間後	JIS A 1123
凝　結　時　間	始発：１時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 脹 収 縮 率	材令７日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填モルタルの施工要領」付属書
圧　縮　強　度	材令３日：25N/mm^{2}以上 材令28日：44N/mm^{2}以上	JIS A 1108 供試体　径５cm　高さ10cm

特仕4-4-11　現場継手工

請負者は、道路橋示方書に準拠するものとし、トルク係数値はＡ種に適合するものとする。

第５節　橋梁現場塗装工

特仕4-5-2　材　　料

現場塗装の材料については、「特仕」第10編特仕4-3-2 材料の規定によるものとする。

特仕4-5-3　現場塗装工

１．請負者は、箱断面で鋼材の継手部等において、雨水の侵入する恐れのある部分については、パテ等により防止しなければならない。
２．下塗りの色彩は錆色・赤錆色又は朱色とする。
３．中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。
４．運搬・架設の過程に生じた塗膜破損部については、塗膜上の付着物を取り除き補修塗装を行うものとする。

なお、塗料及び使用量については、工場塗装の塗装仕様を満足するものとする。

第６節　床　版　工

特仕4-6-2　床　版　工

１．請負者は、コンクリートの打設計画（順序・方法・打数量）について検討のうえ監督職員に**提出**しなければならない。
２．請負者は、コンクリート打設にポンプ車を使用する場合には、吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまでは打設してはならない。

また、コンクリートを配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように、足場等を設けて施工することとする。

なお、無収縮モルタルの品質規格の参考値を表４－９に示す。

表４－９　無収縮モルタルの品質規格（参考値）

項　　目	規　　格　　値	試　　験　　方　　法
コンシステンシー（流下時間）	セメント系：８±２秒	J$_{14}$ロート試験
ブ リ ー ジ ン グ	混りまぜ２時間後	JIS A 1123
凝　結　時　間	始発：１時間以上 終結：10時間以内	ASTM C 403
膨 脹 収 縮 率	材令７日で収縮なし	土木学会「膨脹材を用いた充填モルタルの施工要領」付属書
圧　縮　強　度	材令３日：25N/mm^{2}以上 材令28日：44N/mm^{2}以上	JIS A 1108 供試体　径５cm　高さ10cm

特仕4-5-11　現場継手工　＊統合　・条文の統合

現場継手工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-23現場継手工の規定によるものとする。

第６節　橋梁現場塗装工

特仕4-6-2　材　　料　＊統合　・条文の統合

現場塗装の材料については、「特仕」第３編特仕2-12-2 材料の規定によるものとする。

特仕4-6-3　現場塗装工　＊統合　・条文の統合

現場塗装工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。

第７節　床　版　工

特仕4-7-2　床　版　工　＊統合　・条文の統合

床版工の施工については、「特仕」第３編特仕2-18-2床版工の規定によるものとする。

３．請負者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙がある場合には、無収縮モルタルにより充てんしなければならない。 なお、モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-4-10 支承工の規定によらなければならない。 ４．請負者は、床版型枠吊金具及び床版厚検測用鋼材の現場溶接を行う場合には、その理由、施工方法を**施工計画書**に記載しなければならない。			
第７節　橋梁付属物工	**第８節　橋梁付属物工**		
特仕4-7-2　伸縮装置工 １．バックアップ材については、ミルシートの**提出**のみとする。 ２．請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。	**特仕4-8-2　伸縮装置工** １．バックアップ材については、ミルシートの**提出**のみとする。 ２．請負者は、漏水防止のための伸縮装置内充填材の充填方法について**施工計画書**に記載しなければならない。		
特仕4-7-9　銘　板　工 橋名板、橋歴板の材質については、JIS H 2202（黄銅合金）によらなければならない。	**特仕4-8-9　銘　板　工** 橋名板、橋歴板の材質については、「特仕」第１編特仕3-3-1一般事項の規定によるものとする。	＊統合	・条文の統合
第８節　歩道橋本体工	**第９節　歩道橋本体工**		
特仕4-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕4-9-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕4-8-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。	**特仕4-9-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。		
特仕4-8-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕4-9-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。		
特仕4-8-6　歩道橋（側道橋）架設工 １．請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。 ２．横断歩道橋の舗装の仕様については**設計図書**によるものとする。 ３．横断歩道橋の舗装色は**設計図書**によるものとする。 ４．請負者は、横断歩道橋の施工にあたっては、床版上の塵あい・油脂・錆等を完全に除去し、舗装の剥離を防止しなければならない。	**特仕4-9-6　歩道橋（側道橋）架設工** １．請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。 ２．横断歩道橋の舗装の仕様については**設計図書**によるものとする。 ３．横断歩道橋の舗装色は**設計図書**によるものとする。 ４．請負者は、横断歩道橋の施工にあたっては、床版上の塵あい・油脂・錆等を完全に除去し、舗装の剥離を防止しなければならない。		
特仕4-8-8　工場塗装工（歩道橋） １．請負者は、工場塗装工（歩道橋）の施工にあたっては、「共仕」第10編第４章4-3-13工場塗装工、「特仕」第10編第４章4-3-13 工場塗装の**規定**によらなければならない。 ２．請負者は、工場塗装工（歩道橋）の中塗り・上塗りは、工場塗装を原則とする。 ３．中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。	**特仕4-9-8　工場塗装工（歩道橋）** １．請負者は、工場塗装工（歩道橋）の施工にあたっては、「共仕」第10編第４章4-3-13工場塗装工、「特仕」第10編第４章4-3-13 工場塗装**工**の**規定**によるものとする。 ２．請負者は、工場塗装工（歩道橋）の中塗り・上塗りは、工場塗装を原則とする。 ３．中塗り・上塗りの色彩は**設計図書**による。	＊修正 ＊修正	・誤植 ・表現の統一
第　５　章　コンクリート橋上部	**第　５　章　コンクリート橋上部**		
第１節　適　　用 工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	**第１節　適　　用** 工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。		

第４節　ＰＣ橋工

特仕5-4-1　一般事項

請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。

特仕5-4-3　ポストテンション桁製作工

１．ポステン主桁製作の使用セメントは、早強ポルトランドセメントとする。ただし、これにより難い場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
２．実測値に異状があった場合は、監督職員に**報告**し、適切な措置を講じなければならない。
３．請負者は、道路橋示方書・Ⅲコンクリート橋編19・８（ＰＣ鋼材工及び緊張工）に準拠し、実測値と緊張作業計画の予定値を対比した報告書を整備・保管し、 監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に**提出**しなければならない。
４．グラウトの配合は表５－１とするが、請負者はコンクリート標準仕様書施工編（土木学会）第25章及び基準編（土木学会）９．ＰＣグラウト試験方法に示す品質と、強度の**確認**のため試験練りを実施し、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**しなければならない。
ただし、試験方法はグラウト試験方法に基づき実施するものとする。

表５－１　グラウトの配合

名　　称	普通ポルトランドセメント	水	ﾉﾝﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ型混和剤(ﾎﾞｿﾞﾘｽGF1700同等品以上)
グラウト材料１㎥当り	1,305kg	587 ℓ	13kg

特仕5-4-6　支　承　工

１．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**しなければならない。
３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-**4**-10支承工の**規定**によらなければならない。

第５節　プレビーム桁橋工

特仕5-5-1　一般事項

請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。

特仕5-5-3　支　承　工

１．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**しなければならない。
３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-**4**-10支承工の**規定**によらなければならない。

第６節　ＰＣホロースラブ橋工

特仕5-6-1　一般事項

請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。

特仕5-6-3　支　承　工

１．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**しなければならない。
３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-**4**-10支承工の**規定**によらなければならない。

第５節　ＰＣ橋工

特仕5-5-1　一般事項

請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。

特仕5-5-3　ポストテンション桁製作工　＊統合　・条文の統合

ポストテンション桁製作工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

特仕5-5-6　支　承　工

１．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**するものとする。　＊修正　・表現の統一
３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-**5**-10支承工の**規定**によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正
＊修正　・表現の統一

第６節　プレビーム桁橋工

特仕5-6-1　一般事項

請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。

特仕5-6-3　支　承　工

１．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**するものとする。　＊修正　・表現の統一
３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-**5**-10支承工の**規定**によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正
＊修正　・表現の統一

第７節　ＰＣホロースラブ橋工

特仕5-7-1　一般事項

請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。

特仕5-7-3　支　承　工

１．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。
２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出するものとする。**　＊修正　・表現の統一
３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-**5**-10支承工の**規定**によるものとする。　＊修正　・引用条項番号の修正
＊修正　・表現の統一

特仕5-6-4　ＰＣホロースラブ製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第10編特仕5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトの施工については、「特仕」第10編特仕5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	特仕5-7-4　ＰＣホロースラブ製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第３編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトの施工については、「特仕」第３編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・引用条項番号の修正
第７節　ＲＣホロースラブ橋工	第８節　ＲＣホロースラブ橋工		
特仕5-7-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。	特仕5-8-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。		
特仕5-７-3　支　承　工 １．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 ２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出しなければならない。 ３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-4-10支承工の規定によらなければならない。	特仕5-8-3　支　承　工 １．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 ２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 ３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。	＊修正 ＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・引用条項番号の修正 ・表現の統一
第８節　ＰＣ版桁橋工	第９節　ＰＣ版桁橋工		
特仕5-8-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。	特仕5-9-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。		
特仕5-8-2　ＰＣ版桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第10編特仕5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトがある場合の施工については、「特仕」第10編特仕5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	特仕5-9-2　ＰＣ版桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第３編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトがある場合の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・引用条項番号の修正
第９節　ＰＣ箱桁橋工	第10節　ＰＣ箱桁橋工		
特仕5-9-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。	特仕5-10-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。		
特仕5-9-3　支　承　工 １．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 ２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出しなければならない。 ３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-4-10支承工の規定によらなければならない。	特仕5-10-3　支　承　工 １．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 ２．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に提出するものとする。 ３．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-5-10支承工の規定によるものとする。	＊修正 ＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・引用条項番号の修正 ・表現の統一
特仕5-9-4　ＰＣ箱桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第10編特仕5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトがある場合の施工については、「特仕」第10編特仕5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	特仕5-10-4　ＰＣ箱桁製作工 １．コンクリートの施工については、「特仕」第３編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 ２．グラウトがある場合の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・引用条項番号の修正
第10節　ＰＣ片持箱桁橋工	第11節　ＰＣ片持箱桁橋工		
特仕5-10-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。	特仕5-11-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については設計図書によるものとする。		
特仕5-10-2　ＰＣ片持箱桁製作工	特仕5-11-2　ＰＣ片持箱桁製作工		

1．コンクリートの施工については、「特仕」**第10編特仕5-4-3**ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 2．グラウト等がある場合の施工については、「特仕」**第10編特仕5-4-3** ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	1．コンクリートの施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-13** ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 2．グラウト等がある場合の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-13** ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・引用条項番号の修正
特仕5-10-3　支　承　工 1．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 2．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**しなければならない。 3．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-4-10支承工の**規定**によらなければならない。	**特仕5-11-3　支　承　工** 1．ゴム支承に使用させる弾性ゴムは、クロロプレン系合成ゴムとする。 2．請負者は、支承の製造会社名をあらかじめ監督職員に**提出**するものとする。 3．無収縮モルタルの配合は、「特仕」第10編特仕4-**5**-10支承工の**規定**によるものとする。	 ＊修正 ＊修正 ＊修正	 ・表現の統一 ・引用条項番号の修正 ・表現の統一
第11節　ＰＣ押出し箱桁橋工	**第12節　ＰＣ押出し箱桁橋工**		
特仕5-11-1　一 般 事 項 請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。	**特仕5-12-1　一 般 事 項** 請負者は、現道上における架設については**設計図書**によるものとする。		
特仕5-11-2　ＰＣ押出し箱桁製作工 1．コンクリートの施工については、「特仕」第10編特仕5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 2．グラウトがある場合の施工については、「特仕」第10編特仕5-4-3 ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	**特仕5-12-2　ＰＣ押出し箱桁製作工** 1．コンクリートの施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-13** ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 2．グラウトがある場合の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-13** ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・引用条項番号の修正
第　６　章　トンネル（ＮＡＴＭ）	**第　６　章　トンネル（ＮＡＴＭ）**		
第１節　適　　用	**第１節　適　　用**		
道路土工は、「特仕」第１編第２章第４節道路土工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	道路土工は、「特仕」第１編第２章第４節道路土工、インバート工は、「特仕」第10編第６章第６節インバート工、仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	＊変更	・引用条文が削除された為
第３節　トンネル掘削工	**第３節　トンネル掘削工**		
特仕6-3-2　掘　削　工 1．請負者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動によりその処置の必要が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 2．請負者は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、請負者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 （1）掘削に伴う地山の補強、地山の改良等 （2）支保パターンの変更 （3）内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業 （4）肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合 （5）予期しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合 （6）地質確認、湧水確認、水抜等による先進ボーリングが必要になった場合 （7）変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合	**特仕6-3-2　掘　削　工** 1．請負者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動によりその処置の必要が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 2．請負者は、トンネル施工中における地山変状（断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等）が著しく、請負者の責に帰さない以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。 （1）掘削に伴う地山の補強、地山の改良等 （2）支保パターンの変更 （3）内空断面の確保に伴う縫返し、支保工の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業 （4）肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合 （5）予期しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合 （6）地質確認、湧水確認、水抜等による先進ボーリングが必要になった場合 （7）変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合	＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・表現の統一
第４節　支　保　工	**第４節　支　保　工**		
特仕6-4-2　材　　料 1．吹付コンクリートの材料及び配合 （1）請負者は、品質を確保するための急結性能をもつ急結剤を選ばなければならない。 （2）請負者は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、**設計図書**に示す強度が得られ、かつ、はね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。	**特仕6-4-2　材　　料** 1．吹付コンクリートの材料及び配合 （1）請負者は、品質を確保するための急結性能をもつ急結剤を選ばなければならない。 （2）請負者は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、**設計図書**に示す強度が得られ、かつ、はね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。		

（3）吹付コンクリートの配合、品質基準は表６－１のとおりとする。

表６－１　吹付コンクリートの配合（湿式）及び品質基準

強　　度	W／C	単位セメント量	粗骨材最大寸法
σ28=18N/mm²	(56%)	(普通ポルトランドセメント) 360kg	(15mm)
急　結　材	砂	砕　　石	スランプ
セメント量の(5.5%)	(0.80㎥) (1086kg)	(0.47㎥) (675kg)	2.5cm　…±1.0 5cm及6.5cm　…±1.5 8cm～18cm以下…±2.5 21cm　…±1.5(cm)

注：（　）書きは参考値とする。

吹付コンクリートの強度試験資料については、土木学会基準の吹付コンクリートの強度試験用供試体の作り方（案）によるものとする。

（4）請負者は、配合を変更する必要が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

２．定着剤の示方配合は表６－２を標準とする。

表６－２　モルタル配合表

ボルトの種類	目標強度 N/mm²	セメントの種類	水セメント比(%)	フロー値(cm) 目標参考
定着材先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35～40	(19.5×19.5)
定着材後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)

３．鋼製支保工に用いる鋼材の材質はJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）２種(SS400)の規格に適合したものでなければならない。

（3）吹付コンクリートの配合、品質基準は表６－１のとおりとする。

表６－１　吹付コンクリートの配合（湿式）及び品質基準

強　　度	W／C	単位セメント量	粗骨材最大寸法
σ28=18N/mm²	(56%)	(普通ポルトランドセメント) 360kg	(15mm)
急　結　材	砂	砕　　石	スランプ
セメント量の(5.5%)	(0.80㎥) (1086kg)	(0.47㎥) (675kg)	2.5cm　…±1.0 5cm及6.5cm　…±1.5 8cm～18cm以下…±2.5 21cm　…±1.5(cm)

注：（　）書きは参考値とする。

吹付コンクリートの強度試験資料については、土木学会基準の吹付コンクリートの強度試験用供試体の作り方（案）によるものとする。

（4）請負者は、配合を変更する必要が生じた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**

＊修正　・表現の統一

２．定着剤の示方配合は表６－２を標準とする。

表６－２　モルタル配合表

ボルトの種類	目標強度 N/mm²	セメントの種類	水セメント比(%)	フロー値(cm) 目標参考
定着材先充填型	9.8	普通ポルトランドセメント	35～40	(19.5×19.5)
定着材後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)

３．鋼製支保工に用いる鋼材の材質はJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）２種(SS400)の規格に適合したものでなければならない。

４．継ぎ材（タイロット）の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼１種（SR235）とする。
５．鋼製支保工に使用するさや管はJIS G 3444一般構造用炭素鋼鋼管２種（STK400）とする。

６．鋼製支保及びタイロットに使用する六角ボルトはJIS B 1180、六角ナットはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。
７．金網工に使用する材料はJIS G 3551溶接金網（めっきなし）の規格に適合するもので150㎜×150×φ５㎜とする。
８．金網の止めピンはφ９㎜鉄筋同等とする。

特仕6-4-4　ロックボルト工

１．請負者は、ロックボルトの定着については、全面接着式としロックボルト全体をドライモルタル接着剤で地山に固定しなければならない。
２．降伏点耐力の算定は次の式による。
降伏点耐力＝ロックボルト降伏点強度（σy）×ネジ部等の有効断面積（As）
$As=（\pi/4）\times（d-0.93829p）^2$
d＝おねじの外径（ねじの呼び径）（㎜）
p＝ねじのピッチ（㎜）
４．ロックボルトの穿孔深さは－50㎜程度を限界（管理目標値とし規格値ではない）とし、請負者は、防水シート施工時に切断等の必要がないよう施工しなければならない。
５．請負者は、日常の坑内観察時にロックボルト施工後の状況を観察し、異常（ナット破損、ベアリングプレート交換等）が認められた場合には、すみやかに現場測定を行い、対応を検討し**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

特仕6-4-5　鋼製支保工

１．請負者は、鋼製支保工部材の継手ボルトについては、その継手が弱点とならないよう締付けなければならない。
２．請負者は鋼製支保工相互間を継ぎボルト、つなぎ材等により確実に締付けなければならない。
３．請負者は、掘削及び鋼製支保工の建込みにあたって、鋼製支保工脚部の支持地盤を乱さないように施工しなければならない。

第５節　覆　　工

特仕6-5-2　材　　料

１．防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8㎜以上のビニールシート等で表６－３に示す規格に
インバート本体工の施工については、「特仕」第10編6-6-4特仕インバート本体工の規定によるものとする。

表６－３　防水シートの規格

項　　目	試　験　方　法	規　　格
比　　重	JIS K 6773（20℃）	0.90～0.95
引張強さ　（kgf/cm）	〃	160以上
伸　　び　（%）	〃	600以上
引裂強さ　（kgf/cm）	JIS K 6301（20℃）	50以上

４．継ぎ材（タイロット）の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼１種（SR235）とする。
５．鋼製支保工に使用するさや管はJIS G 3444一般構造用炭素鋼鋼管２種（STK400）とする。

６．鋼製支保及びタイロットに使用する六角ボルトはJIS B 1180、六角ナットはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。
７．金網工に使用する材料はJIS G 3551溶接金網（めっきなし）の規格に適合するもので150㎜×150×φ５㎜とする。
８．金網の止めピンはφ９㎜鉄筋同等とする。

特仕6-4-4　ロックボルト工

１．請負者は、ロックボルトの定着については、全面接着式としロックボルト全体をドライモルタル接着剤で地山に固定しなければならない。
２．降伏点耐力の算定は次の式による。
降伏点耐力＝ロックボルト降伏点強度（σy）×ネジ部等の有効断面積（As）
$As=（\pi/4）\times（d-0.93829p）^2$
d＝おねじの外径（ねじの呼び径）（㎜）
p＝ねじのピッチ（㎜）
４．ロックボルトの穿孔深さは－50㎜程度を限界（管理目標値とし規格値ではない）とし、請負者は、防水シート施工時に切断等の必要がないよう施工しなければならない。
５．請負者は、日常の坑内観察時にロックボルト施工後の状況を観察し、異常（ナット破損、ベアリングプレート交換等）が認められた場合には、すみやかに現場測定を行い、対応を検討し**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**

特仕6-4-5　鋼製支保工

１．請負者は、鋼製支保工部材の継手ボルトについては、その継手が弱点とならないよう締付けなければならない。
２．請負者は鋼製支保工相互間を継ぎボルト、つなぎ材等により確実に締付けなければならない。
３．請負者は、掘削及び鋼製支保工の建込みにあたって、鋼製支保工脚部の支持地盤を乱さないように施工しなければならない。

第５節　覆　　工

特仕6-5-2　材　　料

１．防水工に使用する防水シートは、厚さ0.8㎜以上のビニールシート等で表６－３に示す規格に適合するものとする。

表６－３　防水シートの規格

項　　目	試　験　方　法	規　　格
比　　重	JIS K 6773（20℃）	0.90～0.95
引張強さ　（kgf/cm）	〃	160以上
伸　　び　（%）	〃	600以上
引裂強さ　（kgf/cm）	JIS K 6301（20℃）	50以上

＊修正　・表現の統一

２．透水性緩衝材は３㎜以上、重量は300ｇ/㎡以上とする。	２．透水性緩衝材は３㎜以上、重量は300ｇ/㎡以上とする。		
特仕6-5-3　覆工コンクリート工 請負者は、型わく及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。	**特仕6-5-3　覆工コンクリート工** 請負者は、型わく及びセントルの機構については、吹上方式又は押上式装置が設備されたものを使用しなければならない。		
特仕6-5-6　トンネル防水工 １．請負者は、吹付コンクリートと防水シートの間に透水性を確保するようにしなければならない。防水材はビニールシートと透水性緩衝材を組合せたものとする。 ２．請負者は、防水シートを吹付コンクリートにピン等で固定させ、また、防水シートと防水シートを漏水のないよう接合させなければならない。 ピン等の固定はアーチ部で平均５本/㎡、側壁部で平均３本/㎡程度以上とする。	**特仕6-5-6　トンネル防水工** １．請負者は、吹付コンクリートと防水シートの間に透水性を確保するようにしなければならない。防水材はビニールシートと透水性緩衝材を組合せたものとする。 ２．請負者は、防水シートを吹付コンクリートにピン等で固定させ、また、防水シートと防水シートを漏水のないよう接合させなければならない。 ピン等の固定はアーチ部で平均５本/㎡、側壁部で平均３本/㎡程度以上とする。		
第６節　インバート工	**第６節　インバート工**		
特仕6-6-4　インバート本体工 １．請負者は、インバートコンクリートに横方向の目地を設けることとし、間隔については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。 ２．請負者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を、やむを得ず設ける場合は、中央部に１ヵ所とする。 ３．インバート盛土に、トンネルずりを使用する場合は、締固め密度を路床なみとする。請負者は、品質管理基準による現場密度の測定が不可の場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**し タイヤローラ（８～20ｔ以上）又はブルドーザ（15ｔ以上）で７回以上転圧を行い締固めなければならない。なお、盛土材として不適当な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	**特仕6-6-4　インバート本体工** １．請負者は、インバートコンクリートに横方向の目地を設けることとし、間隔については**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。 ２．請負者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を、やむを得ず設ける場合は、中央部に１ヵ所とする。 ３．インバート盛土に、トンネルずりを使用する場合は、締固め密度を路床なみとする。請負者は、品質管理基準による現場密度の測定が不可の場合には、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとし タイヤローラ（８～20ｔ以上）又はブルドーザ（15ｔ以上）で７回以上転圧を行い締固めなければならない。なお、盛土材として不適当な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
第８節　坑　門　工	**第８節　坑　門　工**		
特仕6-8-3　作業土工（床堀り、埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕6-8-3　作業土工（床堀り、埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第　７　章　トンネル（矢板）		＊削除	
第１節　適　　用		＊移動	・目次の再編による
道路土工は、「特仕」第１編第２章第４節道路土工、インバート工は、「特仕」第10編第６章第６節インバート工、仮設工は、「特仕」第３編第２章10節仮設工の規定によるものとする。			
第６節　インバート工			
特仕7-6-4　インバート本体工 インバート本体工の施工については、「特仕」第10編6-6-4特仕インバート本体工の規定によるものとする。			

第　８　章　コンクリートシェッド	第　７　章　コンクリートシェッド		
第３節　プレキャストシェッド下部工	**第３節　プレキャストシェッド下部工**		
特仕8-3-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕7-3-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕8-3-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。	**特仕7-3-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。		
特仕8-3-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕7-3-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。		
特仕8-3-5　深　礎　工 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。	**特仕7-3-5　深　礎　工** 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。		
第４節　プレキャストシェッド上部工	**第４節　プレキャストシェッド上部工**		
特仕8-4-3　架　設　工 架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工の規定によるものとする。	**特仕7-4-3　架　設　工** 架設工（クレーン架設）の施工については、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工の規定によるものとする。		
特仕8-4-6　横 締 め 工 １．現場で行う横締工の施工については、「特仕」第10編5-4-3ポストテンション桁製作工の２項の規定によるものとする。 ２．グラウトの配合については、「特仕」第10編5-4-3ポストテンション桁製作工の４項の規定によるものとする。	**特仕7-4-6　横 締 め 工** １．現場で行う横締工の施工については、「特仕」第３編2-3-13ポストテンション桁製作工の２項の規定によるものとする。 ２．グラウトの配合については、「特仕」第３編2-3-13ポストテンション桁製作工の４項の規定によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・引用条項番号の修正
第５節　ＲＣシェッド工	**第５節　ＲＣシェッド工**		
特仕8-5-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。	**特仕7-5-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4既製杭工の規定によるものとする。		
特仕8-5-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕7-5-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5場所打杭工の規定によるものとする。		
特仕8-5-5　深　礎　工 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。	**特仕7-5-5　深　礎　工** 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6深礎工の規定によるものとする。		
第６節　シェッド付属物工	**第６節　シェッド付属物工**		
特仕8-6-5　銘　板　工	**特仕7-6-5　銘　板　工**	＊統合	・条文の統合

らない。	る。		
第　９　章　鋼製シェッド	**第　８　章　鋼製シェッド**		
第３節　工場製作工	**第３節　工場製作工**		
特仕9-3-6　鋳　造　費 銘板の材質については、「特仕」第10編特仕4-3-11 鋳造費の**規定**によらなければならない。	**特仕8-3-6　鋳　造　費** 銘板の材質については、「特仕」第１編特仕3-3-1 一般事項の**規定**によるものとする。	＊修正	・表現の統一
第４節　鋼製シェッド下部工	**第５節　鋼製シェッド下部工**		
特仕9-4-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕8-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕9-4-3　既 製 杭 工 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。	**特仕8-5-3　既 製 杭 工** 既製杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-4 既製杭工の規定によるものとする。		
特仕9-4-4　場所打杭工 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。	**特仕8-5-4　場所打杭工** 場所打杭工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。		
特仕9-4-5　深　礎　工 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。	**特仕8-5-5　深　礎　工** 深礎工の施工については、「特仕」第３編特仕2-4-6 深礎工の規定によるものとする。		
第６節　シェッド付属物工	**第７節　シェッド付属物工**		
特仕9-6-5　銘　板　工 銘板の材質については、「特仕」第10編特仕4-3-11　鋳造費の**規定**によらなければならない。	**特仕8-7-5　銘　板　工** 銘板の材質については、「特仕」第１編特仕3-3-1 一般事項の規定によるものとする。	＊統合	・条文の統合
第　10　章　地下横断歩道	**第　９　章　地下横断歩道**		
第　11　章　地下駐車場	**第　10　章　地下駐車場**		
第　12　章　共　同　溝	**第　11　章　共　同　溝**		
第１節　適　　用 工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工の規定によるものとする。仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。	**第１節　適　　用** 工場製品輸送工は、「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工の規定によるものとする。仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。		
第３節　工場製作工	**第３節　工場製作工**		
特仕12-3-2　設備・金物製作工 設備・金物製作工については、「特仕」第10編第４章第３節工場製作工の規定によるものとする。	**特仕11-3-2　設備・金物製作工** 設備・金物製作工については、「特仕」第３編第２章第12節工場製作工の規定によるものとする。	＊統合	・条文の統合

るものとする。	るものとする。		
第４節　開 削 土 工	**第５節　開 削 土 工**		
特仕12-4-2　掘　削　工 １．請負者は、占用物件が埋設されている恐れがある場合は布掘りを行い、占用物件がある場合は速やかに**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。	**特仕11-5-2　掘　削　工** １．請負者は、占用物件が埋設されている恐れがある場合は布掘りを行い、占用物件がある場合は速やかに**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
特仕12-4-3　埋 戻 し 工 １．請負者は、躯体側面の埋戻し幅が30cm以下の埋戻しについては、砂又は砂質土を用いて水締めにより締め固めなければならない。	**特仕11-5-3　埋 戻 し 工** １．請負者は、躯体側面の埋戻し幅が30cm以下の埋戻しについては、砂又は砂質土を用いて水締めにより締め固めなければならない。		
特仕12-4-4　残土処理工 作業残土処理工については、「特仕」第１編特仕2-3-7 残土処理工の規定によるものとする。	**特仕11-5-4　残土処理工** 作業残土処理工については、「特仕」第１編特仕2-3-7 残土処理工の規定によるものとする。		
第５節　現場打構築工	**第６節　現場打構築工**		
特仕12-5-5　防　水　工 請負者は、防水シートを使用する場合は**設計図書**によるものとする。	**特仕11-6-5　防　水　工** 請負者は、防水シートを使用する場合は**設計図書**によるものとする。		
第６節　プレキャスト構築工	**第７節　プレキャスト構築工**		
特仕12-6-3　縦　締　工 １．請負者は、縦締工の施工については、「特仕」**第10編特仕5-4-3**ポストテンション桁製作工の２項の規定によるものとする。	**特仕11-7-3　縦　締　工** １．請負者は、縦締工の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-13**ポストテンション桁製作工の２項の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
２．請負者は、グラウトの配合については、「特仕」**第10編特仕5-4-3** ポストテンション桁製作工の４項の規定によるものとする。	２．請負者は、グラウトの配合については、「特仕」**第３編特仕2-3-13** ポストテンション桁製作工の４項の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕12-6-4　横　締　工 １．請負者は、現場で行う横締工の施工については、「特仕」**第10編特仕5-4-3** ポストテンション桁製作工の２項の規定によるものとする。	**特仕11-7-4　横　締　工** １．請負者は、現場で行う横締工の施工については、「特仕」**第３編特仕2-3-13** ポストテンション桁製作工の２項の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
２．請負者は、グラウトの配合については、「特仕」**第10編特仕5-4-3** ポストテンション桁製作工の４項の規定によるものとする。	２．請負者は、グラウトの配合については、「特仕」**第３編特仕2-3-13** ポストテンション桁製作工の４項の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕12-6-5　可とう継手工 請負者は、使用する可とう継手については、**設計図書**によるものとする。	**特仕11-7-5　可とう継手工** 請負者は、使用する可とう継手については、**設計図書**によるものとする。		
第７節　付属設備工	**第８節　付属設備工**		
特仕12-7-4　換気口上屋・仮設照明・仮設階段等 １．請負者は、換気口上屋の施工において、プレキャスト製品を使用する場合は、材質について監督職員の**承諾**を得なければならない。 ２．請負者は、洞道内及び覆工内部については、作業環境保全のため、仮設照明を設置しなければならない。 ３．請負者は、必要に応じて昇降用の仮設階段を設置しなければならない。 ４．請負者は、周辺の地下水の利用状況、井戸の有無等の調査を行い、水位観測その他対策等が必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。 ５．請負者は、工事により発生する水処理において、下水道に排出する必要が生じた場合は**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。 ６．請負者は、占用企業者の取付金具等同時施工が必要な場合は、占用企業者と十分調整を行わなければならない。 ７．請負者は、覆工部の摺り付け舗装については、段差が生じないよう常に良好な維持	**特仕11-8-4　換気口上屋・仮設照明・仮設階段等** １．請負者は、換気口上屋の施工において、プレキャスト製品を使用する場合は、材質について監督職員の**承諾**を得なければならない。 ２．請負者は、洞道内及び覆工内部については、作業環境保全のため、仮設照明を設置しなければならない。 ３．請負者は、必要に応じて昇降用の仮設階段を設置しなければならない。 ４．請負者は、周辺の地下水の利用状況、井戸の有無等の調査を行い、水位観測その他対策等が必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。 ５．請負者は、工事により発生する水処理において、下水道に排出する必要が生じた場合は**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。 ６．請負者は、占用企業者の取付金具等同時施工が必要な場合は、占用企業者と十分調整を行わなければならない。 ７．請負者は、覆工部の摺り付け舗装については、段差が生じないよう常に良好な維持	＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・表現の統一

管理を行わなければならない。

第 13 章 電線共同溝

第１節 適　　用

仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第５節 電線共同溝工

特仕13-5-2 管路工（管路部）

１．通過試験は、全ての管又は孔について行わなければならない。
２．躯体側面の埋戻しについては、水締め施工を標準とする。

特仕13-5-5 仮設土留工

請負者は、仮設土留工の施工にあたっては、掘削深さ1.0m以上の箇所に施工するものとする。

第６節 付帯設備工

特仕13-6-4 占用企業者との調整等

占用企業者との調整を計りながら施工しなければならない。

第 14 章 情報ボックス工

第３節 情報ボックス工

特仕14-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第 15 章 道 路 維 持

第１節 適　　用

１．請負者は、常に監督職員と連絡のとれる体制をとらなければならない。
２．請負者は、公安委員会で許可を受けた車で、標識を車載した車（作業車）を配置しなければならない。
３．道路維持作業
（１）請負者は、道路維持作業にあたっては、作業指示書により作業を行うものとする。
（２）「共仕」第１編1-1-2 用語の定義の14項のいう**指示**は、緊急を要するものについては口頭**指示**（無線電話等による**指示**を含む）とし、後日書面によるものとする。
（３）請負者は、道路維持作業にあたっては、監督職員から**指示**があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。
（４）請負者は、道路維持作業にあたっては、原則として作業車を使用しなければならない。
４．請負者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるもの

管理を行わなければならない。

第 12 章 電線共同溝

第１節 適　　用

仮設工は、「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。

第５節 電線共同溝工

特仕12-5-2 管路工（管路部）

１．通過試験は、全ての管又は孔について行わなければならない。
２．躯体側面の埋戻しについては、水締め施工を標準とする。

特仕12-5-5 仮設土留工

請負者は、仮設土留工の施工にあたっては、掘削深さ1.0m以上の箇所に施工するものとする。

第６節 付帯設備工

特仕12-6-4 占用企業者との調整等

占用企業者との調整を計りながら施工しなければならない。

第 13 章 情報ボックス工

第３節 情報ボックス工

特仕13-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。

第 14 章 道 路 維 持

第１節 適　　用

１．請負者は、常に監督職員と連絡のとれる体制をとらなければならない。
２．請負者は、公安委員会で許可を受けた車で、標識を車載した車（作業車）を配置しなければならない。
３．道路維持作業
（１）請負者は、道路維持作業にあたっては、作業指示書により作業を行うものとする。
（２）「共仕」第１編1-1-2 用語の定義の14項のいう**指示**は、緊急を要するものについては口頭**指示**（無線電話等による**指示**を含む）とし、後日書面によるものとする。
（３）請負者は、道路維持作業にあたっては、監督職員から**指示**があれば昼夜・休日を問わず実施しなければならない。
（４）請負者は、道路維持作業にあたっては、原則として作業車を使用しなければならない。
４．請負者は、道路上の維持作業にあたっては、その日のうちに作業を終了させるもの

とし、跡片付け及び清掃を行わなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、監督職員に**報告**するとともに、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。	とし、跡片付け及び清掃を行わなければならない。やむを得ずその日のうちに作業が終了しない場合には、監督職員に**報告**するとともに、交通に危険がないよう必要な保安施設等の措置を講じなければならない。		
5．請負者は、作業指示書により**指示**を受けた作業について、作業計画書を作成し、あらかじめ監督職員に**提出**しなければならない。	5．請負者は、作業指示書により**指示**を受けた作業について、作業計画書を作成し、あらかじめ監督職員に**提出**するものとする。	＊修正	・表現の統一
6．請負者は、作業計画書の内容に変更が生じ、その内容が重大な場合には、そのつど変更に関連するものについて変更計画書を**提出**しなければならない。	6．請負者は、作業計画書の内容に変更が生じ、その内容が重大な場合には、そのつど変更に関連するものについて変更計画書を**提出**するものとする。	＊修正	・表現の統一
7．請負者は、道路維持作業により発生する土砂・塵埃・瓦礫・汚泥・刈取った草・木の枝葉等の廃棄物は、「共仕」第１編1-1-18建設副産物の**規定**によらなければならない。 なお、「再生資源に関する建設省令に規定する建設資材」の規模及び、「指定副産物に関する建設省令に規定する指定副産物」の規模は適用を除外する。	7．請負者は、道路維持作業により発生する土砂・塵埃・瓦礫・汚泥・刈取った草・木の枝葉等の廃棄物は、「共仕」第１編1-1-18建設副産物の**規定**によるものとする。 なお、「再生資源に関する建設省令に規定する建設資材」の規模及び、「指定副産物に関する建設省令に規定する指定副産物」の規模は適用を除外する。	＊修正	・表現の統一
8．請負者は、廃棄物・発生材の処理について、その日のうちに処分しなければならない。	8．請負者は、廃棄物・発生材の処理について、その日のうちに処分しなければならない。		
9．請負者は、交通安全管理について、「共仕」第１編1-1-32交通安全管理、「特仕」第１編特仕1-1-32 交通安全管理の規定に準ずるものとする。	9．請負者は、交通安全管理について、「共仕」第１編1-1-32交通安全管理、「特仕」第１編特仕1-1-32 交通安全管理の規定に準ずるものとする。		
10．請負者は、作業請負契約書第21条の検査に基づく検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者（監理技術者）が**立会**の上、検査職員による作業の完了を**確認**する検査を受けなければならない。	10．請負者は、作業請負契約書第21条の検査に基づく検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者（監理技術者）が**立会**の上、検査職員による作業の完了を**確認**する検査を受けなければならない。		
第４節　舗　装　工	**第４節　舗　装　工**		
特仕15-4-2　材　　料 注入材料は、ブロンアスファルトとしJIS K 2207（石油アスファルト）の規格によるものとし、針入度は20～30とする。	**特仕14-4-2　材　　料** 注入材料は、ブロンアスファルトとしJIS K 2207（石油アスファルト）の規格によるものとし、針入度は20～30とする。		
特仕15-4-3　路面切削工 １．請負者は、施工前に本条２項又は自動横断測定法により現地の計測を行い、切削厚さが設計平均深さになるよう計画高を決め、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。 なお、平均厚さに±５㎜以上の変更が生じた場合は**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。 ２．現地測量による方法 （１）横断方向の測定箇所は２車線道路で９点、４車線道路で片側９点（全体18点）とする。 （２）平均厚の計算は、「数量算出要領」に準ずるものとする。 （３）切削深さの管理は、２車線道路で５点法、４車線道路で９点法により行わなければならない。	**特仕14-4-3　路面切削工** **路面切削工**の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-15 **路面切削工**の規定によるものとする。	＊統合 ＊修正	・条文の統合 ・表現の統一
特仕15-4-4　舗装打換え工 １．請負者は、舗装打換部の既設アスファルト版については、コンクリートカッタで切断したのち、損傷部分を取りこわさなければならない。打換にあたっては、舗装版路盤に悪影響のないよう施工しなければならない。 ２．請負者は、路盤を入替えるときには、隣接する路盤をゆるめないよう施工しなければならない。 ３．請負者は、一層の仕上り厚さが７cm以下になるよう舗設しなければならない。 ４．請負者は、ローラ等により品質を確保するための締固め度が得られるよう、締固めなければならない。	**特仕14-4-4　舗装打換え工** **舗装打換え工**の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-16 **舗装打換え工**の規定によるものとする。	＊統合 ＊修正	・条文の統合 ・表現の統一
特仕15-4-5　切削オーバーレイ工 １．請負者は、現道オーバーレイの施工前に現道部分の縦断・横断測量を実地し、施工法（舗装構成区分・舗装構成毎の厚さ及び交通処理計画）・縦横断計画高等を立案し監督職員の**確認**を得なければならない。 ２．オーバーレイの厚さの算定方法は、「数量算出要領」によるものとする。 ３．請負者は、施工面を整備した後、「特仕」第３編第２章第６節一般舗装工のうち該	**特仕14-4-5　切削オーバーレイ工** １．請負者は、現道オーバーレイの施工前に現道部分の縦断・横断測量を実施し、施工法（舗装構成区分・舗装構成毎の厚さ及び交通処理計画）・縦横断計画高等を立案し監督職員の**確認**を得るものとする。 ２．オーバーレイの厚さの算定方法は、「数量算出要領」によるものとする。 ３．請負者は、施工面を整備した後、「特仕」第３編第２章第６節一般舗装工のうち該	＊修正 ＊修正	・誤植 ・表現の統一

当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 4．オーバーレイの最小厚は４㎝以上とする。オーバーレイ各層で最小厚４㎝を確保できない箇所は、当該箇所の上層と同一合材で同時舗設するものとする。 請負者は、表層において**設計図書**に示す厚さが確保できない場合、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。 4．オーバーレイの最小厚は４㎝以上とする。オーバーレイ各層で最小厚４㎝を確保できない箇所は、当該箇所の上層と同一合材で同時舗設するものとする。 請負者は、表層において**設計図書**に示す厚さが確保できない場合、**設計図書**に関して監督職員と**協議するものとする。**	＊修正	・表現の統一
特仕15-4-7　路上再生工 1．気象条件は、「特仕」第３編特仕2-6-**5** アスファルト舗装工によるものとする。 2．養生については、「特仕」第３編特仕2-6-**5**アスファルト舗装工により施工するものとする。	**特仕14-4-7　路上再生工** 1．気象条件は、「特仕」第３編特仕2-6-**7** アスファルト舗装工によるものとする。 2．養生については、「特仕」第３編特仕2-6-**7**アスファルト舗装工により施工するものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・引用条項番号の修正
特仕15-4-9　コンクリート舗装補修工 1．コンクリート版における注入孔は、４㎡に１ヶ所、孔径は50㎜程度とし、削孔箇所は等間隔・千鳥状とする。請負者はクラック発生状況により位置の変更が必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。 2．請負者は、計測装置・計画方法を施工計画書に記載しなければならない。 3．請負者は、コンクリート舗装の目地及び充填できる亀裂箇所には、古い目地材・石・ごみ・どろ等の異物を人力で取り除き、清掃を行ったのちプライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。 4．請負者は、注入完了後、沈下量の測定を行うものとし、測定箇所は舗装版１枚につき１点とする。注入後の測定値が 0.4㎜以上の場合は、再注入を行わなければならない。 なお、注入孔は前回とは別途に削孔しなければならない。 また、再注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に**報告**しなければならない。	**特仕14-4-9　コンクリート舗装補修工** **コンクリート舗装補修工**の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-19 **コンクリート舗装補修工**の規定によるものとする。	＊統合 ＊修正	・条文の統合 ・表現の統一
特仕15-4-10　アスファルト舗装補修工 1．請負者は、アスファルト舗装のポットホール・段差・局部的なひびわれ及びくぼみ・コンクリート舗装の目地縁部あるいはひびわれの角欠け･段差･穴あき等の欠損部の補修にあたっては、加熱アスファルト合材を使用して舗設しなければならない。 2．請負者は、欠損部の補修の施工については、既設舗装面を清掃後タックコートを施工し、加熱アスファルト合材を敷ならしたのち、振動ローラ等により締固めなければならない。 3．請負者は、アスファルト舗装の亀裂箇所で、目地材が充填できる亀裂箇所には、石・ごみ・どろ等を吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、プライマーを塗布し、目地材を加熱し充填するものとし、目地材充填後は石粉を散布しなければならない。	**特仕14-4-10　アスファルト舗装補修工** **アスファルト舗装補修工**の施工については、「特仕」第３編特仕2-6-18 **アスファルト舗装補修工**の規定によるものとする。	＊統合	・条文の統合
第５節　排水構造物工	**第５節　排水構造物工**		
特仕15-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕14-5-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕15-5-3　側　溝　工 請負者は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-**8**-3 側溝工の2項の**規定**によらなければならない。	**特仕14-5-3　側　溝　工** 請負者は、側溝類の継目部の施工にあたっては、「共仕」第10編1-**10**-3 側溝工の2項の**規定**によるものとする。	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・表現の統一
第６節　防 護 柵 工	**第６節　防 護 柵 工**		
特仕15-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるもの	**特仕14-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるもの		

とする。	とする。		
第７節　標　識　工	**第７節　標　識　工**		
特仕15-7-1　一 般 事 項 請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-8-1 の規定によるものとする。	**特仕14-7-1　一 般 事 項** 請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1 の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第８節　道路付属施設工	**第８節　道路付属施設工**		
特仕15-8-3　境　界　工 境界工の施工については、「特仕」**第10編特仕2-11-3** 境界工の規定によるものとする。	**特仕14-8-3　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」**第６編特仕1-12-2** 境界工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第９節　擁　壁　工	**第10節　擁　壁　工**		
特仕15-9-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕14-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第10節　石・ブロック積（張）工	**第11節　石・ブロック積（張）工**		
特仕15-10-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕14-11-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第11節　カルバート工	**第12節　カルバート工**		
特仕15-11-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕14-12-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第12節　法　面　工	**第13節　法　面　工**		
特仕15-12-2　植　生　工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7 植生工の規定によるものとする。	**特仕14-13-2　植　生　工** 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕15-12-3　法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-6 吹付工の規定によるものとする。	**特仕14-13-3　法面吹付工** 法面吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-3 吹付工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕15-12-4　法　枠　工 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5 法枠工の規定によるものとする。	**特仕14-13-4　法　枠　工** 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第13節　橋梁床版工	**第14節　橋梁床版工**		
特仕15-13-3　床版補強工（鋼板接着工法） １．前　処　理 （１）請負者は、フランジを装着するコンクリート面に、ディスクサンダー等を用い	**特仕14-14-3　床版補強工（鋼板接着工法）** １．前　処　理 （１）請負者は、フランジを装着するコンクリート面に、ディスクサンダー等を用い		

て、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。 また、コンクリート面が濡れている場合には、布等でふき取って乾燥させなければならない。 （2）請負者はコンクリート表面に豆板等の不良部分がある場合には取除き、パテ用エポキシ系樹脂で埋めなければならない。	て、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。 また、コンクリート面が濡れている場合には、布等でふき取って乾燥させなければならない。 （2）請負者はコンクリート表面に豆板等の不良部分がある場合には取除き、パテ用エポキシ系樹脂で埋めなければならない。		
2．増桁の設置 （1）請負者は、シール工施工前に樹脂の注入厚さを測定し、監督職員の**確認**を得なければならない。 なお、注入厚さは、**設計図書**によるものとするが、現地の状況により0.1㎜単位で変更することができる。 ただし、特殊な横断勾配等の箇所については、**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。	2．増桁の設置 （1）請負者は、シール工施工前に樹脂の注入厚さを測定し、監督職員の**確認**を得るものとする。 なお、注入厚さは、**設計図書**によるものとするが、現地の状況により0.1㎜単位で変更することができる。 ただし、特殊な横断勾配等の箇所については、**設計図書**に関して監督職員に**協議**するものとする。	＊修正	・表現の統一
（2）請負者はフランジ周りのシール及び注入パイプ取付けにあたっては、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧力に対して十分な強度を有し、かつ、注入樹脂が漏れないようにしなければならない。	（2）請負者はフランジ周りのシール及び注入パイプ取付けにあたっては、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧力に対して十分な強度を有し、かつ、注入樹脂が漏れないようにしなければならない。		
3．樹脂の注入 （1）請負者は、**設計図書**に示す配合比で混合しなければならない。１回の混合量は可使時間内の使用量以下とし、可使時間を超えた樹脂は使用してはならない。 （2）請負者は、それぞれの樹脂の主剤と硬化剤を、ハンドミキサー等の機械器具を使用して完全に混合しなければならない。 （3）施工時の気温は５℃～30℃とするが、請負者はこの範囲以外で施工する場合には、気温に対する温度養生等を事前に監督職員と**協議**しなければならない。 （4）請負者は、フランジ周り、注入パイプ取付部材等のシール剤の硬化を**確認**後、注入ポンプにて低い箇所の注入パイプよりゆっくり圧入しなければならない。 おのおのの排出パイプから樹脂排出を**確認**して、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で注入が**確認**されるまで圧入を続け、最後の排出パイプからの排出樹脂を**確認**して、パイプを閉じなければならない。 （5）請負者は、注入を完了したフランジについては仕上げ塗装前にチェックハンマー等で注入の**確認**を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に**提出**しなければならない。 なお、注入不良箇所が認められたら再注入を行い、監督職員に**報告**しなければならない。	3．樹脂の注入 （1）請負者は、**設計図書**に示す配合比で混合しなければならない。１回の混合量は可使時間内の使用量以下とし、可使時間を超えた樹脂は使用してはならない。 （2）請負者は、それぞれの樹脂の主剤と硬化剤を、ハンドミキサー等の機械器具を使用して完全に混合しなければならない。 （3）施工時の気温は５℃～30℃とするが、請負者はこの範囲以外で施工する場合には、気温に対する温度養生等を事前に監督職員と**協議**するものとする。 （4）請負者は、フランジ周り、注入パイプ取付部材等のシール剤の硬化を**確認**後、注入ポンプにて低い箇所の注入パイプよりゆっくり圧入しなければならない。 おのおのの排出パイプから樹脂排出を**確認**して、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で注入が**確認**されるまで圧入を続け、最後の排出パイプからの排出樹脂を**確認**して、パイプを閉じなければならない。 （5）請負者は、注入を完了したフランジについては仕上げ塗装前にチェックハンマー等で注入の**確認**を行い、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に**提出**するものとする。 なお、注入不良箇所が認められたら再注入を行い、監督職員に**報告**するものとする。	＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・表現の統一
4．既設材の取外し・再取付け （1）請負者は、縦桁取付けに先立ち、取付けに支障となる部材を調査し、監督職員に**報告**をしなければならない。なお、取外しの数量については契約変更の対象とする。 （2）請負者は、取外し部材の再取付け方法について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。また、取外し欠損部の塗装を行わなければならない。 5．注入材等の規格については、「特仕」第２編特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤の規格の規定によるものとする。 6．品質管理 （1）請負者は、施工中１日１回注入用エポキシ系樹脂を、紙コップ等に採取し硬化状態を観察しなければならない。 （2）請負者は施工中１回/月現場採取した供試体で試験を行い、規格値と比較してその性能を**確認**しなければならない。 試験項目：比重（硬化物）・圧縮降伏強さ・曲げ強さ・引張強さ・圧縮弾性率 （3）バックアップ材、シール用エポキシ系樹脂については、ミルシートの**提出**のみとする。 7．そ の 他 請負者は、本工事に伴い防護工事が必要となった場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。	4．既設材の取外し・再取付け （1）請負者は、縦桁取付けに先立ち、取付けに支障となる部材を調査し、監督職員に**報告**するものとする。なお、取外しの数量については監督職員と協議するものとする。 （2）請負者は、取外し部材の再取付け方法について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。また、取外し欠損部の塗装を行わなければならない。 5．注入材等の規格については、「特仕」第２編特仕2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤の規格の規定によるものとする。 6．品質管理 （1）請負者は、施工中１日１回注入用エポキシ系樹脂を、紙コップ等に採取し硬化状態を観察しなければならない。 （2）請負者は施工中１回/月現場採取した供試体で試験を行い、規格値と比較してその性能を**確認**するものとする。 試験項目：比重（硬化物）・圧縮降伏強さ・曲げ強さ・引張強さ・圧縮弾性率 （3）バックアップ材、シール用エポキシ系樹脂については、ミルシートの**提出**のみとする。 7．そ の 他 請負者は、本工事に伴い防護工事が必要となった場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。	＊修正 ＊修正 ＊修正	・表現の統一 ・表現の統一 ・表現の統一
特仕15-13-4　床版補強工（増桁架設工法） 床版補強工（増桁架設工法）の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕15-13-3 床	**特仕14-14-4　床版補強工（増桁架設工法）** 床版補強工（増桁架設工法）の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕14-14-3 床	＊修正	・引用条項番号の修正

版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。	版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。	
特仕15-13-5　床版増厚補強工	**特仕14-14-5　床版増厚補強工**	
１．請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕15-4-3 路面切削工の規定によるものとする。	１．請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。	＊修正　・引用条項番号の修正
２．床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第２章第３節舗装工の規定によるものとする。	２．床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第２章第４節舗装工の規定によるものとする。	＊修正　・引用条項番号の修正
特仕15-13-6　床版取替工	**特仕14-14-6　床版取替工**	
１．請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕15-4-3 路面切削工の規定によるものとする。	１．請負者は、舗装版撤去の施工については、「特仕」第10編特仕14-4-3 路面切削工の規定によるものとする。	＊修正　・引用条項番号の修正
２．請負者は、増桁架設の施工については、「特仕」第10編特仕15-13-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。	２．請負者は、増桁架設の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。	＊修正　・引用条項番号の修正
３．床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第２章第３節舗装工の規定によるものとする。	３．床版防水膜、橋面舗装の施工については、「特仕」第10編第２章第４節舗装工の規定によるものとする。	＊修正　・引用条項番号の修正
第14節　橋梁付属物工	**第15節　橋梁付属物工**	
特仕15-14-2　伸縮継手工	**特仕14-15-2　伸縮継手工**	
１．樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。 （１）樹脂モルタル及び樹脂の試験回数（圧縮強度試験）については、配合１種類ごと５㎡につき１回３ヶの割合で圧縮強度試験を行うこととする。 （２）品質規格（圧縮強度）は、表15－１とする。	１．樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質管理試験の基準は、下記のとおりとする。 （１）樹脂モルタル及び樹脂の試験回数（圧縮強度試験）については、配合１種類ごと５㎡につき１回３ヶの割合で圧縮強度試験を行うこととする。 （２）品質規格（圧縮強度）は、表15－１とする。	

表15－１　樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質規格

種　　類	供　試　体	圧　縮　強　度	備　　考
樹脂モルタル（１：４）	φ5×10cm	49N/mm²以上	７日20℃養生
〃　（１：５）	〃	49N/mm²以上	〃
樹脂コンクリート	φ10×20cm	49N/mm²以上	〃

表15－１　樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質規格

種　　類	供　試　体	圧　縮　強　度	備　　考
樹脂モルタル（１：４）	φ5×10cm	49N/mm²以上	７日20℃養生
〃　（１：５）	〃	49N/mm²以上	〃
樹脂コンクリート	φ10×20cm	49N/mm²以上	〃

第16節　現場塗装工	**第17節　現場塗装工**	
特仕15-16-2　材　　料 現場塗装の材料については、「特仕」第10編特仕4-3-2 材料の規定によるものとする。	**特仕14-17-2　材　　料** 現場塗装の材料については、「特仕」第3編特仕2-12-2 材料の規定によるものとする。	＊修正　・引用条項番号の修正
第17節　トンネル工	**第18節　トンネル工**	
特仕15-17-2　内 装 板 工 内装板に使用する材料は、**設計図書**によるものとし、その他の材料については、「特仕」第２編材料編の**規定**によらなければならない。	**特仕14-18-2　内 装 板 工** 内装板に使用する材料は、**設計図書**によるものとし、その他の材料については、「特仕」第２編材料編の**規定**によるものとする。	＊修正　・表現の統一
第18節　道路付属物復旧工	**第19節　道路付属物復旧工**	

特仕15-18-4　区画線復旧工

請負者は、路面補修等で抹消した区画線をその日のうちに復旧しなければならない。

特仕15-18-5　側溝蓋補修工

請負者は、側溝蓋掛けを施工する場合には、破損した蓋を取り外し、側溝内の清掃を行ったのち、新しい蓋をがたつきがないように布設しなければならない。

第19節　道路清掃工

特仕15-19-1　一 般 事 項

現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ**提出**し、出来高の**確認**を得なければならない。

特仕15-19-3　路面清掃工

1．請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業中に一般交通並びに公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。
2．請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業の種類・交通の状況・道路の実態等を勘案し、必要に応じて標識・バリケード等の安全施設を設置して、交通の安全を確保しなければならない。
3．路面清掃工の施工にあたっては、昼間作業とする。ただし、請負者は道路状況等により作業時間を変更する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
4．路面清掃作業の種類及び内容は次のとおりとする。
（1）路面機械清掃
①　路面機械清掃パーティは、表15－1による構成とする。

表15－1　路面機械清掃パーティ

区分	ブラシ式（フロントリフト）	ブラシ式（リヤボトム・リヤダンプ）	ブラシ式（リヤリフト）	真空式（リヤリフト）
構成	路面清掃車　1台	路面清掃車　1台	路面清掃車　1台	路面清掃車　1台
	散水車　1台	散水車　1台	散水車　1台	散水車　1台
	作業車（ダンプトラック）1台		作業車（ダンプトラック）1台	作業車（ダンプトラック）1台

②　請負者は、清掃に先立ち、散水車により清掃中にほこりがたたない程度に散水しなければならない。
③　請負者は、路面清掃により発生した土砂・塵埃等は作業車等により運搬し、処理しなければならない。
④　請負者は、路面清掃車の作業速度については、塵あい量・清掃の仕上り等を考慮して、清掃が可能な速度を保つようにしなければならない。
⑤　請負者は、路面清掃車の形式が、ブラシ式のものについては主ブラシにポリプロピレンを、溝ブラシに鋼線を使用するものとし、真空式のものについてはすべて鋼線を使用しなければならない。
なお、ブラシの消耗が表15－2に示す値となった場合には、ブラシを交換しなければならない。

特仕14-19-4　区画線復旧工

請負者は、路面補修等で抹消した区画線をその日のうちに復旧しなければならない。

特仕14-19-5　側溝蓋補修工

請負者は、側溝蓋掛けを施工する場合には、破損した蓋を取り外し、側溝内の清掃を行ったのち、新しい蓋をがたつきがないように布設しなければならない。

第20節　道路清掃工

特仕14-20-1　一 般 事 項

現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ**提出**し、出来高の**確認**を得るものとする。

特仕14-20-3　路面清掃工

1．請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業中に一般交通並びに公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。
2．請負者は、路面清掃工の施工にあたっては、作業の種類・交通の状況・道路の実態等を勘案し、必要に応じて標識・バリケード等の安全施設を設置して、交通の安全を確保しなければならない。
3．路面清掃工の施工にあたっては、昼間作業とする。ただし、請負者は道路状況等により作業時間を変更する場合には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
4．路面清掃作業の種類及び内容は次のとおりとする。
（1）路面機械清掃
①　路面機械清掃パーティは、表15－1による構成とする。

表15－1　路面機械清掃パーティ

区分	ブラシ式（フロントリフト）	ブラシ式（リヤボトム・リヤダンプ）	ブラシ式（リヤリフト）	真空式（リヤリフト）
構成	路面清掃車　1台	路面清掃車　1台	路面清掃車　1台	路面清掃車　1台
	散水車　1台	散水車　1台	散水車　1台	散水車　1台
	作業車（ダンプトラック）1台		作業車（ダンプトラック）1台	作業車（ダンプトラック）1台

②　請負者は、清掃に先立ち、散水車により清掃中にほこりがたたない程度に散水しなければならない。
③　請負者は、路面清掃により発生した土砂・塵埃等は作業車等により運搬し、処理しなければならない。
④　請負者は、路面清掃車の作業速度については、塵あい量・清掃の仕上り等を考慮して、清掃が可能な速度を保つようにしなければならない。
⑤　請負者は、路面清掃車の形式が、ブラシ式のものについては主ブラシにポリプロピレンを、溝ブラシに鋼線を使用するものとし、真空式のものについてはすべて鋼線を使用しなければならない。
なお、ブラシの消耗が表15－2に示す値となった場合には、ブラシを交換しなければならない。

＊修正

・表現の統一

表15－２　ブラシの消耗値

区　　分	種　　別	残　存　部
ブラシ式	主ブラシ	直径約600㎜
	側ブラシ	長さ約130㎜
真 空 式	側ブラシ	長さ約100㎜
	掃き寄せブラシ	直径約300㎜
	吸込みブラシ	直径約300㎜

（２）人力清掃Ａ
　横断歩道橋・地下横断歩道・橋側歩道橋及び歩道上の土砂・塵埃等を、人力により箒等で掃くもので、請負者は清掃中にほこりが発生し第三者に迷惑をかけるおそれにある場合には、散水を行わなければならない。
（３）人力清掃Ｂ
　中央分離帯・安全島及び歩道上に連続している植樹帯の、タバコの吸殻程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。
（４）人力清掃Ｃ
　歩道及び路肩の、マッチ程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。
（５）請負者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に**報告**をしなければならない。なお、この**報告**は口頭等で足りるものとする。

特仕15-19-4　路肩整正工
　請負者は、路肩整正にあたっては、路肩の勾配を舗装勾配に合わせるとともに、舗装端では舗装高に合わせなければならない。

特仕15-19-5　排水施設清掃工
１．側溝機械清掃及び集水桝機械清掃
（１）機械清掃パーティは表15－３の構成とするが、**設計図書**により散水車等の組合せをするものとする。

表15－３　側溝・集水桝機械清掃パーティ

区分	側　溝　蓋　付	側　溝　蓋　無
構成	側溝清掃車　１台	側溝清掃車　１台
	作　業　車　１台	作　業　車　１台
	排水管清掃車　１台	

（２）機械清掃作業は、側溝・集水桝内に流入堆積した土砂・塵埃・瓦礫及びこれらの原因により溜った汚水等を、タンク内に収容後運搬し処理しなければならない
　請負者は、機械清掃に先立ち、必要に応じて側溝蓋、集水桝蓋を取り外し、側溝・集水桝内に流入した大きな塵埃瓦礫等の取り除きを行い、又蓋及び桝の周囲の清掃を行い、清掃後に蓋を布設しなければならない。
（３）請負者は、側溝・集水桝の清掃中又は清掃後、側溝・集水桝・マンホール等の

表15－２　ブラシの消耗値

区　　分	種　　別	残　存　部
ブラシ式	主ブラシ	直径約600㎜
	側ブラシ	長さ約130㎜
真 空 式	側ブラシ	長さ約100㎜
	掃き寄せブラシ	直径約300㎜
	吸込みブラシ	直径約300㎜

（２）人力清掃Ａ
　横断歩道橋・地下横断歩道・橋側歩道橋及び歩道上の土砂・塵埃等を、人力により箒等で掃くもので、請負者は清掃中にほこりが発生し第三者に迷惑をかけるおそれにある場合には、散水を行わなければならない。
（３）人力清掃Ｂ
　中央分離帯・安全島及び歩道上に連続している植樹帯の、タバコの吸殻程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。
（４）人力清掃Ｃ
　歩道及び路肩の、マッチ程度以上のゴミを人力収集し、清掃するものとする。
（５）請負者は、路面清掃及び人力清掃作業時にポットホール等路面等の異常を発見した場合には、監督職員に**報告**するものとする。なお、この**報告**は口頭等で足りるものとする。

＊修正　・表現の統一

特仕14-20-4　路肩整正工
　請負者は、路肩整正にあたっては、路肩の勾配を舗装勾配に合わせるとともに、舗装端では舗装高に合わせなければならない。

特仕14-20-5　排水施設清掃工
１．側溝機械清掃及び集水桝機械清掃
（１）機械清掃パーティは表15－３の構成とするが、**設計図書**により散水車等の組合せをするものとする。

表15－３　側溝・集水桝機械清掃パーティ

区分	側　溝　蓋　付	側　溝　蓋　無
構成	側溝清掃車　１台	側溝清掃車　１台
	作　業　車　１台	作　業　車　１台
	排水管清掃車　１台	

（２）機械清掃作業は、側溝・集水桝内に流入堆積した土砂・塵埃・瓦礫及びこれらの原因により溜った汚水等を、タンク内に収容後運搬し処理しなければならない
　請負者は、機械清掃に先立ち、必要に応じて側溝蓋、集水桝蓋を取り外し、側溝・集水桝内に流入した大きな塵埃瓦礫等の取り除きを行い、又蓋及び桝の周囲の清掃を行い、清掃後に蓋を布設しなければならない。
（３）請負者は、側溝・集水桝の清掃中又は清掃後、側溝・集水桝・マンホール等の

＊修正　・表現の統一

蓋の破損及び本体・接続部等の異状を発見した場合には、直ちに監督職員に**報告**しなければならない。

2．排水管機械清掃

（1）機械清掃パーティは表15－4の構成とするが、**設計図書**により散水車等の組合せをするものとする。

表15－4　排水管機械清掃パーティ

区分	後処理をする場合	後処理をしない場合
構成	排水管清掃車　1台	排水管清掃車　1台
	側溝清掃車　1台	
	作　業　車　1台	作　業　車　1台

（2）機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出しなければならない。

請負者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水管口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。

（3）請負者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を発見した場合には、直ちに監督職員に**報告**しなければならない。

3．側溝人力清掃（蓋なし）

請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

4．側溝人力清掃（蓋あり）

（1）請負者は、蓋を取り外し、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

（2）請負者は、側溝清掃後、蓋の表裏を間違いないように布設し、がたつきがないようにしなければならない。

5．素掘側溝人力清掃

（1）請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土するとともに、整形を行わなければならない。

（2）請負者は、側溝の排水勾配を考慮するとともに、深掘・浅掘のないようにしなければならない。

6．法面側溝人力清掃

請負者は、切土法面・盛土法面の小段に設けられている排水溝について、人力（スコップ等）により排水溝内の土砂を排土して清掃しなければならない。また、排土された土砂を小段・法面に敷均し整形しなければならない。

特仕15-19-7　道路付属物清掃工

1．ガードレール機械清掃

（1）機械清掃作業は、ガードレール面上に付着している汚水・泥土・塵埃及び車両の排気ガスの煤煙等による汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、請負者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

（2）請負者は、ガードレール清掃車の作業速度については、汚れ等の清掃に適した速度を保つようにしなければならない。

（3）請負者は、ガードレール清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約30cmになった場合には、交換しなければならない。

（4）洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。

（5）請負者は、ガードレール等の防護柵の清掃中又は清掃後、支柱の支持状態及び各部材の固定状態等の異常を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。

2．標識・照明・視線誘導標清掃

蓋の破損及び本体・接続部等の異状を発見した場合には、直ちに監督職員に**報告**するものとする。

2．排水管機械清掃

（1）機械清掃パーティは表15－4の構成とするが、**設計図書**により散水車等の組合せをするものとする。

表15－4　排水管機械清掃パーティ

区分	後処理をする場合	後処理をしない場合
構成	排水管清掃車　1台	排水管清掃車　1台
	側溝清掃車　1台	
	作　業　車　1台	作　業　車　1台

（2）機械清掃作業は、排水管内に堆積した土砂・沈澱附着した汚泥・異物等を排出しなければならない。

請負者は、機械清掃に先立ち、人力で集水桝内又は排水管口付近に堆積した土砂・塵埃・瓦礫などを排除し、排水管内の清掃を容易にできるようにしなければならない。

（3）請負者は、排水管の清掃中又は清掃後、排水管・集水桝等の破損又は異状を発見した場合には、直ちに監督職員に**報告**するものとする。

3．側溝人力清掃（蓋なし）

請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

4．側溝人力清掃（蓋あり）

（1）請負者は、蓋を取り外し、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土しなければならない。

（2）請負者は、側溝清掃後、蓋の表裏を間違いないように布設し、がたつきがないようにしなければならない。

5．素掘側溝人力清掃

（1）請負者は、人力（スコップ等）により側溝内の土砂を排土するとともに、整形を行わなければならない。

（2）請負者は、側溝の排水勾配を考慮するとともに、深掘・浅掘のないようにしなければならない。

6．法面側溝人力清掃

請負者は、切土法面・盛土法面の小段に設けられている排水溝について、人力（スコップ等）により排水溝内の土砂を排土して清掃しなければならない。また、排土された土砂を小段・法面に敷均し整形しなければならない。

特仕14-20-7　道路付属物清掃工

1．ガードレール機械清掃

（1）機械清掃作業は、ガードレール面上に付着している汚水・泥土・塵埃及び車両の排気ガスの煤煙等による汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、請負者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

（2）請負者は、ガードレール清掃車の作業速度については、汚れ等の清掃に適した速度を保つようにしなければならない。

（3）請負者は、ガードレール清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約30cmになった場合には、交換しなければならない。

（4）洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。

（5）請負者は、ガードレール等の防護柵の清掃中又は清掃後、支柱の支持状態及び各部材の固定状態等の異常を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。

2．標識・照明・視線誘導標清掃

＊修正	・表現の統一

（1）道路標識・道路照明灯機械清掃

① 機械清掃作業は、リフト車を標識板・照明灯際に位置させ、標識板・照明ランプに附着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、請負者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

② 請負者は、標識板・照明灯の清掃中又は清掃後、標識板・照明ランプ取付部のゆるみ及びピンの切損等の異状を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。

（2）視線誘導標人力清掃

① 人力清掃作業は、視線誘導標に付着している塵埃・車両の排気ガスの煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、請負者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

② 清掃は**設計図書**に示す場合を除き、反射体及び支柱について行わなければならない。

特仕15-19-8　構造物清掃工

1．トンネル機械清掃

（1）機械清掃パーティは、表15－５の構成を基本とする。

表15－５　機械清掃構成パーティ

区　分	ブ　ラ　シ　式
構　成	トンネル清掃車　１台
	散　水　車　１台

（2）トンネル清掃作業はトンネル側壁部に付着している油埃・泥まつ等の汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、請負者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

請負者は、機械清掃に先立ち、トンネル清掃車の清掃進路を妨げる障害物を除去し、清掃を容易にできるようにしなければならない。

（3）請負者は、トンネル清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約25㎝になった場合には、ブラシを交換しなければならない。

（4）洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。

（5）請負者は、トンネル清掃車での清掃が適切でない非常用施設・照明灯等の付近を、人力（雑巾・洗車ブラシ等）にて清掃しなければならない。

（6）請負者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・換気装置・非常用施設・照明灯等の異状を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**しなければならない。

第20節　植栽維持工

特仕15-20-3　樹木・芝生管理工

1．請負者は、樹種本来の形（円柱上・逆円錐状・狭円錐状・卵状・球状・広卵状等）を維持していくように剪定しなければならない。

2．請負者は、樹冠の生長の均一をはかるため、頂上枝は少なく、下方枝は多く残さなければならない。

3．請負者は、樹冠形上不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・胴吹き枝をまず除去し、樹木の上部から下部にむかって行わなければならない。

4．請負者は、枝を切る場合には、必ず新生枝の先端を残して切るようにしなければならない。

5．請負者は、枝のこぶをつとめて除去しなければならない。この場合、こぶ先の主枝を残すようにこぶのすり取りをしなければならない。

6．剪定作業は、表15－６の種類とする。

（1）道路標識・道路照明灯機械清掃

① 機械清掃作業は、リフト車を標識板・照明灯際に位置させ、標識板・照明ランプに附着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、請負者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

② 請負者は、標識板・照明灯の清掃中又は清掃後、標識板・照明ランプ取付部のゆるみ及びピンの切損等の異状を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。

（2）視線誘導標人力清掃

① 人力清掃作業は、視線誘導標に付着している塵埃・車両の排気ガスの煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、請負者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

② 清掃は**設計図書**に示す場合を除き、反射体及び支柱について行わなければならない。

特仕14-20-8　構造物清掃工

1．トンネル機械清掃

（1）機械清掃パーティは、表15－５の構成を基本とする。

表15－５　機械清掃構成パーティ

区　分	ブ　ラ　シ　式
構　成	トンネル清掃車　１台
	散　水　車　１台

（2）トンネル清掃作業はトンネル側壁部に付着している油埃・泥まつ等の汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、請負者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。

請負者は、機械清掃に先立ち、トンネル清掃車の清掃進路を妨げる障害物を除去し、清掃を容易にできるようにしなければならない。

（3）請負者は、トンネル清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約25㎝になった場合には、ブラシを交換しなければならない。

（4）洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。

（5）請負者は、トンネル清掃車での清掃が適切でない非常用施設・照明灯等の付近を、人力（雑巾・洗車ブラシ等）にて清掃しなければならない。

（6）請負者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・換気装置・非常用施設・照明灯等の異状を発見した場合には、すみやかに監督職員に**報告**するものとする。

＊修正　・表現の統一

第21節　植栽維持工

＊統合　・条文の統合

特仕14-21-3　樹木・芝生管理工

樹木・芝生管理工の施工については、「特仕」第３編特仕2-17-3 **樹木・芝生管理工**の規定によるものとする。

表15－６　剪定作業の種類（高木）

区　　分	目通り周（cm）
剪 定 A	30未満
剪 定 B	30～60未満
剪 定 C	60～90未満
剪 定 D	90～120未満

７．請負者は、夏期剪定にあたっては、樹冠内部に陽光や風が入るように樹形保持と樹勢の均衡をはかるよう剪定し、過度の剪定とならないようにしなければならない。
８．請負者は、原則として冬期剪定にあたっては、樹高・樹冠を一定の形に整えるとともに、次の繁茂期の緑のために、骨格となる枝条の発育が均斉となるようせん定しなければならない。
９．請負者は、刈り込みにあたっては、樹種特有の形（マメツゲ類は球状形・カイズカイブキは紡錘形・ツバキ・サザンカ・キャラボク・サツキ・ツツジ・ヂンチョウゲ・トベラ等は半球状形）になるように行わなければならない。
10．請負者は、刈り込みにあたっては、低木が連続して植え込んである場合には、全体的な修景を考慮して行わなければならない。
11．請負者は、人力による芝刈りにあたっては、で地上高１㎝程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。
12．請負者は、機械による芝刈りにあたっては、機械（エンジン付）芝刈機及び肩掛式芝刈機で地上高１㎝程度に刈取るとともに、縁石等からはみだした芝を切取り、整形しなければならない。
13．請負者は、人力よる抜根にあたっては、植栽枡・歩道（ブロック舗装）・中央分離帯等の連続した箇所で、雑草を引き抜かなければならない。
14．請負者は、架空線又は信号機、道路標識等の道路付属物に接触し、特に道路の通行及びその効用に支障がある街路樹の枝を剪定し、監督職員に**報告**しなければならない。
15．請負者は、枯死又は損傷した街路樹の補植について、**設計図書**に示す場合を除き、樹種・規格支柱等について**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
16．請負者は、破損又は腐蝕した支柱の取換えにあたって、**設計図書**に明示する場合を除き、形状・規格・設置位置等について監督職員の**指示**によらなければならない。
17．請負者は、古い支柱をていねいに取除かなければならない。
18．請負者は、追肥にあたっては、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を後から補うために主として、球状の無機質系肥料を与えなければならない。
　肥料の種類・使用量等は**設計図書**によるものとする。
19．請負者は、肥料の種類によって、養分が雨水等で流失しないようにしなければならない。
20．施肥は、樹木及び芝の生育過程で不足する肥料を補うとともに、土壌の改良もはかるものである。
21．肥料・土壌改良剤の種類・使用量・土の削り起し深さ等は、**設計図書**によるものとする。
22．請負者は、薬剤散布にあたっては、常に作業員の健康維持、沿道住民及び歩行者等の迷惑とならないようにするとともに、使用済の空瓶・空袋等は、危険のないように処理しなければならない。
23．薬剤の種類・作業時間等については、**設計図書**によるものとする。
24．街路樹等の応急維持

（1）街路樹等の応急維持班の構成は、表15－７とする。

表15－７　街路樹等の応急維持班の構成

区分＼構成	世話役	造園工	普通作業員	運転手	車種	摘要
応急維持　A	－	1	1	1	作業車	
応急維持　B	1	4	2	2	作業車 ライトバン	

（2）街路樹等の応急維持は、作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとする。

（3）街路樹等の応急維持は、昼間作業とする。

第21節　除　草　工

特仕15-21-1　一 般 事 項

1．現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ**提出**し、出来高の**確認**を得なければならない。
2．除草作業の種類は、人力除草、機械除草Ａ及び機械除草Ｂとする。
3．機械除草Ａは、肩掛式草刈機により地上高さ５㎝程度に刈り取るもので、道路ののり面（１：２程度より急な所）並びに道路予定地の場所とする。
4．機械除草Ｂは､ハンドガイド式草刈機により､地上高　５㎝程度に刈り取るもので､比較的平滑な広面（１：２程度以下の所）及び道路予定地の場所とする。

特仕15-21-2　道路除草工

1．請負者は、除草に先だち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。
2．請負者は、刈り取った草が路面に飛散するおそれのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面ではすみやかに片付けなければならない。
3．請負者は、除草中又は跡片付け中にのり面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、すみやかに監督職員に**報告**しなければならない。

第22節　除　草　工

特仕14-22-1　一 般 事 項

1．現場代理人は、日々の作業内容について作業日報を作成し、翌日の午前中に監督職員へ**提出**し、出来高の**確認**を得るものとする。　＊修正　・表現の統一
2．除草作業の種類は、人力除草、機械除草Ａ及び機械除草Ｂとする。
3．機械除草Ａは、肩掛式草刈機により地上高さ５㎝程度に刈り取るもので、道路ののり面（１：２程度より急な所）並びに道路予定地の場所とする。
4．機械除草Ｂは､ハンドガイド式草刈機により､地上高　５㎝程度に刈り取るもので､比較的平滑な広面（１：２程度以下の所）及び道路予定地の場所とする。

特仕14-22-2　道路除草工

1．請負者は、除草に先だち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。
2．請負者は、刈り取った草が路面に飛散するおそれのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面ではすみやかに片付けなければならない。
3．請負者は、除草中又は跡片付け中にのり面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、すみやかに監督職員に**報告**するものとする。　＊修正　・表現の統一

第23節　応急処理工

特仕15-23-2　応急処理作業工

1．応急維持班の構成は表15－８とする。

表15－８　応急維持班の構成

構成／区分	世話役	普通作業員	運転手	車種	昼夜別	摘要
応急維持　A	－	2	1	作業車	昼間	
〃　B	－	2	1	〃	夜間	
〃　C	1	3	1	〃	昼間	
〃　D	1	3	1	〃	夜間	
〃　E	1	5	1	〃	昼間	
〃　F	1	5	1	〃	夜間	

2．災害・交通事故等による道路の損傷等に伴う通行規制・標識設置・仮の保安施設の応急的な処置及びその他の作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとし、監督職員の**指示**により実施しなければならない。
3．応急維持の作業時間は、昼間作業は６時から20時までとし、夜間作業は20時から翌日６時までとする。
4．請負者は、災害等による特別な場合には、複数班又は連続作業（交代制）を行わなければならない。

第　16　章　雪　　寒

第３節　除　雪　工

特仕16-3-1　一般事項
1．雪寒機械乗務員の資格
（1）雪寒作業における乗務員の資格
① 請負者は、雪寒機械乗務員のうち１名は指定機関による「道路除雪講習会」の受講修了者としなければならない。
② 受講修了者は、他の雪寒機械乗務員に対して指導・教育を行い、雪寒機械操作の技術向上及び雪寒作業の安全性向上に努めるものとする。
③ 請負者は、受講修了者の受講修了証の写しを監督職員に**提出**しなければならない。
④ 受講修了証の有効期限は５年とする。
⑤ 受注時に受講終了資格が無い場合は、契約後対象とする雪寒機械を使用する前までに受講の上、受講修了証の写しを監督職員に**提出**しなければならない。
（2）対象とする雪寒機械

第24節　応急処理工

特仕14-24-2　応急処理作業工

1．応急維持班の構成は表15－８とする。

表15－８　応急維持班の構成

構成／区分	世話役	普通作業員	運転手	車種	昼夜別	摘要
応急維持　A	－	2	1	作業車	昼間	
〃　B	－	2	1	〃	夜間	
〃　C	1	3	1	〃	昼間	
〃　D	1	3	1	〃	夜間	
〃　E	1	5	1	〃	昼間	
〃　F	1	5	1	〃	夜間	

2．災害・交通事故等による道路の損傷等に伴う通行規制・標識設置・仮の保安施設の応急的な処置及びその他の作業出来形が不定形な作業で、主として役務的作業を行うものとし、監督職員の**指示**により実施しなければならない。
3．応急維持の作業時間は、昼間作業は６時から20時までとし、夜間作業は20時から翌日６時までとする。
4．請負者は、災害等による特別な場合には、複数班又は連続作業（交代制）を行わなければならない。

第　15　章　雪　　寒

第３節　除　雪　工

特仕15-3-1　一般事項
1．雪寒機械乗務員の資格
（1）雪寒作業における乗務員の資格
① 請負者は、雪寒機械乗務員のうち１名は指定機関による「道路除雪講習会」の受講修了者としなければならない。
② 受講修了者は、他の雪寒機械乗務員に対して指導・教育を行い、雪寒機械操作の技術向上及び雪寒作業の安全性向上に努めるものとする。
③ 請負者は、受講修了者の受講修了証の写しを監督職員に**提出**するものとする。　＊修正　・表現の統一
④ 受講修了証の有効期限は５年とする。
⑤ 受注時に受講終了資格が無い場合は、契約後対象とする雪寒機械を使用する前までに受講の上、受講修了証の写しを監督職員に**提出**するものとする。　＊修正　・表現の統一
（2）対象とする雪寒機械

対象とする雪寒機械は、凍結防止剤散布車、除雪グレーダ、ロータリ除雪車、除雪トラック、除雪ドーザ（スノーローダ）、小型除雪車とする。 **特仕16-3-8　雪道巡回工** 請負者は、雪道通常巡回の情報収集として、気象情報の収集を行うものとする。 ## 第　17　章　道　路　修　繕 **第１節　適　　用** 道路土工は「特仕」第１編第２章第４節道路土工、工場製品輸送工及び仮設工は「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工及び「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 **第３節　工場製作工** **特仕17-3-2　材　　料** 材料については、「特仕」第10編特仕4-3-2 材料の規定によるものとする。 **特仕17-3-3　床版補強材製作工** 床版補強材製作工の施工については、「特仕」第10編特仕4-3-3 桁製作工の規定によるものとする。 **第４節　舗　装　工** **特仕17-4-1　一 般 事 項** １．請負者は、舗設作業中に生ずる段差を下記により処理しなければならない。 なお、舗設段差の摺付に使用した合材を、次回の舗設に先だって取り除き、清掃してからでなければ次の舗装を行ってはならない。 （１）縦断段差 縦断方向の段差は一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により１：20以上の勾配で摺付けなければならない。 また、縦断方向の摺付は、本線舗装と同時施工するものとし、締固めも同機種で行わなければならない。 （２）横断段差 横断方向の段差は、生じないように施工するものとし、やむ得ず横断方向に段差を付した状態で、一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により、１：５程度で摺付けなければならない。 （３）支道摺付・路肩摺付 支道摺付は、本線舗装と平行して行うものとし、本線舗装と支道の段差をつけないよう施工しなければならない。やむを得ず段差が生じる場合の摺付勾配は１：10程度とし適切な保安施設を設置しなければならない。 ２．請負者は、本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させなければならない。 **第５節　排水構造物工** **特仕17-5-2　作業土工（床堀り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **第６節　縁　石　工**		
対象とする雪寒機械は、凍結防止剤散布車、除雪グレーダ、ロータリ除雪車、除雪トラック、除雪ドーザ（スノーローダ）、小型除雪車とする。 **特仕15-3-8　雪道巡回工** 請負者は、雪道通常巡回の情報収集として、気象情報の収集を行うものとする。 ## 第　16　章　道　路　修　繕 **第１節　適　　用** 道路土工は「特仕」第１編第２章第４節道路土工、工場製品輸送工及び仮設工は「特仕」第３編第２章第８節工場製品輸送工及び「特仕」第３編第２章第10節仮設工の規定によるものとする。 **第３節　工場製作工** **特仕16-3-2　材　　料** 材料については、「特仕」第３編特仕2-12-2 材料の規定によるものとする。 **特仕16-3-3　床版補強材製作工** 床版補強材製作工の施工については、「特仕」第３編特仕2-12-3 桁製作工の規定によるものとする。 **第５節　舗　装　工** **特仕16-5-1　一 般 事 項** １．請負者は、舗設作業中に生ずる段差を下記により処理しなければならない。 なお、舗設段差の摺付に使用した合材を、次回の舗設に先だって取り除き、清掃してからでなければ次の舗装を行ってはならない。 （１）縦断段差 縦断方向の段差は一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により１：20以上の勾配で摺付けなければならない。 また、縦断方向の摺付は、本線舗装と同時施工するものとし、締固めも同機種で行わなければならない。 （２）横断段差 横断方向の段差は、生じないように施工するものとし、やむ得ず横断方向に段差を付した状態で、一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により、１：５程度で摺付けなければならない。 （３）支道摺付・路肩摺付 支道摺付は、本線舗装と平行して行うものとし、本線舗装と支道の段差をつけないよう施工しなければならない。やむを得ず段差が生じる場合の摺付勾配は１：10程度とし適切な保安施設を設置しなければならない。 ２．請負者は、本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させなければならない。 **第６節　排水構造物工** **特仕16-6-2　作業土工（床堀り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。 **第７節　縁　石　工**	＊修正 ＊修正	・引用条項番号の修正 ・引用条項番号の修正

特仕17-6-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕16-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第７節　防 護 柵 工	**第８節　防 護 柵 工**		
特仕17-7-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕16-8-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第８節　標　識　工	**第９節　標　識　工**		
特仕17-8-1　一 般 事 項 請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-8-1 の規定によるものとする。	**特仕16-9-1　一 般 事 項** 請負者は、標識工の施工にあたっては、「特仕」第10編特仕2-9-1 の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第11節　道路付属施設工	**第12節　道路付属施設工**		
特仕17-11-3　境　界　工 境界工の施工については、「特仕」第10編特仕2-11-3 境界工の規定によるものとする。	**特仕16-12-3　境　界　工** 境界工の施工については、「特仕」第６編特仕1-12-2 境界工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第12節　擁　壁　工	**第14節　擁　壁　工**		
特仕17-12-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕16-14-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第13節　石・ブロック積（張）工	**第15節　石・ブロック積（張）工**		
特仕17-13-2　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕16-15-2　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第14節　カルバート工	**第16節　カルバート工**		
特仕17-14-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕16-16-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第15節　法　面　工	**第17節　法　面　工**		
特仕17-15-2　植　生　工 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-7 植生工の規定によるものとする。	**特仕16-17-2　植　生　工** 植生工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-2 植生工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕17-15-3　法面吹付工 法面吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-6 吹付工の規定によるものとする。	**特仕17-15-3　法面吹付工** 法面吹付工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-3 吹付工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正

特仕17-15-4　法　枠　工 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-5 法枠工の規定によるものとする。	**特仕17-15-4　法　枠　工** 法枠工の施工については、「特仕」第３編特仕2-14-4 法枠工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第16節　落石雪害防止工	**第18節　落石雪害防止工**		
特仕17-16-2　材　　料 請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料は、「特仕」第10編特仕1-9-2 材料の規定によるものとする。	**特仕16-18-2　材　　料** 請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料は、「特仕」第10編特仕1-11-2 材料の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕17-16-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕16-18-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
第17節　橋梁床版工	**第19節　橋梁床版工**		
特仕17-17-3　床版補強工（鋼板接着工法） 床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、「特仕」第10編特仕15-13-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。	**特仕16-19-3　床版補強工（鋼板接着工法）** 床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕17-17-4　床版補強工（増桁架設工法） 床版補強工（増桁架設工法）の施工については、「特仕」第10編特仕15-13-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。	**特仕16-19-4　床版補強工（増桁架設工法）** 床版補強工（増桁架設工法）の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕17-17-5　床版増厚補強工 床版増厚補強工の施工については、「特仕」第10編特仕15-13-5床版増厚補強工の規定によるものとする。	**特仕16-19-5　床版増厚補強工** 床版増厚補強工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-5床版増厚補強工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
特仕17-17-6　床版取替工 床版取替工の施工については、「特仕」第10編特仕15-13-6床版取替工の規定によるものとする。	**特仕16-19-6　床版取替工** 床版取替工の施工については、「特仕」第10編特仕14-14-6床版取替工の規定によるものとする。	＊修正	・引用条項番号の修正
第22節　橋脚巻立て工	**第24節　橋脚巻立て工**		
特仕17-22-3　作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。	**特仕16-24-3　作業土工（床掘り・埋戻し）** 作業土工の施工については、「特仕」第３編特仕2-3-3 作業土工の規定によるものとする。		
特仕17-22-4　ＲＣ橋脚鋼板巻立て工 １．無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂は、表17－２，３、シールおよびパテ用エポキシ樹脂については、「特仕」第２編2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表２－18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を１ロット毎に**提出**しなければならない。	**特仕16-24-4　ＲＣ橋脚鋼板巻立て工** １．無収縮モルタルおよびエポキシ系樹脂は、表17－２，３、シールおよびパテ用エポキシ樹脂については、「特仕」第２編2-13-1エポキシ系樹脂接着剤の表２－18の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を１ロット毎に**提出**するものとする。	＊修正	・表現の統一

表17－２無収縮モルタル（プレミックスタイプ）の試験項目と規格

項目	規格値	備考
コンシステンシー（流下時間）	セメント系：8±2秒	J_{14}ロート試験
ブリージング	練り混ぜ２時間後でブリージングがないものとする。	JIS A 1123
凝結時間	始発：1時間以上（500psi） 終結：10時間以内（4000psi）	ASTM C 403 米国工兵隊規格
膨張収縮率	材令７日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充てんモルタルの施工要領」※

表17－２無収縮モルタル（プレミックスタイプ）の試験項目と規格

項目	規格値	備考
コンシステンシー（流下時間）	セメント系：8±2秒	J_{14}ロート試験
ブリージング	練り混ぜ２時間後でブリージングがないものとする。	JIS A 1123
凝結時間	始発：1時間以上（500psi） 終結：10時間以内（4000psi）	ASTM C 403 米国工兵隊規格
膨張収縮率	材令７日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充てんモルタルの施工要領」※

圧縮強度	材令 3日：25N/mm²以上 材令28日：44N/mm²以上	JIS A 1108 供試体 径5cm×高さ10cm

※「土木学会」膨張コンクリート設計施工指針付録書

表17－３　定着アンカー注入用エポキシ系樹脂の試験項目と規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値
比重	JIS K 7112	20℃ 7日間	―――	1.2±0.2
可使時間	温度上昇法	20℃	分	30 以上
粘度	JIS K 6833	〃	mPa･s	5,000 以下
圧縮降伏強度	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm²	50 以上
曲げ強度	JIS K 7203	〃	〃	40 〃
引張強度	JIS K 7113	〃	〃	20 〃
圧縮弾性係数	JIS K 7208	〃	〃	(1.0～8.0)10³以上
引張せん断強度	JIS K 6850	〃	〃	10 以上
衝撃強度	JIS K 7111	〃	KJ/m²	3.0〃
硬度	JIS K 7215	〃	HDD	80 〃

2．塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるＣ－５系を基本とするものとする。

3．塗料の色調は淡彩色とする。なお、色彩の決定にあたっては、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

4．根巻きコンクリートおよび中詰コンクリートに使用するシーリング材は、原則としてシリコーン系の２成分形シーリング材を使用し、表17－４の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を監督職員に**提出**しなければならない。

表17－４　シーリング材の試験項目と規格

項目		単位	規格	摘要
硬化前	押出し性	秒	3～8	JIS A 5758
	可使時間	時間	1～5	〃
	タックフリー	〃	1～12	〃
硬化後	比重	――	1.30±0.10	JIS K 7112（硬化物）
	50%引張応力	N/cm2	5～20	JIS A 5758
	最大引張応力	〃	30～150	〃
	伸び	%	600～1200	〃
	加熱減量	〃	1～3	〃
耐久性区分		――	10030(9030)	JIS A 5758
硬さ		――	10～20	JIS K 6301

5．請負者は、無収縮モルタルの現場管理項目と試験頻度は、表17－５によるものとし、規格値と比較してその性能に問題のないことを**確認**しなければならない。

圧縮強度	材令 3日：25N/mm²以上 材令28日：44N/mm²以上	JIS A 1108 供試体 径5cm×高さ10cm

※「土木学会」膨張コンクリート設計施工指針付録書

表17－３　定着アンカー注入用エポキシ系樹脂の試験項目と規格

試験項目	試験方法	試験条件	単位	規格値
比重	JIS K 7112	20℃ 7日間	―――	1.2±0.2
可使時間	温度上昇法	20℃	分	30 以上
粘度	JIS K 6833	〃	mPa･s	5,000 以下
圧縮降伏強度	JIS K 7208	20℃ 7日間	N/mm²	50 以上
曲げ強度	JIS K 7203	〃	〃	40 〃
引張強度	JIS K 7113	〃	〃	20 〃
圧縮弾性係数	JIS K 7208	〃	〃	(1.0～8.0)10³以上
引張せん断強度	JIS K 6850	〃	〃	10 以上
衝撃強度	JIS K 7111	〃	KJ/m²	3.0〃
硬度	JIS K 7215	〃	HDD	80 〃

2．塗料の種類、各層毎の標準使用量および標準膜厚は、「鋼道路橋塗装・防食便覧」（平成17年12月（社）日本道路協会）によるＣ－５系を基本とするものとする。

3．塗料の色調は淡彩色とする。なお、色彩の決定にあたっては、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。　＊修正　・表現の統一

4．根巻きコンクリートおよび中詰コンクリートに使用するシーリング材は、原則としてシリコーン系の２成分形シーリング材を使用し、表17－４の試験項目と規格値に適合することを証明する試験成績表を監督職員に**提出**するものとする。　＊修正　・表現の統一

表17－４　シーリング材の試験項目と規格

項目		単位	規格	摘要
硬化前	押出し性	秒	3～8	JIS A 5758
	可使時間	時間	1～5	〃
	タックフリー	〃	1～12	〃
硬化後	比重	――	1.30±0.10	JIS K 7112（硬化物）
	50%引張応力	N/cm2	5～20	JIS A 5758
	最大引張応力	〃	30～150	〃
	伸び	%	600～1200	〃
	加熱減量	〃	1～3	〃
耐久性区分		――	10030(9030)	JIS A 5758
硬さ		――	10～20	JIS K 6301

5．請負者は、無収縮モルタルの現場管理項目と試験頻度は、表17－５によるものとし、規格値と比較してその性能に問題のないことを**確認**するものとする。　＊修正　・表現の統一

表17－５　無収縮モルタルの現場管理試験

項目	試験頻度
コンシステンシー（流下時間）	1日に2回（午前、午後各1回） 圧縮強度試験用供試体作成時
練り上がり温度	
膨張収縮率	無収縮モルタル充填開始前に1回 (3個／回)
圧縮強度	1m³に1回または1日に1回 材令　３日　：　3個／回 材令２８日　：　3個／回

６．請負者は、定着アンカーの注入用エポキシ系樹脂の現場管理は、以下の試験項目、検査頻度により行わなければならない。

（１）施工中、１日１回、樹脂を紙コップに採取して、その硬化状態を観察するものとする。

（２）上記にて硬化状態を**確認**するほかに、施工中１月１回、現場採取した供試体で下記の試験を行い、規格値と比較してその性能に問題のないことを**確認**するものとする。

試験項目：比重（硬化物）、圧縮降伏強度、曲げ強度、引張強度、圧縮弾性係数

なお、シール用エポキシ系樹脂については、注入用エポキシ系樹脂を注入する時に硬化を**確認**できるので省略してよい。

第23節　現場塗装工

特仕17-23-2　材　　料

現場塗装の材料については、「特仕」**第10編特仕4-3-2** 材料の規定によるものとする。

第24節　トンネル工

特仕17-24-2　材　　料

内装板に使用する材料は、**設計図書**によるものとし、その他の材料については、「特仕」第２編材料の**規定**によらなければならない。

表17－５　無収縮モルタルの現場管理試験

項目	試験頻度
コンシステンシー（流下時間）	1日に2回（午前、午後各1回） 圧縮強度試験用供試体作成時
練り上がり温度	
膨張収縮率	無収縮モルタル充填開始前に1回 (3個／回)
圧縮強度	1m³に1回または1日に1回 材令　３日　：　3個／回 材令２８日　：　3個／回

６．請負者は、定着アンカーの注入用エポキシ系樹脂の現場管理は、以下の試験項目、検査頻度により行わなければならない。

（１）施工中、１日１回、樹脂を紙コップに採取して、その硬化状態を観察するものとする。

（２）上記にて硬化状態を**確認**するほかに、施工中１月１回、現場採取した供試体で下記の試験を行い、規格値と比較してその性能に問題のないことを**確認**するものとする。

試験項目：比重（硬化物）、圧縮降伏強度、曲げ強度、引張強度、圧縮弾性係数

なお、シール用エポキシ系樹脂については、注入用エポキシ系樹脂を注入する時に硬化を**確認**できるので省略してよい。

第25節　現場塗装工

特仕16-25-2　材　　料

現場塗装の材料については、「特仕」**第３編特仕2-12-2** 材料の規定によるものとする。

＊修正　・引用条項番号の修正

第26節　トンネル工

特仕16-26-2　材　　料

内装板に使用する材料は、**設計図書**によるものとし、その他の材料については、「特仕」第２編材料の**規定**によるものとする。

＊修正　・表現の統一